### 平 成 16 年 度

# 予算特別委員会会議録

開会 平成 16 年 3 月 12 日

閉会 平成 16 年 3 月 17 日

## 上富良野町議会

#### 平成16年上富良野町予算特別委員会会議録(第1号)

平成16年3月12日(金曜日) 午前9時00分開会

#### 委員会付託案件

議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計予算

議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算

議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

議案第 7号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

議案第 8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算

議案第 9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算

#### 出席委員(17名)

委	員	長	西	村	昭	教	君	副委	員長	向	Щ	富	夫	君
委		員	清	水	茂	雄	君	委	員	徳	島		稔	君
委		員	岩	崎	治	男	君	委	員	梨	澤	節	Ξ	君
委		員	小	野		忠	君	委	員	米	谷		_	君
委		員	岩	田	浩	志	君	委	員	吉	武	敏	彦	君
委		員	米	沢	義	英	君	委	員	仲	島	康	行	君
委		員	中	村	有	秀	君	委	員	金	子	益	Ξ	君
委		員	村	上	和	子	君	委	員	長名	川	徳	行	君
=		_	eric.	÷17	224	$\neg$	-							

委 員 渡 部 洋 己 君 (議長 中川一男君 (オブザーバー))

#### 欠席委員(0名)

#### 早退委員(0名)

#### 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町			長	尾	岸	孝	雄	君	助		役	植	田	耕	_	君
収	)	\	役	樋		康	信	君	教	育	長	高	橋	英	勝	君
総	務	課	長	田	浦	孝	道	君	企画	調整	課長	中	澤	良	隆	君
税	務	課	長	越	智	章	夫	君	町民	生活	課長	米	田	末	範	君
保息	建福	祉 課	長	佐	藤	憲	治	君	農業	振 興	課長	小	澤	誠	_	君
道旨	路 河	川課	長	田	中		博	君	商工観光	ťまちづ <sup>、</sup>	くり課長	垣	脇	和	幸	君
솘	計	課	長	高	木	香代	子	君	農業委	員会事	務局長	谷	П	昭	夫	君
管	理	課	長	上	村		延	君	社会	教育	課長	尾	崎	茂	雄	君
特別	養護老	₹人ホ <b>ー</b> ム	所長	林	下	和	義	君	上下	水道	課長	早	]]]	俊	博	君
町式	<b>江病</b> 院	完事系	人	Ξ	好		稔	君	関係	する誤	<b>果長補佐、</b>	係長	等			

#### 議会事務局出席職員

局	長	北	Ш	雅	_	君	次	長	菊	池	哲	雄	君
係	長	北	Ш	徳	幸	君							

午前 9時00分 開会 (出席委員 17名)

事務局長(北川雅一君) おはようございます。 予算特別委員会に先立ちまして、議長、町長から ごあいさつをいただきたいと思います。

最初に、議長、ごあいさついただきます。

議長(中川一男君) おはようございます。

本当にきょうは、春が来たのではなくて冬が戻ってきたという天候でございまして、なかなか体調はついていけないというところでございますが、きょうから4日間、予算特別委員会ということで、御参集いただきましてありがとうございます。

予算というものは、富の分配であります。国、 道、町とこの富をいかに町民、地域住民に分配して いくかと、そのきょうは大事な日でございます。そ して、この予算案を執行することが上富良野町民に 対しての安心・安全、また利便、そういうものをも たらすものなのか、皆さん方が町民に成りかわり、 慎重なる審議をし、裁定を下していただければと 思っております。

大変これからの4日間長丁場でございますが、慎 重審議をしていただきたいと思います。本日は御苦 労さまです。ありがとうございます。

事務局長(北川雅一君) 続きまして、町長から ごあいさつをいただきます。

町長(尾岸孝雄君) 皆様おはようございます。 ただいま議長からお話ありましたように、今定例 会2日目におきまして御提案させていただきまし た、平成16年度の予算審議のための予算特別委員 会ということで、御多用の中御参集を賜り、御審議 賜りますことまずもって心から厚く御礼を申し上げ たいと存じます。

平成16年度の予算編成に当たりましては、執行方針で述べさせていただいておりますので、細部にわたりましてのお話しは避けさせていただきすが、大変に厳しい財政運営の中で、皆様方の町民の方々の期待に沿う部分を先送りせざるを得なかった部分もあるわけでありますが、そういった対応の中で、継続して編成できる、財政運営ができる方の中を模索しながら、平成16年度の予算を策定していただいておるところでございますので、よろしく御審議を賜りまして、御議決賜りますことをお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつにかえせていただきます。どうかひとつよろしくお願いいたします。

事務局長(北川雅一君) では、正副委員長の選出でございますが、3月3日の定例会で、議長を除く17名をもって予算特別委員会を構成しておりま

すので、正副委員長選出につきましては、議長から お諮り願います。

議長(中川一男君) 正副委員長の選出について お諮りいたします。

先例によりまして、委員長に副議長、副委員長に は総務文教常任委員長ということでございますが、 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長には西村昭教 君、副委員長は向山富夫君に決しました。よろしく お願いします。

事務局長(北川雅一君) 西村委員長は、委員長 席の方へ御着席願います。

それでは、委員長からごあいさつをいただきます。

委員長(西村昭教君) おはようございます。

平成16年度の予算特別委員会ということで、委員長に就任をさせていただき、初めての委員長ということで、ふなれな部分もございますけれども、皆様方の温かい御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

非常に財政は厳しいわけでありますけれども、そういう中で我が町も非常に厳しい中で、町長を先頭にそれぞれの所管の課長を中心に、16年度の予算が提出されたわけでありますけれども、そういう苦労もこの予算の中にはあろうかと思いますので、ひとつその点も十分考慮に入れた中で、皆さん方の慎重なる審議をお願い申し上げる次第であります。

非常に厳しい状況の財政状況ということでは、や はり町民にもある程度それなりの負担も強いる部分 もあろうかと思うわけでありけれども、これからの 財政状況を見ますと、当然そういうこともやむを得 ないと、あるいは本来のそういう姿にあるべきなの かなというような気もするわけでありますけれど も、そういう中でひとつそれぞれ予算案が数字とし て決まってきております。むしろその取り組む内容 について、本当に町民の立場に立って行政効果を最 大限に発揮できるのかどうかと、そういう観点で御 審議をいただければ非常に幸いかと思うわけであり ます。ふなれではございますけれども、きょうから 4日間誠心誠意進めてまいりたいと思いますので、 よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。一言 就任に当たりまして、ごあいつ申し上げます。よろ しくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は17名であり、 定足数に達しておりますので、これより予算特別委 員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程等について、事務局長から説明させます。

#### 事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御説明申し上げます。

本特別委員会の案件は、平成16年度第1回定例会において付託されました議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成16年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算の9件であります。

本特別委員会の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、3月12日から17日までの6日間とし、本日議案第1号の補足説明と事項別明細書の歳出第7款までの質疑を行います。

2日目の、15日は、議案第1号の事項別明細書 の歳出第8款からの質疑を行います。

3日目の16日は、議案第2号、議案第3号、議 案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、 議案第8号並びに議案第9号の補足説明と質疑を行 います。

4日目の17日は、本特別委員会の最終日で、全 案件の審査意見の調整と討論、表決の順で御審議を 賜りたいと存じます。

なお、審議の順序等の詳細につきましては、本日 配付の議事日程のとおりであります。

なお、本特別委員会の説明員でありますが、町長を初め四役と一般会計につきましては、当日の議案に関係する課長、課長補佐並びに係長等とし、各特別会計及び企業会計につきましては、その会計に関する課長、課長補佐並びに係長等の出席といたしたいと思いますので、御了承賜りたいと存じます。

説明は、自席にてさせていただきます。

なお、最終日に予定されております意見調整に当たりましては、議会運営に関する先例により、2分科会単位で予算案審査意見の取りまとめをいただきますよう、あらかじめお願い申し上げます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明の とおりといたしたいと思います。これに御異議ござ いませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。 よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明の とおり決しました。

次に、お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いは委員長 の許可といたしたいと存じます。これに御異議ござ いませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。 よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱い は委員長の許可とすることに決しました。

委員並びに説明員にあらかじめお願いを申し上げ ます。

審議中の質疑、答弁につきましては、要点を明確 にし、簡潔に御発言をお願いいたします。

なお、委員におきましては、質疑区分ごとに一問 一答方式で、1項目ごとに質疑を行いますので、御 協力をお願いいたします。

これより、議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算の件を議題といたします。

初めに、追加配付資料について説明の申し出がありますので、許可します。

#### 総務課長。

総務課長(田浦孝道君) おはようございます。 それでは、さきに配付してございました、予算特別委員会の事前配付資料につきまして、私の方から 一括して説明を申し上げたいと思います。

議案の配付日、2月の27日でありますけれども、表題が予算特別委員会事前配付資料というもので資料1から資料5までつけまして配付してございますので、そちらの資料をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか、おわかりですか。

それでは、ただいま申し上げました資料をごらんいただきたいと思いますが、目次に記載しておりますとおり、資料1から資料5までの内容になってございますので、私の方から概要を一括しまして順次申し上げてまいりたいと思います。

最初の資料1についてでございますが、ここでは、国の平成16年度の予算等の内容を網羅してございます。特に2ページ以降には、国の方針に基づく地方財政対策の内容を載せております。また、4ページの下段では、ごらんいただきたいと思いますが、1兆円規模となりました国庫補助負担金の見直し状況を掲載してございます。

また、次の5ページの中ほどには、地方交付税総額の状況について載せております。さらに6ページの下段の表でありますが、ごらんいただきたいと思いますが、ここでは三位一体改革の国庫補助負担金

の見直しによりまして、上富良野町での影響等を載せてございますので、ぜひ参考に願いたいと思います。

次、資料2の方に移ります。資料2におきまして は、財政資本について載せてございます。

ここでは御案内のとおり地方交付税などの一般財源が大幅に減額されてございます。また、今後も引き続きその額につきましては削減傾向で推移しますことから、このままの状況では今後も悪化し、極めて厳しくなることを予測してございます。

また、この表の下段におきましては、財政比率の 用語につきまして解説を付してございますので、参 考にしていただきたいと思います。

次に、資料3に移ります。

資料3におきましては、第4次上富良野町総合計画実施計画についての内容を網羅してございます。この資料の掲載方法につきましては、昨年度と同様でありますが、期間につきましては、ローリングしてございますので、平成16年度から平成18年度までの3カ年間で実施計画書としてまとめております。

まず、内容を申し上げますが、1ページから2ページにかけましては、第4次総合計画の施策大綱に定めております四つの施策体系ごとに、3カ年間の中で各年度別の予定事業の金額、さらにはその財源の内訳を総括的に記載したものでございます。ここの部分の詳細の内容につきましては、6ページ以降に掲載してございますので、後ほどごらんを願いたいと思います。

それと、3ページから4ページ、5ページにかけまして、各年度別の収支見込み状況を資金計画書として掲載しております。特に3ページの平成16年度の内容につきましては、今回御提案します予算の状況を各区分ごとに決算に至ります状況を見込みまして、決算見込額に置きかえまして、内容を網羅してございます。決算額については、括弧書きで掲載してございますので、括弧の外書きについては当初の予算額ということで、比較対比でごらんをいただきたいと思います。

ここでも国の具体的な三位一体改革の影響を大きく受けまして、その額は単純に収支バランスを図ることのできない範囲でありますことから、平成17年度以降におきましては、現段階では財源が大きく不足しますし、さらに、財政調整基金につきましても未調整の状態で掲載をしてございますので、ごらんをいただきたいと思います。

したがいまして、現在の財政構造のままでは、収 支バランスをとり続けることができませんことか ら、これらへの対策としまして、町政執行方針でも 述べておりますように、この4月の新体制の中で、 新たな財政構造改革に取り組み、その成果をできる 限り早期に反映する必要があるところであります。

さらに、不足する財源の状況に応じまして、最終的には基金を取り崩すなどの判断を問われることになるところであります。

なお、今後の予算の編成に当たりましては、基本 的には収支均衡を図っていくことを基本としている ところであります。

次、資料4に移ります。

この資料4につきましては、御案内のとおり行財 政改革実施計画、現行計画の効果額一覧表として掲載をしてございます。内容につきましては、第3次 の行革大綱に基づきます実施計画で定めました項目 ごとに、この期間、3カ年間の成果内容について掲載をしているところであります。

御案内のとおり現時点での成果総額については、3億1,000万円となってございますが、まだ決算期を迎えていませんことから、今後の決算に基づきます最終の成果報告につきましては、改めまして時期を見ながら何らかの形で報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、資料5に移りまして、内容を申しあげます。ここでは総じて厳しい地方財政の現況にありますことは、上富良野町においても同じでありまして、町の将来をも大きく左右する緊急かつ最重要課題となっていますことから、本町が将来に向けまして、持続可能となる財政構造に改めるための基本的な考え方の素案を示すものでございます。

さきに町長が執行方針でも示してございますように、この4月からの新執行体制におきまして、構造改革をできるだけ早期に具現化し、また組織挙げまして取り組み、将来に向けまして少しでも希望の持てる環境の中でまちづくりを継続しなければならないと考えているところであります。この財政構造の改革に当たりましては、歳出の見直しが中心となるなど、選択肢が大変限られてくると思いますが、議員を初め多くの町民の方々から意見を伺い、また町民の皆さんとともに議論をし、実践することが重要と考えておりますので、議員各位の忌憚のない御提言・御助言等をいただきたく、よろしくお願い申し上げるところであります。

なお、この件につきましては、取り急ぎ3月10日発行の町広報誌を通じまして町民に対し広く意見を募集する記事を掲載しましたことから、今後寄せられる意見内容を踏まえまして、反映できるものにつきましては、できるだけ反映をして基本方針や具体的計画を定めていくことにしてございます。

以上が、このたびの予算特別委員会におけます、

審議の参考としていただくための事前配付しました 資料の概要の説明でございます。どうぞよろしくお 願い申し上げたいと思います。

委員長(西村昭教君) 以上で、資料の説明を終わります。

質疑のある場合は、挙手の上議席番号を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、発言をされるようお願いを申し上げます。

また、説明員は挙手の上職名を告げ、委員長の許可を得た後に説明員席で起立の上説明をお願いいたします。

ただいまの資料説明について、質疑があれば承り ます。

4番梨沢委員。

4番(梨澤節三君) 説明を聞いておりまして、 これは16、17、18、この予算の状況をみてい きますと、非常に厳しいものがあります。それで、 今、行政改革ということでやっておられるのです が、その行政改革というのはどこに焦点を置いて やっているのかと。まず、これはこの予算書非常に 御苦労さまでした。とにかくない予算の中でいるい ろやって、中にはおかしなのもちょっとありますけ れども、それは数の中だから仕方ないでしょうけれ ども大変御苦労さまでした。それで、やっていてむ なしさを町長与えているのではないですか。職員に やらせていて、むなしさを与えていると私どうも行 政改革というのを、国の構造改革である市町村合併 というのがどんと来ているのですよ。これに対する 町としてどうするかというものが決まらなかった ら、行政改革にせよ何にせよ決まらないと思うので す。決めたところでどうなるのという、さきの議会 で同僚議員の一般質問に、55%が北海道でも合併 協議会が立ち上がっていると。多分この3月終わる と60%超えている。6月になれば80%を超えて いるという、そういう状況になっていく中で、町長 は自立宣言をしているのですよ。平成17年3月ま で、いわゆる特例債のある間は合併しないというこ とを宣言をしているわけですよ。これ来年なのです よ。職員は今この作業をやっていて、言いたくても 言えないのです、議員は何をやっているって、目が 私に怒りつけているのですよ。目も見られない、恐 ろしくて。腹の中がよく出てきております。ここの ところをはっきりしなかったら、要するに構造改革 どんどんやっていいよ、自立だよということで、決 まっていてやるのならいいですけれども、このとこ ろが決まらない、町民の声も聞いていない、議会も 言っていないのに町長だけ言っていて、それでいい のかと。合併なら合併でまた私言いたいところある のですよ、勝手に下げたり、手数料・使用料を取っ て、そんなことやることないのですよ、そのままで 行けばいいのですよ、ずっと。そして、5市町村見 比べていけばいいのです。相手がいないとか、そう いうことを言っておりますけれども、今言われた広 報3月号を見ますと、合併に関する意見20件来て おりますよ。まだ合併というのは決まっていない と、20件ということは2,000人以上の人がそ う思っているはずです。そういう中で、ここのとこ ろを、予算書はこれから入っていきますからいいけ れども、まず予算書に入る前のここが大事だと思う のですよ。自立宣言ということは合併をしないとい うことをはっきり言われたわけですよね。では状況 が変わっていった先ほど言ったように、今現在55 %であると、合併協議会が立ち上がっているのが、 そしてこれが終わっていった6月には80に行くと いう状況になったとき、変わらないのかなと。変 わった状態で一生懸命やってですよ、いろいろなと ころ圧縮していって、合併といったときに辛い思い するのはまた職員なのですよ。

そこで、これは町長ばかり責めてもあれなのですが、矢祭町というのは合併を宣言して、私も土曜講座行っておりましたから、土曜講座行っておりまして.....。

委員長(西村昭教君) 梨澤さん、先ほどの今の質問ですけれども、資料の説明に対しての質疑でありますので、それに関係がなければ、この後の予算の執行の中で質問をすることは御自由ですけれども、もう少し明確に資料に対しての何か中身に質問があるのであれば、それについてきちっと質問していただきたいと思います。お願いいたします。

4番(梨澤節三君) 今ねそこなのです、入り口なのです。入り口についての考え方について言っているわけなのです、入り口の。

委員長(西村昭教君) わかりました。簡潔明瞭 にお願いいたします。

4番(梨澤節三君) これから入っていきますねということで言っておりますから。(「簡潔明瞭にお願いいたします。」と言う者あり)だから、そういうことにならないということなのですよ。今言っていることは、職員の心の代弁をしているし、それから、これから議会もこうですよということも言って、かつ予算というものについての考え方ということを私は今言おうとしているのです。(「そうしたら、それに入ってください。」と言う者あり)だから、あなたと話する気はないのですよ、私は。

委員長(西村昭教君) 私も話する気はありませんですけれども、簡潔明瞭にお願いいたします。

4番(梨澤節三君) こういう今議会のことを言 おうとしたわけなのです。議会も皆さん、町民の代

表ですから、いろいろありますよ。この矢祭町とい うところに先ほど言ったように、和寒町の議員が 行って、やっぱり8,000人ぐらいですよ。そし て議員の数は5人ぐらい、5人にしましたと。あな たたち自立してやるのならこれぐらい考えなさい、 こういうことなのです。事々そういうことで腹を据 えて町民が一体となってやるのならいいのですけれ ども、そうでなかったならば、ただ町長が町長だけ の考えでもって、今、町長だからそれはそれでいい ですけれども、今大変な状況が来ているということ を踏まえて、この予算というものをつくっていかな いと誤るのではないでしょうか、この町の進み方。 これがさっき言った55から60、80。そして、 やっぱり合併でしたといったときに、そのときに辛 い思いするという状況生まれないでしょうか、町長 にお聞きいたします。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきますが、本質的に何を問われたのか、ちょっと明確にわかりませんけれども、1点、ひとつ誤解のないようにお願いしたいと思います。

私が合併特例法のある期間は合併しないというこ とは、それは申し上げておりません。特例債をもら うことを目的にした合併はしませんということはお 話ししていますけれども、特例法のある期間中は合 併しないということを申し上げてはおりませんの で、他の委員さんも、もし今の梨澤委員さんのよう な理解をされていたら、ひとつ誤解であります。私 は合併特例債を目的として、それをもらうために合 併をするということは考えておりませんというこを 申し上げておるわけでありますし、また、加えて現 時点で私は自立の道を宣言しておりません。合併を 協議する相手がいないので、合併を例えば、選択し なければならないという状況になったとしても、相 手がいないから自然と自立の道を今は現時点は自立 の道を進んでいかなければなりませんよということ を申し上げておるということで、御理解いただきた

それから、もう1点、合併する、しないにかかわらず、予算編成はしなければなりませんし、構造改革はしなければならないと私は思っています。合併するから構造改革は要らないということではないと、合併するしないにかかわらず、自立するということにかかわらず、現状の国の地方財政の方向性を見きわめた中で、私はそれにのっとった構造改革をしていかなければならないと。そのために先ほど総務課長が説明させていただきましたような手法で、私が就任させていただいて3回目になるわけであり

ますけれども、この4月から新たな部署をつくって、行財政改革の抜本的な取り組みを進めていきたいと。そして、そのことによって継続的な財政運営ができる基盤づくりをしたいというふうに思っておるということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。ほか に。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 第4次総合計画の関係の 7ページから8ページ、実施計画なのですね。この 中の豊かな心の人のまち、その他ということで11 3、上富良野高等学校卒業者就学資金貸し付けの関 係なのです。これ事業年度が13年から20年と なっております。しかし、この条例は平成13年か ら17年3月までの卒業者という時限立法のもとで 条例がなっているのですね。そうすると18年が2 40万円、それから19年度、20年度が180万 円ですね。そうすると条例が時限立法でこうなって いるのに、何でこういう形で計上されたかと。基本 的にこの進学貸付金の関係は、時限立法そのまま継 続するという判断か、もう一つは、19・20年度 が180万円ということになると、いうなれば90 万円。90万円の落とすということなのか、現実的 に時限立法条例の範囲の中で、僕はこの計画を出す べきだという判断をしているのですね。その点で基 本的なことなのでお尋ねいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 11番中村委員の御質 問にお答えします。

これは委員がおっしゃるように、条例内容については時限的な状況になってございます。しかしながら、御案内のとおり、学歴を積むに当たりましては、新入学につきましては、今申し上げましたような期間で打ち切りますが、在籍中については継続するということでございますので、新規の貸し出しについては今申し上げますような期間で時限的に取り扱うということでございます。

そんなようなことで、一定期間についてはその後貸し出しをするのも、既に認定をしたものについては貸し出しをするもの、それから、回収をするという資金の運用面がございますので、そういう観点でここにのせたということを御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 11番。

11番(中村有秀君) それはある程度理解できるのですよ、17年3月卒業者が進学資金貸し付けを受ければ、その後出ていくのはわかるのだけれども、例えば18年度と金額が若干落ちているという

ことは、あくまでそれでは年度別に、例えば4年制、2年制の場合ありますから、17年卒業して18年で終わる人もいるし、それから順次ということで、基本的にはもうこの時限立法は17年の卒業者までということで、理解をしてよろしいですね。確認いたします。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 今、委員がおっしゃる ように、現段階では条例の明記どおり運用する考え 方でございます。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) それであれば時限立法が 17年3月卒業者まで切れるということになります と、この中で当年卒業したけれども、受験に失敗し たとか、希望に沿わないあれだと翌年に出てきます ね、18年。そうするとこの18年の卒業者も貸し 付けの対象になるかどうか。一応条例から言えば、 翌年の当年度と翌年度ということも含まれてますか ら、その点ももう1点確認したいと思います。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 中村委員の考え方は、次年度に及ぶのかという意味かと思うのですが、18年度については、あくまでも年次を17年度で区切ってございますので、18年度以降については適用ないというふうに条例を解釈するようになると思われます。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) この条例の中に当年度、例えば、17年3月卒業、それから翌年の卒業者も対象にするということになっているのね、新たにですよ。だから、17年の3月の卒業者までということは基本的になっているけれども、そういういろいろな事情で翌年のということもはっきりうたわれているのですよ。ですから、私は17年度卒業したけれども、18年度に就学をしようという人も対象になるのですねということで、確認をしたいのですよ。

委員長(西村昭教君) 暫時休憩します。

午前 9時37分 休憩 午前 9時39分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き再開い たします。

教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 中村委員の上富良野高校の教育振興についての、その中の就学資金の問題なのですけれども、私たちの担当する部局といたしましては、とにかく魅力ある学校づくりということ

で、一つの区切りとして5年の時限立法で理事者に お願いして、配慮して条例を制定していただいてお ります。

その中で、今、委員から質問のあるように、例えば1年間、例えば大学行くときに、予備校やなんか行った。例えば専門学校にも転学するというような者については、そういう生徒についても1年間は拾ってあげようということで解釈しておりますので、ただ、この条例がすぽんと今断言してやめるということには、私たちの担当者としては事業効果があれば、その時点でこの条例についての再検討したいということで考えておりますので、そういうことで御理解いただければと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 他に質問ございませんか。

15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) ただいま冒頭に説明いただきました資料に関連してお尋ねさせていただきたいと思います。

これは実施計画書にかかわりまして年度別の資金 計画書が示されておりますが、17年度、18年度 の資金計画の中で、歳入に不足を来したままの収支 の差額が のままで予算が計画されておりますが、 基金の繰り入れ等によって対応するような説明が書 かれております。これをベースに実施計画の中身が 策定されているものと思いますが、私どもの受ける 受けとめ方としては基金に繰り入れがなされよう と、あるいはほかの財源が手当てなされようと、多 少のローリングはありにいたしまして、この年次計 画に基づきました実施計画が実施されるものという ふうに解釈して、これから町民に対する接し方がそ ういう形になろうかというふうに理解しておりま す。それで、なぜその基金の充当するというような 考えがおありでしたら、歳入のところで繰り入れに 計上していただけなかったのかなと、非常に赤字と いいますか歳入欠陥をそのまま数字として示された ままの計画書では、私としては非常に信頼が起きづ らいというような解釈をせざるを得ないので、そこ ら辺の考え方、特に17年度、18年度については 2 カ年にわたって連続歳入欠陥を起こしております ので、そこら辺の考え方について、まず町長にお聞 きしたいと思います。

それに関連いたしまして、17年度、18年度に変わる段階で、歳出の中で投資的な事業費が、このところずっと20億円を切らない形で推移してきている中で、18年度に極端に10億円台に一遍に落ちてしまうというような数値を見ますと、それでなくても非常にその町の活力が私としては低下してきているのではなかろうかという状況の中で、投資的

経費が10億円も一挙に減額されるという計画で、 町の活力はどのように町長として保つと。さらに活力を生ませようというようなお考えをお持ちなのか、お尋ねさせていただきます。

以上です。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 向山委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

この収支計画でございますが、委員お話ございましたとおり、17、18と収支が不均衡の中で提出をさせていただいているわけでございます。

従来ですと、収支均衡の中でこの提出を図っていたところでございます。今日の状況の中におきまして、相当厳しい状況が生まれております。平成16年度におきましても、私ども当初考えておりました国の財政の構造的な中で、交付税が約3億円も狂ってくるというような状況の中におきまして、なかなか自分たちが考えている中の読み取りができないと、見通しがなかなか立たないという中で、財政運営を強いられるような状況に陥ってきてございます。

そういう観点から、本来であればプライムバランスが収支均衡とれた中で運営していくということが一番望ましいわけでございます。そういう中で、将来のいわゆる緊急的、あるいは特別に事業をやらなければいけないということも起きてくるということで、基金等のその積み立てをしながら対応していくというのが原則かというふうに思っております。

そういう中で、現在の町が置かれている財政状況 をそのまま町民の皆さんにお示しする中で、この財 政運営を見ていただくということが、私どもとして 町民の皆さんに情報を出していくことが必要なのだ というふうに思っております。そういう中で町長の 執行方針にもありますとおり、この不足分について はどういうふうに改革をして収支・プライムバラン スをとっていくかということを、ともに考えていこ うじゃないかというようなことで、こういう手法を もちましてこういう実施計画を変更させていただき ました。基本的には基金も当然毎年当初予算におき ましては、財政調整基金というのは大体4億円ない し5億円以内で積んでおりますとこから取り崩しを させていただいて、当初予算におきましては歳入が 不確定要素ございますから、そういう面で基金を使 わせてもらうような予算組みをやってございます。 この収支計画の中におきましては、目的基金等につ きましては計上をしてございますが、一般財源とな ります基金等につきましては、ここの中では計上を してないということでございます。基本的には改革 の構造的な改革とその財政調整基金との見合いの中 で、この予算組みを考えていこうということで、このような形で、収支計画を決めさせていただいております。

今、委員の方から御発言ありますとおり、以降17、18がいわゆる投資的な事業をここに掲げてございますが、このとおりに行くのかという点がございますけれども、あくまで実施計画というのは以前からもそうでございますが、毎年のその時代の財政状況等を見た中で、ローリングをしていくということを基本にしてございますので、掲げている事業が必ず実施されるという認識では、私ども持ち合わせておりません。

ただ、その中で事業におきましては当然継続的に やらなければならない事業につきましては、優先順 位が高いものという位置づけで考えてございます。 中におきましては、当然繰り延べして苦しくなって きた場合には、ここに掲げておりますけれども、1 年ずらすとか、先に延ばすとかということをこの中 で運用をしていかなければいけないということは、 これは従前と同じ姿でございます。そういうこと で、資金計画の関係については、御理解を賜りたい と思います。

それから、投資的経費につきまして、非常に落ち 込みが大きいということで、町の活性化に対する懸 念ということが不安視されるわけでございます。私 どもといたしましても、当然24億円あったものが 10億円台に落ちるということで、町の経済の活性 化という面では、私どもも不安を感じているところ でございます。しかしながら、現下のこういう財政 の状況においた中で、どうしてもその財源を捻出で きなければ、そういう投資的な事業になかなか向け れないという現状がございます。それでいいのかと いうことにはなりませんけれども、できるだけそう いう面にも考え方を持って、やはり町の経済の活性 化という主眼を置いた中で、できるだけ限られた中 で対応をしていくということを基本にはしてござい ますので、そういう面におきましては、いろいろと また町民の皆さんからも御意見をいただいた中で、 この財政運営をどうしたらいいかという点の中で、 それらの御意見等を承った中で、判断をしていきた いというふうに思っておりますので、御理解をいた だきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 御答弁いただいたのですが、どうもすとんと落ちるものが感じられないのですが、ここの計画書に収支不足に対しては行財政改革の果実だとか、この基金によって充当するというふうに説明書きされているものですから、これだけ明確に書いてあるのであれば、私は繰入金として計

上して何ら差し支えあるものではもないと思いますし、そして、今、助役がお答えになられたような非常に副入が余りにもあるようなことになりますと、この実施計画書自体が我々町民と接する中で、町まずよという説明する中でも、非常に信憑性が薄らというのですか、確証が持てなくなるといううな、例えばここが歳入不足にならないように、例えばここが歳入不足にならないように、ですよどいうふうに担保されていれば、説明できる我々はしつの材料として説明できますけれども、これがこういうような形で示されますと、どこかにしわ寄せが、ローリングとは言え、かなりハードな厳しいローリングがなされるというふうに、どうしても判断せざるを得ないのですよ。

ですから、やはりこの収支はきちっと責任持った 示し方をしていただくことがいいのではないかとい うことで、改めてお尋ねさせていただきます。

それと、投資的事業が非常に10億円も、半分以 下に50%程度に落ち込むということに関連しまし て、これはぜひ町長にお尋ねしたいのですが、要す るに背に腹はかえられないと、要するに町の活性化 が10億円も投資的経費が削減されることによっ て、見込まれなくなることによって、町の存亡の危 機をやっぱり感じざるを得ないというような感じ方 があるとすれば、一つの手法としては背に腹はかえ られない、こういう表現が適切かどうかわかりませ んが、合併という選択の中に特例債という一時しの ぎかもしれませんけれども、そういう手法も選択肢 の中には排除できなくなるのかなというようなこと も、ちらっとよぎるものですから、そこら辺、そう いうようなことも排除できないのか、それはもうこ の今の実施計画の中では、仮にそういう落ち込みが あったとしても町長として念頭にないのかどうか、 お聞きしたいと思います。

以上、2点お願いします。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 15番向山委員の御質問に お答えさせていただきます。

実施計画というものが何なのかということにつきましては、今、助役の方からお答えさせていただきましたので、割愛させていただきますが、17年、18年について、がついているわということでありますが、御案内のとおり基金には限度がございます。ここで基金を全額埋めてしまったら、もう翌年18年は基金がなくなるというような、財政的に非常に厳しい状況であります。

そういう中で、先ほど来何度も申し上げておりま すように、構造改革をしながら行財政改革を進め て、この17年の の部分を18年度の の部分を、少しでも改革によって経常経費等々の捻出を図って、基金を埋める額を少なくしてというようなことで、今これから進める行財政改革でもって、最大限対処していきたいというねらいがあるということで、御理解いただきたいのと、もう一つは、この実施計画でこのように組みましたけれども、御案内のとおり国は三位一体改革で、16、17、18と、この3カ年間で4兆円と、交付税4兆円、補助金、助成金4兆円という減額を進めてきていると。そういう中にありまして、17年度三位一体改革がどう動くか、まだ国の地方財政の方針が示されていない状況で、いつも申し上げているようにことしの交付税はことしの7月にならないと額が決定しないような、今地財状況であります。

ですから、町としては今までの状況からいくと、こういうことになる、こういうことになれば、これだけの はできるけれども、これだけの事業はできるのだぞという計画を立てざるを得ないという部分について、ひとつこの実施計画につきましては、国の三位一体改革の方向性によっては、まだ厳しく変わってくると。3億6,000万円の17年度のがそれ以上にふえるかもしれない。それは国の17、18にかけての3兆円、3兆円という三位一体改革の中で、どういう方向性を示されるかによって変わってくるということも含まれているということで、御理解をいただきたい。そのために最大限行財政改革をして進めていきたい。

それから、もう一つは、行財政改革を図ることに よって、18年以降の投資財源が大幅な減額になる という部分については、少しでも を埋めながら投 資財源を確保するような改革を進めていきたいなと いうふうに思っておりますけれども、何としても財 源がなければ、たとえ投資財源を生み出すにして も、なかなか生み出せ得ないというのが現状であり ますし、従前の今までのように潤沢に公共投資を進 めていくということは、なかなか難しいという状況 になってくるのが、これからの地方財政の状況でな いかというふうに認識しております。しからば、議 員は苦しいのだったら合併せよという御意見のよう でありますけれども、その選択を考えれよという御 意見でありますけれども、何度も申し上げておりま すように、今、上富良野町が合併を研究してみよう かなと、合併について考えてみようかなと思って も、相手がいないわけです。そういう状況でこの合 併について勉強する考えてみようといっても、相手 がないわけでありますから、自立で対応していかな ければならないというふうに思っておるところであ りますし、加えて合併すれば、しからば財政が潤沢

になるのだろうかということを考えますと、私は国 そのものの財政が厳しくなっている状況で、今は合 併特例法による特例債という借金をすることによっ て、インフラ整備というものが進められるというこ とでありますが、それらは償還していかなければな らない。そのときに合併した自治体が償還していく 中にありまして、しからばこの上富良野町という北 のこの地域が、一辺地となってしまわないかという ような、そういうような危惧もあるわけであります が、そういうことがどうなるのだということの協議 ができ得ないというところに、私としても何とな く、合併すればこうなりますよという部分を協議で き得ない部分にもどかしさを感じているわけであり ますけれども、現状ではそういうようなことで、自 立でこういう形で苦しい財政運営を町民とともに考 えながら財政運営をしていかなければならないとい う状況はしばらく続くであろうというふうに思うと ころでありますので、委員の皆さん方にもひとつ御 理解をいただき、またいろいろな面で知恵を出して いただき、御指導いただければというふうに思って おります。

委員長(西村昭教君) 15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 投資的事業が不足するということに対して、お尋ねしたわけですけれども、合併を進めるというような意味で私発言した気持ちは全然ありませんが、そのように解釈されているようでございますが、私は、こういうように非常に大きく投資的事業が落ち込む中で、町の活力を維持するためには、町長の考えの中に相手がいる、条件がどうのこうのという、その入り口ではなくて、そういう今特例債というような手法も示されておりますので、そういうようなことも排除しないのかするのかということをお尋ねしたわけで、もう1回お答えいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。 町長(尾岸孝雄君) お答えします。

何度もお答えしております、何度も。この特例債を借りるために、それを目的に合併するということは、私は考えておりませんということで、何度もお答えしている。苦しいけれども、そういう形でその特例債を借りるために合併しようという考え方は持っていないということで、ひとつ御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) ここにさっき入っていきたかったのです。先ほど、町長にいろいろ言ってますけれども、私は一貫して町長は合併してもしなくても町長やっていかなければだめですよという気持ち

でおりますから、気分壊さないで、忌憚なく話し合 いましょう。

それで、またいいところ同僚委員質問しておるのですけれども、まず、平成17年というのは来年ですね、合併来るのですよね。そして、こういう状況になるのですよ、合併したところに交付金は多くやりますと、しないところは減りますよ。それで、これの状況がわかるのは今言われた7月ということで理解してよろしいですか、これが1点。まずこれをお聞きします、7月にわかるのかということです。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 今、委員の発言にあります交付税の関係については7月の上旬に算定時期を毎年やってございますので、その時期に確定するものと考えてございます。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) そういうことで、この7月 というのはそうすると、町長にお聞きしますけれども、非常に大事なところに来るのではないでしょうか。先ほど国も言っておりますし、担当者も言っておるように、合併したところには交付金は手厚くやりますと、はっきり言っています。これは課長補佐言っているのですから、国のですね、我々研修に行ったときに。それで、合併しないところは減りますよと、こう言っているから、ここのところでの判断でもう一つ、ここでまたお聞きしますけれども、再建団体になるには、これマイナスどれぐらい行ったらなるのか、お聞きします。これ1点。まだありますよ。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 再建団体の関係については、もう委員も御承知かと思いますが、法律に基づいて再建する場合の一つの目安がございまして、市町村におきましては標準財政規模の20%を超える額で赤字額が発生した場合には法に基づいた再建手続をとるというルールになっているかと思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) そうすると、その交付金が 来た段階で、これは見えるというぐあいに理解して もよろしいのでしょうか。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 今、梨澤委員のそういう端的なことにはならないと思います。当然にしては、決算を迎えた段階で赤字になるかどうかについては、時間的な猶予もございますし、いろいろな手法を講じながら予算においても収支均衡を図ることを努力してございますので、端的にそういうことになるということでは、私ども理解はしてございませ

 $h_{\circ}$ 

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) しかし、大きな要素であるというふうに私はとらえますね、これは、交付金がどのぐらい来るのかということによって、どうなるのだという大きな要素になるというふうに受けためたいと、私は思います。

それから、次に、先ほど町長、三位一体でもって 云々と言われましたけれども、この市町村合併とい うのは地方分権から始まっているのですよ。何も特 例債どうとかでなくて、地方分権、権限移譲なので すよ。そして、ただ、財源移譲で金だけ来ません。 権限の移譲と一緒に来るというように私は理解しま す、どのように理解するか知りませんけれども。そ うすると、職員もふやさなければならないし、お金 も必要になる。お金と権限は来た、しかし、職員も ふやしてやらなければなりませんよという状況が生 まれます。片や、合併したら、3万以上、あそこは 別ですけれども、南富と占冠、あそこはそれなりに 面倒見ますとは言っておりますけれども、しかし、 合併しないところには手痛く来るはずなのですよ ね、頑張っているところ、隣とかうちあたりには、 もしこのままで自立で行った場合ですよ。

そうすると、この三位一体のどうとかということ も、これは話にならないのではないでしょうか、仕 事は来る、それに伴ってお金が来るのだから。ただ お金だけが来るということにはならないのではない かと思うのですけれども、そこはどうでしょうか。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的に資料の中でも申し上げておりますけれども、三位一体改革の関係につきましては、うちの試算で約4,500万円のほどの補助金の削減対象額になってございます。それで、交付されるのが2,700万円ほどの試算で、その資料の中で示されているわけでございまして、既に1,800万円がこの三位一体改革の中で国の1兆円の改革の中で、国の1兆円の規模でやったときに、うちの影響を受けるのが、ことしで1,800万円影響受けているとでございます。これは国の方ではどういうふうに言っているかと言うと、地方交付税の中に入れてありますよと、こうやって言われている中で、この1,800万円入れてあったとしても、消えてる状態だというふうに私ども認識してございます。

そういう中で、今後、4兆円の削減をやるという ことでございますから、税源移譲をしましょうとい うことになってきますと、こういう今年度でさえ町 として 1,800万円の影響が出てるということでございますから、あと3億円の中で、補助金がどういうものが地方に税源移譲になってくるかという点で、変わりますけれども、少なくても大きな影響を受けるということを想定をしておかなければいけないだろうというふうに考えてございます。

当然、前段の御質問にございました地方分権につ きましては、権限の移譲はやりました。税源の移譲 はできないということで、今三位一体改革の中でそ れをやろうとしてございます。その税源移譲が仕事 とマッチした中で税源が来るのであれば、町村とし てはそれなりに対応できると思うのですが、今言っ た中で、なかなかこういう財政が国の方でコント ロールされている中においては、極めて難しいので はないだろうかと。いわゆる国の方の法定事務を中 心としたものが、この町村の仕事の中に多く入って ございます。そういう中で自主財源となります地方 交付税の削減だとか、そういうものがされてきます と、本当に地方分権のいっているところの本旨に 従って、地方が本当にやっていけるかどうかという 点が、私どもは非常に疑問視しているわけです。そ ういうところを十分留意した中で、やはりそう言っ ていてもやはり国が税源をコントロール中におきま しては、その中でやっていかなければいけないとい うことでございますので、そういう動向を見なが ら、このまちづくりを進めていかなければならない というふうに考えておりますので、そういう面で先 ほどからこういう厳しい状況の中にあって、どうこ の上富良野町のまちづくりを進めていったらいいか ということも、町民の皆さんとともに、ことし町長 の施政方針の中にもありますとおり、構造改革元年 と位置づけた中で取り組みをしていきたいというこ とで考えておりますので、御理解をいただきたいと 思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 地方分権、さっきも言いましたけれども、権限移譲に伴って来るのですよ。であるのなら対応できるようなことをおっしゃいましたのですけれども、それは厳しいのではないですか。権限と財源、財源も来ますけれども、果たしてやれるか、その辺は非常に疑問ですね。

それから、一番最初に町長に質問したとき、特例 債を目当てに合併するのではないですよということ が、これ自立宣言で私は大半がそうだったですよ。 そうではなくと言ったって、よくわかりました。か えってよかったですよ。

それで、ところがそうは言いましても、今、同僚 委員が言いましたように、それから、これは町民に 痛みは嫌ですよ、特例債で何かあるの、建設業だと か、土木建設業であるとか、そういうのは活気がつきますよと。そうしたら買い物もしてもらえるねということ、それが今見えないのですよね。先ほどから同僚委員言いましたけれども、入り口の相手がいない相手がいない、だから、それが見えないものですから、しかし、それとなく新聞で聞いているから町民の皆さんはそこのところあるのではないでしょうかということは、もう受けとめているのですよ。

それで、先ほど町長は特例債のやつは格好いいのですけれども、自立で行くよと言いましたけれども、やはり痛みを言うのであれば、この特例債というものも来ます、町というか役場はなくなっても、特例債そのものは生きてきますよという、そういうような提示をしていかれたらいかがかなと思うのですけれども、どうでしょうか。わかりますか。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 梨澤委員の特例債の関係で ございますけれども、私どもの考えとして、市町村 合併した場合に特例債の手厚い支援があるというこ とでございますけれども、基本的にこの中で恐らく 特例債の財政支援というのは75%、7割ぐらいの 支援はあるでしょう。3割が町で持ち出さなければ いけないのです。要するに、新しい事業を起こす、 合併して合併の理想に向かった中で、こういう事業 を起こすためにこの特例債を使うということで、 やっていくことはいいかと思います。それは一つの 判断だと思いますけれども、基本的には要するに借 金がふえていく状態を想定しておかなければいけな いわけです。その借金ふえていく状態でいかに返し ていけるかということを、その中で判断をしていか ないと、この辺のところ単に国から財政支援がある から、その特例債に沿って合併考えればいいのだと いう端的な話では、私はないというふうに理解して おります。そこのところが重要なことで、何かあめ 玉がぽんとくれるような感覚で、町民の皆さんに情 報を流すということは危険でないかというふうに 思って、判断を誤るものだというふうに思っており ます。

委員長(西村昭教君) 資料の説明についての質疑でございますので、全く関連がないということにはなりませんですけれども、今まで似たような質問のやりとりですね、詳しく出てくることは結構なのですけれども、16年度予算のことについての審議に入る前の資料説明ということで受けた経緯もございますので、合併の問題の関連にしては、またこれからの議会の中で審議する機会があろうかと思いますので、極力避けれとは言いませんですけれども、16年度予算の審議の委員会だということをひとつ念頭に置いて、御質問をお願い申し上げたいと思い

ます。

最後に、4番梨澤節三君、最後ですけれどもお願いいたします。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 16、17、18、そして 17年にその合併が来ているということで、する、しないですよ、する、しないですかね。そして、今、その中でもって特例債の活用というのはならないのかなということですよね。そしたら、今、助役は特例債というあめ玉だけに飛びついてと、こうおっしゃいましたでしょう。町民はそんなばかではありません。特例債使う、それから改革するところをやれと言っているのですよ。どこやれと言っているかおわかりになります、要らないところはもう外せと、5万人に役場一つでいいのだよ、役所一つでいいのだよということなのですよ。これを言っているのですよ。

しかし、ここ審議しているのは、ここは町長、三 役、それから議会といって、みんなこれがなかった ら物言えない人ばっかりですから、なかなかここ入 れないのですよ。だけど特例債だけではないので す、要らないところを削れと。もう要らなくなった 不要のものあるであろうということ、きちっと町民 は見ています。ここずっと予算書見ても、要らない ものいっぱいありますよ。これはいいです、これは いろいろ関係があるからですね。だけど、このあめ 玉だけ町民は見ていないということですよ。そこの ところ自分の都合のいいように、さっきの説明聞い ても、自分のわかった範囲で説明すると。それで終 わりということではない。だから私もこうやってい るのですよ。あめ玉とこの要らないところ削れとい うのが表裏一体なのですよ。町民は見てますよ。こ こどのように受けとめていますか。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 梨澤委員の御質問にお答えさせていただきますが、梨澤委員おっしゃるそのために、16年の4月1日から組織新しくして、行財政改革推進担当をつくって、町民とともにむだな部分を排除する、行財政改革を抜本的に取り進めようと、委員の考えのとおり今改革をしようとしておりますので、ひとつ力をかしていただきたいなということで、お願いしたいと思います。

それから、あめ玉何とかという合併の、私はもうあれはみんなあめだと思っています。だけども永劫末代に続くあめでなくて10年たったら消えちゃうあめなのですよ。だから10年までもつかもたないかもまだわかりませんが、国は10年もつと言っているのですから、もってくると思うのです。もうお互いの自治体が目いっぱいの町債なり借金を抱え

て、その借金を抱えた人たちが合併して、一つになって、そして、また合併の借金をして借金ふえたと。そうすると10年間はその分70%見てくれると。ところが10年後から5年で段階補正します、もとへ戻しますと。そしたら10年間はああっと思うけれども、11年目から今度その分が減ってくるわけですよ。そうするとまだ借金は払わなければいけないわと。ところが交付税減ってくるわと。そうなったときにはまた10年間は何とか息ついても、10年以降は大変厳しくなると。

ですから、合併しても、一般質問である議員から言われたように、合併してもしなくても厳しいのは五十歩百歩だと、私はそう思っておりますので、そういう認識の中で町民の皆さん方が、やはりこれは開村以来の上富良野町を維持していこうという考え方が、多くの考え方が出るのか、あるいは今梨澤委員の言うように、そういうようのはもうあれだと、市役所なり役場なりを三つも二つも要らないのではないかと、一つにしようじゃないかという方向で行くのか、それはこれからやはり議論をしながら住民の皆さん方の考えをまとめていきたいと思っています。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

1 1 番 (中村有秀君) 先ほどの説明でも一問一答ということなので、2点ほどありますけれども、まず、葬祭場の関係で出したいと思います。

事業コードでは334番ですが、平成18年度実施設計中富良野町との広域設置ということでございます。ことし、昨年、それぞれ中富良野町議会の議員さんと我々議員会との交流研修の中で、そういうこともかならず課題として上がってきております。したがって、一応18年度1,500万円という実施設計予算がとられているということで、当然中富良野町との討議・調整が行われての結果だろうと判断をしております。

したがって、恐らく場所等はまた今後の課題ということだろうと思いますけれども、中富良野町が負担をする実施設計の予算というのは、どの金額になっているかということで、お尋ねをいたします。終わった後、もう1点ございますけれども。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。一応実施計画の中で実施設計費ということで、形でのせていただいておりますけれども、中身的には総論的な話し合いで、中富良野町が非常に老朽化して建てかえをしてほしいという点がございます。それと、この件につきましては、かなり以前からもそういう話がございまして、もう10年ぐらい経過をしてございます。それぞれ

中富としてはそういう中で我慢しながら使ってきている経緯がありまして、非常に早い時期に建設をしたいと。この葬祭場については上富良野町との共同でやりたいということは前々からおっしゃってございました。

当町といたしましても、うちの葬祭場がどの時点までもつか、その辺のところも中富の方にはかなりもつますよという点でお話を申し上げながら今日に来てございます。

当初、火葬認可の関係で、3炉概算の計画を持ってございましたが、実体的にいきますと、3炉が必要でないのではないかというようなことで、2炉で十分間に合うのではないかという点で、状況変化も生じてきてございます。そういう中で、具体的には18年度、一応計画の頭出しだけはしておきましょうという点だけで、ここの実施計画の中では位置づけてございます。基本的にうちの方がまだまだもつものですから、その辺のところの兼ね合いが非常に難しいもので、中富良野町としては早く新しくやりたいというような願いもあるものですから、そういう点も配慮しながら、一応頭出しとしては18年実施計画ということで考えております。

ちょっと細かい点になりますけれども、中富良野 町では火葬場に皆さんがお集まりして一時待機して いるという点がございます。そういう面で非常に不 便だという点がございます。上富良野町の習慣とし ては、葬祭場から一たん帰ってきますというようような 流れになっておりまして、もしそういう面で中富良 野町としてそういうことができるのであれば、今の 現在のやつをもう少し長持ちさせるか、あるいはかと いうようなところが、いろいろ課題がありますの で、今、そういう課題を整理した中で実施年度につ きましても、一応は実施設計費としてあげてごさい ますが、確定的なものではないということで、御理 解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 助役の説明である面で理解をできたのですけれども、私この葬祭場の関係で以前教育民生を担当したときに、道北だとか何カ所か広域でやっているところのデータを集めた記憶があります。そうすると、上富良野町の1年間に亡くなる方は大体100人にちょっと出るか、若干に減るかぐらいなのですね。そうすると、今、助役のですね。そうすると、今、助役の死亡者はまたがっと下がりますから大丈夫だなという判断をしております。ただ、私たち議員会が中富良野と協議をし、中富良野の葬祭場を見たら、本当に一日も早くという気持ちの環境になっているなという

ことはわかります。 2 階へ上がる、また助役の言う、中富良野さんは 2 階で休憩する。その 2 階の階段が狭くて、急で、本当に中富良野の議員の皆さん方が上富良野と中富良野の議員会の交流で研修だけで、何か一つ実のなるものをつくらないと、ただ話した、言った、聞いただけではというような、中富良野の議員さんの皆さん方の切実な話も聞いております。

したがって、うちはもつけれども中富良野さんは 限界をまだまだ我慢しているということなのですけれども、うちの財政状況もありますから、それ若干 流動的だということではございますけれども、あく まで両町で協議をし、この1,500万円の実施設 計費が中富良野もある面で応分のものを、一応18 年度に計上しているのか、するのかという点をお聞 きをいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 中村委員の御質問にお答えいたします。

一応使用実績等におきまして、6・4ぐらいの状態なのです。そういう中から設計費もそのぐらいのことで計上させていただいておりまして、中富良野の方でこれを計上しているかどうかについては確認してございません。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) もう1点、空き店舗活用振興対策補助の関係です。

事業年度は16年度ということで単年度になっております。しかし、我々議会でこの予算説明を受けた段階では、一応3年を目途としてやると。そうすると、17、18年度に対する町の補助等は一切考えてなくて、商工会が自主的に進めていくということで理解をするのか、3年を目途とすれば、17年、18年度についても何らかの補助ということで考えておられるかどうかということで、お尋ねいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 中村委員の御質問にお答えいたします。

3年程度ということで、当面家賃、それから空き店舗の維持費等々で、月10万円程度で年間120万円程度だというふうに思っておりますけれども、そういった額でございますので、この計画の中にはそういったことで計上はいたしておりませんけれども、おおむね月10万円程度の助成は3カ年程度はいたすということでございます。

委員長(西村昭教君) これをもって、資料関係 の質疑を終了したいと思います。よろしいですね。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、暫時休憩いた します。

再開時間を10時50分といたします。

午前 1 0 時 2 8 分 休憩 午前 1 0 時 5 0 分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き審議を 再開いたします。

審議再開の前に、先ほど町長の答弁の方に訂正で 申し出がございましたので、それを許可いたしま す。

町長。

町長(尾岸孝雄君) 先ほど、15番向山委員の質問で、市町村合併について財政的に厳しい状況の中で、市町村合併についても一つの選択肢でないかという御質問をいただきまして、私もそれを認識しながらお答えさせていただいたつもりでありますけれども、何か向山委員が合併を推進しているというような答え方をしたということでありますが、決して私、そういうような受けとめ方をしているのではなくて、委員の質問のとおり、それも一つ考えてみてはどうかというふうな質問だったということで、認識をいたしておりますので、誤解があるとすれば訂正させていただきたいと思っております。

委員長(西村昭教君) これより、議案の1ページから7ページまでの質疑に入ります。

質疑の際は、ページ数を告げて発言されるようお 願いを申し上げます。

なお、何度も申し上げますが、要点を明確に、かつ簡潔に御質問されるよう協力をお願い申し上げま

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、次に移ります。

次に、一般会計予算事項別明細書、歳入、第1款 の32ページから第9款、37ページまでの質疑に 入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 32ページにかかわって、 町民税等の変更等があったかというふうに思います が、今回の国の制度の中で、均等割と所得割との税 額の変更があったかというふうに思いますが、それ によってかなりな税負担が伴うという状況も生まれ てきております。今回の制度の変更の中身等につい てお伺いしておきたいというふうに、まず思いま す。

委員長(西村昭教君) 税務課長、答弁。

税務課長(越智章夫君) 米沢委員の町民税におけます、改正があったのではないかという点についての御質問にお答えを申し上げます。

町民税におきましては、均等割で税率が改正される予定でございます。額につきましては、現行2,000円でありましたが、これが3,000円に引き上がる予定でございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 3,000円になるということの状況の中で、またお伺いしたいのは、今回の同時に配偶者等の特別控除、あるいは老人の特別控除等の改正も行われたと思いますが、その増税にかかわって配偶者の老人者の控除に当たっては、大体どのぐらいの1人当たりの税負担になるのか、この点はどのように試算されているのか、この点お伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 税務課長、答弁。

税務課長(越智章夫君) まず、1点目の配偶者 特別控除の件でございますけれども、この税制改正 は昨年行われてございます。配偶者控除の上乗せ部 分が廃止になるものでございます。これの住民税の 課税につきましては、平成17年度分からでござい ます。ただ、所得税に対しまして、今年度の平成1 6年1月1日からの適用となるところであります。

町民税におきましては、15年度換算で申し上げますと、約2,100万円ほどの増加になる予定であります。

それから、もう1点の老年者控除でございますけれども、これはこれから地方税制の改正が行われる予定でございますけれども、一応当町の町民税におきましては、平成18年からの適用でございます。これにおきます15年度ベースで換算した税額におきますところの増額予定は、280万円前後と予想しているところでございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今、担当の課長から述べられたように、今の所得が落ち込むという形の中で、新たな町民税等の国の制度でありますが、負担になるということが明らかになりました。

そこで、さらに次のページへ行ってよろしいです か。

委員長(西村昭教君) 今、町民税の関連でどな たか質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 町民税の関係で町税ということで、ひとつお尋ねを申し上げたいと思いま

す。

非常に徴収の関係では頑張っていただいていると思いますけれども、一つは、財務規則の第41条による不納欠損処理の関係なのですが、恐らくこの年度の中でまた行われるであろうと。いかに今町税では個人で80万円、それから固定資産税では繰越分が120万円ということでございます。

それで、平成3年から14年度まで、不納欠損処 理が4,400万円あるのですね。それから、平成 11年から14年度まで見ますと、834万円ある のです。非常に徴収に努力をされているけれども、 現実に不納欠損処理が出ているということで、恐ら く不納欠損処理に対する処理については、厳正的確 にやっているとは思いますけれども、例えば平成1 4年度を見ますと、滞納額2,050万円のうち4 78万円が不納欠損処理をしているのですね、約2 3.3%なのですよ。徴収率は上がっている上がっ ているというけれども、現実に滞納額がこういう形 で処理をされているというと非常に問題があるよう な気がしました。ましてやまじめな納税者がこんな ことで、言うなれば、今、平成3年から14年度を 見ますと、町民税、固定資産税関係で4,400万 円枠ですよ。

ですから、これらに対して滞納繰越金の80万円、固定資産税は120万円、これを何とかやっぱり上げるような努力をしていただかなければならないのではないかと気がいたします。それで、14年度の町民税の滞納額が1,100万円、固定資産税は2,050万円あるのですよ。そうすると、恐らくこれも不納欠損処理の時期がどこかで来るのかなという気がいたします。そういう点でまじめな納税者がどうしても払えないいろいろな不納欠損処理の第41条では、7点ほど挙がってはおりますけれども、この点で徴収率を向上するということと、不納欠損処理を厳正的確にやっていただくということで、まず1点お願いしたいのと、もう一つは、法人町民税の均等割の関係です。

私も以前お話を申し上げましたけれども、標準税率と制限税率がありまして、それで一応税法では制限税率1.2までよろしいよということが言われております。したがって、今、財政が苦しいということで、いかに歳入をふやして歳出を減らすかということで、考えていかなければならないのではないかと思うのです。

それで、今回の法人の均等割の関係は199法人があるといいます。そうすると、制限税率1.2まであれですと、例えば1.1について198万円の税収がある。1.2にすれば396万円と。ただ、現実に富良野も美瑛も制限税率の1.2をやってお

ります。中富良野さん、南富さん、占冠さんはあれ でございますけれども、したがって、上川管内の状 況を見ますと、標準税率は12町村、それから制限 税率は市は全部やっております。あと美瑛も含めて 8町村が制限税率でやっているということでござい ます。それで、基本的に不納欠損処理を少なくす る、それから徴収率の向上を上げる。そして、もう 一つは、法人町民税の均等割の関係の改正も視野に 入れてやっていかなければならないのではないかと いう気がいたします。

それで、以前町長にお話をしたら、非常に経済が停滞しているかということで、お話をされておりました。しかし、町民税の調整額と滞納額をちょっと比較をしました。それから11年度は6,800万円のところ滞納額は35万円、不納欠損はなし、12年度は6,251万円に対して滞納額が51万3,600円、わずか0.8%です。13年度は4,700万円に対して68万8,000円で1.5%、14年度は5,043万円に対して86万8,000円で、1.7%と。言うなれば徴収率は99.5、99.2、98.5、98.3と非常に高率なのです。

今回の法人町民税を見ましても、一応調定額に対する99%ということで見ております。したがって、私は、町長の言うこういう冷え切った経済状況だということは理解はできますけれども、美瑛もされているということも含めれば、この点について考えていく要素があるのではないかということで、町長の所感をお願いいたしたいと思います。

また、担当者で不納欠損の関係、町税の徴収率向上について、またあわせてお願いいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) まず、1点目の不納欠損に つきましては、十分それらの分をしんしゃくしなが ら対処しておるつもりでおります。ただ、死亡し た、あるいは行方不明になったというようなことを 中心としながら、不納欠損を最大限生じないように 回収に努力を、委員おっしゃるように今後も進めな ければいけないと。不納欠損処理に当たっては、そ ういった手続上の課題等々を含めながら、十分吟味 した上で対処したいと思っております。

また、法人均等割の問題でありますが、これは先にもお答えしたように、我が町の法人が非常に小さな法人が多いということもあるわけでありますが、今、お話ありましたように、これからの行財政の抜本的な改革の中で、歳出についても十分対応しますけれども、歳入についても改革の中で検討をしていく課題であると。それらも含めてこれから対応していかなければならないというふうに思っております

ので、御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀委員。

11番(中村有秀君) 今、町長の言う不納欠損処理ができるという項目が7点ほどこの規則のなかにあります。それであれば、行方不明、死亡、この関係で不納欠損処理した件数と金額、すぐでなくてもよろしいです、これを平成11、12、13、14年度ということで、後ほど明らかにしていただきたいと思います。

それから、町民税の関係ですね、確かに、今町長の言う弱小法人というのが多いというのも事実です。言うなれば、資本金が1,000万円以下のところという、この税法で決められている号別では9号になるのですけれども、これが今、上富良野は約146ぐらいあるのですね。これは均等割は5万円なのですよ。だから、1.2にすれば6万円だし、1.1にすれば5万円なのですね。ですから、基本的にJAもそういうことでやっていると、うちとJAと大きな変化はないような気がするのです。これはあくまで検討課題ということで、町長言うことに、歳出も考えるけれども歳入も考えるということで、一応検討ということでお願いをいたしたいと思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英委員。

9番(米沢義英君) 町長の行政改革ということ で、今の答弁の中で将来税率を改正するということ で、検討するということなのですが、今の企業の状 況を御存じだと思います、上富良野町の。単純に町 長は歳入と歳出構造を合わすという形の中で言われ ているけれども、これにかかわっていろいろな問題 があるわけですよ。その場しのぎで本当に上富良野 町の業者が生き抜くための、そういう対策をとりな がら、そういう問題にどう取り組むのかということ であれば、その収益向上に比較的問題がないのかと いうふうに思いますが、しかし、そういう展望も示 さない中で、ただ、単純に税収が不足するから受益 者に求めるという理論はならないと私は思います が、この点について将来そういう展望も含めて、本 来今のやっぱり不況の構造というのは、国の制度と そこに大きな問題があるわけです。そういったな中 で自治体はいろいろな制度を駆使しながら、少しで も地域経済を活性化させようという形の中でやって いるわけで、この点をはっきりさせないで、ただ収 入が不足するから財政構造を変革のために税率を上 げて負担を求めるという理論にはならないと思いま すが、この点についてもう一度明確な答弁を求めた いと思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 上げると決定したと言ってないのですよ、何も。これからの行財政改革の中で歳入の面も歳出の面も見直すべきものは見直し、改正しますよと。そして、議員おっしゃるように国の施策の中で地方財政が厳しくなると、これは我々も市町村会を含めて国に対して地方財政の推進については要望し、展開しておりますので、値上げすると決定したものでなくて、そういうものを見直すいなら、そういうものを見直する。そして、財政構造も含めた中で抜本の見直しにしますよと。そのためには町民の皆さん方とも強見したがら、町民の皆さん方ともで記しながら、町民の皆さん方とも委員のいたがら、で、議会の皆さん方とも委員のよい方とも、意見を調整しながら決めていくよということを、改革をしていくよということを言っておるということで理解していただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 他に関連でございませんか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、次に移らさせ ていただきます。

次に、歳入、第10款、38ページから第13 款、43ページの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 13款1項6目4節、41ページ、住宅使用料。

町営住宅のことしの使用料が6,038万1,000円、滞納の繰越分が63万6,000円と、こうなっておりますけれども、これは昨年に比べまして33万3,000円低くなっているのですけれども、私は昨年並みの予算でいいのではないかと考えてますけれども、それで町営住宅管理条例の41項の第41条の、そこの明け渡しのところの基準を見ますと、6項目あるのですけれどもその中に3カ月以上家賃を滞納したときに、町営住宅を使用しないとき、こういったときは明け渡していただくということなのですけれども、この滞納の繰越分ですね、これ3カ月以上家賃を滞納しまして、それで明け渡していただいた人は、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

それと、生活保護の方は減免制度はございますが、何人ぐらいいらっしゃるのか。また、15日以上使用することがなくて、明け渡しに至ったという人が何人いらっしゃるのか、そういったところは適正に行われているかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長、答弁。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 13番

村上委員の御質問にお答え申し上げます。

明け渡し基準に基づいて退去をされた件数があるかという御質問だったと思いますけれども、それにつきましては、現在まで該当はございません。15日不使用に基づく退去についてもございません。

生活保護の関係でございますけれども、生活保護に関しましては、当然にして生活費にかかわる部分については国から支給されております。したがいまして、公営住宅料につきましても納めていただいておりますので、生活保護者だから公営住宅料がかからないということではなくて、国の方から支給されたものを当然にして住宅料としていただいておるところでございます。

なお、住宅料の総枠でございますけれども、昨年とことしと比べまして、平均しまして所得の部分が落ちておるということで、1戸当たりにつき300円程度低くなっている状態にございます。

あと滞納の部分につきましても、大体件数的に昨年と同様、約40戸程度の方々がいろいろな理由で一部を納められておりますけれども、なかなか全額納付には至ってないということでございますし、先ほども申し上げましたとおり、3カ月滞納で退去ということにはなかなかなっていかないという現状でございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) それでは、3カ月以上滞納した人はいないというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

それと、入居に当たって選考委員という方がいらっしゃるわけですが、今14年度で20名ぐらいですか、それから15年度で40名、合わせて60名ぐらい待機者が入居したいということになっておりますけれども、抽選でということになっておりますが、最近その抽選会というのはいつやられたのでしょうか。それと、今3カ月以上滞納した人はいないわけでしょうか、そこのところちょっとお願いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 村上委員の御質問にお答えします。

3カ月以上の滞納者につきましては、ほとんどが3カ月以上の滞納となっておりますけれども、その方たちがいろいろな事情ですぐに納めない、いわゆる分割納入という形で納めてきておられますので、いわゆる退去と、それから自分で退去となった件数についてはございません。

それと、入居者選考委員会においての部分と、そ

れから抽選の件でございますけれども、いわゆる待 機者が委員おっしゃっていますように約50人近く おられます。それで今までは受付順で順次あいたと ころを紹介してまいりました。それで、ことし、1 5年からいろいろな待っている方の不平、緊急を要 する人とかいろいろございまして、これは公平をや るためにはやっぱり抽選が一番均等だということ で、その実施について検討してまいったわけでござ いますけれども、申し込み順から選考に切りかえる のがありまして、今まで申し込んだ方々に対して、 その経過について1戸1戸その事情がこういうふう に変えましたということの説明と、御納得をいただ くような手続をの事務に相当時間がかかっておりま して、本年度におきましてはちょっと抽選におけま す入居につきましては未実施ということでございま すけれども、平成16年度におきましては年に5回 ぐらいの部分は行ってまいりたいというふうに計画 をいたしておるところでございます。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) ただいま課長の御答弁で、3カ月以上の方はいるのだということでございますが、それであるならば、町営住宅の管理条例とか、それから入居者の選考基準が何かちょっとお聞きしますと、あいまいで、もっと厳正にやっていただくようにお願いしたいと思います。公営住宅の住宅管理条例というのがあるわけですから、きちっと明け渡し条項というのもきちっと6項目もあるわけですので、やっぱりそこらもうちょっと明確に、もっとわかりやすい透明性を持って厳正にやっていただきたいものだと思いますけれども、いかがですか。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 委員御 指摘のとおり大変滞納者が固定化するといいます か、そういった状態が長く続いている者がおられま すので、公平・平等の見地からしても、さらにそれ らの方については納付の約束書とか、滞納の部分に ついての契約的な納入計画書の提出だとか、いろい るとやってきておりますけれども、実際においてな かなかそれが守られてないという状況にございます ので、最後の法的な部分に訴えるというのは、もう 当然これから考えていかなければならないと思って おるところでございます。(「関連」と呼ぶ者あ り)

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野 忠君) 今、課長申し上げたのだけれども、この滞納の問題で、これ12、13ぐらいでこれ30万円からの方がお二人いたはずなのです

けれども、これらの収納率はどうなったのか。それで、その訴訟を起こしたいということで、これも30万円予算組みして、また今年度も何かしっかりとそのような予算が取られているみたいなのですけれども、この30万円ある人たちはどうなったのか、それともそのままお金を払わないで、今もそのまま入っておられるのか、この点ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 小野委員の御質問にお答え申し上げます。

滞納額が30万円を超す者がおられるわけでございますけれども、これらの方につきましても、従来から先ほど申し上げました納付等の契約書の提出等々をあれしておりますし、また臨戸徴収等も行ってきております。実際的には全く納めないわけではなくて、何千円か何万円かを内金としてちょうだいしているのが実態でございます。また訴訟費用の30万円の計上につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町としてはこういった法的手段も持ってますよということの部分で計上させていただいておりましたから、16年度に当たりましてはその部分の執行についても取り組んでいかなければならないというふうに考えておるところであります。

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野 忠君) それは、課長、そういうことはもう以前から聞いていることなのですが、これは嫌なぐらい聞いているわけなのですけれども、とにかく滞納している方がこういうことによって側の人が払っていかないというのが、今例になってきているのですよ。あの人たちが払わないのだからそんなに無理して払うことないのではないかというような言い方が、何というかうわさというか知らないけれども、そういう状態で伝わっているのですよ。そんなものですから、ついでにおれも払わない、いいんだ、いいんだということで、滞納がどんどんどんどん満納がふえていく可能性はもう出てきているのですよ。

ですから、教訓の立場で、やっぱり訴訟を起こしてきちっと、明け渡しするのなら明け渡しがちっとさせて、そしてもう明け渡しをさせて、1銭も30万円もらわなくても、きょうから収納率を上げる立派に払える人を入れたら、町に収入が入ってこないですか。30万円の金を5円くれ、10円くれって再度再度行っているということは聞いてます。一生懸命やっているのは私たちも聞いているのですよ。でも、それがもう例になっちゃって、ほかの人まで払ってくれない、その他の問題もたくさんあります

けれども。もう少し強行な姿勢でやるべきではないかと私は思うのですが、どんなものでしょうか、もう一度お聞かせください。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 小野委員の御質問にお答えします。

30万円以上の者につきましては、それぞれみな 所属内容、全部仕事の内容、家族の扶養状況、収入 状況も全部こちらも把握して、納めることが本当に 困難なのかどうかということも調査をいたして、そ の徴収に当たっておりますので、それに付随して私 も納めないというふうな人についての部分について は、現に我々も厳しくその辺の取り扱いもいたして おるところでございますし、また、法的に退去させ たらどうかということでございますけれども、御承 知のとおり借地借家法というのがございまして、強 制的に町の条例等に基づいて、それで出ていってく ださいと言うことはできますけれども、実際にその 強制的に例えば出ていってもらうということはなか なか、いわゆる裁判、その執行を待たなければ本人 が同意しない限りはなかなか回答してもらえないと いうのが、今こういう実態になっていまして、全道 的にもそんなことから、これからそういった訴訟の 部分でふえていく傾向にございますし、先ほど申し 上げましたとおり、町といたしましても公平等の原 則をかんがみまして、説得等に取り組んでいくとい うことでございますので、御了解願いたいと思いま す。

委員長(西村昭教君) 関連ですね、11中村有 秀君。

11番(中村有秀君) 今、町営住宅の管理条例のかかわりで出ておりますけれども、今、村上委員、小野委員からも出ておりましたけれども、それで、私、住宅使用料の収入未済額、滞納額が幾らあるかということをちょっと調べてみました。そうすると、11年度は406万円、12年度は386万円、13年度400万円、それから14年度では498万6,360円という金額になるのです。ただ、これが15年度に行けば500万円を突破するのではないかということで、危惧されます。

それで、まず一つは、現在の滞納額、現年度と15年度と、それから過年度に分けて件数と金額がわかれば、明らかにしていただきたいと思います。

それから、滞納繰越金が年々ふえてきております。 14年度で見れば 371 万円ということでございます。これは滞納額に対する収入予算というならば、滞納繰越金の歳入に見込んでいる額、15 年度予算書で見れば 64 万 5 , 00 0 円、今回は 63 万

6,000円とございます。そういうことで、恐らく12年度、13年度の滞納繰越金の徴収した金額、12年度は91万5,000円、13年度87万6,000円徴収しているのですよね。そうすると、14年度は29万2,200円という非常にダウンをしています。確かにその中身がそれぞれ違うとは思いますけれども、できればこの12年度、13年度のレベルまで滞納繰越分の徴収を何とか頑張っていただきたいと思います。

それから、滞納額ですね、現年度を除いて年度別に先ほど申し上げましたけれども、滞納者数、それから滞納額を明らかにしてほしい。

それから、次に、町営住宅管理条例施行規則第5条で、入居請書というのがあるのですね。そうすると町営住宅入居請書、私は町営住宅に入居をするに当たり、町営住宅管理条例、その他の法令を準拠し、私の責に応じて云々ということで、連帯保証人と連帯して賠償の責を負いますということになっているのですけれども、連帯保証人に対する請求行為等が、恐らく当然この請書の中には入る本人と、それから連帯保証人の本籍地、住所、氏名、生年月日から全部記入されていますから、ですから、と当然このことも滞納額がこれだけ多いわけですから、やっていると思いますけれども、その実施状況はどうかということです。

それから、町営住宅の管理条例施行規則の第10条の家賃、敷金の徴収猶予申請書というのが様式第13号の2にあります。その裏面には全部分納する関係等も全部入っております、

したがって、今、答弁によると、これは実施をしているということでございますけれども、それらがこの滞納者全部にこのことの適用をし、的確に処理をされているかということで、お尋ねを申し上げたいと思います。

それから、次に、管理条例の第18条敷金があります。それで敷金は家賃の3カ月分相当額ということになっておりますので、敷金として預かり金の件数と金額は幾らかということ。それから、もう一つ、この敷金の運用等ということで、第19条に、町長は敷金の国債、地方債、または社債の収得、預金、土地の収得金に充てるという、安全確実な方法で運用しなければならないとなってますので、この敷金の運用状況をお尋ねをいたします。

それから、次に、公営住宅管理条例による駐車場 使用料の関係です。

これも使用料は公営住宅の使用料と同じように、明け渡し、もしくは使用の許可を取り消すということで、使用料を3回以上滞納したときということで、この第62条の2項の中にあります。それで、

私、町営住宅の使用料をずっと見ましたら、11、12、13は調定額どおり満額に入っているのですね。そうすると、14年が9万8,500円、未済ということで滞納になっております。したがって、収入未済額、滞納額9万8,000円が、ことしに入ったのか入らないのか、もしくは入ってなければこれは何人で何カ月分かということで、お尋ねをしたいと思います。

それから、次に、駐車場使用料の滞納者が家賃の滞納をしているかどうか。それから、3点目は、この管理条例の第62条による駐車場の使用を取り消し、または明け渡しということで、この9万8,50円の人が対象か、もしくは3カ月ということですから、15年度の中にまた出てくるかもしれません。そういうことで、それらを請求をしたかどうかということで、ちょっと質問等ということですけれども、関連でございますので、その点申しわけありませんけれども、御答弁をお願いいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) いろいろ資料的なものがございまして、今すぐちょっと答弁できないものもございますけれども、まず、1点の滞納の収納率でございますけれども、ことしにつきましては、滞納額は530万円の40戸というふうに予算計上いたしておりまして、収納率につきましては12%ということで、今計上いたしております。

また、15年度分につきましては、1月末で36万円程度、率にしますと13%程度の収入となっておるところでございます。あとの部分についてちょっと後ほど、また数字を御報告させていただきたいと思います。

滞納の整理に当たって、敷金をいただいておるわけでございますけれども、当然にして滞納者が退去するに当たっては、敷金からその分は全部相殺してちょうだいいたしておるところでございます。

また、連帯保証人の関係でございますけれども、これも正式な数字は後で御報告いたしますけれども、私が今ここで承知している範囲では、数人の方に請求を、それは親でございますけれども、親の方からいただいたケースがございます。

あとの部分については後ほど数字を御報告させて いただきたいと存じます。

委員長(西村昭教君) 休憩いたします。

午前 1 1 時 3 2 分 休憩 午前 1 1 時 3 3 分 再開 委員長(西村昭教君) それでは、再開します。 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 委員の 御質問にお答えします。

駐車場の滞納者でございますけれども、15年度についてもございます。それから、駐車場の滞納と、それから家賃の滞納と同じかということでございますけれども、住宅の方は支払われておって、駐車場が未納というケースがあります。

あと滞納にかかわる徴収の猶予の部分の申請がなされているかということでございましたけれども、 先ほども申し上げましたとおり、当然それもいただいておりますし、滞納の納入計画書もセットになっておりますので、それらもあわせて、それに基づいて提出をいただいておりますけれども、なかなかそれが実行が100%されてないというようなことも、実態としてございます。

委員長(西村昭教君) 中村委員、数字のことに ついて今すぐ即答できませんので、後ほどお知らせ するということで、御理解いただきたいと思いま す。よろしいですね。

委員長(西村昭教君) 収入役、答弁。

収入役(樋口康信君) 中村委員の敷金の運用関係でございますけれども、敷金につきましては、歳入歳出外のということで取り扱ってございます。それで、普通預金の中で保管しているのが状況でございます。

以上です。

委員長(西村昭教君) 他に関連でございますか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 今、施行規則第5条の入居請書の連帯保証人の関係なのですけれども、現実に親からもらったケースあるということですけれども、私はとりあえず今滞納された方々、極端に言えば3カ月以上ですけれども、ある面で今の状況から考えれば非常に難しい面もあるかもしれません。ただ、その滞納の人たちの保証人に私は的確に、これこれのあなたの保証人になっている方が、いつまで家賃が金額何ぼというようなことを、やはりきちっとどこかでやらなかったら、現実に先ほざい野委員もおっしゃったように、ずるずるするというような感じが、これだけの累積な滞納額に僕はなってきていると思うのですね。

ですから、先ほど駐車場の使用料についても駐車 場は納めなかったらもう使えないよと。当然どこか の路上駐車になるかと思いますけれども、そういう ような厳しいことをしていかなければ、本当に今町の町税だとか使用料だとか負担金だとか、町立病院の関係とかいけば、僕はもう7,000万円以上の滞納額にはなるのではないかという感じがいたします。

したがって、そういうことを何とか歯どめをどこかでしなければ、やはりだめでないかと。確かに払えない人もいるのも事実だろうと思います。 しかし、どこかと言うと、そういう甘さがあるからこのような累積の滞納額になってきたのではないかという気がいたします。

したがって、私はやはりこれらの管理条例に沿った形で、皆さん方が職務として条例施行規則に決められたことを粛々と僕はやっていくべだと思うのです。でなかったら、まじめに払っている人、何だ払わなくてもいいのかというようなことが、蔓延してくると、言うなれば町のこういう管理体制が問われることになってきますし、まじめに払っている人から言わせれば、おい、何だということになっていくと思います。

ですから、公営住宅の明け渡し請求の中に、第3項に、町長は規定に該当することに同項の請求を行ったとき、請求時の翌日から当該町営住宅の明け渡しを行うまでの期間について、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2割に相当する額以下の金銭を徴収することができるということにうたわれているわけですから、ですから、私はこれをしていかなければ、非常に各種使用料、負担金等が滞納額がどんどんふえてくるという気がいたします。そういう点で、数字的なデータは後ほどお願いいたしたいと思いますけれども、最後にこれらの滞納額の処理に対する町長の考え方をお聞きしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

委員の御指摘のとおり、こういう時代的な要素もあって滞納がふえている状況にございます。そういう点につきましては、公営住宅に限らず全体の公共料金等につきまして、増嵩の推移に至っているということで、そういう面におきましては、その徴収に強化をするというようなことで、課長職も強調月間設けた中で、臨戸徴収に当たっているところでございます。

また、委員の御指摘のとおり、そういう保証人等に対しましても、一応は状況の中では見て、当たって、請求行為だとかやっている経緯にもございます。すべてやっているわけではございませんが、中におきましてはそういうようなものをやっております。方向としては、こちらの方にやはり強い態度で

臨んでいくということが必要でございますので、そういう面いろいろと御意見ある中で、今後ともその 徴収には鋭意、こういう厳しい財政状況を踏まえた 中で、その取り組みをしていきたいというふうに 思っております。方法等につきましては、またその 改善する点があるかどうか、その辺等を十分検証し た中で、その対応についての強化という面を構築し た中で進めていくようにしていきたいというふうに 考えておりますので、御理解を賜りたいと思ってい ます。

委員長(西村昭教君) 関連ですか。

5番小野忠委員。

5番(小野 忠君) 私、聞きたいのは、例えば 滞納訴訟を起こすのだということで30万円、一応 訴訟費用を取ったわけなのですけれども、これらは まず弁護士さんにお話しした費用だとか、そんなこ とで30万円は使ってしまったのですか、その点1 回、ちょっと助役さんにお聞きします。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 小野委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

一応強行徴収という点で、訴訟を起こした中で徴収を図るという中で、一応年間の中に何件か出てくるという中で30万円の計上を毎年させていただいておりますが、その訴訟に至った経緯がございませんので、最後は不用額として次年度への繰り越しの形になっているところでございます。

委員長(西村昭教君) 関連の方、13番村上和 子君。

13番(村上和子君) 先ほど私質問いたしました中で、御答弁いただいてない項目がありまして、 直近の選考委員会での抽選なんかは、いつ行われた のですかということに対しまして、お答えいただい てないのですけれども、よろしくお願いしたいと思 います。

委員長(西村昭教君) していないという答弁 だったはずですが。

それでは、商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 村上委員の御質問にお答えいたします。

抽選会でなくて、入居者選考委員会の件でございますよね。これは一番直近ではたしか15年の春1回行った経緯というふうにちょっと記憶をしておりますけれども、ちょっともう1回確認いたしますけれども、年に1回程度しか開催しておりません。

と申しますのも、いわゆる新築の団地等であきが 出た場合のところにおきましては、当然その委員会 において選考していただくわけでございますが、通 常の申し込みについては、条例に基づきまして所得 だとか、家族構成だとかいったことの部分で、事務の受け付け処理をしておりますので、その部分についての審査は委員会の審査は経ておりませんので、年1回程度の開催となっておるところでございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 家賃の問題でお伺いいたしますが、現在、所得階層別で見ますと、どういう所得階層の方が公営住宅に入っておられるのか、所得階層別にわかれば、今、資料がなければ後でもよろしいですから、お伺いしたいと思います。

今回のこの滞納問題というのが大きく社会問題になってきてます。一生懸命納められている方もいます。何回行ってもなかなか応じないという方もおられますが、基本は今のこの条例に基づいてやっぱり少しでも納めてもらうように、やっぱり即すというのが自治体の基本的なあり方ではないかというふうに考えています。そういう意味で、職員の方も相当努力もされているのだろうというふうにあの実態聞いて、話聞いております。そういう意味では、現状としてどうしてもこの故意に納めないという方がおられるのかどうなのか、そこら辺を改めてお伺いしたいというふうにまずお伺いいたします。

次に、お伺いしたいのは、母子世帯に対する公営 住宅の入居の問題であります。

国、あるいは道においても地方自治法において も、こういう世帯に対してはきっちりと条文の中 で、いわゆる職業の安定や生活保障、それを促すた めのそういう入居の制度が即さなければならないと いうことが明記されておりますが、上富良野町にお いては、そういった部分の入居申し込みがあって も、公営住宅の入居する場所がないという形の中 で、高い家賃に入らざるを得ないと、そういう実態 が今あります、実際。そういう意味では、そういう 条文に基づいた上富良野町の対応というのは、いわ ゆる国や道、地方自治法に基づいてそういうことが なかなかなされてない部分があると思います。公営 住宅の事情もあると思いますが、優先的にそういう 方を入居させるというような方向というのは考えら れないのかどうなのか、この点についてお伺いいた します。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 米沢委員の1点目の個人の中で、悪質な者がいて滞納者がいるかというふうな御質問の部分でございますけれども、今、滞納リストの中におきましては、そういったいわゆる悪質という部分については、おらないというふうに判断しております。

ただ、行ってもなかなか会えないというふうな部分がありますけれども、本人としまして、納める意思はあるのだけれどもというような部分でありますけれども、それらについて悪質かどうかというような判断もしなければならないところでございますけれども、いわゆる一般的な悪質的なものについては、おられません。

それから、2点目の母子等のそういった部分の対応でございますけれども、従来、公営住宅法の旧1種、2種の時代におきましては、そういった制度が設けられておりまして、そういった位置づけで公営住宅もありましたけれども、改正によりまして、もりましたけれども、改正によりまして、もできるというようなのがなくなりまして、公営住宅サイで特別母子の方だけを特別優遇といいますか、中で特別母子の方だけを特別優遇といいますか、やはちょっとでき得ないのかなと。ただ、別の部分できるいったものがあればとは思いますけれども、今、現状の公営住宅の法の中においては、そういった枠組はちょっと難しいというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 地方自治法等には、そういった部分の町とは解釈の違いがあるのかもしれませんが、そういう施設があって、そういったときに安定的に入れるようなという形の明文化されていると思うのですが、その点についてはどういう解釈なのかお伺いしたいと思いますが、あと所得階層別には、今、恐らくないということですから、後で示していただきたいと思います。

滞納については悪質な方がいないということでありますから、当然これはまじめに納めている方については、この不平等ということもありますが、基本はやはり機械的に行政がこれらに対処するのではなくて、実態に即してきっちり条文に基づいて対処するということを前提にされるべきだと思いますが、この点もう一度明確な答弁をお願いいたします。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 先ほど 申しました母子等の優遇に関しましても、法律には 国民はすべてひとしく云々ということでございます けれども、今、うちで持っている住宅の部分については、そういった部分については設けていないのが 実態であります。

それと、もう一つ、今、2点目の使用料の徴収の件でございますけれども、悪質者は先ほど言ったようにおらないのですけれども、ただ、未納額に対し

ての、例えば分割納入の額が我々通常考えている額以下であれば、ちょっとこれはなかなかそういう判断がちょっとできない場合もありますので、これからそういった厳しくそれを判定していかなければ、なかなか未納額についての部分も解消されないと思ってますので、もう少しその部分についての引き上げというか、厳しくやらなければなっていかないというふうに、ことしからは取り扱っていこうかというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) 関連ですか。

16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) 先ほどから、滞納滞納と 未納もそうなのですけれども、町民税から始まって 固定資産税、今は家賃ですね、そして水道あたりも 恐らくあると思うのですけれども、これらおのお 課はあるのですけれども、これてんでに請求するの か、それともお互い課同士で、未納の人たちは同質 なのか話し合ったことがあるのか、調べたことがあるのか、そこら辺ちょっと、横のつながりを持って 実際の状態、この人は払える能力があるのないのか、そこら辺は調べたことがあるのか、できたら一 本化してやった方がいいような気がするのだけれど も、そこら辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 渡部議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど、中村委員の方にもお答え申し上げましたが、プロジェクト等におきまして、全体の滞納の状況把握はしてございます。そういう中で、それぞれその中でどういうふうに対応していくかというようなことも、ある程度話し合いながら協議をして、そしてそれぞれ個々に回っているところでございます。そういう中で情報交換というか、個別のこういう家庭についてはこういうことだとか、そういう情報の交換はやりながら、鋭意徴収率の向上に努めているところでございます。

今、まちづくり課長の方でもお話ございましたとおり、悪質でない中においても、分割納付という点がございまして、その辺のところを誠意持って対応してくれているのですが、どうしても追いつかない面があります。背景にはやはり今のその点に非常に経済的な面で苦しさがあるのかなというふうな押さえでおります。

そういう面で分割納付が極めて小さい額であるという点も、その滞納額がふえている要因にもなっている傾向にもございます。当然悪質な面等につきましては、今、税務課中心となりまして差し押さえだとか、そういう強行的な中で、取り扱いをしている

ところでございますので、なお一層その徴収率の強化には努めていきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) それでは、使用料及び手数料ついて、関連をこの辺で、ありますか、今の手数料とそれから使用料について。今のこの関連で質問のあるは方ございませんか。ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、他に質問で。 3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 43ページの戸籍住民登録 手数料のところでございますけれども、今、新しい 取り組みとして住民カードの発行がなされているわ けでございまして、私も先日つくっていただきまし たけれども、この手数料の500円ということは適 正な価格であるというふうに判断をいたしていると ころでございます。

そういった中にありまして、改善点ということで お話をさせていただきますけれども、この新しいシ ステムの導入でパソコンにより住民カードの発行が なされているわけでございますけれども、これに伴 いまして、写真を写して、名前を書いてつくってい ただくのですけれども、最後に暗証番号を入力する わけなのですね。この暗証番号の入力する場所です ね、これが職員の方から見えないのですね、こっち の住民窓口の方から、私たち見ていませんから、暗 証番号を入力してくださいというようなことで、た しか4桁だったと思いますけれども、入力するわけ ですけれども、こちらはお客さんが対面にいるわけ ですね。覚えた人には職員の方が親切に、ちょっと 見ないようにしておってくださいよと、こう声をか けてますから、その辺は懇切にやっているなという ふうには思いますけれども、今後はこういう職場の 模様がえが4月1日からなされるという、そういっ たことでございまして、そういう暗証番号を入力す る位置といいますか、適正に場所に配慮いただきた いなということでございます。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 岩崎委員の御質問 にお答えをしたいと思います。

御発言のとおり、現状非常に場としては必ずしも適切ではないというふうには、私どもも理解をいたしてございます。現状この4月以降、10月までの間につきましては、暫定的に庁舎利用の問題もまだ最終整理ではございません。10月以降になろうかと思いますが、それらについては本来的に全くそのブースを設けてというところまで至るということについては、今の状況からかなり厳しいものがございますが、可能な範囲でその守秘対策として進めたい

という考え方を持ってございます。

現状でも必ずしもその数字がストレートにばっと 見えるということではございませんが、これらにつ いては職員の方も気をつけながら、周りの方々に対 応させていただきながら、現状の対応を進めていき たいというふうに考えてございますので、御理解を ちょうだいしておきたいと思います。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 関連ですか、その他ですか。今について関連ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、他に。

14番長谷川徳行君。

14番(長谷川徳行君) 40ページの農林業使用料のところでちょっとお聞きしたいと思います。

この農産物加工実習施設使用料なのですが、目的を言って、示して使用許可は出ていると思います。見るところによりますと、いつも同じ団体が使っているような気もあるのです。それで、やはり本来の趣旨から外れているようなところもあると思いますので、本年度も需用費として122万6,000円の計上がありますが、やはりサークルで使ったり、そのサークルでパンを焼いて食べるとか、そういうことに使われていることもありますので、やっぱり需用費に対して応分の使用料をもらってはいかがと思うのですけれども、その辺どうなのでしょうか。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 長谷川委員の御質 問にお答えいたします。

ここにあります使用料につきましては、ここで鍋釜をここで販売するようなときには使用料をいただきますと。実際皆さん方使われているところについては、現在のところ無料でございます。御質問のように、同じ団体が使われているのではないかというふうなことでございますけれども、これにつきましては現在、230日程度の開催日程というか、使用日程を組みまして、調整をしながら使われているのが現状でございます。

それから、将来的には支出というかこれにかかわる経費が120万円ぐらいありますから、将来的には考えなければならないということで考えております。

委員長(西村昭教君) 14番長谷川徳行君。

14番(長谷川徳行君) 本来の目的で使われているのならいいのですよ。本当に本来の目的、何というのかちょっと趣旨忘れましたけれども、それで使われているのならいいのですけれども、お茶のみ会に行って、使って、そこでパンを焼いて食べるとか、いろいろなものをつくってますか、豆腐をつく

るとかやってますけれども、やっぱり今財政が苦しい苦しいと言っていて、同じような人ばっかり使って、それで応分のお金を取ることも必要でないかなと思うのですけれども、将来的でなくて、やはりずっとこういうことやっているのですから、いろいろな効果が出てるかもしれないですけれども、その辺の判断をちゃんとして、やっぱり取るべきだと思うのですけれども、どうですか。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 長谷川委員の質問 にお答えします。

ここの基本的な使用目的というのは、地元の農産物を使って食品のそういった研究、これが一つあります。それから、地元のいわゆる農村農業のそういった食料というか、食事の改善というか、これに資するというような考え方もございますので、現在のところ使用料を取るというようなことにはなってございませんけれども、今後食品を開発して販売と結びつく、こういったものもございます。そういった意味では経済行為も伴いますので、ある面では使用料をいただかなければならないと、そういう状況も出てきますので、そこに応じて使用料の徴収等については検討させていただきたいと思っています。

委員長(西村昭教君) これで、関連ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、その他で、1 1番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 13款1項7目2節の社会教育使用料の関係でお尋ねをいたしたいと思います。(「ページ数をお願いします。」と呼ぶ者あり)43ページでございます。

今までの決算書を見ますと、セントラルプラザを利用した社会教育関係団体の利用料金の実績が決算書にはのっているのですね。例えば平成11年度は15万6,000円、12年度23万6,000円、13年度20万8,000円、14年度21万5,000円ということで、決算書がのっております。当然社会教育関係団体がセントラルプラザを利用したということで、なっていると思うのですけれども、これだけ毎年あの実績があるのであれば、予算書の中にここにのせるべきなのか、もしくはどこかの項目が違うところにのせているのかということで、まず1点お尋ねします。

それから、2点目は、公民館にある陶芸窯の問題 なのです。

よく私も公民館を利用するのですけれども、朝からびっちりあの陶芸窯が電気が入ったままになっているときがしょっちゅうあるのですね。それで、相

当の電気消費量ではないかということで、ちょっと 見ましたら、使用電力は200ボルト、1500キロワット、43アンペア、最高使用温度が1,30 0 ということになっているのです。

それで、富原のテニスコートだったか、それから 島津の野球場もいうなれば照明料ということで、使 用料のほかに払うわけですね。現実に一般的な電気 ならあれですけれども、こういう形でただ公民館が 主催で、陶芸教室をやるとかなんとかというのなら いいですけれども、今言った場合、ここのケースで 愛好される方が使っているということになると、こ の点がどうなのかということで、一つは1時間当た りの電気料は幾らになっているのか、それから年間 の使用時間はどうなっているのか。

というのは、私はあそこは陶芸窯の使用する記録 簿があるかどうか私承知してません。あそこへ行っ てみましたけれども、それらしいものはないですけ れども、それらの措置がどうされているかとという ことで、当然陶芸教室だったら愛好者があったり、 個人利用があると思います。

そういうことで、使用記録簿の中で電源を何時に入れるのか、オンにする、それからオフにするというものがきちっとあっていいような気がいたします。この単なる30分、1時間ではないのですね、焼くというのは。ですから、相当の電気料を食うのかなという気がするので、素人考えでわかりませんので、この使用電力のこのデータは電気料を含めてあれずれば、すぐ出てくるのかなという気はいたしますので、それらについてお尋ねします。

それから、もう1点、保健体育使用料の関係なのですが、16年度の予算書は、球場使用料、それから照明施設の使用料ということで、それぞれ採用されています。それで、私ずっと11年度から14年度の決算書を見ますと、テニスコートの照明施設料が富原運動公園広場の使用料の中に、恐らく自りですね、テニスコートの使用料されていると思うのですね、テニスコートの使用料されていると思うのですね、テニスコートの使用料というのは決算書に出てきてませんので。それで、今後決算書の中には富原公園使用料と、それからもうつはテニスコート照明使用料ということで、島津の野球場と同じように、その点を明確にしていただければ、我々いろいろなもので調べる場合に、当然使用状況がわかるということでございますので、その点要望をいたしたいと思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 中村委員の質問の答弁につきましては、午後より行いたいと思います。

昼食休憩に入ります。

午後の再開を1時といたします。

午後 0時07分 休憩 午後 1時00分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き審議を 再開いたします。

午前中の中村委員の質問に対し、答弁をお願いい たします。

社会教育課長。

社会教育課長(尾崎茂雄君) 11番中村委員の 質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の公民館の窯の関係でございます。

この窯につきましては、以前から御指摘を受けているところでございまして、この窯の電気料でございますが、想定の話でありますけれども、1時間当たり約450円程度かかるのでなかろうかというような想定をしております。これが素焼きと本焼きで約17時間要するということでございます。また、この料金の徴収につきましては、私ども公民館の関係ですけれども、電気料を正確にどのぐらいかかるのか、子メーターでもって計算するようなことで、今考えているところでもございます。

また、この電気料につきまして他の施設、学校等もありますので、さらに今検討をしているところでございます。

二つ目のセントラルプラザの料金の関係でございますけれども、収入につきましては、社会教育使用料の分館使用料の中で東中会館、日東会館、草分防災センター、セントラルプラザの料金を見込んで計上しているところでございます。

3点目の富原のテニスコートの関係でございます。決算につきましては、運動公園という中で収入を見ているところでございます。このテニスコート、野球場、運動広場につきましては、今後決算の中でも各施設ごとに明記できるような形で会計課の方とも協議したいと思っております。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 公営住宅に関する御質問にお答えしたいと存じます。

まず、滞納繰越の部分でございますが、今、手元 にある数値で御報告申し上げます。まず、平成7年 度から御報告申し上げます。

平成7年度につきましては、1件で6万7,800円、平成8年度は2件で11万5,900円、平成9年度が6件で74万1,460円、平成10年が4件で26万2,000円、それから11年度が11件で113万500円、12年度が10件で47万7,000円、13年度が13件で91万9,0

00円、トータルでここまでで、47件の371万3,660円となっているところでございます。

それから、連帯保証人に対する督促の関係でございますけれども、文書による督促は行っていなく、電話で大半が保証人となっております親御さんに対しまして、納入の督促を行って対応しているところでございます。

次に、車庫の未納に伴う明け渡し件数につきましても、実施件数はゼロ件でございます。

それから、敷金の件数でございますけれども、これ2月末でございますが、件数につきましては349件でございます。金額につきましては、1,585万5,620円となっているところでございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 税務課長。

税務課長(越智章夫君) 中村委員の町税の不納 欠損処分についての居所不明者、それから死亡者に ついての件数、それに額について御報告を申し上げ ます。

平成11年度、居所不明者6件で13万7,800円、死亡者はございません。それから12年度、居所不明者が9件で18万9,600円、死亡者が6件で38万2,000円でございます。それから平成13年度、居所不明者が16件で58万2,300円、それから死亡者が5件で18万4,300円でございます。それから平成14年度、居所不明者48件で576万100円、それから死亡者が14件で36万4,300円であります。

なお、平成14年度の居所不明者の中には、裁判 所、それから国税局の差し押さえ等で財産処分され まして、その後居所不明、会社等も存在がしなく なったものを含んでいる数字でございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 答弁漏 れがございました。

米沢議員の御質問でありました所得階層につきましての数字でございます。平成15年度にかかわるものでございます。

まず、所得階層1、これはゼロから12万3,000円の区分でございますが、この者が全体の78.5%を占めております。あとそれから、特出すべきことは超過者、要するに基準を超過による者が6.3%でございまして、ほとんどはこの1の部分の階層に属する方々が入居しております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今のことについてお伺いいたしますが、全体的に所得階層の低い方が当然入居されていると。こういう状況の中で社会的要因の中で生活が大変困難になっている部分というのも、当然その滞納の理由の中にあるのだろうと思います。

もう1点申し上げたいのは、公営住宅法が変わって、近傍者のいわゆる民間家賃と同額の家賃に設定しなさいという形の中で、年々いわゆる建てかえと当時に家賃が上がるという状況になっているわけです。実態見てたら、こういう所得階層の少ない層が入っていて、民間それなりの減免制度もあるにしても、減額制度があるにしても、実態見ましたら、かなり大変な生活実態だというのが明らかになっています。そういう中で、いわゆる矛盾が今起きてきているのだいうことを、私は話したいわけであります。

一方で、近傍者の形で民間家賃を求めながら、実 態としてはいわゆる低所得者層が多いというふうな 状況の中で、かなりな厳しい状況に置かれていると いうことは明らかだと思うのです。そういう意味で は、そういう実態も踏まえつつ、機械的に私が言い たいのは、条例があるからといって、それに従うの ではなくて、そういう社会的の要因もやっぱりある わけですから、そういう判断のもとにこの滞納にお いてもきちっとした対処をすると。あくまでも納め てもらうというふうな努力なくしてこの問題は解決 しないのではないかというふうに思います。確かに 機械的に裁判所に訴えて、口座差し押さえだという ことであれば、一番簡単です。だけども自治体とそ の町に住んでいる人間関係をつくるということです から、お互いの理解を促しながらやるという前提が 必要だと思いますが、町長はこの点についてどのよ うにお考えかお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的に今委員がおっしゃっている背景のもとに、私どもはそういう中ですべて強行的なものをという考え方を持っておりません。当然滞納者の中において誠意を持って納めてもらうようなことについては、鋭意そういう尊重しながらやっていただいている。中に約束を守らないという点では、あります。それも非常に厳しい状況を迎えている中で約束が守れない人も中にはおります。そういうところでございます。ある程度長期間に同じようなことを繰り返して努力をしない者等につきましては、やはりある程度の条例に沿った中で、厳しく対応していかなければならないというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 その他で。以上でよろしいですか、今の関連は、 ございませんか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 今、それぞれ担当の課長から町営住宅の年度別滞納の件数と金額、それから町税の不納欠損の行方不明、それから死亡等の年度別の件数、金額、これ後ほど文書で配付をしていただきたいと思います、委員全部にですね。

それから、もう1点、連帯保証人の関係なのですけれども、僕は今課長の言うように、親御さんにと言ったけれども、保証人が全部親御さんとは限らないのでしょう。それから、言うならば、文書出してない、電話でしたということだけれども電話での要請と、それから文書での要請とやっぱり受け方が僕は違うと思うのですね。

ですから、猶予願いのあれのところでもいいけれども、文書は発送したのなら文書発送した日にちをびしっと書いてやっていただかなければ、電話でやったって、言った、言わないのことに僕はなっちゃうと思うのですね。ですから、できればそういう形でやっていただきたいと思います。

それから、きょう最後の質問に対しての、今教育 委員会からの答弁があった、そのことについて。

今、課長の回答では、今分館の入っていると言うけれども、14年度の決算書の中には、はっきり分館32万1,270円、それからセントラルプラザ21万5,838円とちゃんとなっているわけさ。

だから、そうであれば、この中に明らかに僕は出すべきだなという気がするのですね。ですから、後はもう決算書の中で当然出てくることだから、予算の中にも一つの目安として出すべきでないかということを言っているのです。

それから、もう1点、陶芸窯の関係です。

実際に素焼きと本焼きあって、要する時間は17時間と、1時間当たり電気料は450円ということなので、現実に私は何回も公民館出入りしている関係でそうやって私に言う人がいるのですね。現実にあれだけ電気料使っているのにどうなのだということを言われたもので、これはやっぱりある面で全部が全部ということはないと思うのですよ。例えているのに、20分300円、テニスコートが200円ですか、だがならると思いますけれども、ある面で受益者負担というられたないかと。ただ単に、これから教育委員とで、これらのことを考えていかなければなららいではないかと。ただ単に、これから教育委員とで、これから教育を会とではないかと。ただ単に、これから教育を会とにないがと、ただ単に、これから教育を会とにないがと、それはそれで一つは、そういう陶芸を含め

ての文化なり芸術ということであるから、それは僕は免除の規定に基づいてまた運用をしていただきたいと思いますけれども、現状を見るとそうでもない分野があると思いますので、その点も考慮して、ほかの施設との整合性も含めてやっていただきたいと思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長.

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 中村委員がおっしゃられたとおり、そのような方向で今後取り扱ってまいりたいというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) 社会教育課長。

社会教育課長(尾崎茂雄君) 11番中村委員の 窯の電気料の関係につきましては、今後生涯学習の 関係、それから通常のサークルの関係もありますの で、料金につきましては十分検討してまいりたいと いうことでございます。

それから、セントラルプラザの収入の関係でございますけれども、予算の関係でございますので、財政の方とも協議したいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 38ページの地方交付税にかかわってお伺いいたします。

今回予算計画書の中にも、16、17、18という形の中で、歳入でいえば地方交付税が交付金そのものがいわゆる現状維持という形の中で設定されております。この間の答弁の中でも、今後歳入構造が国の財政支出の中でどうなるかわからないという形の答弁されております。そういう意味では4次の総合計画の交付金の部分でいえば、当然この交付金の設定というのはその減額要素を見据えない中での16、17、18という形で設定されているのかなというふうに思いますが、これは当然国の財政規模によって、この歳入構造も当然変わるということで、押さえてよろしいのか、その点。

それとあわせてお伺いしたいのは、今回の財源移譲という形の中で、所得譲与税の予算が計上されています。交付金等の減額については国保の部分で見るという形になっております。もしくは臨時財政特例債等で、その減額分については今までも見るというふうになってきたかというふうに思いますが、今回のこの税移譲の中での自治体のその減額分がほぼカバーできるような税源移譲財源という形の押さえされているのかどうなのか。

国の内簡を見ましても将来この部分においても、どうなるかわからないというような指針が出ており

ますが、それはそうであるのかどうなのか、この点 についてお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 総務課長。

総務課長(田浦孝道君) 9番米沢委員の2点の 御質問にお答えします。

まず、1点目の交付税の関係で、国の対応いかんによっては今後どうなるのかという御質問かと思いますが、委員も御承知のとおり、委員も言ってましたように、この資金計画におきましては、平成16年度の予算の状況を基本に踏まえてまして、それ以降の年度につきましては、町としましての特殊要因につきましては加味しまして推計をしてございます。

前提条件としましては、本年度の国の交付税に対します対応をベースにしてございますので、17年度以降、国の措置のいかんによりましては、この推計額がまた変更を生じるということで御理解をいただきたいと思います。

それと、国の三位一体改革の状況につきましては、きょう冒頭申し上げました資料に載せているところでございますが、所得譲与税以下での措置につきましては、御案内のとおり交付税におきまして措置をされているというようなことで、仕組みがつくられてございますが、町長も申し上げてございますように、町としての実感としましては、その削減相当額が交付税において純増しているという実態は持ち得ないというようなことであります。これは御案内のとおり交付税の総額そのものを国が目的を持って抑制をしてございますので、そういう関係から町におきましては、そこに確たるふえたものがあるという実感はございません。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 先ほども聞きましたら、保 育所の運営費等についても、いわゆる一般財源化す るというように話も聞きました。そこでお伺いした いのは、国が地方自治体を維持するためのいわゆる 必要な財源を、従来も交付税という形で見てきまし た。しかし、今回税移譲という形の中であったにし ても、それが果たして税移譲にふさわしいような、 また地方自治体が維持できるような財源ではないと いうような答弁かというふうに思います。そういう 意味では、やはり本来国が示していた交付税の基準 化にしても、やっぱり水準化にしても維持できるだ けの交付金を支給するという形にしても、明らかに 問題点があると。こういうしわ寄せが今答弁の中に もずっとありましたが、滞納者の問題に行ったり、 いわゆる社会的な要因であるにもかかわらず、あた かも原因者である本人の努力もありますが、しか し、そこに目を行ってしまって、何がその一番根本的な原因があるのかというところ、やはり今の財政上の仕組みでいえば、もう自治体同士の交付税削減した分、それを結局違った形で持ってきて、みずからの足を食って、その財源で今自治体が運営せざるを得ないというような状況になっているのではないかなと思いますが、この点でやっぱり改善・指導すべきものは国に対しても改善すべきだと思いますが、この点。

さらに、保育所の国庫負担金等の一般財源化によって、削減額が規定のとおり入らないのではないかということでありますから、それを自治体の持ち出しというのも当然出てくるのではないかというふうに思いますが、この分の今回の予算措置いうのはどういうふうに国でまた見ているのか、自治体で想定して財政措置したのか、この点についてお伺いしたい。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

交付税の目減り現象と、国の方では積算上は交付 税の中で見てますよという点でございます。先ほど もお答え申し上げておりますとおり、交付税の総額 が抑制されている中に、どうもその見返り分という のがふえている状況にはないという私どもの実感を いたしております。

そういう中で、当然保育所の関係でございますけれども、一般財源として交付税の中から当然財源を手当てしていかなければいけないというようなことでございまして、配付資料の中でもここで掲げておりますとおり、2,900万円保育所の補助金としていただいていたのが廃止になりまして、その振りかえをしたと。そして、所得譲与税の中で人口1人当たり1,674円の積算をしてきてございます。その差額を先ほど言いました交付税の中で見ますよということでございますが、実態はここの数字でいきますと1,800万円、交付税ふえていないのだから目減りではないかという、私どもは実感をいたしております。

そういう中で、いろいろと地方にとりましては大変な状況を迎えております。この辺の交付税の関係につきましても、そういういわゆる財源保障機能だとか、財源調整機能だとか、そういう役割を担っているわけでございますので、そういう現行の制度を維持するような形で、やはり町村会を通じながら、全国的な中で国の方には要望しているところでございます。そういう問題点を持って、運動の展開をしているということで御理解をいただきたいと思います。そういう問題点の押さえの中で、ただ受けてい

るだけでなくて、それなりの地方としての働きかけ をしているということで、御理解をいただきたいと 思います。

委員長(西村昭教君) 次に、移りたいと思います。

次に、歳入の第14款、44ページから第15 款、53ページまでの質疑に入りたいと思います。 御質問のある方。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 53ページ、観光費補助金のところで、新しい新規事業といたしまして、道の方から989万6,000円ということで、これは町長の施政方針の中で質問させていただきましたところ、町長は予算委員会の中でお答えしますということで、これ国の緊急地域雇用創出特別対策事業としてということなのですけれども、これで雇用が一体何人ぐらい生まれるのかなということで、質問したいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 村上委員の御質問にお答えいたします。

本年度予算計上いたしております大雪山系の登山 道保全事業の国の緊急雇用対策事業につきまして は、町長の執行方針に述べておられますとおり、大 雪山連峰を取り囲む上川町を初め、4町が共同して 取り組むことで、国の方の事業が認められたもので ございます。

これにつきましては、まず、雇用者全体では4名の人員で行うこととなっております。うち3名が新規雇用ということで、条件づけておりまして、4名中3名が新規雇用ということでございます。おおよそ延べ412日間の日数の事業でございます。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) 国でこういう施策が出ましたときに、この事業を当てはめたのではないかと思いますけれども、もうちょっと雇用が生まれる事業はなかったのでしょうか。こういう計画をなさるときに、大綱の事業というのは挙がってきたのでしょうか、そういうところからその中から幾つかの大綱事業を挙げた中でのこの大雪山の登山山道の保全の事業ということになったのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 国の緊 急雇用対策の事業につきましては、町が今までやっ てなかった新規の事業ということで限定されており ます。過去におきましては、町におきましてはパークゴルフ場の整備だとか、大きな公園の整備だとか、図書館のシステムの整備だとか等々、そういった部分の新規に取り組む事業について、この事業を適用して新規雇用を図ってまいったわけでございます。

あくまでも町が従来行っていなかった事業を町内 のそういった事業者に行わせるということでござい ますので、どこの事業でもやれるというわけでなく て、町が今まで行っていた以外の事業を行うという ことで、なかなか事業発掘といいますか、採択なる 事業がなかなかすぐには見つからないというか、そ ういった状況にございます。たまたま先ほど申し上 げましたように、ことしは国の方の政策枠で大雪山 連峰を取り巻く上川町ほか4町でやるよということ で、この事業を各町村において取り組むこととして 予算をいただいたわけでございます。そんなこと で、事業そのものが、どこでもここでも創出できる といったものでなくて、新たに町が今まで行ったこ とに対する取り組みを行うということの部分であり ますので、そういったことで御理解をいただければ と思います。

委員長(西村昭教君) 関連でございますか、なければ、次受けたいと思います。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 補助金に入っているので、 決算委員会のときに請求していただいた平成14年 度の補助金交付資料一覧、これ平成15年のこれを 請求したいと思います。ありますか。

委員長(西村昭教君) 質問ですか、今のは資料 請求ですか。補助金の資料請求ですか。どの部分で すか、全部ですか。質問の趣旨がはっきり。

4番(梨澤節三君) だから、言ったでしょう、 平成14年度補助金交付資料一覧をいただいておる と、平成14年。だから15年のをいただけますか ということです。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 決算特別委員会を通じまして出した資料の15年度版については、御案内のとおりまだ決算期迎えてませんので、決算期迎えた段階で資料調整の後、何らかの方法で、まだ先になりますので資料提供に努めたいと思います。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、次に移りたい と思います。

次に、歳入、第16款の54ページから、第21 款63ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 61ページ、公用車損害保険金45万円でございますけれども、これにつきましてちょっと御質問したいと思います。

これ何台分の保険金なのでしょうか。それと、1 台とか2台減りましても掛金はそう違わないものな のでしょうか。それと事故を起こしましても、こう いう保険というのは、自治体で掛けているこの公用 車の損害保険といいますのは、掛金が全く変わらな いのですか、毎年。昨年もたしか45万円だったと 思うのですけれども、その点ひとつお願いしたいと 思います。

委員長(西村昭教君) 総務課長。

総務課長(田浦孝道君) 13番村上委員の2点の御質問にお答えします。

まず、1点目のこの61ページの公用車損害保険金についてでありますが、これにつきまして、公用車が事故に遭った場合、もしくは事故を起こした場合に、町が修繕等その損害に対しましての町が受ける保険金でございますので、昨年同様45万円見込んでございます。

もう1点につきましては、事故が発生した場合に、民間の保険であれば保険料等については高騰するというようなことになるかと思いますが、町有車両の保険につきましては、そういう仕組みになってございません。そのようなことで保険料が増嵩するということは、基本的にはない仕組みになってございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 村上和子君、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 関連はございませんね、 他に。

それでは、4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 56ページの、これ町長にお尋ねしたらいいのでしょうか、国内外交流基金というところがあるのですね。国内はいいのですよ、国外なのですよ。これはもうずっと私合併のここを言っているけれども、これ自立していくと、これやっていけれるのか、合併になったときには五つというのがこうあるから、これは今新聞で騒がれています。この辺のところを町長、ここをどのようにお考えになりますか、国外交流ということについて。だから、要するに今自立でいったときは財政は5市町村が国外交流をやっている、ここをどのようにおずえになりますか、来年ですから、来年3月にこれぶつかってくるのだから、考え方をお聞きするのですよ、予算というよりも考え方。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 4番梨澤委員の御質問にお答えいたします。

今まで報道等で合併協議会の中で、任意協から法 定協になって、いよいよ合併の段階になってきた。 そのときに友好提携を結んだり姉妹提携を結んだ自 治体の対応はどうするかという、それぞれ合併する 市町村の中で協議を進めていくということでありま すので、我が町もそういうような協議をする段階に なって、そういう合併の状況になればこの国内外も 含めた我が町としては、三重県の津市との友好提携 と、それからカムローズ市との友好提携、これをど うするかということは、その協議会の中で協議され るものと認識しております。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 町長、そのお考えはどうなのかということを聞いているのですよ。やっぱり町長責任者ですからね。それで今までの状況、流れは知っております、そういうところでもって検討をしていくと。逐次なくしていくとなっているのですよ。逐次なくしていくになっているのですよ、合併したところ。その辺のところも入っているのですけれども、町長のお考えをお聞きしておきたいなということで、今聞いているわけなのですけれども。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 再質問にお答えします。

協議会の中で協議されると。ただし、私としては、そういう状況になるかならないか、まだ想定したことないのですけれども、三重県津市との友好提携というのは歴史があるし、カムローズとも今歴史ある交流をしているわけですから、これはでき得るだけその協議会の中では継続して、もしその協議会の中で出て、この新規になったとすれば、仮定でありますけれども継続していくように努めたいと思います。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これで歳入に 対する質疑を終了いたしたいと思います。

ここで、説明員が交代いたしますので、自席でしばらくお待ち願いたいと思います。

暫時休憩します。

午後 1時37分 休憩 午後 1時39分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き審議を 再開いたします。

次に、事項別明細書、歳出、第1款、64ページ から第2款、105ページまでの質疑に入ります。 5番小野忠君。

5番(小野 忠君) 85ページ、ちょっとお伺いをいたしたいのですけれども、これは企画調整課、振興係ですね。この魚の住む環境づくり事業補助、この問題なのですけれども、これらは予算委員会の予算書にも提案されてません。それから、この一般会計予算説明資料にもこの分はのってません。この北の大文字イベントはのっているのですけれども、この魚の住む会、これ去年は27万円、ことしは25万円ですか、この補助金がのってないのに、ここにのっているのですけれども、これらがちょっとわからないから御説明をいただきたい。

委員長(西村昭教君) 企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) 小野委員の御質問 にお答えをさせていただきます。

85ページに魚の住む環境づくり事業補助ということで、25万円のせてございます。ただ、説明資料等につきましては、大きな事業というようなことで、この魚の住む事業補助につきましては、少額というようなことでそちらの方の説明には入ってないということで、御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野 忠君) それがちょっとおかしいのではないですか。これ去年もこの魚の住む会というものは、もう既に財政も苦しいのだからボランティアでやるべきではないかということを、かなりこの予算委員会でも言ったわけなのですけれども、何か文句言われるやつはそくっと抜いて、そしてこの予算書、例えば説明書も予算案にも全然のってないのだよ。だから、これはちょっとおかしくない。だから、それを私聞いているのですよ。いかにその25万円といえども、そこら辺ごまかさないでちゃんと言ってくださいよ。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 小野委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

要するに配付資料の実施計画の中にのってないぞという御指摘かと思いますが、基本的に予算書がこれ本物でございまして、実施計画の小さい事業等については、のせてございません。こういうものすべてのせておりません、小さい金額は。一定の金額以上のものをのせてございます。そういうことで主要事業というのを見ていただきたいと思います。こういう種類のやつというのはものすごい数になりますから、一定のところで区切っているということで御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野 忠君) それはちょっと助役、おか

しいのではないですか。したら、北の大文字イベント、これ16万5,000円かい、165万円かい。これらこう並べてつけているのだよ。それなぜこの予算書だれも反対しているわげはないのだ、何でそれら細かいもの、この中に3点ぐらいあります。そのうちに次々に行きますから、でも、これ3点ぐらいあるのですよ。まず何でこんな指摘されるものは絶対しないという形ですか、おかしいではないですか、これ。きちっと言ってくださいよ。

委員長(西村昭教君) 小野委員、まことに申しわけないのですけれども、質問の趣旨も十分わかりますし、説明の方も皆さん理解されていると思うのですが、一般の説明資料というやつは抜粋してのせてあるということで、小さな数字のやつはのせてないという説明なのですね、今。ですから、のせたくなかったということではなくて、そういうことでのせなかったということの意味でございますので。

5番(小野 忠君) それはちょっと変でないかい。でも、私たちはそんなばかだから、わからないのだよ、実際の話ね。だけど、それはちょっとこの予算案のときにも、これらが全然説明もなかった。だから、ことしはこれらは補助金を切ったのだなと、私たち思った。ところがこの教科書いただいたら、堂々と書いてある。ですから、こういう小さい補助金といえども、これ2万円切ってあるわね。これどうしても必要性なものなのですか、この魚の住む会というのは。

委員長(西村昭教君) それが質問の趣旨です ね。はい、わかりました。答弁をお願いします。

企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) 御承知のとおり、 魚の住む環境づくりにつきましては、平成6年度ぐらいから助成をしております。目的といたしまして は、町の特殊性から町内の河川で魚が住める環境に ないというようなことで、それの稚魚放流、また環 境美化をするということで、この団体に補助をし て、上富良野町に魚が住めるようにというようなことで、助成をしているところであります。ただ、そ の中で、今団体もいろいろと変遷をしてきておりま す。そういうようなことで、企業評価をさせていた だいた中で、本年度は25万円ということで、予算 を組まさせていただいたところであります。

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野 忠君) 結局そういうふうに前回の 去年もこういう言葉だったの。そうしたら、どこへ 魚を放しているかということなのですよ。これ質問 ですよ。そして、放したときに、日新のダムは放流 しちゃうのですよ、全部流して。その上に網をかけ て全部拾ってしまう、網で。それをあそこで焼いて 食べているでしょう。そんなばかげたことをやって おるのに、どうしてこれが去年か一昨年もこれ指摘 したはずですよ。それがどうしてこういうふうに予 算化されていくのかなと。そして、こういう補助金 が、ほかにたくさんあるものは一つもしないで、こ ういうところにただ焼き魚をしなさいというお金 を、ただ補助するのですか、もう一遍これ答弁して ください。

委員長(西村昭教君) 企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) 放流をしている場所でありますが、今、質問の要旨にもありましたが、ピリカフラヌイ川、これは清富小学校の前であります。これは清富小学校の子供たちにも協力いただくといるとが目的でこの清富小学校のところで放流をまず1カ所はしてございます。そのほか、東中に放りますべベルイ川、また神谷川、この3カ所にありますべベルイ川、また神谷川、この3カ所にありますべべルイ川、また神谷川、この3カ所に協策をいたしているところであります。過去にような事実、過去にはおいたが、近年はそういうような事実、過去にはおいたしているところでありますが、近年にアいてはそういうことはないということで、我々は承知をしているところであります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) その説明もずっと聞いてき ていて、本当にこれ必要なのかということなのです よ、実質、魚を育てている、そして魚釣っているの ですよね、あそこ。前に研修に行ったところあたり 大きな川ありまして、魚釣るべからずなのですよ。 それでね、よくわかりますよ、御苦労されている の。これ私は町内会長をやっているから、いただき まして見ましたら、素案で補助金検討部会、ぜひ参 加したい、できれば参加したいと、こう順番にあっ て、こういう方々のお力かりたいと思うのですよ、 町民の。でないと、なかなか切れないのかなと思う のですけれども、やっぱりこうやってやらないとで きないでしょうかね、あなたたちでもって、町長の 決断でもいいのですけれども、やっぱりカメラだと か、魚だとか、その辺だったか、まだあったのです けれども、その辺のところ、今のこの魚あたりにか なりな議員みんな、なあんだと言ってますよね。そ の辺のところやめるわけにいかないですかね、修正 できませんか。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) それらも含めて今、行財政 改革の中で補助金、助成金等、大きな金額、大きな 件数を持っておりますので、これらについてもこの 16年度これから検討していきたい、それにも町民 の方の声も聞きながら、参加していただいて対処し ていきたいと思ってます。

委員長(西村昭教君) 関連ですか。

8番吉武敏彦君。

8番(吉武敏彦君) 先ほど、同僚議員が質問しておりましたけれども、この説明資料によりますと、予算の歳入歳出の予算の概要では、おおむね50万円以上というふうにしてのせてありますけれども、事業調書の方にはそういうのはのってないので、少額というのは幾ら基準なのか、幾つで小さいところのってないという問題が出たのだと思うのですね、その辺のところは幾らぐらいに考えられていますか。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 8番吉武委員の御質問にお答えしますが、予算の説明資料でお配りしてございます主要事業につきましては、100万円をめどにのせてございますが、金額は過少でも非常に中身の濃いものもございますので、その辺に配慮しながら調整をさせていただきますが、今、いろいろ御意見いただきましたので、十分参考にしながら今後十分な対応できるように検討したいと思います。

委員長(西村昭教君) 他に、魚の方はございませんね。

それでは、13番村上和子君。

13番(村上和子君) 75ページ、2款、1 項、5目の11節の需用費ですか、消耗品費289 万6,000円、これ公用車の集中管理消耗品でな いかなと思うのですけれども、町長は町長専用車で ないとおっしゃいましたので、公用車の中で主に町 長が乗ることが多い車も管理していらっしゃると思 うのでございますけれども、なるべく1台の車に乗 り合わすこと、共有化を図るようにされまして、公 用車の減らす計画もあるようでございますけれど も、1台とか2台でしたらそんなに消耗費とか余り 変わらないと思うのですよね。それで乗り合わせて 共有化にするということと、その公用車の町長の専 用車でないとおっしゃって、一般にも早くから利用 していただいてますよとおっしゃっておりますの で、そこら辺をもうちょっと明確にされるようにし ていただきまして、そして、思い切って景気のいい ときでしたら事業を起こせばそれに車もついていた と思うのですね。そしてそれらの維持経費も落とす ことができたのではないかなというふうな感じはす るのですけれども、もっと思い切った車の乗り合わ せ、共有化を何とか図っていただいて、台数をもっ と減らすようにお願いしたいと思うのですけれど も、いかがでしょうか。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 13番村上委員の御質 問にお答えします。

この件につきましては、一般質問でお答えしてますように、町長専用車というよりは他の職の者を含めまして、共有利用をしているのが実態でございます。

それと、公用車の台数の削減という形の御意見いただきましたし、私ども担当としましても集中管理体制の中で総台数も減らすという形で取り組んでございますが、一部まだ現課で管理している車両もございますので、それらさらに集中管理体制を拡大することで総台数についても抑制を図りたいというふうに考えてございますし、今、少し問題なのは、現車両につきましては登録年式が古くなってございますので、どういう形で更新をするかということもいろいろ課題になってございます。これら総合的に費用が効率化図れるように、御提言いただきましたリースバック等につきましても、十分検討しながら効率のよい体制に整えていきたいと思います。その点ひとつ見守りいただければと思います。

委員長(西村昭教君) 村上さん、よろしいですか。

それでは、車の関連でありますか。 それでは、9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 車なのですけれども、車は 本当にタイヤがあって初めて動きます。そういう意 味ではこの町の行財政の運営も住民とも対話があっ て初めて動き出します。どちらかが欠けてもだめだ というのは当然のことでありますが、それで、行政 改革という形の中で、いわゆる当初予算の実施計画 の中にも、答弁担当課長からももらいましたが、1 7、18という形の中で歳入の交付金が3億1,2 00万円ですね、組まれています。そういういわゆ る歳入構造が当然変化し得るという形になっていま す。そういう意味で見ましても、歳出構造でも人件 費等が現状維持ということでありますから、なかな か厳しい、減らすといっても人を減らすかなんとか ということになりますが、私はそこで町長の決意と してお伺いしたいのは、この間、答弁聞いてまして も、どうも腑に落ちない点と率直に申し上げたいの は、行政改革今後推進をという形の中で、そこで具 体的に町長車、あるいは公用車等も見直すというこ との答弁をされております。しかし、私は町長であ る以上、町民のトップである以上、町長みずからが この部分はもう削減しますとはっきり断言して、ま たそういう地位にあるわけですから、そういう声が なかなか聞かれてこない。もしも、私は町長にはな りませんが、あなたの立場だったらこういう部分は もう既に歳入構造、歳出構造見た場合に、当然この 部分は削らなければならないと、こういう形の中で 具体的な対案を住民に示して、それでは論議始まり ましょうという形がやはりなければ、いくら行政改 革こういう中で見直すと、確かに今までも見直して きました。その努力というのも一定それぞれ大変 だったと思いますが、しかし、そういった今部分が どうも欠落しているのではないかと、自然発生的に ただ将来的にやっぱりなくするのだというのでは納 得いきません。町長車という形でこれは公用車だ と、きのう答弁漏れておりましたが、町長車という 形で専属のやはり運転手もついて、そして確かに他 の用でも使っています。しかし、町民の有権者の圧 倒的虚偽、これは町長車か公用車かといったら、そ れは町民の税金でつくった、買ったのだから公用車 でしょうと。だけど町長専用車ですか、どうですか といったら、それは町長専用車でしょうという形は 圧倒的ですよ。そういう詭弁を使ってはだめなので すよ。やっぱりきっちりと廃止すれば、また当然財 源が浮くわけですから、残業手当等の、そういった 財源を、今いろいろな子育て支援だとか、あるいは 農業支援だという形の中で、例えばきのうも出まし たけれども、きのう災害つぶれたと、こういうとこ ろに出せるわけです。私は具体的にこういう対案を 今町民が聞きたいのですよ。そういう対案を町長自 身がきっぱりと、この公用車の問題でいえば町長専 用車ですと、廃止しますと、町長みずからが一般の 公用車に乗って運転して、町民の皆さんの前に出か けていって対話しますと、これが今求められている 町長像だと私は考えますが、廃止されますか。こう いう予算を今回なぜのせなかったのかと、財政これ だけ厳しいと言っておきながら、この点まずお伺い したいと思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢委員のすばらしい 御意見を承りました。

まず、第1点目の町長車、公用車の廃止でありますが、私は廃止する気はございません。これを廃止するということは、町長として、私として経験した行動、これをものすごく制約してしまう。行動の範囲を狭くする。ですから公用車として廃止する気はございません。しかし、運用の仕方で節減だとかいろいろな対応の中でその調整というものはしていかなければいけないと、見直しをしていかなければいけないという認識でおるところであります。そのためには改革の中で対応したいと。

それから、もう一つは、町長みずからこれをなく す、あれをなくすということで、締めてということ でありますが、確かに私自身もここの部分、あの部

分という想定する部分はあります。しかし、そうい う形でなくて、私はトップダウン方式で物事を進め るのでなくて、やはり皆さんからの意見が出てきた ものを吸収しながら、いうならばシャワー効果でな くて噴水効果で対応していくと、皆さんの声を聞き ながら対応していくということを私は政治信念とし て今日まで進めてまいりました。独裁者になろうと いうようなことでなくて、いろいろな面で職員の声 を聞き、町民の声を聞いて、その中で行政執行して いくと、判断をしていくという手法をとっていきた いと。委員のおっしゃるように、私の指示命令で独 裁的に対応していくという考え方は持っておりませ ん。あくまでも噴水効果、下から盛り上がる、住民 から盛り上がる、ともにつくっていく、そういう行 政執行をしていきたいというふうに思っております ので、御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 噴水効果ということまで論 ずる気は余りないのですが、噴水というのは血管で もそうですが、やっぱりきっちりと血管そのもの を、動脈そのものも強くなければならないのです。 そのためには必要な栄養だとか、事前にそういうも のが当然必要ですよね、町長。私は言いたいのは、 トップダウン方式でやるということではないので す、そういうものを具体的に提起しなさいと。した ら、恐らく何らかの返答があるでしょうと、そうい う対話の試行を求めなさいということで、この間町 長もいろいろと懇談会もやっています。それをさら にもっと深める内容での懇談会方式というものも含 めてやれば、当然意見も出てきますが、それとあわ せてあくまでも私、確かに町長車の必要な部分もあ るでしょうけれども、しかし、委託確かにそういう 方法もあると思います。やはり求められているのは この間見てても、残業手当等によって相当な出費等 が出ているわけです。当然必要ですから、それに 伴って手当は支給しなければなりませんが、しか し、この流れ見てても必要ない部分、あるいはもっ とやっぱりもう出ているというふうに思ってます。

そういう意味で、見直しをやればやはり財源の縮小というのであれば、そういったところからやっぱりやる必要があるし、一般の公用車使っていくらでも自分で運転していって、できるところあるでしょう。確かに地方へ行くのであれば汽車に乗ったりとかいろいろあるでしょう、一般の自動車も使って、運転していってもらって同乗してもらって行くということもあるでしょう。そういう手法をいろいり混ぜながらこの廃止の方向で、私は専用車という形の廃止の方法でなくせばいいのではないかということです。その点もう一度答弁願います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 専用車としては今は対応していないと、公用車として対応しておるということで、これを廃止するという気はないと、私はそういいうつもりでおります。ただ、先ほど何度も言いますように、運用の面で対応は十分検討を加えなければいけないと思っています。

残業だとか常勤だとかという部分はありますが、 私は就任して以来、それらのことについても十分配 慮しながら、今、当時と比較すると超勤につきまし ては、3分の1以下、4分の1ぐらいに縮小してい るという認識を持っております。

委員長(西村昭教君) 関連はこれでよろしいですね。

それでは、5番小野忠君。

5番(小野 忠君) 町長、多分車は公用車なの だけれども、あれ5万円しかしないのですよ、車 は。もうあれは年数がたってますから5万円くらい しかしないのですよ、もう、価格査定は。ですか ら、あれいつまでも乗ってもしようないのだから、 とにかくやっぱりいずれ、ここ1年、2年の間には 新しくしなければ乗れないと思いますよ、遠くへ行 けないのですよ、あれもう。私たち、あれ60年車 ぐらいですから、そういう点、やっぱり今後やるん だったらびっとした車買ってやってくださいよ。そ んな廃止しませんよなんて言わないで、とにかく車 はよくしますよと、そして人件費は何とか抑制して いくのだと、こう言ってくださいよ。何かそこら 辺、町民の皆さんにちょっと聞きづらいは、それ聞 いておったらね。そういう点でひとつ、私は要望で 終わりますが、答弁求めてもしようがないから。

委員長(西村昭教君) それでは、車に関しては これで終わらせていただきます。

他にございませんか。

12番金子益三君。

12番(金子益三君) 77ページの委託料のところで、ちょっと質問したいのですけれども、庁舎清掃等に469万円かかっております重油タンクの清掃ですとか、そういった特殊な技術を要する部分に関しては、これはもちろん外注委託しなければいけないとは思うのですが、先ほど以来、いろいろな部分で行財政改革をしていく中で、住民と痛みを伴っていくというのであれば、やはり自分たちが働いている職場ぐらいは自分たちでこれは清掃していくという基本を、今後貫いていくことができないかどうか、ちょっと1点お聞きします。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 12番金子委員の御質 問にお答えします。 庁舎清掃の関係につきましては、若干内部からも そういう角度の意見をいただいてございますし、ど うあるべきかについては十分検討が必要だと思いま す。ずっと以前については、庁舎の清掃については 職員を配置しまして対応してございましたが、時代 の変遷の中で、最終的には外部の力をかりることで 費用効果を上げた経過にございますが、今、こうい う財政事情の中で、どういうことが一番いいのかに ついては十分検討しなければならないと思います が、従来の昔の姿に戻すということになれば、また 一方で人材を確保するとか、頭数的な問題もありま すので、過渡的に対応することと、それから今後体 制をどう整えていくかということと分けて検討しな ければなりませんので、十分この辺は検討したいと 思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか、金子 君。

12金子益三君。

12番(金子益三君) 清掃のことに関しては、 私は別な今の清掃係長をつくれということを提案す るのではなく、自分の身の回りのところぐらいは やっていきながら、年に何回か掃除しなければなら ないところを外注すれば、もっと安く済むのではな いかという御提案をさせていただきます。

もう1点、その委託料に関してのところで、ちょっと御質問なのですが、各々例えば、67ページのこれは13節の庁舎警備ですとか、そういったところを各ほかのところも出ているのですけれども、これの算出基準みたいなものというのは、どういうふうになっているのかちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 金子委員の67ページの委託料の関係でありますが、庁舎警備につきましては御案内のとおり、平日の執務時間外から翌日の執務時間始業時まで、それから、週休日、祝日等の間につきまして、外部の会社に人を庁舎内に配置することで業務をお願いしてございます。

したがいまして、その時間におけます職員の配置 におけます時給と申しますか、そういう単価を時間 に乗じまして、直接費用的なものは求めてございま す。あと当然、人を雇用するに当たりましては、そ れぞれ社会保障等の所要の経費がかかりますので、 そういうものも加味した中で積算してございます。

それと、あと関連しまして、想定できないいろいるなもろもろの費用、それから、その体制をとるため、受託会社が一定の費用も伴いますので、そういう費用も構成しながら、予定価格を設定して外部にお願いしているという、おおざっぱに言いますとそ

のような構成になってございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 それでは、関連でございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、次に移ります。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 83ページ、車は車でも 交通安全の関係で質問をいたしたいと思います。

平成16年度の主要施策の概要ということで、安心のまちづくり、この中で交通安全関係については死亡事故ゼロ500日、1,000日目指しているということで、1件でも事故発生を未然にされた参加型の交通安全活動の推進ということで訴えております。したがって、今度平成16年度の町の交通安全推進委員会の補助、それから、町の交通安全協会の補助の関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

交通安全推進委員会の補助の関係ですけれども、今回301万円という、ずっと平成11年度を見ますと447万円、12年度483万円、13年424万円、そういうことで、平成11年度と比較をすると170万円の減、マイナス32.8%というような状況になっています。

それから、交通安全協会も平成11年度87万円、それから15年度は94万円というのは特出しているのですけれども、これは何かの事情背景があるうかと思います。今回は69万円ということで、前年の比較をするとマイナス25万円、26.6%ということでのマイナスということに。それでせっかくこの安心のまちづくりということで死亡事故をゼロ、それから500日、1,000日ということで、それぞれの担当の皆さん方が頑張っておられます。このような大幅な財政上非常に厳しいということだろうと思いますけれども、この補助金の削減による事業、それから活動の展開に十分こたえられていかれるのかどうかということと、それからもうつは、削減をしたその支出の要素はどこなのかということで、2点お尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。 町村生活課長(米田末範君) 中村委員の御質問 にお答えをしたいと思います。

まず最初の、活動に対応可能かという点でございますが、現在のそこにも、執行方針の中でも町長の方から述べさせていただいてございますが、交通安全にかかわりましても、いろいろな意味で地域の皆さん方の御参加をいただきながら展開していく、すなわちメインのスローガンといたしてございます交通安全は家庭からというところで、それらを展開し

ていきたいというのが考え方でございまして、決して急激にその答えが出てくるということではございませんが、各地域へ対応していろいろな団体等の方々に啓発をさせていただきながら、その方々によって、また家庭の中に交通安全等を持ち込んでいただく、さらに地域の中に持ち込んでいただくという展開を、いわゆるソフトの面で展開をしたいというのが大きなその願いでございまして、それらに移行をしていただている分もぼつぼつと芽が吹いてきているというふうに理解をしてございまして、今後ともその辺の内容で推進を進めていきたいということでございます。

次に、補助金の支出の側にございますが、委員御発言のとおり、財源的な異常な厳しさというのが現にあるということは第1点として申し上げておきたいと思いますし、先ほど申し上げました各御参加をいただきながらというところにつきまして、展開をさせていただこうということが主たるものでございまして、特に推進委員会の補助にかかわりましては、この下部組織としてございます推進委員会というか指導員の専従の方々の隔日立哨というものを登下校にかかわりましてお願いを申し上げて、それらの毎日の展開から変化させてまいったというのが大きな部分でございます。

交通安全協会にかかわりましては、いろいろなそれらの対応の中で、どちらかというと、若干ずつ財源的なベースの厳しさの方を御理解をいただきながら、現在に至っているということで御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 余り前書きがちょっと長 いような気がしたのですけれども、まあまあ地域か ら、それから家庭から、この運動が定着をしている ということについては、ある面で理解をできますけ れども、本当に交通安全推進員の皆さん方、非常に 朝な夕ないろいろなイベントのときも頑張っておら れて、本当に死亡事故ゼロを500日、1,000 日を合い言葉にして頑張っておられますが、このよ うな急激な、特にこのことで十分対応できるという ことで、僕言うのは、それではどこを減らしたのか ということが聞きたかったのですね。こんなに減ら して大丈夫かということは、例えば交通安全協会の 関係からいけば、15年の予算は94万円、今回は 69万円ということですから、25万円マイナスと いうことだから、だから僕は15年の94万円は1 1年度からずっと見ますと特出しているから、何か があるのかなということも一つ聞きたかったのです ね。

ですから、それらも答弁がないので、そうする と、一遍に26.6%も減らすというのはいかがな ものかというようなことで、不足の部分、運動展開 ができない部分が出てくるのではないかということ を私は心配しているので、それぞれのセクションで 皆さん頑張っておられるから、何とかこういう今の 時代ですから、できるだけ交通事故をなくそうとい うことで頑張っておられるので、できれば減らすよ りふやすポジションだと思うのですね。だけど現実 に財政状況があれだということで、こんなに大幅に 減らして活動が十分できるか、それから交通安全推 進やなんかのスタッフの皆さん方の十分な意見を聞 いた中で、活動が十分展開できるかという危惧をし ているものですから、その点、大丈夫なら大丈夫 だ、少ないけれども、我慢するなら我慢するという ことでもよろしいので、それらも含めてお願いいた

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。 町村生活課長(米田末範君) 中村委員の御質問 にお答えをしたいと思います。大変申しわけござい

にお答えをしたいと思います。大変申しわけござい ません。

まず、交通安全協会にかかわりましては、実は平成15年度分につきましては、女性部の20周年の記念式典のために提出したものが、15年度のみということの対象で25万円ございましたので、その分の減額でございます。

それから、推進委員会の補助にかかわりまして は、先ほど申し上げましたように、登下校にかかわ りますところの一般論で申し上げてございますが、 専従の指導員の方々に隔日立哨をお願いして、その 中で指導を中心にお願いを申し上げるということ で、そのさらに各学校ごとも含めて、それらの内容 を御理解をいただきまして、家庭の中に持ち込んで いただくようにPTA等を通じてお願いを申し上 げ、そのことによって絶対大丈夫かということにつ ては、私も絶対大丈夫ということを論じていくこと ができるかということになれば、非常に微妙であり ますけれども、やはりこれらの種のものにつきまし ては、一人一人皆さん方で、ともどもにこの交通安 全というものを持っていただかなければ答えになっ ていかないということだけは、自信を持って私自身 も申し上げたいというふう思います。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 交通安全関連で、9番米 沢義英君。

9番(米沢義英君) 去年もお伺いしたと思いますが、交通指導員の方が街頭に立って子供さん見ておられます。そういう意味で回数が減ったということで、生徒さんとの対話ができるのだけれども、そ

の対話の回数は減ったと。小さな金額で削って、大きなものを失ったということを言っているのですけれども、やはりそういう問題が、聞いたら実際あるわけで、やっぱりそういうところにはきちっとした手厚い財政措置、そんなに300万円も400万円もという形ではないのだろうと思いますよ。

ですから、そういう配慮をして、きちっとした やっぱり帰り道の安全対策という点でも、本当に貴 重な役割をされているわけで、こういったところに ただ杓子定規に一人一人の家庭から交通安全を守り ましょうなんて、もう100遍も1,000遍も聞 いているのですよ。それはわかった上でそれぞれが 取り組んでいるわけですから、そういう隠されてる 部分をきっちり見て、やはりそういった対処をすべ きだというふうに思いますが、これは改善されたの か、お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町村生活課長(米田末範君) 米沢委員の御質問 にお答えを申し上げたいと思います。

対話として、その中で効果が上がる上がらないという部分については、私はその大きさといいますか、それは確かにいろいろな面であろうかと思います。隔日であった場合には落ちる、毎日であった場合は効果が高くなるというところについては、必ずしも言い切れないと私は思ってございます。あくまでお互いの交通安全にかかわってのお話をいたださながら、この通学の子供さん方に対応していただいているというふうに思ってございます。もちろん委員御発言のとおり、その対話の中から生まれるものというものは、当然にして家庭の中に持ち帰られているものもあろうかと思います。

そういう中での効果というものについて、今まで落ちてきているというふうには私どもとしては認識はしてございません。それなりに効果は上がっているというふうに思っております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 質から量へという言葉ありますよね。やっぱり質から量に転換するのですよ。これはいくら社会が、地球がなくなっても、その法則というのは変わらないわけですよ。一貫してこういったものをやはりどういう立場に立って予算づけをするのかということで、確かに部分的には見えない部分、消化できない部分ありますよ、そういった部分は。

ただ、やはり交通指導員の話聞いても、やはりもうちょっとそういう部分についても了解を得て話が進められたのだとは思うのですけれども、やっぱり協力できる部分もありますと、私たちにも、奉仕い

ただかなくても協力できますと、やっぱりそういうところをきっちりと示していただければ、それなりの対応もできますという話ですから、やはりそういうところをきっちり行政側としてとらえるということが大切だと思います。担当の課長が全くやってないというのではありませんよ、一生懸命頭抱えてやっておられるのを、よくわかります。

そういう意味で、やはりそういった意味での財政 措置をしっかりしていただきたいというふうに思い ます。

委員長(西村昭教君) 答弁はよろしいですね。 それでは、交通安全に関連して、ございません か。

### (なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、次に移ります。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 69ページの行政改革、こ れ今の話にも絡んでくるのですけれども、行財政改 革でもってさっき言いましたよね、住民。そういう ことで住民とも話をしたいということを町長は言っ た。それで、こういう方々が入ってくるわけですよ ね。それでわかりませんよ、町民が行政改革、財政 改革たって、なかなかわからないですよ。私がこれ ひとつ経験してうんと思ったのが、組合費を天引き でやっているのは、あれは道議会議員が教職員のあ れはだめだよと言ったのを見て、私言ったのです よ、ここで、組合費を集めるのはだめですよって。 そしたら、いやそんなことないでしょうということ で、今までたしかずっと来ているはずですよね。私 たちのあれもそうですよ、議員会費、天引きやって いる、あれも同じなのですね、同好会的なものだか ら、本来なら、はい、くださいとやらなければなら ないですよね。そういうのから見て、今度の電算シ ステムに入ってきて、いよいよそれがやらなくなり ましたよね、たしかなったはずです、我々の議員会 費も今度手払いするようになりましたから。事々そ ういうことでして、なかなか行政改革というのは難 しいと思うのですよ。それで、これをするのもいい のですけれども、わかるのは職員の中のことは職員 が一番わかります。議会のことは議員が一番わかり ます。現在のことはですよ、先輩は前のことをおわ かりでしょうね。例えば、議会やなんかで海外研修 なんていうのは、凍結しようよという声、何回か出 た、今回も出たのですよ。だけどやっぱり入ってい ますよ、ここに。

こういうことで、これをわかるのは議会のことは 議員、それから職員のことは職員がわかるのです よ。だから、職員はもう若い人、それから先輩、後

**輩関係なく、いやここはそう思うということをどん** どん書き出して、一問一答でやると全部押さえられ ますから、みんなわかり切った先輩が上におって、 それはこうこうこうだよということになるから、そ れでなく、全部書き出して、そしてこういうところ にお見せして、どう思いますかということでやるよ うな形、あわせて議会も入れてもらえばなおいいの でしょうけれども、そういうことでやらなかった ら、この行財政改革、町民会議運営費というのがあ るのですけれども、そういうような形でやらなかっ たら、わからないと思いますよ。いきなりこの会議 に、どこ変えたらいいですかと言ったって、絶対わ かりません。職員でおった人はあれですけれども、 なかなかそういう人は言いませんし、道警問題では ないですけれども、何だあいつということになりま すから、言わないと思うのですよ。だから、今の人 たちで問題を全部出してやるというようなことにつ いては、どのようにお考えになりますか。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 4番梨澤委員の御質問にお答えしますが、もう既に委員も町内会長という立場で資料も詳しくごらんいただいていることについては、大変力強く思うところであります。

町につきましては、もう町長が町政執行方針で述べますように、今言われるような町民も当然交えまして、ある意味では町民の目線で行政を議論することは極めて重要な要素がありますので、そういう形の中でその受け皿となる組織化をしてまいりたいというふうに思います。この点につきましては、今のところどういう形でするかについては、まだもっといろいろな方からの御意見もいただきながら具現化をしてまいりますので、ぜひ御協力もお願いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 事々、今言ったように、ありませんかとただ言っても、出ません。だから何とか問題点をうんと出して、それでもって選別していくという、それが情報公開にもつながりますし、ああ、開かれてきているなということにもつながるかと思いますので、こうせいとは言いませんけれども、今、お答えになったようにいろいろなところからの提言を受けながらということですので、この方たちを絶対無にしないでいただきたい。町民を無にしないでいただきたいというように思います。決意のほどでも聞きますか、行財政改革の。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

既に委員のところにはアンケートの点も行ってい

るかと思います。町長が執行方針の中で申し上げておりますとおり、新しい改革に向けた取り組み、骨格ということで、この特別資料の中でも配付させていただきました。柱立てをして取り組むということの決意を、今そのアンケートにもありますとおり町民に周知を図ったところでございますので、その辺のところで御理解をいただきたいと思います。(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 行政改革推進という形で予算ついておりますが、構成もこちらで15名の住民代表等も含めてという形になっておりますが、スケジュール的にどういう手順を踏んで今後なされようとしているのか、テーマはここにも書いてありますが、各種事業の見直し、経常経費等の見直し、人件費や職員の資質の向上等が書かれておりますが、こういう点での部会に分かれて審議されるという形の方針だと思いますが、そのスケジュールがどのようになるのかお伺いしておきたいというふうに思います。

あともう1点お聞きしたいのは、恐らくこういう 状況の中では、住民の当然行ってきた行政のサービ スというのも当然のこの対象の中に入っておりま す。具体的に今、もう既にこういう具体的なところ までは行ってないにしても、こういうものは将来的 にはやっぱりサービスの軽減、もしくは廃止につな がるのではないかというようなことも考えておられ るのか。

それともう1点、さらにお伺いしたいのは、職員の配置の問題でありますが、この間の一般質問の中で、これから専門職員という点でも必要だと。また、これから今まで職員を採用してない部分があなたから、これからいろいろなやはり継続的な行政を進める上で、一定のやっぱり職員の採用も必要だということを言っているわけです。言っているのであれば、どういうような立場の中で将来職員の採用をされようとしているのか。今はやめておりますが、これは非常に重要なことですから、行政は継続されているわけです。町長がこの後退任されるかどうかわりませんけれども、いなくなったとしても新しい町長がまた継続されます。そういう意味では自治体がある以上は、その行政を運営していかなければならないという形になるわけです。

そういう意味では雇用の拡大からも一定数の人員の採用というのは必要だと思いますが、ただ、苦し紛れにあのときの答弁の中で一定の専門職を得た人を採用すると言っているのではないと思いますが、そういう構想があるからそういう採用を必要だということをおっしゃったと思うのです。人間というの

は発言する以上、そういう構想があって口に出るわけですから、その町長の構想があれば、お伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的に具体論のお話の話でございますが、ここに掲げてございます基本的な考えの中の7項目のところに、基本事項を掲げてございます。組織機構におきましても行政改革推進事務局ということを設けまして、この基本事項に沿いまして具体論を定めていきたいというふうに思っております。従来はどちらかというと、行政側の行政改革方針で出しておりましたけれども、そういう中で町民の皆さんの御意見もいただきました。でもこの新しい改革に向かいましては、改革の素案づくりから町民にも参画していただいて、取り進めたいというのが考えでございます。そういう中で、ここの基本項目の中の具体論につきましては、これから進めていくという考え方でございます。

それから、組織機構の改革についての御提言の話ございましたけれども、当然財政が苦しいから職員をそのまま採用しないでということは、毛頭考えてございません。新しい定員管理適正化計画の中で、そういう面について、やはりそういう組織に穴があくようなことではうまくないので、この辺のところをどういう位置づけの中で、どれぐらいの中で職員を採用していくかということも、いろいろ財政と見合わせた中で取り組んでいかなければならない課題だなというふうに思っております。そういう中で、基本項目の中にはそういうことも織り込んでいるということで御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

# 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) まだ具体的には決めてないということで、これからということだというふうに思いますが、町長にお聞きしたかったのですが、助役さんお答えしたのですけれども、私、この定員管理についても、やはりこの空白も既に生まれているわけですよ。やはり行政の事務を推進する上で、この空白期間というのは非常に恐ろしいことで、いろいろ対応の仕方はあると思います、手法によっては。

ただ、やはり今助役がおっしゃったように、きちっとした定員管理という方向での、その財政との運用で変わるのかもしれませんが、削減するときも弾力的な運営をしなさいということを私は申し上げたと思いますが、そういう意味でもっと全面的にどういう行政の水準を求めるのかということと、もう

表裏一体なのですよ、一つなのですよ、これは、職員の採用というのは。

そういう意味で町長の執行方針見ましても、聞きましても、この間の答弁聞きましても、そういったどういう行政の水準ということで言えば60億円だと。しかし、その60億円の当時の58年、60年見た場合に、まだ施設がないだとかいろいろ問題ありましたよね、今よりは。そういう時と比べて現ましたよね、今よりは。そういう時と比べて現ましたよね、今よりは。そういう時と比べて記載をは、もう既にいろいろな維持管理の施設もふえているということもあります。そういうものが民間委託するのではないかと、こういうものはやはり自前でやろうというようなことが、やっぱり町長の頭の中にもう既にでき上がってなければ、ただ推進会議に任すということで、それはいいと思いますよ。

ただ、町長自身がその前にしっかりとした骨格を 頭の中に持って、それを自主性に任すというので あったらいいのだろうと思うのです。そういうのが ないのに、ただゆだねると、いわゆるあなた任せと いうことではないのかもしれませんが、そういうふ うにしか私聞き取れないのですよ、町長のこの間の 答弁見ましても。やっぱりこれはまちづくりの推進 と職員の採用等含めて、町長どういうこの行革とい う形で言えば構想を持っておられるのか、この点も う一度明確にしていただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢委員の御質問にお 答えさせていただきますが、構想がないというので なくて、構想は持ってますよ、いつも申し上げてお りますように歳入構造に合った歳出構造のまちづく りをし、行政においては組織機構においては、簡素 で効率的な組織をつくっていく。そのためにどうあ るべきかと、これからの20億円に及ぶ歳出構造を 削減するためにはどことどこをどう削らなければい けないのか、そういうものは持っています。しか し、先ほど来言っているように、私がこうするぞと いうことで申し上げるのでなくて、住民の皆さん 方、町民の皆さん方とともに、今、じゃ20億円を 削減しなければいけない、その分科会の中で財政の 部分でなったときに、こういう今の町の財政構造で すよというものを説明しながら、じゃ、どこでどう 対応し、住民の皆さん方はここまでは耐えれるか と、我慢しようかと。じゃ、ここの部分は行政がや るのでなくて住民みずから行動したらどうだろうか とか、いろいろな部分を含めながら進めていかなけ ればならないというふうに思っております。

ただ、例えば市町村合併のこともそうでありますけれども、町長はどう思っているのだ。しかし、市町村合併についても私もそうお答えさせていただい

ておるように、今はこういう状況、行財政改革につ いても今までは先ほど来、総務課長並びに助役から もお答えさせていただいておりますように、私が就 任して以来の行財政改革は内部で、私も含めて検討 し煮詰めて、こういう改革をしたいですけれども、 どうですかということで、行政改革懇話会に提示し て、懇話会の町民の皆さん方の意見を聞いて、そし て、いや、もっとここをふやせよと、もっとこれを こうせよというような意見を聞いて調整させていた だきながら、2回の行革を進めてまいりました。今 度はもう抜本的に、もう原案をつくって見せるので なくて、つくるときから町民の皆さん方の参加を得 て、こういうことに手をつけよう、こういうことに 交代をしようというような手法をもって対応してい こうということで、組織機構の中で担当部署をつ くって改革を進めていきたいということでありま す。私の頭の中にはあります。しかし、それを私は こう思ってます、こう思ってますということで並べ てみたところで、私は発言したものについては責任 を持たなければならないし、住民の考えとイコール にならなければならない。そういう観点からする と、大きな課題についてそう安易に考えを並べるこ とが正しいとは思っておりません。

委員長(西村昭教君) それでは、ほかにござい ませんか。関連ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、次に移ります。それでは、ございませんか。

15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 79ページの企画費のところでお尋ねしたいと思いますが、上段の方に掲げられております開発道路白川美唄線の建設促進期成会並びに旭川十勝道路の促進期成会のことで、両事業の両計画の今日の現状と、それから今後における見通し等について、まず最初にお尋ねさせていただきます。

委員長(西村昭教君) 企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) 向山委員の御質問 にお答えをさせていただきたいと思います。

開発道路白川美唄線につきましては、御承知のとおり現在東川町周辺の整備が進められているところであります。ただ、非常に進み方が遅いというようなことでありまして、そこら辺の要望過程やなんかにつきましても、今後見直していきたいと。また、その整備の中身につきましても、再度協議をした中で国の方に要望していきたいというような状況で、非常に遅くなっているというのが現状であります。

また、一方、旭川十勝道路につきましての推進状況でありますが、御承知のとおり富良野道路、旭川

十勝道路につきましては旭川から占冠まで120キロ、その間富良野道路20キロが、今整備されようとしている状況で、そのほかにつきましては、今のところは余り動きがないというのが現状であります。

委員長(西村昭教君) 15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) それで、両事業とも上富 良野町にとって白川美唄線はどういうようなかかわ りを持ってくることが想定されるのか、それから一 方、旭川十勝道路について、これについては富良野 市でもいろいろ議論がなされているようでございま すが、促進期成会でということでございますので、 当然上富良野町として促進するというようなスタン スで参加されているのかなというふうな解釈するわ けでございますが、私なりに町民の方々といろいろ お話ししたり、あるいは私なりに想像するに、現在 以上の237号線がこれ以上に整備されることは、 交通環境は改善されるでしょうけれども、非常にそ ういう高速道路網が整備近くでされることによっ て、観光で身を立てていこうという町であれば、非 常に町の中のいろいろお話を聞く限りにおいては、 果たしてその促進を後押ししていいのかどうかとい うような心配をなされている業界の方もおられるよ うでございますし、そこら辺も含めて上富良野町の スタンスとして、その事業がすぐ目の前に迫ってく るというものではないでしょうけれども、基本的に どういうようなスタンスで促進期成会という形に参 加されてるのかということで、もう1回お尋ねいた します。

委員長(西村昭教君) 企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) まず、開発道路の 白川美唄線の方でありますが、ここの白川美唄線に つきましては、今、一部東川町のところが整備され ているところです。それで、上富良野町と今非常に 期成会の中でも問題になっていますのは、その間、 やはり大きなメリットがある町村と、メリットの薄 いところと言いましたらおかしいのですが、当然こ の上川町の白川までなのですが、白川まではなかな か整備される見通しが立たないだろうと。そうした ときに、今の東川、東神楽、それから美瑛町という ようなところがこの整備されることによって上富良 野町にとってもそのルートができることによって、 かなりメリットが出てくるのかなということで、そ こについての協力やなんかはしていきたいというふ うに促進期成会の一員として、活動を展開している ところであります。

また、旭川十勝高規格道路の整備計画でありますが、これにつきましては、今、委員から御質問がありましたように、道路というのは当然そこの中間点

にあるところにとって大きなメリットがあるかというと、そうではなくて、やはりそこに北海道全体を考えたときの旭川、占冠、そして十勝に抜けていくという、そのルート、そのときに当然我々の町といたしましては、その高規格道路やなんかができるということになりますと、救急医療、それから農産物の輸送やなんかにかなり短期間で搬送やなんかはできる、そういうようなことが大きなメリットかなというふうに考えて、これもこの期成会の一員として約回させていただいて、そういう観点で促進をしていこうという考え方でおります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか、向山さん。

関連で、9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 白川美唄線については、これ道議会でも問題意識にしておりますが、いわゆる 経済的なメリット、あるいはかなり長期にわたっての財政投資という形の中で、相当な経済的な浪費ではないかという形がうたわれております。そういう意味で、担当の課長もおっしゃいましたが、ルートができれば多少なりとも経済的な行為が起きるのではないかという話でありますが、しかし、今、経済的に流通のルートも大きく変化しています。農産物の促進が図れるのではないかということで、いろいるな道路ができました。今、もう既にできています。

そういう中で、本当にそういった道路ができて経 済行為ができるのかと。確かに部分的に活性化にな る部分はあるでしょう。しかし、今、農産物でいえ ば外の輸入でやっぱり価格低迷につながると、流通 の大きないわゆる変化でなかなかその経済行為も思 うように、売上げも目標達成しないという形になっ たときに、果たしてこの道路ができことによって、 経済的に上富良野町の経済が潤うのかということの 問題、私は認識なのですが、ここでお伺いしたいの は、このルートができることによって上富良野町 に、それではどのぐらいの経済的な恩恵・メリット というのが起こり得るのか、この旭川の道路期成会 の問題でもそうですが、わかっていれば御答弁願い たいと思います。たとえ2万5,000円の問題で も、やはりこれ10年続ければ25万円です。やっ ぱり大きな問題ですから、やはり早めにやはりやめ るべきものはやめるという立場からの要請も当然必 要ではないかというふうに思います。この点、伺い します。

委員長(西村昭教君) 企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) 今、米沢委員の御 質問でありますが、経済メリット、ここがもし仮定 としてこの道路が美唄から白川に抜けたときに、ど れぐらいの経済メリットがあるのか試算があればということなのですが、まことに申しわけございませんが、そこら辺の試算については持ち合わせがございませんので、そういうことで御了承をいただければと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、ほかに、関連ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、次に移りたい と思います。

10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) ちょっと念押しというこ とも一つあるのですが、95ページの納税貯蓄組合 の補助ということで、前にこれは1回むだでないか ということを質問させていただいて、当時一番多い ときは1,000万円ぐらいあったのかなと思いま すけれども、800万円、600万円とずんずんと 減ってきて、今三百十何ぼですか。これだけ減って きているときに、その組合そのものの不満というの が実際にないのかなと、ちょっと質問の仕方がおか しいのかもしれないけれども、これは廃止にしなさ いというつもりでいるわけでないですから、だけど も不満もあるのではないのかなと実は僕は思うので す、聞いてないからわかりませんけれども。そうい うふうな声が入ってきているかいないかというの と、これたしか17年度から廃止という計画でいる と思うのですけれども、これはもう17年度廃止と いうことで理解してよろしいのかなと、その2点、 ちょっとお願いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 10番仲島委員の御質問にお答えをさせていただきますが、このことにつきましては、納税貯蓄組合の組合長の方々も、また住民会長さん方も、もう理解をある程度示して納得していただいているものと、何度も説明をいたしておりますので、今、過般の住民会長会議でもことし申しますので、今、過般の住民会長会議でもことし申しよけておりますので、それに対して大きな声が上がておりますので、それに対して大きな声が上がっていないという部分で、もうあきらめていただいたのか、我慢していただいたのか、理解していただいのか、納得していただいたのか、理解していただいのか、納得していただいているものというふうに認しておりますので、住民会長さんに説明したように思っています。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 今、町長、住民会長にお話しするという、私、町内会長なのですけれども、私の町内会長やっておって、ちゃんと税務全部おります。そして、ここに住んでいるという証明の印鑑も

町内会長がやります、住民会長ではないですよ。それから、ごみの問題も町内会長です。ごみの問題から、そういう証明から町内会長やっていて、住民会長というのは何なのかなという疑問あるのです。今、言われたところ、それは伝わってきてませんよ、納税のそれについて。納税もうちにおります。私は納税もやりました、そんなこと何も伝わってきていないのですけれども、この辺はどうなのですか。町長でなくてもいいですよ、わかる人でいいですよ。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸達雄君) 4番梨澤委員の説明、住民会長さんから町内会長さんに伝わってきてないということですが、住民会の総会だとか住民会の役員会だとか、いろいろな中でそういうことが伝達されていくものでないのかなという認識いたしておりますので、そこはそれぞれの住民会、他の住民会では、おれのところには、うるさいほど連絡が来ているでというところもあるかもしれませんし、そこらあたりはひとつ住民会組織の中で御理解いただきたいのと、納税貯蓄組合につきましては、年に1回総会を開いております。そのとき私も出席させていただいております。その折りにもこの話はしておりますので、納税貯蓄組合長さん方はある程度御理解をいただいているのかなという認識しております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、その他に移ります。ございますか。 それでは、13番村上和子君。

13番(村上和子君) 67ページの委託料のところの車両休日運行、これにつきまして220万5,000円の予算でございますけれども、何か今利用している団体によりまして、いろいろ制約もされているということを聞いているのですけれども、何時間ぐらい、どれぐらいの団体と何時間、どれぐらいの利用があるのか、ちょっと資料をいただきたいのでございますけれども、それとこれらの利用につきましても、少し以前とは違う何か縮小といいましょうか、そういうふうに変更されたのでしょうか、その点もちょっとお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 13番村上委員の御質 問にお答えします。

67ページの委託料の250万5,000円の件だと思いますが、これについては御案内のとおり、 平成10年からこういう外部に運転業務をお願いすることで、それぞれ団体、町民の方にバスの運行でのおこたえをしてございますが、いかんせん、定期バス、それからほかのバスのあいてる時間に運行す るということで、年間運行時間につきましては、 1,000時間超える時間でございますが、限られた範囲での対応しかでき得ません。あと団体については福祉関係の分野の団体が多いこと、それからケースによっては学校行事等で運行することが多い、それらが中心に今言います1,000時間を超える時間で行ってございます。単価につきましては、消費税込みで2,100円になるかと思いますが、それに相当する額、時間帯を今回予算お願いしてございますし、関連する資料につきましては、必要であれば後ほどまた何らかの形で御提供をさせていただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、関連ではございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、次ありますか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 79ページの構造改革の特区推進費と、非常に大きなもののっているのですよ。内容を見ると旅費で、普通旅費と特別旅費ですか、これをちょっと御説明いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) 4番梨澤委員の御 質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この旅費につきましては、構造改革特区が今国の方で進められております。その中で、我が町においてこの構造改革特区を受けたいというようなものが、今案件としても1事業所の方から提案をされているところでありますが、そういうことで、今申請をしようということで動いているところであります。そのためには国の方に、また、もしくは札幌の方にヒアリングとかがありまして、そういうものに対して、行って説明をする、またこれが認められた部分につきましては、そのときに内閣総理大臣の方から特別に受領というのか受け取る形になろうと思います。そのときの予算であります。

委員長(西村昭教君) 関連ですね。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 大変意欲的な企業かなと思うのですね。差し支えなかったら教えていただけますか、農業であるとか、土建業であるとか、商工業であるとか、もし差し支えなければ、その辺のところは。無理に言わなくてもいいですよ。

委員長(西村昭教君) 企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) 候補のお名前については、避けさせていただきますが、教育の関係でということで御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連でございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、その他に移ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 83ページの名誉町民の年金について、今回削減されましたが、将来的には廃止という形での方向でよろしいのか。この点についてまずお伺いしたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

最終的には廃止かという方向に進むのかということでありますが、現時点では名誉町民の自主的な御理解を賜りまして、減額措置をさせていただいておるところでありますが、私としては当分この対応で進めていきたいというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 当分の間ということで、ちょっと生存している限りという形の中だというふに押さえていいのか、今後はこの適用になる人が出てくる場合も想定されます。そういったときには私はすぐに廃止してほしいですが、そういう事情もないのかもしれませんので、将来的には廃止すると、今回は減額で措置したが、将来的にはこの方がまだ生存されている方というのは失礼だが続けるが、その後については廃止するというふうに受けとめていいのか、伺いします。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まだ、上川管内町村会におきましても、廃止している町村もありますし、応分の対応をしている町村もございます。そういう状況を見きわめながら対応していきたいと思いますが、私がこれから先何年町長を就任させていただけるのか、いるのかわかりませんので、私としては、今私の任期中にはそういう考え方を持っていないと、このままの継続をさせていただきたいと、このままで廃止ということについては考えていないということで御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 将来的には見直すと、町長が任期中についてはまだ続けるけれども、その後については引き継ぎ事項の中にきっちりと、それであれば盛り込んでいただいて、そういう確約というか先の話ですから、失礼な話ですけれども、これ財政

改革の一環ですから、非常に大切なことですから、これは議事録にも残ることですから、お伺いいたします、きちっとのせていただけますか、それでは、 廃止という方向で。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 廃止するかしないかということは、まだ私としては結論を持ってませんし、私はこのままで任期中は継続していくということでおりますので、廃止をするということで今委員と約束することはできない。ただ、町長事務引き継ぎの段階においては、そういう御意見があったということは、その部分の事務引き継ぎの段階では対応でき得る時期が来れば、なるというふうに思いますが、その時点には廃止をしておるかもしれませんし、してないかもしれませんから、そこらあたりは今のところ確約でき得ないということで御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) それでは、米沢君、よろ しいですね。ほかにございませんか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) これは85ページの自治会活動推進費ですね、ここの報償費で文書配布と行政協力謝礼ということで、多分これ町内会長に来て、あなたの口座に入れますか、どっちの口座に入れますかと来ているのですけれども、それだと思うのですよね。それで、これだんだん補助金も少なくなってきておりますから、それから納税組合のあれも減ってきておりまして、文書配布というのは直接はやっぱり班長がやっているのですよ。それで、町内会長というのは3人班長いたら、そこへ東ねて持っていって、実質やっているのは班長なのですよ。

ですから、この文書配布ということについては、 当然ですから配っておりますから、これは町内会の 口座の方にきちっと入れていただきたいというふう に思いますけれども、どうですか。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 4番梨澤委員の質問に お答えいたします。

文書配布の謝礼につきましては、以前から町内会長にお支払いする予定で、その振込先をどちらにしたらいいかの照会はしてございます。これからもそういうことでよろしいかと思いますし、ただ、私どもも若干お聞きしてます中では、今委員が発言されたような、地域内でのいろいろなやり方があることも承知してございますが、町としましては引き続き町内会長さんにお支払いするということを前提に、そのどこの口座に振り込みすることがいいのかを照会をしていく考え方でいますので、その点ひとつ御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 言っていることわかります。それぞれ町内会長は役員会でもってきちっと報酬決まっているのですよ。私のところは町内会長2万円、それから会計、それから班長1万円というぐあいに決まっているのですよ。ここのところをそこに行政から町内会長にと来ると紛らわしくなるのですよ。だから、住民会長のところに一時何十万円というのをぼっと入っていて議会でもかなり問題しまして、今は住民会の会計の口座に入るようになってきてますね。入っていないところもあるのかもしれませんけれども、入るようになってきているのです

ですから、痛くない腹探られたくありませんから、町内会の会計の口座にきちっと入れるということで、やっていただきたいと思います。役員会できちっと報酬というのをいただきますから、だから町内会の町内会長にということではなく、町内会にということで、そうすると、班長が実質班長やっておりますから、それについては町内に還元されるということになるのですよ。個人によこすということがないようにしていただきたいということなのですよ。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 御質問にお答えしますが、町内ではいろいろと御事情があって、いろいろなことがあるのかと思いますが、私ども行政では行政と町内会との関連のやりとりでございますので、あくまでもそれを代表する町内会長に、どのようにしたらいいかについて照会をさせていただいてございますので、今後もそれを基本に取り進めるようにしてまいりたいと思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) それあくまでの行政の都合なのですよ。住民自治ということでいったら、そういうことにはならないのですよ。やっぱり決まったとおりでやっていかないと不透明なところが出るのです。というのは、私は来たのは、これは会計へこれ来ているよと言って、それで私の名前書いて、印鑑ついてこっちの口座にとやりました。しかし、言いたくはないけれども、そうでない町内会長もいっても、やっぱりがたがたがたということになりかねない、金額はわずかですけれども、なりかねないのです。だから、やっぱり町内会長ではないのですね、町内会という、その会計の口座に入れてほしいということで言っておりますけれども。

委員長(西村昭教君) 梨澤委員、今、聞かれて いることに、総務課長もそのとおりに答えているの ですよ。ちょっと誤解されているところがあると思うのですけれども、というのは、町内会長と相談をして、どこに振り込んだらいいかを決めさせていただいているという答弁です。

4番(梨澤節三君) そこを言っているのです よ、私は。それをやると不透明になりますよ。だか ら、町内会長によっては私のところにくださいと 言っている人も今までいるのですよ、現実に。

委員長(西村昭教君) 暫時休憩します。 再開時間を3時半といたします。

> 午後 3時10分 休憩 午後 3時30分 再開

委員長(西村昭教君) 再開いたします。

先ほど、梨澤節三君からの質問がありましたので、続行いたします。簡潔明瞭にひとつ御質問をお願いいたします。

梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) さっき話しましたね、要するに行政から来る金は、町内会長個に来るのでなくて、町内会組織の口座の方に入れるようにしてはいかがですかと。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 4番梨澤委員の御質問 にお答えします。

従来から町内会に振込先の照会をしてございましたし、今後もそれを基本にしたいと思いますが、きょう委員からいただきました地域のいろいろな実情があると思いますので、それらを少し私どもも再検討しまして、どうあるべきかについては考えてみたいと思います。あくまでも今までやってきたことについては、私ども行政側からすれば特に大きな問題ないというふうに思いますが、受ける側の自治会組織の方で何かそれが問題だということの要素があるようにもお聞きしましたので、その点十分検証もして、判断を加えたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、その他にございますか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 79ページの基地調整室にかかわってお伺いいたしますが、いわゆる駐屯地内での空砲訓練の問題ですが、確かに駐屯地内ということで、敷地内ということでありますが、気象条件によってはかなりな振動が聞こえるという状況あります。また、頻繁に夏場でしたら駐屯地の敷地内で空砲訓練を小銃の空ろう砲訓練なんか行っています。

そういう意味で、基地内とは言えど、やっぱり生

活圏にかかわる部分もありますので、こういう部分 は即時やめるよう要請すべきだというふうに考えま す。

また同時に、夜間のヘリの出場回数も最近ふえてきているかというふうに思います。そういう意味でこの点についても、夜間飛行については安全性の問題も含めて、騒音の問題も含めて、やめるべきだという形で要請お願いしたいと思いますが、この点についてお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) 9番米沢委員の御 質問お答えをさせていただきたいと思います。

まず、基地内における空砲等の関係でありますが、また夜間飛行、ここら辺について御意見がありました。それで、一応地域の方からまたいろいるな苦情等がございましたときには、当然にして部隊の方にうちの方から、また要請するとともに、またそういう住民の方からの御意見があった場合については今後については外であるところがありますし、そういうことについては今後についても御意見があったら、またお寄せいただいた時点でそちらの方と十分お話し合いをさせていただくというようなことで対応を図ってまいりたいと考えております。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 次に移ります。

それでは、他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 99ページ、選挙の看板というか公報版というのですか、なんですかあれ半分ぐらいに減らしたのですよ、上富良野は、半分ぐらいに減らしたのですよ。それで、投票率どのようになっているかなというのがちょっと気になるのですけれども、今わからなかったら後で結構ですから、その投票率の関係、あれを減らしてからの投票率というのを教えていただきたいというふうに思います。今わからなければ、いいですよ、後で。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 4番梨澤委員の御質問 にお答えします。

多分町内に設置しますポスター掲示場のことだと 思いますが、あれにつきましては、いろいろな事情 から見直しをしました。一番大きな要素について は、地元の選挙につきましても、この議会におきま して選挙広報を発行する条例が制定されましたこと から、選挙民の方にはいろいろな方法で候補者のい ろいろと人なりをお知らせすることができるという ことが、一番大きな要素でありますが、いずれにし ましても、そういう形で今大きく減じているのが実 態であります。

あと、投票率の関係につきましては、それ以前から残念でありますけれども、年次的に投票率は下がってきてございます。私どもの選挙管理委員会としましても、そのポスター掲示場の箇所を減らしたことで、投票率の低下につながったというふうに評価はしてございません。私ども管内的に見ますと、総じて高い数字にありますが、そう言いつつも年次的には低減しているのが実情であります。今のところ、国の選挙、それから地元選挙、おしなべて下がってきている状況にあることで認識をしてございます。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) これ一党一派に偏ったことではないのですよね、私言おうとしているのは。要するに、今、この政治離れというか選挙離れというか、そういうのに流れてきているというのは、これ理解しております。その中で、ではやっぱり投票率を上げて、国政選挙も、ことしは町長選挙ですから、関心を持ってもらって、投票率を上げなければならないのです、何とかして、その辺についての対策はどうお考えですか。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 選挙管理委員会の書記 長として御答弁させていただきたいと思いますが、 4番梨澤委員の今投票率向上の関係につきまして は、これにつきましては、本町のみにかかわらず、 全国的にそういう傾向にあることで、私どもは認識 してございますが、おかげさまで国におきましても 期日前投票という制度が、昨年12月から制度的に は新しい仕組みが取り入れられてございまして、こ の年度の2回の選挙については初めて、本町におき ましてもその期日前投票という制度で選挙がとり行 われるわけではございます。

それと、投票率の向上につきましては、御案内のとおり、各地区の住民会長さんから御推薦をいただいてございます人方で構成してございます、明るい選挙推進協議会の方々におきまして、選挙期日前の街頭啓発なども行ってございますし、そういう意味では、ある意味では努力をしているというふうに思います。それと相まって、投票制度等が時代に合うように改善されてございますので、向上になればと思いますが、低下の歯どめになるものと信じてございますので、それらについては今後この年度の中で十分検証してまいりたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、その他ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) 委員長(西村昭教君) なければ、第1款から第 2款の105ページまでの質疑を終わります。

ここで、説明員が交代いたしますので、しばらく お待ちください。

暫時休憩します。

午後 3時41分 休憩 午後 3時43分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き審議を 再開いたします。

次に、歳出第3款、106ページから139ページまでの質疑に入ります。 御質問ございませんか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 113ページ高齢者事業 団育成事業の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

まず、従来平成15年度まではですね、道補助金で高齢者事業団育成ということで補助金が出ておりました。今回16年度の道の支出項目を見ますと、高齢者事業団訪問開拓員設置ということになっております。したがいまして、今回16年度の歳出の関係でいきますと、552万円ということで、この中に訪問開拓員ということでの形の支出を中に入っているかということで、まず1点お尋ねします。

道の補助金もずっと70万円で来ましたけれども、今回5万円減額で65万円ということになってきておりますけれども、高齢者事業団の従来の歳出予算の状況を見ますと、平成11年が684万円、以下が650万円、641万円ということで、昨年は626万円の予算、今回は552の万円ということで、70万円近く減ってきております。実際は高齢者の事業団に参画する人たちはどんどんふえてきているわけですね。そういう点で、高齢者事業団としても新たな仕事の開拓ということで頑張っているということでございますけれども、この626万円から今回552万円に削減したという内容をお聞きをしたいと思うのです。

というのは、先ほど申し上げたように、事業団に参加する人たちとかどんどんふえてきているということで、この前アンケートを実施をしておりました。その中で私もよその事業団の事務局長と友達が東川なのですけれども、おりますと聞いたところ、もう年賀はがきの書くことからいろいろな、書く人は書く、それから犬の散歩だとか、留守番だとか、いろいろな分野で仕事の開拓をしているというようなことでございます。従来の草を取ったり、公園の整備をしたりという、木の剪定ということばかりではなくてということで、やらなかったらだめなのだ

というような言い方をされてましたので、こうした 事業団の指導する立場で、今後もそういう形でやっ ていただきたいということで、まず訪問開拓員の関 係、それから削減の関係、それからもう一つ、事業 の展開の関係ということで、3点についてお伺いい たします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 11番中村委員の 高齢者事業団の運営補助の関係での御質問にお答え をさせていただきます。

まず、1点目の道の高齢者事業団の補助の関係に ついて、この運営補助の補助金の中には、道補助を 財源にして充当させていただいております。昨年よ り額が、補助金が減っているという御質問につきま しては、事業団につきましては、事業委託を受けた その事業収益がございますが、これらの中で管理料 という部分もございますし、運営にかかわる管理料 やなんかも見た中で、なおかつ繰り越しも毎年生じ ているということでございますので、これまでは運 営費に関する活動のいろいろな需用費、消耗品とか いろいろな部分での費用につきましても町の方で補 助をしていたところなのですけれども、これらにつ いては事業団の自立的な運営の中でお願いしたいと いうことで、この補助金の内容につきましては、事 務局の職員の人件費、2名ですが、これと事業の配 宅、要するに受託する仕事のいろいろな企業を回っ たりというPR等の活動費の部分の補助を、この中 で見込んでございます。

3点目の御質問でございますが、町が本町の高齢者事業団の受託を受けている仕事の内容等については、主として農作業の受注、それから役場の公園の草刈り・清掃とか、そういう部分が一番多い仕事の受注の内容となってございまして、多少事務的な部分での依頼もあるやに伺ってございます。主として、そういう農作業の関係とか、冬におきましては、社会福祉協議会等の委託を受けた除雪サービスというのを展開してございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか、11番 中村有秀君。

11番(中村有秀君) 私、今、受託事業のことを現状でなくて、今、現実に私はあそこへ行って聞きましたら、やっぱり事業団に入って仕事をしたい、働きたい、少しでもお金といったらおかしいですけれども、そういう気持ちの人もだんだんふえてきている。それから、もう一つは、今不景気で、土木業者なんかから、もう年齢的にあれされたという人もやっぱり入ってきているのですね。そうすると、今までの仕事以外に、やはり事業の拡大を、受

託する仕事の拡大をしなければならない。そのために恐らく事業団としても私の家も剪定をさせていただいたので、アンケートが来ました。態度がどうだとか、それから新たな何か意見があればというようなこともありましたので、もしそういうことで、やはり指導する立場として事業団に入る人たちが多くなってきている、そして仕事を多くするにはどう指導していくのかということを聞きたかったのです、現状ではなくて。

ですから、その点にアンケートの結果を集約されたのが聞かれているのかどうか、あれは2月の15日まででしたか、そういう点でやはり担当課として、やはり高齢者の福祉ということも含めて生きがい、働きがいのある元気での老後といいますか、それからそういう経験を生かした形で、活動の場をは難しいなと、なお拡大する。そのために今どう事業団の訪問員という名目で、なおそういう形のものを強調しようと思って、そういう名目で僕は入ってきないかと。従来の高齢者事業団育成ということで、考えているので、その点ちょっとお聞きしたかったのです。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 中村委員の再質問 にお答えさせていただきます。

私もちょっと、先ほど答弁の趣旨が若干食い違っ た部分もございますので、以前から事業団とは事業 団の育成という面で仕事のいろいろな内容の部分の ニーズといいますか、そういう面で高齢者の方もい ろいろなサラリーマンの方の退職者の方だとか、い ろいろなニーズも出てくるだろうなということで、 この事業団で自分が得意にするノウハウという、そ れを生かして事業団で活動をしてもらうという部分 で、そういう意味で従来からそういう会社を勤め て、やめた後の事務的な部分の仕事をしたいという 方の受け入れについては、事業団についても私ども お願いをしていたところでもありますし、また仕事 の内容につきましても、できる限りそういう面で側 面的な情報や何かがありましたら、連絡し合ったり しながら運営に支援をしてきたところでございます が、今後も高齢者の生きがいという面での部分で引 き続き高齢者に対するそういう情報等の提供とか、 あるいはアドバイス等もさせていただきたいなとい うふうに考えてございます。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 一応方向づけはわかりました。それで、私は提案をしたいのですけれども、 従来の形で高齢者事業団の働いている人たちが、口 コミでどうですかというケースもありましょうけれども、今後受託事業の拡大ということで、例えば剪定は1時間何ぼですとか、それから庭の草取りは何ぼですとかいうようなことだとか、東川の事務局長の話の年賀はがきだとか結婚の案内状だとか、そういうものも1枚何ぼだとか、そういう具体的な事例を出して、やっぱり宣伝をしていると。いうなら高齢者事業団はこうやって自分の経験を生かした生きがいのためにやってますよ、御協力くださいと。そういうような何かやっぱり方法的なアクションを起こして、町民にわかってもらうような方法を、何とかつくっていく指導をしていただきたいと思います。要望でございます。終わります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 それでは、その他で、13番村上和子君。

13番(村上和子君) 115ページ、保健福祉総合センター管理運営費の中での報償費のところで、愛称募集公募、公募者記念品これ5万円とありまして、保健福祉センターを今度また別の名前を、愛称を募るのだと思うのですけれども、どのような方法で広報なんかであれされるのか。

それと、一層ユニークな名前、例えば美幌で、ば あちゃんもじいちゃんもルンルンで、バジルとか、 それでなければプラザ、今、商工会館がセントラル プラザと言ってますので、ふれあいプラザとか、そ ういう何というのでしょうか、施設の既存の施設の つながりをというのも、一つのあれかと思うのです けれども、ユニークな名前をつけていくというの も。というのは社会教育総合センターとか、例えば 今までで農業構造改善センターなんて、どこかなと 思いましたら、島津のふれあい会館とか、静修の会 館なんかなのですけれども、ここでやっているとい うことは、地域住民の文化とかレクリエーションだ とか、健康づくりだとか、いろいろ利用されている わけなのですよ。だから、名前ちょっと愛称名を募 集するわけですけれども、途中で変えるというのも 大変だと思いますので、過去においては補助事業の 名前を全部残しまして、それで農業構造改善セン ターなんていうのでしょうけれども、ひとつこの公 募につきまして、どのようなお考え、どのような方 法でおやりになるのか、ちょっと聞かせていただき たいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 13番村上委員の 御質問でございますが、保健福祉総合センターの オープンに当たっての愛称の御質問でございます が、委員のおっしゃるとおり、本当にこの施設につ きましては町民の方々に親しまれる施設として大い に健康づくりやなんか、介護予防も含めてですが、 こういうような施設を多く利用していただけるという意味合いからも、そういうような名前ということで、先ほどおっしゃいましたように、町の広報で公募したいなというような考えでございます。本当にいい名前がつけれるように多くの方から御応募いただければなと期待しているところであります。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 それでは、その他でございませんか。

14番長谷川徳行君。

14番(長谷川徳行君) 民生費107ページの貸付金のところで、社会福祉金庫運用資金貸し付けとあります。これ多分町民が何か設備するときに借りるお金かと思います。どのようなことであるか、ちょっとお聞きいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 14番長谷川委員の社会福祉金庫の運用資金の貸し付けの関係の御質問でございますが、この資金につきましては、町の方から社会福祉協議会に管理をゆだねまして、そして町の資金と社会福祉協議会の資金両方で、この福祉金庫を運用しているのですが、実際これらの借りる対象者というのは、低所得者の方が収入がまだ給料までなくて、給料日まで間が遠くて、しかし生活費がどうしても必要な場合というような、そういうようなときに保証人をつけて、そういうような資金の制度でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

14番長谷川徳行君。

14番(長谷川徳行君) やはりかなり運用されておられるのですか。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 申請される方もかなり多いように承っておりまして、ただ、やはり先ほど保証人もつけてということなのですが、やはり焦げつかないように多くの必要なその資金をお借りする必要のある方には提供できるようにということで、そういう回数やなんかについてもその辺は社会福祉協議会では努力しているところであります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 それでは、他に。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 113ページ、老人福祉費の問題で、いわゆる敬老費関係及び老人福祉バスの関係でお伺いいたしますが、今回、老人の無料パス制度が改正されるというような運びになるかと思います。聞きましたら、今回10月の条例改正というか、そういう改正になるのかなというふうに思いますが、基本的に現行の制度の中で続けるという形の

要望も出ておりますが、この点について、従前どおりの制度ででき得ないものか、この点についてお伺いしたいというふうに考えております。この間、敬老会の見直し等を行い、地域住民開催という形にもなりました。そういう意味では、確かに老人福祉という形の中で、一定の施策も展開されてはおりますが、一方で、またいろいろな諸経費のお年寄りの負担等がふえるという状況もありますので、そういう意味で楽しみのやはりこういう制度を残すという方向で検討すべきだというふうに思いますが、基本的な考え方についてお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の御 質問にお答えします。

ただいまの質問は町営バスの運行の改善というふうに関連しまして、市街地の循環バスの構想の絡みもございますが、その中で、今、敬老パスの制度で70歳以上の方に敬老パスを渡して、この町内でのバスについては、町営バスについては無料というような形で実施してございますが、これにつきましても、この循環バス運行の試行に向けた中で、やはりある程度応分の御負担をいただきたいなというような考え方も今一つこの運行改善の中で、検討課題の一つとしてなってございますので、それらについて、今後これらの見直しの部分について具体的な部分を今検討をさせていただいているところでございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) ぜひこの点について見直して、どちらに見直しになるかわかりませんが、現行の制度の存続をぜひ続けていただけるように、ここでお願いしたいというふうに思ってます。結構楽方みで、友達を誘いながら、会いながら行っている方もおります。ほかの制度があるからいいのではないかという形の理論が恐らく返ってくると思いいますが、手厚くしているからいいのではないかといけった。返ってくるかもしれませんが、その制度制ですると、その内容等もそれぞれ当然違うわけですから、そういう意味ではこういう制度を存続させると、一方で敬老会等の経費を削減しましたから、この点にいてもう一度お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 地域開催の敬老会の件につきましては、従前町の主催でやっておりましたが、15年度から地域敬老会ということで、移行させていただいておりますが、いろいろな御意見はございますが、やはりこれからは地域福祉という

視点でいくときに、最寄りの身近な近くの地域の中 でそれぞれの地域の方々の支えの中で、そういう趣 旨が地域福祉の理念でございますが、こういうこと の中で、この敬老会が各住民会単位で開催をいただ きましたけれども、いろいろな御意見あることも私 も聞いてございますが、主として住民会長さん初め 福祉推進員の皆さんのいろいろな御苦労で催しを入 れてやったり、それぞれ本当に住民会の皆さんの御 支援でこの敬老会が15年度、全地区で行われたと いうことに対して、本当に敬意を表するのですが、 引き続きこの地域敬老会の趣旨につきまして、町民 の皆さん方にも意見のある方もおられるということ を聞いておりますので、この地域敬老会の趣旨につ きまして広報でも、また今年度の時期になりました ら、趣旨についてPRをさせていただきたいなとい うふうに思っております。

敬老パスの関係につきましては、先ほどもお答えしましたが、やはり確かに高齢者の方の社会参加という部分での、今までこの敬老パスという部分では、利用されていた部分では効果というのがございましたでしょうが、この新たな市街地の循環バスを運行させる試みという中で、この敬老パスのあり方について、見直していかなければならないというようなことで、有料化の課題についてもちょっと検証させていただきたいなというふうに考えてございます。

委員長(西村昭教君) 敬老会とパス、よろしいですね。

それでは、その他で。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 117ページです。負担金・補助及び交付金の地域福祉推進事業の関係についてお尋ねいたします。

これは平成13年から地域ふれあいサロンということで、モデル事業実施ということで進められたというふうに記憶をしております。したがって、13年度は107万5,000円で3地区、14年度は125万円で従来の3地区に新たに5地区で8地区、それから15年は、従来の8地区に新たに7地区で15地区ということで、15地区の皆さん方が私も何回かうちの地域の中に参加をさせていただきまして、非常に喜びと生きがいを持ちながら楽しんで、本当にふれあいサロンの雰囲気があります。

それで、お尋ねしますけれども、13年度実施で3年間のモデル事業ということで、進めるということで聞きまして。13年度実施は大町、富原、東明が実施をしているということで、それから14年は島津、本町、栄町、丘町、日の出、15年度は中町、緑町、草分、東中、宮町、西富、江花というこ

とで、ちょっと聞いてまいりました。

したがって、私は非常に皆さんが使ったから喜ばれておられるということで、このモデル事業が3年間ということで、特に今回3年を終えた大町、富原、東明の措置はどうなるのか、いうなれば、このまままた継続をしていくのか、あくまで3年間のモデルで終わったから、あとは自主自立でそれぞれの住民会、もしくは老人クラブで進めていただくということにしてるのか、その点お答えをいただきたいと思うのです。

それから、もし予算的に非常に難しいということだったら、若干下げてでもやっぱりその場の継続を、年寄りの方は年3回以上ということで聞いてましたので、そういう楽しみを持っております。したがいまして、できればこのまま補助を継続してほしい、もし財政的にこれからまだほかの住民会の皆さん方がそのモデルに参加をするということになると、財政的にあれであれば、若干補助を減らしてさると、財政的にあれであれば、若干補助を減らしても、自分たちの参加料を若干出してでもいいから継続をしてほしいと、そういう御意見等も寄せられておりますので、これらの3年間の時限と、それから今後の方針についてちょっと明らかにしていただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 11番中村委員の 御質問でありますが、地域福祉推進員の中で、ふれ あいサロンモデル事業というものを平成13年度か ら実施してございますが、これについても多くの地 区が参加することになって、15年度現在では15 地区でございます。その最初に実施いたしました3 地区が、当初このモデル事業の3年間という一つの 形の中で終了するが、これにつきましてもこのふれ あいサロンについては、非常に委員がおっしゃると おり、私も閉じこもり予防とか、あるいは痴呆予防 とかという部分で、非常に住民の利用される方から も評価の声が聞くことがございます。この地域触れ 合いについては引き続きこの地域福祉の推進という 面で、この施策は必要でないかなというようなこと で、理事者の御理解の中で、この事業については3 年目終了しますけれども、当初の予定で終了します が、引き続き更新という意味合いで3年間は進めて いきたいなというような考えで、ただし補助の基準 につきまして、当初の予定でなくて、やはりある程 度地域の主体性でもって運営をしていただきたいと いうふうな考え方の中で、今まで定額でございまし たけれども、これを人数割とか均等割ということ で、そんなような基準の中で取り組んでいただきた いなというようなことで考えてございます。

委員長(西村昭教君) 中村さん、よろしいです

か。

関連ですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 低率という形で、当然低く なるという話だというふうに思いますが、やはりこ れ聞いてましても、やはり必定の予算というのが伴 うわけです。御存じのように、こういった事業につ いてはやはりきちっとした財政措置の裏づけがない と、できない事業になってきております。そういう 意味で、どこら辺まで押さえようとしているのかわ かりませんが、そういった方針なんか持っているの であれば、きちっと早くに示していただいて、その 方針のもとに、将来こういう方に行きますよという ような方向性というのもきちっと示していただかな いと、その前年度で来年度はこういうふうにやりま すよということになったときに、大変苦慮するとい うのが現場です。やった以上は、言葉ではお互いに 協力し合いましょうということは本当に響きがいい のですよ、心地いいのです。だけども、裏を返せば 財政改革という形の中で削ってくださいと、せっか く町が率先して行った事業であれば、やっぱりそれ はそれなりの効果ということも当然出て、見ている わけですから、やはり財政負担が伴わないようなそ の定率にするにしても、きちっとした賄えるような 運営、もしくは人材派遣においてもそれ相当の対応 というのが必要だと思いますが、この点について答 弁をお願いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 米沢委員の御質問ですが、このふれあいサロンにつきましては、事業主体といいますか、窓口が社会福祉協議会でございます。町が補助金を支援をさせていただいて、社会福祉協議会が各住民会とのいろいろな窓口となって実施しているのが現在でございますが、そんなよってな状況の中で、この社会福祉協議会とも協議しながら進めていかないとならない課題でございますが、委員おっしゃるとおり方向づけ、財政的な部分も含めた部分では考え方は各地区にその辺は当然あらかじめお知らせしておかなければならない部分はございますということは、承知してございますので、そんなようなことで進めさせていただきたいなと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、その他で。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) すみません、ちょっと前段 でダブったかと思いますが、115ページの保健福 祉総合センターの建設事業の備品施設購入費の内容 についてお伺いいたしますが、よくこの備品購入に 当たって、地元の格安という形の中で、どうしても 逃げる可能性があります。地元のやはり業者を対象 とした中で当然やられると思いますが、この点は きっちりとした方針持っておられると思いますが、 この点について地元の地域活性化という点でもお伺 いしたいというふうに思います。どういうような対 応をされるのか、入札等の対応だとかいろいろある と思いますが、この点についてお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 米沢委員の備品購入の件でございますが、特にその銘柄というものは指定しないで、どの銘柄でも扱えるようなことの仕様でもって見積もり合わせといいますか、入札行為をさせていただきたたいなというふうに考えでございますので、町の扱える業者が扱えるようなことの規格品でもって指定して、入札見積もりをしていきたいなというふうに考えてございます。

町外にだけしか扱えないとか、そういうようなことのないような考え方で、要するに競争の原理の中で見積もり合わせの方法を考えてございます。

委員長(西村昭教君) 助役の方からも答弁お願いいたします。

助役(植田耕一君) 米沢委員の御質問にちょっと補足させていただきますが、米沢委員の趣旨のとおり、町の業者に、できるだけできるものは発注をかけていきたいというふうに思っております。そういう中で、それぞれ予算の中におきましては、そういうことは打ち合わせ中でございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 関連ですか、9番米沢義 英君

9番(米沢義英君) その見積もり合わせという いろいろ手法をとられる場合だとか、あると思うの です、少額のもので。そのときによくいわゆる経費 の節減という形の中で、第一段見せるのですよ。例 えば、いすだとしますよね、2万円で買いますと。 もうちょっとあなたのところは3社ぐらい呼び出し て、もう1社だとしますよ、呼び出して、2万円出 しているけれども、A社はもうちょっと安くならな いかという形の中で、やっぱりたたくことがあるの ですよね。そうすると、過去にもそういう例がある のです。そういう場合に、やはり競争の原理はわか りますけれども、この今の経済事情で確かに町の財 政もきついというのはわかりますが、一定のやっぱ り経営を成り立たせるためのそういう政策というの も当然必要だというふうに私は思っているものです から、やはりこういう企業、一般の民間の企業とは 違いますが、求められているところは同じなのかも しれませんが、やっぱり公共物という形の中で、多

少競争原理働いたとしても、やっぱりきちっと生活 業が営めるような対策の手法というのも、その制度 の中に盛り込んできちっと対応していただきたいと いうふうに考えております。それだけです、お伺い いたします。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢委員の御質問にお答え 申し上げますが、基本的には見積もり合わせって、 自由にそんなに裁量の余地でやる考えはございませ ん。あくまでも基本的には予定価格を立てますか ら。その中で予定価格を超えてやる場合に、今言っ たようなことはあり得ると思います。予定価格のな い競争原理の中で、予定価格の範囲内におさまれ ば、その一番最低の業者に発注をかけるという原則 論は変わりません。(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 12番金子益三君。

12番(金子益三君) 関連でございます。

町の業者も相当の努力を図りまして、企業努力の中でやっていきますが、やはり購入する物品等のリストでありますとか、ある程度のおよそのものというのを短い期間の中で公表されましても、その中で企業努力を鋭意いたしましても、なかなかそこら辺に至らない点がありますので、お忙しいのは重々理解いたしますけれども、そういった物品購入のリストであったりとか、そういうものを事前に、なるべく早い期間の中で御提出する努力をしていただきますと、地元の企業もそれなりの努力がまたできるかと思います。よろくお願いいたします。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 金子委員の御質問にお答え申し上げます。

今、委員の趣旨を踏まえながら、執行してまいり たいと思います。

委員長(西村昭教君) この件に関してはございませんね、もう。それでは、その他でございませんか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 基本的なところをちょっと、保健福祉課ということで、107ページ、福祉に関して保健福祉課は総勢何名ですか、そして、その中に保健師さんが何名。それから、もう一つ、社会福祉協議会は何名ですか、ヘルパーさんは何名か、基本的なところをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 梨澤委員の御質問 でございますが、今、配置されております保健福祉 課の職員でございますが、出先も入れての御質問ですか、済みません、保育所とかそういうのを含むと

思いますので、ちょっと今すぐは、後ほどお答えさせていただきます。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

4番の方の答弁については、後でお答えいただく ということで、その他でございませんか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 118ページ、119ページにかかわって、いわゆる老人福祉費の利用料負担軽減という形で補助が出ております。介護低所得者の利用者負担軽減、それと在宅サービスの利用促進補助という形の中で出ておりますが、これは前年度から比べて受益者の負担率というのは変わっていないのか、引き上げられたのか、この点について御答弁お願いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の介 護保険の低所得者の利用者負担軽減措置等の、ある いはサービスの利用促進補助という部分での御質問 でございますが、この上の二つの低所得者の利用者 負担軽減とそれから社会福祉法人等の負担の減免等 の部分については、これは国の補助制度の中での仕 組みでございまして、これは対象者の増減によって 数字が変わってくるものでございます。最後の三つ 目の入ってございますが、在宅サービスの利用促進 補助、これにつきましては、町独自の部分ではござ いますが、これは当初、介護保険の在宅サービスの 利用促進という面が一番目的でこの制度をスタート させていただきまして、本年度でちょうどことし5 年目を迎えるわけなのですけれども、ある程度在宅 サービスの利用については、利用率という部分では 促進が果たされたという、一つの部分も感じてござ います。

したがいまして、今、昨年度との比較でどうなのだという部分の御質問につきましては、そういう利用がある程度促進されて目的がある程度達せられてきたなというような観点から、今まで20%の2割の助成率でございましたが、これを1割の助成率に見直しをさせていただきまして、対象者は280人を想定させていただいてございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

関連、9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 平成14年度の決算等においても、大体219名ぐらいという形になっておりますが、今後こういった部分の利用促進という点では、さらにふえる可能性がありますし、こういう在宅サービスにつながるという形の中で、大いに喜ばれている制度でもあります。国の制度も将来的に改悪の方向で今動いておりますが、やはりこういった

部分については従前どおりの負担率でやはり行って、少しでも軽減対策をとるような、そういう対策が必要だと思いますが、今回は目的が達せられたという形の中身で軽減率については、負担率については、2割負担に引き上げたということから、1割に引き上げたということなのですが、やはりこういら制度は大いに原点に戻って促進するための、町の貴重な高齢者福祉の立場からも重要な位置づけだられたのか、達成というのはいつ、こういう問題というのは達成があるかどうかというのはさらにずっと先の時々、その1年、その日充実を要望しているわけですから、この点もう一度答弁願いたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 米沢委員の介護 サービスの利用促進の関係でございますが、それではすべて100%ということではございません。その辺ちょっと私の言葉が過ぎたかもしれません。ある程度利用率というのが12年度、介護保険制度の中での在宅の介護サービスの利用率が上がっておりまして、結果的に保険給付費もこれによって毎年ゆびてございますが、そういう視点で見た場合に、在宅の介護サービスについては利用が伸びてきて、ある程度定着してきたなというようなことで、当初これ介護サービスの手控えをなされないようにというようなこともあって、そういう利用促進というねらいがございました。

そんなことで、応分の部分で2割補助から1割補助に見直しを本年度検討させていただいたところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) よく話はわかりました。

というのは、なぜわかったのかというと、あなたたちの理論というのは、そういうものなのかというふうに改めて感じたところです。やはり実態はこういった制度があることによって、逆に利用促進という形にもなった部分もあると思います。また同時に、当然利用者もふえますから、その部分の利用増ということがあるのかもしれませんが、やはり原点に立ち上ったときに、今の高齢者の実態等を見たときに、こういう制度があるから利用したい、あるいと立ててみたいというようなものだというふうに、わからない部分もありますが、私から見ればそんないらに映るわけです。そういう意味ではやはり当ます高齢者がふえるから、言うなれば総費用がふえる

と。だから、応分の負担もやむを得ないのではない かと、負担してもらおうということだと思うのです ね。

ですから、私はそういうところに町の行政のやっぱり福祉に対する考え方というのがあると思います。この部分を見ても、そんなに大した金額ではないのではないかと、負担した場合についてはですね。そういうことを考えたときに、町長、これは非常に大事な問題で現行制度をやはり引き続きこの予算の中に反映させるべきだというふうに考えますが、町長はどのように考えますか。今、担当課長がおっしゃったように、十分充実した内容で、もうこれ以上負担というのは一定負担してもらわなければならないという考えですか。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

対極的に今米沢委員のおっしゃるように、福祉関連予算、あるいは扶助費関連予算というものは、最大限継続して削減しないで、伸びることは無理としても現状維持で継続していきたいという基本姿勢は持っておるところでありますが、やはりなんと見すでありますが、やはりなんと見直して対処していかなければならかをものは見直しておりますので、ここの部分をということでなくて、その目的をうました部分については、今、所管はいというふうに思っておりますし、今現在御提をいただいております予算案につきましてもますのように対処していきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 予算の組み方というのは、 そこに町の予算の組み方のおかしいなというふうな ところを思うわけですよ。委託料の問題も含めて見 ましたけれども、そういった部分を見直すことに よって、こういう金額というのは幾らでも生み出せ るわけです。予算編成に当たっても、お金がないと いうことはわかりますが、しかし、予算のやりくり をどこで詰めるのかということの話だと思うのです よ。こういうわずかな予算についても十分賄える財 源を、具体的に清掃の委託料の見直しだとか、前か らずっと言っておりますから、こういう部分を思 いっ切りやると。そして、町長車のこの運行形態も 変えると。だからそういったところに行き着くので すよ、町長。そういう生活、今住民の人にしたら本 当に大変な生活やられているわけですから、それだ けではありませんけれども、いろいろ見直しをやれ ば、こういうわずかな少額な金額は生み出せる財源あります。なぜそういうことをやらなかったのかということを伺いすると同時に、もう1回お伺いいたしますが、こういういい制度があるわけですから、なぜ負担率をさらにふやしたのか、これは国やあれは財政内簡という形で、課長内簡という形の中で、手数料、補助金の見直しという形の中で進めた、こういうことでないですか。答弁願います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢委員の御質問にお 答えさせていただきますが、いつも申し上げており ますが、歳入がそのまま変わらないで、ここの部分 を節約すれば、この節約した部分をこちらへ持って いって使うということはできるわけですよ。歳入そ のものが減るわけですから、節約して歳出を減らし ていく。ですから、減らしたものをこっちへ持って きてプラスするという歳入のものがないのですよ。 そこを米沢委員は簡単に、こっち減らしてこっちへ 持ってくればいいということでありますが、そう いった部分も含めながら、財政運営をさせていただ き、予算をつくらさせていただいておるつもりであ ります。委員との見解の違いの部分があるかなと思 いますが、どれを優先し、どれを対応するかと、私 も福祉、扶助費、そういったものについては、最大 限対応していきたいと、特に委員おっしゃるような ことをすべてして、住民の方に喜んでいただきたい と。町長はこういうことをしてくれたと喜んでいた だきたいというのが本心でありますが、特にことし はそう思っているわけでありますけれども、そうで き得ないという財政運営ということを、実際にかま どを預かってみると厳しいのだということをひとつ 御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) そういう答弁で納得するわけにはいかないのでね。それだったら、今の公共事業投資のいわゆる道路だとか関連の事業の縮小、見直し、こういうものも含めて、やっぱり議題にのせてやればいいでしょう。何ぼでもできますよ、それ。だから、そういったところに町長の今回の予算編成のあり方についても、確かに財政難だ財政難だと言うけれども、具体的に住民とのかかわりで、私は1人の要求でもあれば、幾つでも、どこでも、この要求を実現するために頑張り抜くつもりです。

とりわけ、こういう制度というのは、やはり守って、それを事業促進するという作業があるわけですから、こういう大切なやっぱり砦を切り崩すということになれば、またこの介護保険制度の、他に制度があるから大丈夫だということをおっしゃるのかもしれませんが、やっぱりこういうところに町のやは

り考え方というのが本当に恐ろしい考え方と、住民のやっぱり思っているところとのかけ離れてるというところが見受けられるわけです。そういう意味で、この辺に必要な財源は担当の課長に伺いますが、どのぐらいですか、従前のしたら、10%削減。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢委員とは何度言い合っても考え方が違うのかなというふうに思っております。そういう観点から、先ほどある委員は、これだけ公共事業を縮小されたら地域がつぶれてしまうぞという御質問をされております。今、委員は公共事業を見直してこちらに向けれと。その端的なまで、私は全体的な視野の中で、全体的な視野の中で見きわめて対しておって、委員がおっしゃるこの部分はこう削れというふうに認識しておりまいうのは、委員のお考えは承りました。しかし、私としては、こういう形で考えているということで御理解をいただきたいと。金額的については、担当の方からお答えさせます。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) この在宅サービス の利用の補助の部分では、ただいまの昨年の率を下げることによって、60万円程度の額が削減という ことになります。

委員長(西村昭教君) 米沢君、ちょっと待ってください。先ほどから皆さんも聞いておられるとおり、見解の立っている視点がちょっと違うようで、なかなか平行線だということでございますので、まだ質問あるようなので、最後1点だけ許可いたしますので。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) ということで、60万円ですよね。60万円ということでは本当に職員の皆さん考えてください。幾らでも捻出できるでしょう、60万円だったら。道路1本削らないとできないお金ですか。そういったところに今回の予算編成の問題点があるということを言っているのですよ。このことを訴えておきたいと思います。

- 委員長(西村昭教君) 関連ですか、4番梨澤節 三君。

4番(梨澤節三君) 在宅サービスの関連ということで、この福祉というのはまだまだこれから重要な位置づけになっていくと思います。それで、こういうことです、いろいろ今コンピューターシステムになってきてますね、いろいろなものこれからやっていくということで。

それで、在宅ということについて、電話でもって

も体調をつかめるという今時代に入っているのですよ。その辺のところを幸いここに入りますから、新保健センターに入りますから、その辺のところをどのようににらんでいるのかなと。ただ、入るだけですよ、今までどおりですよではなくて、こういう光ファイバーでどうとかこうとかというような、そういう時代になってきているのに向かって、在宅でそれこそ町民全部でもここで掌握できるよというようなぐあいにまでお考えになるのかどうか、お聞きします。わかりますかね、言っていることは。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐(田中利幸君) 梨澤委員の御質問でございますが、近年、医療技術と情報通信機器の進歩から、在宅で例えば脈拍ですとか血圧ですとか、こういったコンピューターを使った双方の情報管理というのが日常的にできるような技術革新がなったというふうに認識をしておりますが、それは将来の分野として考えるときが来るのかなというふうに思いますが、今、現在では緊急通報装置を260台設置をしながら、できる限りの安否確認をしているところでございまして、今後の課題というふうに考えております。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 今、緊急通報システムと言われましたよね。それで、私も年寄りいるのですけれども、ごとんといったら、そのボタン一つ押せなくなるのですよね。その辺のところを大きな問題だなというふうに思うのですよね、1人でいるお年寄りの場合ですよ、ことっといったときですね、苦しいと言ったときには、もう何もできなくなるのですよね。その辺のところの手当て、さっきのあれとはちょっと変わるかもしれませんけれども、その辺の手当て、どのようにお考えになりますかね。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐(田中利幸君) 梨澤委員のただいまの御質問ですが、緊急時の病状変化というところでいきますと、なかなかつかみづらいのが実態でございます。町としては先ほど言いましたような緊急通報装置を260台、あと電話サービスと言いまして、月曜日から金曜日までボランティアさんが行っている安否確認、さらには郵便局に委託をしておりますが、郵便局員が配送の際、独居老人の安否確認をやっております。さらには、配食サービスでお弁当を置くだけではなくて、対象者の方の安否を確認をさせていただいているところです。

その倒れたときに、すぐに発見は無理かもしれませんが、こういった4事業をもとに安否の確認を現在やっておりますので、不十分な点はありますが、その辺でカバーができるかなというふうに思ってご

ざいます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 それでは、お諮りいたしたいと思います。

きょうの予定が終わらないと思いますので、本日 の会議を、この程度とし、延会といたしたいと思い ますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議ないものと認めます。

本日は、これをもって延会することに決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。 明日の予定につき、事務局長から説明いたさせま <del>a</del>

事務局長。

事務局長(北川雅一君) では、明日3月13日、3月14日は、休会となります。3月15日は、本特別委員会の2日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集願います。

なお、本日の予定日程が延会となりましたので、 3月15日も引き続き議案第1号上富良野町一般会 計事項別明細書の歳出、第3款から審議いただくこ とになりますので、各会計の予算書及び資料等を御 持参願います。

以上です。

午後 4時48分 延会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の 正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月12日

予算特別委員長 西村昭教

## 平成16年上富良野町予算特別委員会会議録(第2号)

平成16年3月15日(月曜日) 午前9時00分開会

### 委員会付託案件

議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計予算

議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算

議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

議案第 7号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

議案第 8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算

議案第 9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算

### 出席委員(17名)

委	員	長	西	村	昭	教	君	副委	員 長	向	Щ	富	夫	君	
委		員	清	水	茂	雄	君	委	員	徳	島		稔	君	
委		員	岩	崎	治	男	君	委	員	梨	澤	節	Ξ	君	
委		員	小	野		忠	君	委	員	米	谷		_	君	
委		員	岩	田	浩	志	君	委	員	吉	武	敏	彦	君	
委		員	米	沢	義	英	君	委	員	仲	島	康	行	君	
委		員	中	村	有	秀	君	委	員	金	子	益	Ξ	君	
委		員	村	上	和	子	君	委	員	長名	川	徳	行	君	
_		_	-بي	÷0	***	_	-								

委 員 渡 部 洋 己 君 (議長 中川一男君 (オブザーバー))

欠席委員(0名)

早退委員(0名)

## 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町			長	尾	岸	孝	雄	君	助		役	植	田	耕	_	君
ЦΣ	λ		役	樋	П	康	信	君	教	育	長	高	橋	英	勝	君
総	务	課	長	田	浦	孝	道	君	企画	調整誤	₹長	中	澤	良	隆	君
税	务	課	長	越	智	章	夫	君	町民	生活記	果長	米	田	末	範	君
保健	福:	祉 課	長	佐	藤	憲	治	君	農業	振興誌	果長	小	澤	誠	_	君
道路	河	川課	長	田	中		博	君	商工観決	とまちづく!	り課長	垣	脇	和	幸	君
会言	it	課	長	高	木	香什	计	君	農業委	員会事務		谷	П	昭	夫	君
管理	里	課	長	上	村		延	君	社会	教育記	果長	尾	崎	茂	雄	君
特別養詞	護老	人ホームタ	忻長	林	下	和	義	君	上下	水道記	果長	早	Ш	俊	博	君
			_													

町立病院事務長 三 好 稔 君

関係する課長補佐、係長等

## 議会事務局出席職員

局	長	北	Ш	雅	_	君	次	長	匊	池	哲	椞	君
係	長	北	Ш	徳	幸	君							

午前 9時00分 開会 (出席委員 17名)

委員長(西村昭教君) ただいまの出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) おはようございます。 本日の議事日程につきましては、3月12日が延 会となりましたので、本日の日程を変更し、3月1 2日に引き続き議案第1号上富良野町一般会計予算 の事項別明細書の歳出、第3款から審議いただき、 以下、さきにお配りいたしました日程で進めてまい りたいと思います。御了承願います。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) それでは、質疑に入ります。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 3款の関係で、水中運動 指導士資格ということで、117ページの関係で す。

当初の計画では嘱託的な形で指導員をというようなことがありましたけれども、今後こういうことで指導者の有資格者を育成するということで進めていくということで、やるのだということで、この点を1点確認をいたしたいと思います。

それから、もう 1 点は、西児童館の運営の関係です。 131 ページです。

委員長(西村昭教君) 今の質問、答弁、保健福 祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 11番中村委員の 御質問でございます。

水中運動指導士資格者の講習の助成の関係でございますが、これにつきましては、当初資格のある者の指導者を委託派遣ということで考えてございますが、いつまでもということでなくて、やはりこういう指導的をやれるような人を町内で養成していって、将来的にこの保健福祉総合センター内の健康浴プールの指導等の協力とか、いろいろな面で活動してもらうという考え方で、この資格講習については一応現時点では、16年度のみということで考えてございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。関連ありませんね。それでは、その他で、関連ですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 例えば、指導員の配置とい

う形の中で、今後予想されるのは、複数配置だとか病気、それに伴ってやっぱり対応できないという場合は、当然考えられていると思いますが、そういうものも含めて将来的に独自で配置するということであれば、何名ぐらいが、当然複数配置ということが基本になると思いますが、そういうことも想定された予算づけになっているのか、お伺いいたします。今年度は1名ということだと思いますが。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。 保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の御 質問でございます。

水中運動指導士の関係でございますが、当然 1人だけということでなくて、その方が休みとかいろいるな部分で出れない場合の当然代替の対応ということで、常時指導士というのは開館しているときにはおるということで、その辺はそういうような考え方で運営してまいりたいというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、その他に。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、質疑を終わり ます。

ここで説明員が交代いたしますので、しばらくお 待ちいただきたいと思います。

3款を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時06分 休憩 午前 9時08分 再開

委員長(西村昭教君) それでは、会議を再開い たします。

次に、歳出、第4款、140ページから163ページまでの質疑に入ります。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 154ページのごみ埋立管理費、旧ごみ埋立地の周辺整備ですけれども、これは東中のごみ捨て場だと思うのですけれども、これの現況の整備状況、それから今後の環境整備の計画等をお願いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 岩崎委員の御質問 にお答えをしたいと思います。

東中のごみ埋立地にかかわりましては、現在その 土砂ですべてを埋め尽くすという形をとってござい まして、計画的な整備を行ってございますが、現 在、北海道等の調整によりまして、現在それぞれに 埋め立てを進めていただいてございますが、まだま だ量的には時間がかかるものでございまして、これらが終わるのが相当量時間を要するかなというふうに思ってございまして、現在のところ、総体量では30万立米まで埋めていかなければ最終に至らないという状況でございます。それ以降の問題につきましては、まだまだ最終的な答えになってございませんが、基本的には緑化として整備を進めるという形で御理解を賜っておきたいというふうに思います。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 今後については緑化という ことですけれども、どういうような内容でもって整 備されるのでしょうか。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 基本的には植林という形を整備していくということでございますが、 今、まだそこには全く至ってないというところでございますので、御理解いただいておきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) ちょっと内容が見えてこないのですけれども、その植林ですけれども、そういう具体的に今後計画が示された段階には、どういう木を植えて、どういうような公園にするのか、また現況に戻すのかという内容についても、お知らせをいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 岩崎委員の御質問 でございますが、あくまで公園等にしていくという ことではなくて、一つの可能であれば林地の方向に 整理をしていくという形でございますので、その樹 種等についてはまだ定めてございませんので、御理 解をいただきたいと思いますが、まだまだあと十数 年かかるのではないかなというふうに思ってございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連でありますか。

10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) 10年もかかるということで大変なものでないのかなと思うのですが、あそこ埋め立てをして、有害物質が流れてくる可能性もないとは言えないのではないのかなと思うのですけれども、その辺は今現在とこれからどのような対策を練っていられるのか。現在、実際出ているか出ていないかわかりませんけれども、絶対安全だという方向づけというのは全然あるのかどうかというのをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。 町民生活課長(米田末範君) 仲島委員の御質問 にお答えをしたいと思います。

閉鎖以来、毎年水質検査についてはすべて行って ございまして、これらについては現在のところ全く 異常がないという状況でございます。今後ともこれ らについては調査を進めながら行くということでご ざいますが、これまでの状況からいって、有害なも のが流れてるという状況にはないということで、今後もその検査については引き続き行っていく予定で ございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 関連でございませんね。それでは、他で。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 153ページの負担金・補助及び交付金の関係でございます。

というのは、昨年まで公衆浴場確保補助ということがありました。それで、先般の第1回定例の前半の中で、平成15年度の一般会計補正予算という第6号で、当初予算160万円が浴場を経営する方が廃業されたからということで、40万円減額がされてます。

それで、私がお聞きしたいのは、この補助は、公 衆浴場の確保のための特別措置に関する法律によっ て、浴場経営者に補助すると。この第1条の目的に は、この法律は、公衆浴場が住民の日常生活におい て欠くことができない施設にあるにもかかわらず、 著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆衛生の 向上及び増進に寄与することを目的とするというこ とが目的にあり、第3条には、国及び地方公共団体 は、公衆浴場の経営の安定を図る等、必要な措置を 講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機関に 確保しなければならないということで、年間ずっと 統計を見ますと、160万円補助をしています。

私は聞きたいのは、現実に浴室を持たない世帯数が当然あるわけです。ですから、その世帯数はどのぐらいあるかということで、まず承知をしているかどうかということが第1点。当然公営住宅にも浴室ができる装置はしているけれども、設置されてない方もいらっしゃいます。それで公営住宅の関係の浴室の設置してない戸数についてお伺いしたいと思います。

それから、次に、今まで公衆浴場ということで、日の出湯さんに1回370円で皆さん入浴されて、昨年の12月31日で廃業をされてます。そういうことで、今までこの公衆浴場を利用していた町民の皆さん方の公衆衛生の向上、それから健康増進のために、廃業されたということでどのような対策を町

として立てていたかということ。

それから、3点目は、老人身障者センターにおふるがあります。これは夏は、月、水、金、それから冬は、月、金ということで、夏は3回、冬は2回ということでございます。これらのふろの関連して利用状況がどうなっているか。当然公衆浴場がなくなった、おふろがない、そうすると、近くということになるとフラヌイ温泉に行くか、吹上温泉まで行くか、もしくは老人身障者センターにある浴室を利用するということになろうかなと思います。その関係でその利用状況について、恐らくふえているということで私も現場を見てきましたけれども、現場の管理人の話も聞くと、やっぱり若干ふえているということですが、その点についてどのような利用状況になっているかお聞きしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 中村委員の前半の部分の御質問でございますが、特措にかかわりましてはあくまで民業の浴場に対して、その経営の支援をそれぞれこの法律によって行われるということで、私どもも廃業までにつきましては応分の支援をさせていただいてまいったところでございます。

その中で、おふろのない戸数はどれぐらいあるかということでございますが、恐縮でありますが、これについては数値を確保いたしてございません。ただ、浴場の方の利用の形態の中から予測をするところでありますが、開設日に関しまして平均7人ぐらいの利用になっているということが、私どもの方のデータとして確保しているものでございます。

ただ、この7人の方々がおふろを持たないということであるかどうかということについては、言い切れないものであるということで、御理解を賜っておきたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 3点目の御質問ですが、現在、老人身障者センターに浴室がございますが、これは独居・高齢者等の触れ合い交流のという趣旨で実施している浴室でございますが、その利用の状況でございますが、先ほど月水金ですが、1日大体多くて15人というふうに聞いておりますが、そんなにふえているということは、ちょっと私どもその話は承知してないところですが、大体15人の範囲内で利用されているということでお聞きしております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

それと、今、一つ答弁で公住の関係のどれだけあるかということでしたが、それちょっと今、所管がいませんので、後で答弁いただくということで、よ

ろしいですか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 現実の問題として、おふろがなくてという人がいるわけですから、そうすると、町民生活課としてはこのような人たちは廃業されたら、今度は健康増進、それから公衆衛生の観点からどうするかという措置を、やっぱり保健福祉課が所管をしている施設とその点の連携をとって、結局廃業されたから、それであればこういう施設もありますよと。今、佐藤課長の話では、独居老人だとか、それから老人クラブ、いろいろな形でのということだけれども、現実にふろがない、ましてやフラヌイ温泉に行けば500円、もしくは600円払うということになると、切実な問題なのですね。

それで、私はそこを利用している人に聞きましたら、早くこれを知っていれば、年齢がもう70歳以上の人ですよ、知っていればここへ来るのにという意見が寄せられたのですね。そうすると、現実の問題として老人身障者センターにある浴室が、こうだからこう利用できますよというようなことの町民の周知が十分できたのか、たまたまあそこを利用する人がわかったら行くだけだということではなかったのかなという気がするのです。

というのは、浴室を見てきましたら、本当は浴室本来的には、男性、女性、浴室二つあるのですね。そのうちの一つがもう全部埋められているのですよ。埋められているのはどうかというと聞きますと、管理人の人は、結局利用者が少ない、言うなれば12時から午後4時までの時間帯でということで、お湯を全部入れるということになると、やはり不経済だから埋められたのではないのかということで、言われました。

だから、今、課長の言うように15人か前後ということで、僕が聞きましたところ、多いときは30人ぐらい、平常は大体20人ぐらいがおいでになると。その中に従来日の出湯さんを利用されている人たちが、やはり五、六人いらっしゃいますよという話なのですね。ですから、現実におふろがない人がいるわけですから、そうすると、横の連携といいますか、浴場がなくなったからこういうような、やはり米田課長のところが入りますよと、それでいいかもしれませんけれども、現実にそういう町民がいるということではいかという気がします。それで、町広報をずっと見ても、それらの周知等が一切ないということでございます。

したがいまして、やはり町民の健康を守る、それ から公衆衛生の向上ということであれば、両方の課 のこうなったからこうなのだという対応策は十分 あっていいのではないかという気がするのです。そ の点でお聞きをいたしたいと思います。その連携が 十分でなかったのか、それからやはりそういう点で の町民への周知が必要でなかったのかという点で、 お尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 中村委員の御質問 でございます。

連携の部分につきまして、十分であったかということにつきましては、十分ではなかったなというふうに思います。ただ、事業者の方の方からそれらについては、場内で廃業するということを掲載してくださっていたということがあったものですから、ついそれに従っていたということが一つございます。利用の中の多くの方が、主として季節的においでになる方が主体的に多かったというお話もちょっと聞いていたものですから、ついその部分での処理を考えていたということで、実際に世帯の中でおふろがないという高齢の方々については、身障者センターの方を御利用になっている可能性の方が高いというような方に思ってございましたものですから、そのような措置で進んできたというのが事実でございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか、中村委員。

11番中村有秀君、

11番(中村有秀君) 新しい施設が、今度保健福祉総合センターができるということでございますから、なお利用者が多くなるのかなという気がいたします。それで、15年3月に作成された利用計画書の中では、340日おふろを開きますよ、1日40人で1万3,600人をということでございます。

ですから、一つはそういうある程度基礎数があってのことだ思うのですけれども、現実の問題、そこでくつろぐだとかなんとかということでやりましょう、それから交流・懇談の場ということだったのですけれども、現実に今私が老人身障者センターの管理人に聞きますと、とりあえず目的はふろに入りに来るのだと。ふろに入ったらもうすぐ帰りますと、そういう人たちはどちらかというと、本来の目的はそうだけれども、ですから、やはりそれだけおふろを目的に来ているということだから、ふろを必要としているのですよ。ですから、そういうことであれば、なお知らない町民も僕はいらっしゃると思うのですね。特に今、12月31日だから、冬期だから、公営住宅の遠くという方はなかなか大変だか

ら、息子のところだとか娘のところだとかというような形で、おふろのない方は僕は利用されているだろうし、近所でおふろ沸かしたからどうぞというような、こういう隣近所のコミュニケーションの場で、そういうこともされていると事実だろうと思うのですね。

ですから、私は、縦割り縦割りと言いますけれども、こんなことを保健福祉課と町民生活課の方で全然連携がとれないで、私の仕事はこっちはこれでクリアだ、これはこれだという形は町長のいつも言う、共に創る町、ふれあいの町なんていうことと現実は離れているのかなと。人数は少なくてもそういう配慮をすべきでなかったかと。今、米田課長の方から十分連携がとれなかったということの言葉でございますので、今後ともその点で、今秋までにであるけれども、その点の周知を何らかの形で浴室のない人たち、それから特に老人世帯の皆さん方についても、そういう周知を図っていただくということで確認をしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 再度協議を進めていきたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

関連ですか、8番吉武敏彦君。

8番(吉武敏彦君) 今、浴場の件でありますけれども、ふろがない人は大変不便を感じていると思いますけれども、それなりの目的があって浴場をつくっているのでしょうけれども、ふろのない人は一般の人はみなそこを利用するということになりますと、これは無料で入れてもらえるのか、それとも有料になるのか、そこら辺の判断の基準が難しいと思うのですね。おふろがなくて入りにくる人か、その身障者センターにそういう必要があって来る人と、ちょっと分け方も難しくなるのですけれども、その辺のところはどうなるか御検討もいただきたいと思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 吉武委員にお答え いたします。

今の老人身障者センターでやっている、先ほど中村委員にもお答えしましたが、一般の人を対象にしている浴室ではなくて、高齢者とか障害者の方を対象にした方の御利用をいただいている施設で、これについては無料でございます。しかし、今度の保健福祉総合センターの中に予定しております浴室につきましては、健康浴プールの体を温めるための目的と、もう1点は、こういう一般の方も含めた、一般

の方もそのプールを利用されますので、そういう高齢者のみばかりでなくて、そういう方の施設を利用される方の浴室ということで有料を考えてございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 その他でございますか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 140ページの乳幼児医療 費の問題でお伺いいたします。

今、道ではこの点の改正を行おうとしています。 所得制限をさらに設けるという話もありますが、今 後町も、道の改正がどうなるかわからない部分もあ りますが、もしもこの制度をさらに充実させて、通 院も就学前まで拡大したいという方向で方針を打ち 出しましたら、町としてもその補助制度にのっとっ て実施する計画があるのかどうなのか。現時点では 不明な点もありますから、はっきり言い切ることは できない部分もあるかと思いますが、これは重要な 問題でやはり小さい子供さんのうちから健康管理を きちっとやるということもあわせて、やはりこうい うものが積み重なって健康管理の基礎にもなってい るというふうに考えますので、ただ単にお金がない というのではなくて、そういう立場からも健康の増 進の一環としても対処するべき範囲があるのではな いかというふうに思いますが、この点についてお伺 いいたします。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 米沢委員の御質問 にお答えをいたします。

これにつきましては、町長の執行方針の中でも述べてございますが、この制度、いわゆる道のその方向によってさらに私どもとしても検討を加えさせていただくということで、現状の段階ではそのような状況であるということで御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君、

9番(米沢義英君) いろいろ検討といっても前向きの検討と後ろ向きの検討がありますので、いつも検討するといって後でできなかったというのが比較的多いような気もします。いろいろと苦慮されているというのも実態でしょうけれども、そういった意味ではやはり率先してそういう制度がより前へ進んだ場合、それを活用するということがより最良ではないかと思いますが、この点についてもう一度、検討する余地があるということですから確認しておきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 米沢委員の御質問

にお答えをしたいと思いますが、あくまで担当のレベルということで、まだ全く理事者と行ってございませんので、その点を御理解をいただいておかないといけないと思いますが、可能な範囲、道の方向に応じていきたいという考え方を持ってございますが、これもあくまでいろいろな状況を勘案しなければいけないということも現実にございますので、あくまで事務方としてはその方向に提案をしていってみたいというふうに、これはあくまで理事者の裁断をこれから仰がなければいけないというところであります。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 それでは、その他で。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 144ページにかかわっ て、予防費の新寝たきりゼロ作戦という形で、これ も補助事業にのっとって進められているかと思いま すが、これのいわゆる対象となる月、年、補助事業 の期限というのですか、それはいつごろまでになる のか、それとあわせて、今後、やはり強化すべき 点、この介護保険の町の方針にも書かれております が、地域病院とのかかわり、もしくは情報提供を速 やかに行い、個人のプライバシーにかかわるものは 伏せながらも、お互いにそういった寝たきりをなく す、あるいは介護にかかわる部分の情報提供をお互 いに流しながら、充実さらに発展させていくという ような、事業目標も立てられているかと思います が、今年度どういう事業目標にのっとり推進される のか、この間の成果というものも含めて、またその 医療現場との地域病院との連携、そういったものが どういうふうに行われているのか、お伺いいたしま

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 米沢委員の御質問 でございますが、お答えいたします。

まず、1点目の新寝たきりゼロ作戦の補助の期限ということですが、この事業については、当初6カ年計画でこの事業を展開しておりますが、16年度をもって一応事業を終了させていただきたいということでありますが、2点目の病院等との情報交換の部分でございますが、今まで蓄積してきましたこの新寝たきり事業の事業展開、今までの成果やなんかを踏まえて昨年度、健康上富良野21という生活習慣の改善という部分での健康増進のプランを出しまして、15年度からこれの実践に取り組んでございますが、この新寝たきりゼロ作戦の事業成果、これまでわかってきました課題やなんかを、さらにこの健康21の中で今年度については健康寿命延伸と

か、若い方の早期の死亡に対する健康の指導やなんかの予防とか、あるいはそういうような医療費の縮減を目的とした部分での取り組みやなんかを、町立病院とも町民の方の今までのデータをもとに、連携を深めながら介護予防や保健予防の取り組みに努めていくようなことで、取り組みを本年度については行うというようなことで考えてございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) そうしますと、地域病院と のかかわりで、町立病院においてもそういった蓄積 されたデータというのか当然備わってなければなら ないという部分もあるかと思います。ただ、手法と しては保健福祉課が中心になって、その部分のきっ ちりとしたデータを抱えながらという方法もあるか と思いますが、ただ、地域公的病院としての役割と 言えば、そういった部分でのやはり押さえ方という のもされているのかどうなのか、ちょっとわかりま せんが、実態としてそういう方向で寝たきり、いわ ゆる若年層の健康管理という形であれば、そういう 対策も同時に並行して進められている部分だと思い ますが、実態としてはどうですか。町立病院との共 有、あるいは地域病院とそこまでは見てましたら、 なかなかいってない部分もあると思いますが、お伺 いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐(岡崎智子君) 今の御質問に つきましては、町立病院との連携部分につきまして は、介護保険の費用をあげている費用額を分析しま したところ、ここ1年の間に糖尿病による介護保険 の費用を上げているのが、ほかの疾病に比べて3倍 ぐらいになっていましたので、この部分については 国の方でも最重点課題ということで対策を進めてい ることもありまして、今年度につきましては、町立 病院の方と75グラム糖負荷検査という検査と、内 臓脂肪を検査する検査ということで進めてきていま した。それで、来年度につきましても、医療機関と 連携をした形で保健部門が進められないと、発見を して病院の方にお願いをして、そこできっちりとし た指導がなされて、またそれが地域の中で生活習慣 改善の対策として、地域の中で進められていくとい うふうな、両方の形で進めていきたいということ で、その部分の強化を特に図っていきたいと思って います。

それで、もう一つ課題としまして、2,500人 ぐらいが検診を受けられた方の中で、1次予防と言 いまして血管が傷んでない方というのが、男性が3 5%ぐらいしかいらっしゃいませんので、若い時期 に血管が傷んでしまっているという実態もあります ので、この部分につきましては職域の検診の中身を もう少し若い層が受けている検診の中身まで切り込みを入れていきたいと思っていますので、職域の検診を請け負っている医療機関と、また検診体制についても進めていきたい。そして職域の中に出向いて学習活動をしながら検診の結果というのを住民の方一人一が自分で読み取れる形にしていきたいという形で、寝たきり予防事業を進めていきたいと思っています。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連でございませんか。なければ、その他。 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 141ページ、町立病院等補助ですが、これ町立病院ではないのですよ、関連でもって、どこでも聞くところがないから、協会病院の建設であるとか、そういうことについて町に打診が来ていると。町からたくさん協会病院に行っていると、町としては断っているというのが報道されているのですよ。そうすると、協会病院に行っている方たちに、あなたは紹介がなければだめですよとか、ない場合には何千円というのがかかる。今、現に医大でやっているのですけれども、そういうような状況はお考えでいるのかなと。その辺のところどのようにお考えになっているのか、一切協会病院というのは富良野市のことだから、知らないですよというのは富良野市のことだから、知らないですよということであるのか、その辺のところまずこの1点お聞きします。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 4番梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

協会病院とのかかわりについては、先日の一般質 問の中でも議員の方からいろいろ御心配されてのお 話もございました。そういう中で、当然協会病院第 2次の医療地域におけるセンター病院としての役割 を果たしていただくということを担ってございます ので、そういう中で上富良野町立病院とのかかわり についてどうあるべきかという点については、圏域 の中で議論を進めているところでございます。直接 建設の関係につきましては、これ自体は今富良野市 さんの中で検討を進めているということでございま して、これもお話ありましたとおり、建設について は特に中に入ってこちらの方に要請あった経緯には ございません。あくまでも医療のあり方として、こ の圏域における協会病院のあり方はどうあるべきか ということの中での、担当者会議等を進めてきてい るところでございます。

そういう中で、新しい病院の中でその方向性が今 後確立されていくというふうには理解しておりま す。

委員長(西村昭教君) 関連ですか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) まず、センター病院、上富良野町立病院は窓口で、こちらがセンター病院ということですね。これは救急だけですよということを言われるかもしれないのですよ。それで、お手伝いもしないのだったら言うところのぴちっとした紹介とか、そういうことが必要ですよということで紹介とに言われる、かわいげない町だなということでならないのかなということを、今町の方が報道を見ているのですよ。そういう心配があるものだから、それでお聞きしていることなのです。町立から受け入れるのはセンターというのは救急医療を受け入れるセンターではないのですか、一般の方がばっと

我々は旭川医大には前によく行ってました。まっすぐ行ってました。何でもなかったです。しかし、今はいきなり行くということにはなっていないのですけれども、その辺のところをわかりやすく御説明をお願いします。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきますが、協会病院は北海道が指定した富良野圏域の地域センター病院としての位置づけがされております。

それで、北海道の指定の中でセンター病院というのは何をするのかという一つ一つの地域に対する対応についての規定がありまして、これらの部分を協会病院は担わなければならないと。ところが今のところはそれはないわけでありますが、今、梨澤委員が心配されている、また町民の方も心配しているということだと思うのですが、我が町が例えば富良野協会病院の建築資金を支援できなかったから、上富良野町の患者は協会病院は受け入れませんということには私はならないと。それをすることはセンター病院としての位置づけも含めて、協会病院の経営が成り立たなくなるわけです。

ですから、我が町からは町立病院の患者も含めて 余計持っていくわという施策の展開はするかもしれ ませんけれども、上富良野町の患者は受け入れない というようなことには私はならないという認識を 持ってます。しかし、我が町として決して支援しな いというのでなくて、先ほど何度も申し上げている ようにセンター病院としての責務を果たしてくれ と。そうすればまた我が町の町立病院にプラスにな ると申しますか、課題をセンター病院が背負ってい ただける、そういうような対応がなされるというこ とであれば、応分の支援については考えますよとい うふうにお答えをさせていただいておりますので、 そこらあたりを御理解いただきなと思います。 委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、その他で。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 156ページ、環境衛生費の減量化推進という形で、今の粗大ごみ等リサイクルやっている地域もあります、修繕しながら。やはりごみの減量化を進めるという点では、こういう政策もとりながら少しでも埋め立てや焼却をふやすということが基本だと思いますが、そういう具体的な今後方法で今やっていられるかどうかわかりませんけれども、修繕できるものは修繕して、買い取ってもらうというような具体的な対策も必要ではないかというふうに思います。

もう1点は、やはりこれからのクリーンなエコという形で、環境を中心としたまちづくりということが言われています。上富良野町もこれから建てる施設等については、そう簡単には建ちませんが、そういったやはり町のイメージもつくり変えるような、やはりそういった公共施設からも何らかの手法でそういう取り組みを行う、もしくは環境の日を設けて、お祭りをやって、そこでもう一度町民の皆さんにも環境についての取り組み方を部分的にやっておられると思いますが、さらにそれをやはり前面に出してやるということも必要になってきているのではないかと。これからのまちづくりを考えた場合、農業においても商業においても、すべてがこの立場からのまちづくりの取り組みということが多く望まれています。

そういう意味で、そういう方向でまちづくりも含めた検討を再検討すべき時期ではないかというふうに思いますが、この点にお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 米沢委員の御質問 でございますが、粗大ゴミにかかわりましての再利 用という件でありますが、私ども今処理をさせてい ただいているのは最終的にリサイクルもかなわない 状況でちょうだいをしているという切りかえをいたしてございます。

町としてそれを再利用できるような体制にしていかないのかという御提言だろうと思うのですが、非常にこれは難しい問題が相当量ございます。その製品の安全等の確保をどこが責任を持っていくのかということについては、これは非常に難しい問題です。単純に申し上げれば、自転車が出てきた。その自転車の再整備御利用いただくという方法はないのかということだろうと思うのですよ。これについては、その自転車によって発生する事故はどうするのだという問題が必ずあります。現状では再整備をした段階で御利用いただくということは非常に難しい

ということで御理解をちょうだいしておきたいと思います。あくまでお出しになる前でそれをそれぞれの考えをいただかざるを得ないというのが、今の現状であるというふうに思います。

それから、2点目のクリーンなまちづくりということでございまして、これは大変広い問題として出てくる内容かなというふうに思います。廃棄物の処理にかかわりましては、積極的に今可能な限りリサイクルをお願いを申し上げているという状況でございまして、分別収集はそのねらいのものであるというふうにひとつ御理解をいただきたいと思います。

最終的に処分するものについて、処分させていただいているということで、これが非常に少なくなっているということも現実にその効果をあらわせているものだというふうに理解をしてございます。ただ、環境の日等の関連につきましては、相当広い範囲で論議をしていくべきものかなというふうに理解をいたしますので、これは御提言があったということで、今後の方向の中で景観条例等も今進んでいるようでございますし、これらと総体として論議をしていく題材ではないかというふうに思います。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連ですか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) このクリーン推進員ですね、これについてお尋ねしますけれども、クリーン推進員になった方大変一生懸命やるわけなのですよ。一生懸命やると非常に反感買いまして、それで私町内会長やっているから投書入ってくるのですよ、こんなこと言って怒られたというようなことで。それで役場の方は教育していないのかというようなことで、それお見せしたりしましたけれども。

私はある程度きつく言わないと進まないであろうという考えは持っているのですけれども、言われた人はたまったものではないわいというようなことで、本当はできれば各1戸1戸みんなごみ集積場の責任者やればいいのですよね、月に1人1件ずつやれば一番わかるのですけれども、その辺のところをクリーン推進員、ちょうど年度がわりですから、今度新しくなられる方々にその辺のところきちっと進めなければならない。それから、しかし相手を尊重もしなければならないという難しい、その辺のところをどのように推進員の方に説明をされて委託をするのか、お聞きをしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 梨澤委員の御質問 でございます。

クリーン推進員の皆さん方に町としてもお願いを

申し上げてございますのは、分別にかかわってその 地域内での御指導をちょうだいしたいと、先導的に お願いをしたいということで、地域の中に分別の意 識の啓発をお願いしたいということが基本になって ございます。いろいろと私どもにもお寄せをいただ く方がいらっしゃいます。直接おいでいただいて地 域のクリーン推進員さんが非常に内容を厳しく チェックされるので、問題だというふうにおいでに なったときに、お話を申し上げましたが、分別であ りますとか、それから排出日の遵守でありますと か、それらについて一生懸命おやりいただいている 推進員さん方に御協力をちょうだいしたいというこ とをお話申し上げてございます。クリーン推進員さ んが一生懸命な余り、かえって地域の中で悪くなる というお話を聞きますが、それは地域の中の皆さん 方の協力体制が基本になっていくものであろうとい うふうに私自身は思ってございますので、その御不 満をお寄せくださった方にはいろいろとお話をさせ ていただいて御理解をちょうだいした件数は相当量 ございます。それぞれ相当量を地域の中でも排出の 収集対象物の決められた日に、決められた場所にお 出しくださいということについては、非常に整って まいってきているということも現実ございますの で、今後クリーン推進員のあり方ということについ ても、検討を加えながらいきたいというふうには 思ってございますが、非常に効果が高くその御協力 をちょうだいしてきているというふうに私どもとし ては評価をさせていただいているというのが現実で あります。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) おっしゃるとおりなのです よね。大分浸透してきているのが間違いないのです よ。ただし、クリーン推進員が新しくかわるわけな のですよ、1年交代でやってますから、かわった人 はわからないのですよ。役場の係はかわらないでい ればそれはずっとかるわけですよね。何年もやって いればもうベテランになるのですよ、かわるのです よ。ですから、そういうことで言っているわけなの ですよ、みんなかわるわけなのですよ、町内会長も みんなかわって新しくなって、そしてまた振り出し から始まるという状況になっていくから、こうこう こういうようなことでもって推進員の方はやってい ただければというようなことでもって、示してあげ るのが親切ではないのかなと。周りでちゃんとやら ない方がおかしいのだよということには、なかなか そんなことやったら世の中に犯罪者もいなければ、 悪いのいなくなるのですよ、ならないのですよ。 やっぱり悪いのいるのだわ。そういうときに対応す

るためにはどうしなければならないのだという、その辺のところのマニュアル、基本的なところを新しい、どうせ教育されると思いますから、そういうところをやっていただきたいなということです。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 梨澤委員の御質問 でございます。

基本的には地域内でそれぞれ御推薦をちょうだいしてお決めいただいているというのがクリーン推進委員のシステムでございまして、それぞれに地域の状況によって引き継ぎをしていただきながら進んでいるという部分も数多くあろうかと思います。クリーン推進員からいろいろな状況についてわたしどもにも御質問をちょうだいしながら、それに対応してきていることも数多くございますので、可能な範囲クリーン推進員さんの役割というものを、もう一度どんな形かで御啓発をしていくような考え方をもって進めたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 その他で、11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 159ページ、委託料の 関係でお尋ねをいたしたいと思います。

クリーンセンター施設管理維持というところでございます。委託料が7,460万9,000円ということで、特にクリーンセンターの施設維持管理の関係です。11年度の決算で、4,250万円、12年度で5,100万円、13年度5,400万円、14年度5,900万円、15年度の予算は総枠でなってますので承知をしませんけれども、今度は7,320万4,000円ということで、11年度と比較をすると3,067万円の増、いうなれば42%ふえております。恐らく広域のかかわりの処理の関係等があろうかなと思いますけれども、現実の問題としてその内容についてまず、なぜこれだけ上がっているのかということをお聞きしたい。

それから、2点目は、機械警備以下の関係を機械 警備はもう11年度から14年度までの決算を見る と全部63万円なのですね。それから浄化槽管理も 6万7,200円で14年度と同じ金額、電気保安 は47万5,140円ということで、これもずらっ と同じ推移です。それから、消防用設備保守も12 万3,900円で同じ数字なのですね。ちなみにそれではよそのいろいろな施設のこの委託料の管理について見ますと、どうも似たような同じ数字か全部並んでいるのですね。そうすると、私は前にあれだからこのままなのか、現実にその内容について十分承知をした形でその金額が決定になってあらわれてくるのかということで、疑問を感じたのです ね。それで、例えば商工会の関係のセントラルプラ ザの委託料についても、消防用保守点検、11年度 から14年度までは9万8,175円、電気保安管 理が7万560円で、平成12年が60円減ってい るのですか、あと同じ数字。それからボイラー保守 点検も8万1,900円。そうすると、どこも総じ てこのような形で来ているという感じを私は受ける のですね。確かにそれぞれ維持管理する面で、人件 費の高騰等もあるかもしれませんけれども、それを そのまま抑えているという形の答弁を理事者はする かもしれません。現実にこのまま数字が横並びとい うことになると、余りにも不自然でないかなという 感じを受けるわけです。いうならば行財政改革とい うことであれば、できるだけこの維持管理費の高騰 を避ける、もしくは削減をしていくという方向も僕 は検討していかなければならない時代に来ているの ではないかという気がするのですね。その点でどう なのかということでまずお尋ねを申し上げます。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 中村委員のクリー ンセンターにかかわりましての御質問でございます が、施設の維持管理にかかわりまして平成11年度 から増嵩してきているということでございますが、 御承知のように平成11年に施設全体の維持を委託 をいたしましてから、毎年実は新たなものが加わっ てございます。12年にはペットボトルの分別処理 が始まりました。それから13年にかかりましてダ イオキシン関連の恒常的な測定に関しましては、委 託の枠の中で設定をさせていただいてございます。 それから、14年につきましては、作業環境にかか わります法整備がなされまして、これらについての 作業環境周囲の各種の測定等も必置項目となってま いりました。平成15年には委員御発言のとおり、 広域の関連も、それから町の手数料にかかわりまし ての徴収等を含めました委託も含めまして、進めて いるということでございます。平成16年にかかわ りましては、恒常的な機械の保守点検にかかわりま すものもございますので、これらについて委託の中 で恒常的に処理をさせていきたいということで、委 託費の中で計上をさせていただいたものでございま す。これが一つの要因とてしてあるものでありま

次に、各機械整備等の各種の委託にかかわりましては、それぞれ毎年見積もり合わせ等を含めながら、実際に対応しているということでございまして、それらの内容でこの金額が定まっているということで御理解を賜っておきたいと思います。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 総務課長。

総務課長(田浦孝道君) 11番中村委員の2点 目の御質問にお答えいたしますが、委託料につきま しては、特に施設の管理等につきましては、定期的 な業務内容から今委員がおっしゃるように、年度通 してみましても大きな変動ないのが実態であります が、行政内部ではいろいろと幅広く外部に業務をお 願いしている経過の中で、若干その積算過程の中で 経費の増減があるのも若干見受けられまして、それ らが一応検討課題ということになってございます し、そういう観点で今後におきましては、委託料の 積算根拠になります経費の積み上げの過程の中で、 特に管理的な業務の中で人がかかわる場合にはその 人件費が直接経費ということになるかと思います が、人がかかわる業務の内容に応じましては、同種 のものについては一定程度人件費の単価については 同水準にするという考え方が必要になるわけであり

そういう観点で、この委託料の全般にわたりまして見直しする課題に位置づけしてございますので、今言いますような点、それから諸経費の見方、これにつきましてもなかなか一概にいえないわけでありますが、直接経費の多寡によりましては、諸経費の適用する率をどうするかについては、これは検討の余地もございますので、そういう点も含めまして、この16年度から全般的に見直しをしなければならないという課題として位置づけしてございますので、その点ひとつこの場を通じまして御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 課長の方から14年度の関係、約500万円ふえているのですね。作業環境整備をしたということですけれども、これは委託料ですよ。ですから、僕はそういう理屈にはならないと思うのですよ。いうなれば業者に委託したやつは完了、ですから、基本的に僕は広域等も含めて処理するものが分別の関係からふえてきているというのは事実ですから、それは僕は認めたいと思います。現実にはこういうそんな形で言われるのであれば、これはあくまで維持管理のための委託料であって、設備の関係は僕は別な予算で出てるものだと私は思うのですけれども、その点まずお聞きします。

それから、今、総務課長の方から、委託料の全般的な見直しということで、私も商工会の関係だとか、それから教育委員会の各学校の関係、ずっと調べてみたら、大体同じような数字がずらずら並んでいるのですね。ですから、本当に財源を何とかしようということと、それからもう一つはそういう業者の選定・入札はどのようになっているか私は承知しませんけれども、いずれにしても同じ業者がそのま

まずっといっているのでないかという心配がするのです。

ですから、そのためには今、総務課長の言うように、委託料の全般的な見直しを今後やると、言うなれば、今保健福祉センターができるは、ずっと見ましたら、維持管理費がもう毎年毎年減ってはいないのですね、ふえているのですよ。そうすると、これはもう財政に圧迫することはもう目に見えているものですから、そういう手法で今見直しを検討するのでなくて、見直しをするというということで、総務課長、明確にお願いをいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 中村委員の14年度の作業環境にかかわりまして、初度の設備調達につきましては別立て整備をいたしましたが、少なても毎回実は作業環境の、例えば炉内でありますとか、炉外でありますとかのいわゆる暴露防止法に基づいてダイオキシンの測定をしなければいけないことと、それから身につけるもの、防護服、これらについてはすべて別立てのものを設定していかざるを得ないという法律上の考えがございます。そのほかにマスクでありますとか、すべての消耗品類をこれについては作業場で与えざるを得ないというよことが非常に大きく変化してまいりまして、それらにかかわりますところが非常に大きいと思います。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 総務課長。

総務課長(田浦孝道君) 11番中村委員の御質問にお答えしますが、委託料の全般的な見直しについては、組織の中での課題となってございますし、委託料も含めまして効率化、適正化を図ることについては組織の基本方針となってございますので、委託料を含めまして、16年度に位置づけをしているということで御承知おきいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

その他でございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、ここで第4款 の質疑を終了いたします。

説明員が交代いたしますので、暫時休憩いたしま す。

> 午前10時10分 休憩 午前10時13分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き審議を 再開いたします。

次に、歳出第5款、164ページから第6款、1

89ページまでの質疑に入ります。

その前に、先ほど、中村委員の方から質問のありました答弁を、後でするということでありましたので、それについて答弁をいたさせます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 先ほど の中村委員の公営住宅に関します浴槽の件でござい ますが、お答えさせていただきます。

公営住宅につきましては、浴槽があるものが今74戸、浴室はありますが浴槽まではついてないものが315戸、それから、浴槽のそういったスペースのないものが42戸、これほとんど緑町でございますけれども、ということになっておりまして、浴されている方が、その315戸のうち、実際にまだ正式なカウントはしてませんが、実際まだおふろとして使ってないのが30戸程度かなということで、それと緑町が今42戸ありましたけれども、まだ残っている方が12戸ございますけれども、その12戸のうちの半数以上は自分で何とか浴室の部分を確保してつけられておりますので、30戸ちょっと程度が現在おふろがない世帯というふうに思っております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) それでは、質問を受け付けます。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 173ページの委託料の 農業情報センター管理運営のところで、ちょっと質 問したいと思います。

これセンターの管理は、ふらの農協上富良野支所に委託していると思うのですけれども、これは全農家に天気予報ですか、日本気象協会とか、NTTと回線をつなぎまして、24時間つないでいるそうでございますけれども、この農家、今何戸ぐらいありますのでしょうか、それと、農協さんの負担というのはどれぐらいの金額になっているのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 村上委員の御質問 にお答えをいたします。

この日本農業情報センターの関係でありますけれども、今農家戸数につきましては472戸ということで押さえてございます。まだ15年度の数字が確定されてませんけれども、そのように押さえてございます。

それから、この負担でありますけれども、総体で維持管理費が年間 1,800万円程度かかります。 その内訳として町が3分の1、それから農協が3分 の 1 で、残り農業者が 3 分の 1 というような負担を してございます。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) 農家の人にとっては大変 役に立っているものだとは思うのですけれども、米 需給調整総合対策事業、これほかの事業に比べて断 トツにこの委託料というのでしょうか、農協さんも 負担していらっしゃるということですけれども、当 然農家の方も応分の負担をされていると思うのです が、そうしますと、ただいま472戸あるというこ とをお聞きしたのですけれども、そうしますと、こ れは昨年が720万円でございました。今回170 万円委託料減っているわけですが、ことしはこれぐ らいしか出せませんということになるのか、これは 農家の方が、例えば2万円ぐらい出しているとすれ ば、ちょうどその応分の負担になるのですよね。そ のほかにそこのセンターの機械を利用すると、1カ 月1,000円でしたか、何かお金を払うように なっているのですよね。これ3年か4年前は1,0 00万円近く委託料かかっていたような気がするの ですけれども、ことしは170万円と、それにして もほかの事業に比べて断トツにこの550万円とい うのは高いという気がするのですけれども。

それで、これらの効果、これがどうなっているのかちょっと見えにくいのですけれども、そこらあたりは、この見直しについてちょっとお考え聞かせていただきたいので、見直ししてはどうかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 村上委員の御質問 にお答えをいたします。

先ほど、720万円の数字出てましたけれども、 昨年度につきましては610万円というような、私 記憶にございますけれども、何かの項目のちょっと 違いかなと思って聞いておりました。この効果であ りますけれども、一つは、私のところの農業気象情 報が、これ一つ大きなメーンになってございまものが 周知をするのにこのファクス情報使われていると、 あるいは作物、農協におきましては、それぞれ作物 部会がございますので、これらの周知、また青果等 の市場価格だとか、こういったものが一つファクス 情報使われて流されてございます。

これらにかかる維持管理につきましては、NTT の回線、その他使ってございますので、それなりの 相当の費用がかかるということでございます。それ から、金額が落ちてきていますのは、当初はこれら を操作する人件費がかかってございました。 2 人程 度みてましたけれども、これらを 1.5 人ないし 1.

4人とかというふうに削減してきている経過にございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 関連でございますか。

14番長谷川徳行君。

14番(長谷川徳行君) 今の農業情報センターの機器の管理なんですけれども、多分10年ぐらい前からやられていると思うんですけれども、農業者数が減りましたよね、戸数が。農業者が離農したりなんかして外してきてると思うんですよ。そういう管理の台数は、今何台ぐらい農協で管理されているんですか。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) この件につきましてはですね、当初530台ほどファクスを入れてございます。現在、先ほど戸数を申し上げましたように減少してきてますので、それと一部破損、こういったものもございます。それらを離農された方、そういった農家につきましては取り外しをしてきましてですね、部品等の交換もしながらですね、そこに再度利用していただくというふうに考えております。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 関連ございませんね。それでは、他に。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 167ページの農業委員会のことですけれども、富良野地方のアグリパートナー協議会、それから町のアグリパートナー協議会の内容で、これらの出会いの会といいますか、交流会での成果についてお尋ねをします。

それから、この予算の中の雑誌・新聞等に掲載したり、また交流会等で使う予算の内訳についてもお尋ねをいたします。

委員長(西村昭教君) 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(谷口昭夫君) ただいまの 岩崎委員の御質問にお答えをいたします。

まず、アグリパートナー協議会の成果ということでございますけれども、御承知のとおり富良野地方アグリパートナー協議会、それから町のアグリパートナー協議会と二つ二本立てで来ております。

町のアグリパートナー協議会におきましては、構成的には農委長、農協理事者とそれから普及センター、農業の代表者ということで相談員になってございまして、町、それから農協との補助をそれぞれ135万円の補助でもって構成しておりまして、主な支出としましては、結婚相談推進の報酬だとか、あるいはあと結婚記念品、成婚した方の記念品、それから媒酌人に対しての手当等、それから町独自で後継者の花嫁花婿の集いということで、あと五、六

年前に結婚された方の交流会、1泊2日等で行って ございます。

それから、富良野地方のアグリパートナー協議会ですけれども、これは美瑛を含めまして6市町村で構成してございまして、事務局が富良野にございます。それの負担的な部分については、6市町村で400万円ぐらいの費用がかかってございます。成果につきましては、53年とかの成果見ますと、成立、結婚ですけれども208名、そのうち協議会写真掲載等で成婚された方が44名となってございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 現在までの成果についてわかりましたけれども、その最近14、15年についてどの程度成立の数であるとか、また現在この交流会を通じておつき合いといいますか交流をされている状況があるのか、お尋ねします。

委員長(西村昭教君) 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(谷口昭夫君) ただいまの質問、14、15年の成婚ですけれども、後継者の結婚された方が14、15年で8名でございます。その中で交流会等で結ばれたのが1名、それで今交際しているというのが、今現在はございませんけれども、電話等でおつき合いをしているという方が何人かいるように聞いております。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 関連ですか。

15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 農業委員会関連でお尋ねさせていただきたいと思いますが、近年、農業委員会のお仕事が非常に、特に農地の流動化が非常に進まない中で、特に事務方はその調整方に本当に苦慮されているということで、御苦労いただいていることにまずお礼を申し上げたいと思いますが、それで、その農業委員会の組織そのもののあり方が非常に最近物議を醸しておりまして、非常に悩ましい問題になっておりますが、そういう中で、定数がどうあるべきかというようなことが非常にクローズアップされておりますけれども、当町の農業委員会の内部におきまして、そういう定数のあり方がどうなのかというような論議がなされているのかどうか、その辺まず1点お尋ねしたいと思います。

それから、平成 1 4年度だったと思いますけれども、農業者年金の制度がまるっきり変わりまして、漏れ伝わってくるところによりますと、そのときに相当加入者数に変化があったというように伺ってい

るわけでございますが、実際制度が変わって、またできましたら、大きく制度が変わったポイントと申しましょうか、そういったところも含めて、現在移行することによって加入者数の推移がどうなっているかというようなこともお尋ねしたいと思います。

それと、私よく耳にすること、お聞きするのですが、非常に受給資格が間もなく目前に迫ってきている農業者の方が、非常に手続をいつすればいいのか、あるいは手続をどういう形ですればいいのかということで、それがもしそういう知識に、あるいは情報に触れる機会が少なくて、手続がおくれたりすると給付に非常に不利になるということも聞いておりますが、こういう人が出ないように、農業委員会としてどういうような方策がとられいるのかというようなことで、大きく三つお尋ねします

委員長(西村昭教君) 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(谷口昭夫君) ただいまの 向山委員の御質問にお答えいたします。

まず、農業委員会の定数問題でございますけれど も、12月の一般質問の中でも、定数削減に向けて ということで一般質問があったわけですけれども、 一応委員会内部におきましてもうちの部会、2部会 あるのですけれども、農政推進部会、流動化部会が あるのですけれども、その中の農政推進委員会の中 で、3月初めに早速手続問題についての1回目の協 議会を開いておりまして、その中におきまして、い わゆる来年7月の改選期に向けまして、定数削減に ついて協議をされたところですけれども、内容的に は削減に向けてこれから進めていこうということ で、内部的に資料等を集め、また地域の定数割、地 域割等も勘案しながら、また管内の状況等も見きわ めながら、今後12月までには削減に向けての提示 をしていきたいというふうに、委員会の中で考えて おります。

それと、もう1点、農業者年金の関係でございます。

御質問であります農業者年金制度の改正、14年 1月1日付で大幅な制度改正がなされております。 その変わった内容ですけれども、前までは加入者の 納付した保険料で受益者の年金給付を賄うという賦 課方式でございました。改正によりまして、将来受 け取る年金については、自分で積み立てたお金を年 金としていただくという積み立て方式に変わってご ざいます。これは大きな変わり方でございます。

それで、それまでの加入者、14年の1月以前の加入者が320人でございます。それから、その後の加入者でございますけれども、大幅に減りました、15年の4月現在では128名の加入者となっておりまして、その差が192名ほどの差がありま

す。

この内容につきましては、まず、14年1月1日 現在で55歳以上の方というのは、これから加入し てもメリットがないということで加入はしておりま せん。この方が今55人ほどおります。それから、 そのほかの関係ですけれども、特例脱退一時金をも らうために脱退したのが146名というふうに聞い てございます。これも15年の4月現在でございま す。脱退一時金の総額が約2億8,000万円とい うふうに聞いておりまして、1人当たりにしますと 191万円というふうな金額になると思います。

それから、制度が変わりまして、極端に減ってございますけれども、今後十分にその内容を周知しまして、制度説明会等も毎年開きまして、加入に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、受給者の関係でございますけれども、 受給間近になっての事前周知ということでございま すけれども、58歳になってからまず1回開いてお りますし、その後また60歳、また63際に到達し たときに、それぞれ説明会を開いてございます。

それから、給付の金額等はどのぐらいかということでございますけれども、それぞれ個人ごとに違いますけれども、まず35歳で加入したとしまして、60歳まで掛けて65歳になってから給付いただくお金というのが49万円、年間ということでございます。それで、それまでかけた保険料というのが60万円でございます。そして、最終的に平均年代83.15歳ということになりますと、最終的には運用利率を含めまして980万円というお金がいただけるというような形になってございます。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) ありがとうございます。

最初の年金の方は非常に加入者が減少しているということで、しかも 2 億円以上の一時金で給付をいただいた方が多いということで、非常に憂慮されるわけでございますが、ぜひ新制度に対する加入者増を推進していただくようお願いしたいと思います。

それから、最初の定数にかかわる部分ですが、12月までに提示したいというようなことで、内部検討が進められているというお話ですが、これは公選も推薦も含めてというような協議がなされているのかどうか、1点お尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(谷口昭夫君) 向山委員の 質問にお答えいたします。

削減の協議会の中では、いわゆる公選の中での削減というふうに考えてございます。推薦でなくて公

選の中でということで考えております。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 確認だけさせていただき たいと思います。

それでは、推薦枠の方は要するに今回の検討の対象にはしていないということで、理解しておいてよるしいでしょうか。

委員長(西村昭教君) 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(谷口昭夫君) そのとおりです。推薦は各団体の中での推薦ということで、それぞれ枠があるのですけれども、推薦ということの中では考えてございません。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 暫時休憩いたします。

再開時間は10時55分といたします。

午前 1 0 時 3 8 分 休憩 午前 1 0 時 5 5 分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き審議を 再開いたします。

お願いをいたしたいと思います。第1日目の予定がきょう2日目に入っておりますので、極力審議促進に御協力をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 177ページ、農地流動 化促進対策事業補助でございますが、現在流動化に なった土地は何件ぐらいございますでしょうか、 ちょっとお尋ねしたいと思います。

農業振興課長(小澤誠一君) 村上委員の御質問 にお答えをいたします。

これ平成13年に農協の合併もございまして、その当時30戸ほど利用者が出ているということであります。その中にピーク時で面積だけ申し上げますと、その当時380ヘクタールぐらいの流動化されない土地がございました。現在240町ばかり、ヘクタールぐらいまだ流動化されない農地がございます。140ヘクタールぐらいがこれまでに流動化されてきています。あと240ヘクタールについては今後、予算にもございますけれども、何とか流動化させて農地の荒廃化その他を防ぎたいというふうに考えるものでございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連ですか。

10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) この流動化というのは非常に大変な問題なのかなと思うのですが、実は私、

ちらちらと話を聞くところによりますと、ここの土地を私は売って、もうやめたいのだというふうに農業委員会の方に話に行くと。したら、だめだと。なぜだめなのだと言うと、安くてもいいから売ろうとしてとにかく自分の経営を考えるときにはもう限界であろうと判断するのだろうと思うのですよ、農家個々で。それをとめてるという話を聞くと、なぜかと言うと、ほかの土地が全部安くなってしまうと、それではまずいから売らないでくれと、こういうふうにしてとまっている土地があるそうです。

これはなぜそうなるのかと言うと、問題は町長の話を聞かなければならないと思うのですが、流動化するにその土地をしやすくするかしないかの問題もあると思うのですよ。だから、例えば、その土地の値段にしても中富は高い、上富は安いという問題もあると。なぜかと言うと、例えば水田にしても畑にしても、ちゃんとした整備がなされていないと、だからなかなか流動にならないという部分が私はあると思うのですね。これは政策的に非常にまずいのではないかなという気がするのですが、じゃ、今までなぜしなかったかという問題もあると思うのですね。

だから、今この500万円見ている流動化にして も、貸したいよと、貸した分も補助金を少し見ます よと、こういうことをずっとやっているといつまで たっても売れていかないと。したら、なぜ売れない のだと言うと、土地の整備がなされてないというと ころに一番先の根本が来るのだと思うのですね。そ の点、町長どのようにお考えになっているか、 ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 仲島委員の御質問 にお答えいたします。

確かに今言われるような農地価格、非常に下がってございます。しかし、私は委員御指摘のとおり、土地の基盤整備をしたものについては、私はそれなりに高い評価をしてもらっていいのではないかというふうに私も存じます。

しかし、一方、整備をされてないそういう農地も 実はございます。ましてや、農地を求める方にとっ ては安い方がいいには、これは当然のことだと思い ますけれども、一方、今御指摘のように、総体的に やっぱり農地価格を下げていると。いってみれば試 算をみずからされているというような状況も確かに あるかと思います。

そんなことで、上富良野町においてもこういった、今これから水田ビジョン、こういったものも実施されるわけでありますから、できる限り道営、国営の事業もございますけれども、こういったものに

ひとつ一緒になってやることも必要かなというふうに考えてございます。

委員長(西村昭教君) 10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) それはそういうふうな答えになってくるのだろうと思うのですが、そういう整備というのは長年ずっと国の補助から道の補助があると思うのですよ。これはうちらの商工会にしても皆同じだと思うのですけれども、じゃ、今までそういうふうになされていなかったというのは一体なぜなのだと。じゃ、中富が水田を見ても恐らく進んでいると思うのです、圃場整備というのは。その点を今まで行政として怠慢でないのかなというふうな気がしないわけでもないのですよ。だから、いつまでたっても流動にならないと。そういう政策の誤りもあるのではないかと私思うのですね。

これから、じゃ、どうするのだと。ことしはどうだ、来年はどうするのだというような基本的な計画が実際あるのかないかという問題も出てくると思うのですけれども、だから考えますとか、検討しますだけではもうほとんどだめな時代なのだろうと思うのですね。向こうが、例えば中富が4万円したら、こっちは2万円しか売れないのだよというような状態になっていること自体が、根本的に間違っていると思うのですよ、僕は。その辺をもう少しきちっとした政策というのを持っていく必要あると思うのですよね。その辺はどう考えていらっしゃるのか。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 10番仲島委員の御質問に お答えさせていただきますが、確かに委員おっしゃ るとおりなのですよ。ところが行政がやれというわ けにいきませんので、農業者みずからが対応するそ の意気込みを持っていただかなければならないと。 今までも当然地域におきまして、それらの部分につ いて調整をさせていただいたけれども、ある地域で は我々はできないということで、調整をさせていた だいたけれども、最終的には区画整理等々の対応が なされていないと、そういうようなことから、やは り農地の価格についても大きな変動が出てくるとい うことでありますが、農業者みずからがそれらの意 欲を持って対処していただくように、行政としても その制度を大いに利用して促進をしたいなというふ うに思っておりますが、みずから農業者も支払う責 任がありますから、その理解を得なければならない というふうに思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 それでは、その他、次に移りたいと思います。

1 1 番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 179ページです。家畜

伝染予防事業の関係なのですが、特に新聞紙上をに ぎわせている鳥インフルエンザの関係でお尋ねをい たしたいと思います。

平成15年の農業委員会の出されております農業委員会の概要を見ますと、上富良野町の養鶏の飼育状況ということで、昭和63年度に2,200羽いたのが、あとずっと空欄になって平成14年に87羽ということに報告がされてます。したがって、今、養鶏ということでいる鶏は何羽おられるのかということでお尋ねします。

それから、2点目は、カラスということですけれども、中国やあっちの方から渡り鳥が菌を持ってきたのではないかということが言われております。したがって、北海道も雪が解けて春が来れば、こういう渡り鳥等の飛来が予想されます。したがって、これらの対策ということで道及び保健所、もしくは町としてどういう指導を受けて、どうするかということかあれば、お示しをいただきたいと思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 中村委員の御質問 にお答えをいたします。

1点目の鳥インフルエンザに伴いまして、それらの養鶏者の害はと思いますけれども、私のところには過去には養鶏専門の業者がおりましたけれども、現在、家畜保健所と私どもの調べで、今12戸の農家がございまして、少ないところで3羽、5羽、それから多い人で50羽程度、総体で200羽程度でございます。これはいずれにしましても、自家用というようなことでございます。

それから、鳥インフルエンザがカラスにも伝染しているというようなこともございますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもと、それから家畜保健衛生所で調べてございまして、それらの養鶏に限ってでございますけれども、鶏に限ってでありますけれども、今の状況ではそういった伝染病になっているというものはございません。今後そういった心配はございますけれども、やはり啓蒙をして早期に発見されたものというのは、早期に家畜保健所やそういうところへ通報するということが、やっぱり私たちの使命かなというふうに考えてございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 現在、12戸200羽ということで、自家用ということで承知をいたしましたけれども、カラスの行動距離がということでは、余り心配ないかなという気はするけれども、渡り鳥という関係からいえば、また次の時点の心配が出て

くると思います。それで、今課長の言うように、万が一カラス等が死亡してたり、いろいろ状況があった場合、速やかに届けるという啓発行動を起こすということなので、具体的にそれらについては、恐らく町民にも状況があったら通報くださいということであろうと思いますので、具体的にどうするかということで、1点お尋ねいたします。

以上です。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 中村委員の御質問 にお答えします。

今、渡り鳥、あるいは鳥インフルエンザの関係でございますけれども、私どもの3月の広報に実は府県を含めてこういう状況になっていますと、カラスもそうですし、鳥に関係するものすべてにそういった伝染病が予想されるということで、これらについての広報を3月号に掲載してございますので、周知をできたのかなということで考えてございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 次に移ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 170ページ、農業振興費 の農産物加工実習施設についてお伺いいたします。

近年、この農産物の加工施設については、若干手直し等もされたということもありますが、結構利用状況も多いかというふうに思います。そこで、使っている現場の方に聞きましたら、将来的には近々にでも施設のきちっとした対応をしてもらいたいという話があります。その点について見通しがあればお伺いしたいというふう思います。

もう1点は、それにかかわって地元の野菜等の地産地消の消費の問題でありますが、今全国的にも地産地消という立場で進められております。上富良野町では学校給食センターが一部導入されておりますが、他のいわゆる公共施設等、病院、特養等、いろいろあります。もしも拡大すれば地元のいろいろな施設等にもまず広げていくことは大切だと思いますが、とりわけ公共施設を中心とした地産地消という立場から、食材を大いに使ってもらうという方向をきっちり設ける必要があるのではないかというふうに考えておりますが、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 米沢委員の御質問 にお答えをいたします。

この施設につきましては、私、平成6年かと思いますけれども当時の集会施設を改修しまして現施設にしたわけでありますが、この建物も老朽化しつつあるということは理解をしてございます。今後それ

らの状況を見なければわかりませんけれども、今の ところ補修をしながら使いたいというふうに考えて ございます。

それから、2点目の地産地消の関係でありますけれども、これらにつきましては、地元の食材、あるいはそのものを使ったものが製品になりまして、学校給食、あるいはそういった施設で使われるのも一つの考え方でございます。大変いいことかなというふうに考えますけれども、そういったことで伸びていってほしいなというふうな気はしますけれども、まだその段階ではないと、製品化にされつつありますけれども、いま一歩そこへ行けないという状況かと思います。そういうことも含めまして、今後町の中でそういったものが製品化された場合については、PRをしながら普及させたいというふうに考えてございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 地産地消の面で言えば、製 品化というよりは野菜等が実際作付けしておりま す。地域の方も給食センターについては一部導入も されておりますが、やっぱり地産地消という形で今 叫ばれております、やはりどこでそのまず基盤を築 いていくのかということであれば、やはり病院だと か特養老人ホーム、もしくは軽費老人ホームと、こ ういったところに農家の人たちの食材の供給をし向 けるという初歩的なことを、私は言っているので あって、製品化ということもそれは含んでおります が、そこへ行く以前にそういったところでの取り組 みをもっと活発にして、地元の食材を使うというよ うな方向を検討すべきだと、それがやはりすそ野広 げる一歩になるのだろうというふうに思ってますの で、その点もう一度御答弁願いたいというふうに思 います。

あと、食品加工施設については、今後いろいろ課題あると思いますので、十分現場の意見も聞きながら対応していただければというふうに思ってます。 とりあえずその点をお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

各公共施設の利用ということで、今、お話にございました学校給食センター中心に、そのようなできるだけ可能な限りそういう公共施設で地場産品を導入できるようなことで、そういう指示はいたしてございます。大々的にということにはなってございませんけれども、それぞれの施設のできる範囲の中で、それぞれ努力をいたしているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) それで、具体的な取り組みを進めると、努力ということで、現場に聞きましたらほとんどほかのところについては使っていないというのが実態だと思います。確かに地元の商店では買っておりますが、やはり実際生産されている農家の方から、やっぱりそういうものを使うだとか、みそだとか醤油だとかという形の中で広げるということが大切だというふうに思います。回り回って、確かに商店で買えばそういうものもあると思いますが、やはりもっと農業が大変だということでありますので、そういった意味の活力という点で、そんなふうに大きなものではありませんけれども、やっぱり地道に地元でやはり動かすということを前提とした取り組みが必要だと思いますが、この点もう一度明確な答弁をお願いします。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的な面では、拡充という制度にのってやっていくということになりますと、安定供給ができるかという点、その辺のところが一つございますので、この辺のところをやはり生産者との中でどういうふうに構築できるか、その辺のところを踏まえた中で、公共施設におきましても、そういうような導入を前向きに検討していたきたいと、導入していきたいという考えでございます。

委員長(西村昭教君) 関連ですか。それでは、 関連ございませんね。

それでは、次に、16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) 181ページの有害鳥獣 対策でありますが、最近、特に鹿の害といいます か、これが非常にふえてきておりますが、それで猟 友会にお願いして駆除をするのですけれども、これ 人数的にどのぐらい、今銃を持つのでも非常に簡単 に持てないという非常に規制が厳しくて、それで苦情があればいつでも駆除できるのか。

それと、以前から防護さくを電木で対応させても らっているのですけれども、そこら辺のなかなか管 理もきちっとできてるところとできてないところが あって、そこら辺の実態をきちっと管理していくと いうのは非常に大変なところもあるのですよ、場所 的に、そこら辺実際農業者の意見をどうなのか聞い てみる必要があるのかなという気がするので、そこ ら辺をお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 渡部委員の御質問 にお答えします。

まず、有害鳥獣の関係でありますけれども、実際 猟友会におきましては、町の要請に応じまして、鹿 の駆除、あるいはカラス、それから熊も入りますけれども、こういった中で年間延べ500回程度出動していただいております。その人数18人ぐらいおりますけれども、やはり趣味の範囲はもう通り越しているなという私たちも理解をしてございます。大変な苦労をされながら駆除に当たられているというのが実態でございます。

それから、鹿の放牧さくの関係でありますけれども、これ国費事業で導入してございますけれども、 基本的には維持管理については農業者の皆さん方の ひとつ管理をお願いしたいというふうに考えてございます。

ただ、牧さくも農地周りを全部回してるというものでもないと。一部崖になったり人が通れないようなところ、鹿が通るかわかりませんけれども、そういうところについては、牧さくを回してない部分もありますけれども、いずれにしましても、農業者の協力をいただきながらひとつ管理をしていただきたいというふうに考えてございます。

委員長(西村昭教君) 16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) これ年々ふえてきているといいますか、だから根本的に駆除しないとだんだんふえてくるのだけれども、これもし全面的に駆除するとなったら、保護団体だとかというのがやっぱり問題あるのか、そこら辺ちょっと聞きたいと思います。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) これ北海道からも 指導を受けますけれども、一度に駆除する頭数何頭 というふうに決められてございます。期間も当然狩 猟期間というか、それらも決められておりますの で、その範囲の中で駆除するということになりま

それから、これらの手続につきましては、権限移譲がございまして、今まで道知事の許可でございましたけれども、市町村長の許可で素早く対応はできるようになったということであります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 それでは、次に、9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 170ページの農業振興にかかわって、農業後継者対策という形で、今、取り組まれておりますが、今回の231万5,000円という形でのっておりますが、とりわけ後継者の育成というのは大事であります。今回の農業振興の第4次の計画の中にも、その具体的にはこれからなのだろうと思いますが、うたわれております。そういう意味でいろいろ農業機械を購入したい、土地を拡大したいという形の中で、いろいろなやっぱり補助制度もありながら、活用しているところもあると思

いますが、現行よりもさらにもうちょっと機械買う ときだとか、そういうときに対する補助を枠大、持 ち出しを少なくするだとか、やっぱりそういう具体 的なもうちょっと支援策ができないものかというふ うに思いますが、その点。

それと、あと伺いたいのは、農業振興の関係で、 もっと上富良野町のやはり地元産品を売るための、 農協通して売るわけですが、やっぱり推進室を農業 振興課の中につくって、地産地消も含めてなのです が、やはり具体的な力を強くするためのそういった 政策の位置づけをもうちょっと強めるべきでないか と。確かにいろいろな事業展開はやっております が、もうちょっときめ細やかな、そういうことがで きないのか、この点伺いたいと思います。

さらに、あわせて若干これとは外れるかもしれませんが、いわゆる雪害対策の問題で、ハウスが倒壊したという問題がありまして、共済等も入っいる方もおられるし、税の不均衡があるから補助はできないと。私なりにちょっと調べましたら、共済に入る前にもう倒れたという、そういう農家の方もおります。そういう場合はもしもそちら側の答弁であって、対象になるのではないかと、入る意思が降って、やっぱり間際で倒壊してしまって、雪が降ってということもあります。富良野市においては、この点は共済に入っていても等しく25%補助したというような話を聞いております。そういう意味では、こういう雪害の中で、やはり倒れた、倒壊した、本当に同僚議員の方も言ってましたが、やっぱり何かの形で報いるという形が必要だと思います。

税の負担の公平さでいえば、いろいろな制度ありますけれども、それぞれいろいろな問題抱えてます。しかし、私は今回のこういう問題というのは、許せる範囲の中に入るのではないかというふうに思いますので、この点予算委員会でもありますので、早急に対応できないものかというふうに思いますが、この点答弁お願いいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢委員の御質問に、 農業用ハウスの風雪害被害の件でありますけれど も、税の公平性ということで申し上げておるのでな くて、私は今共済制度というものを重視する中で、 今委員から、共済に入ろうと思ったけれども、その 前に倒れたわと。これはもう昨年から共済はもう促 進して、共済の皆さん方が、担当の方々が促進して いたという状況の中で、確かに共済に入っていない 方々がいるわけでありますけれども、私そういう中 で、やはり自己防衛、自己がみずから守るというよ うなことから、それぞれ共済に加入していただいて おれば、被害の対応はでき得ると。さきにお答えさ せていただきましたように、JAさんが即骨材の2分の1を助成したと、共済は80%負担すると。減価償却等々あるわけでありますけれども、その中で私は今行政がそれらの部分について支援をするということになれば、共済に入っている方々については、より以上の損害額以上の助成策が生ずる可能性も出てくるし、また共済制度そのものを否定することにも相なるというようなことから考えますと、私としては今回お答えさせていただきましたように、行政の支援は見送らせていただいているということであります。

農業後継者対策のことでありますが、後継者対策につきましては、委員おっしゃるように大変重要な課題でありますので、町は農業後継者の対応について努力をしておりますし、それらの部分につきましても農業振興策の中で対応しております。委員おっしゃるように後継者に対して特別と申しますか、後継者に対する農業支援策というものを別枠で考えたらどうかということについては一考があるなというふうにも思っておるところでありますが、現在のところは総体的な農業振興策の中で推進をさせていただいていると。

今後、第5次の農業振興計画の中でこれらのものの対処については、今後行政支援策については、第5次の農業振興計画の中で十分煮詰めていきたいというふうに思っております。

あと担当課長の方からお答えをいたします。

組織機構改革につきましては、今つくったばかりであります。今後につきましては、その地産地消等々の推進室担当部署をつくれということでありますが、今のところは考えておりません。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 関連。9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 地産地消の問題で言えば、今のところは考えていないということで、将来は考えるということで近々についてお伺いしてよろしいですか。将来的には、今のところということですから、今のところだけで近い将来は考えていくということで押さえてよろしいか。これは大変大切なことで、やはり地元のもの、あるいはそれを町外に発信するという形のなかなか厳しい面もありますが、やっぱりそういうような仕組みを望んでいる方もおられますし、そういう意味では上富良野町は基幹産業を農業と位置づけている町でもあります。

そういう意味で、そういったものを生かす手法を 考えなければ、本当にこれから生き残れないという 状況もあります。今、先進地なんかではどういう品 物がやはり市場に出たら一番売れるのかという、市 場調査も農協でもされておりますが、自治体独自で もそういう手法を屈しながら、少しでも高付加価値を与えるという方向の対策というのが必要だと思いますので、この点についてそういうものも含めた感じの検討が必要だと思いますが、この点お伺いいたします。

あと雪害対策の問題でいるいろ問題点があるのかもしれませんが、しかし、今相当な農家の方が苦労されて、確かに共済入ってるはいっていないというのもあるでしょう。しかし、負債という感じでいえば、相当な負債抱えている感じの方もおられます。

やはり今回の災害というのは、そういう意味で予期せぬ事態であるということを考えたときに、そういう立場から支援制度をやはりきっちりと構築すべきだし、実施されるべきではないかと。そういう見舞金制度という形をとってもいいでしょう、そういう形の対策というのをぜひ必要だと思いますか、もう一度この点についてもお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、まず、地産地消、委員おっしゃるように重要であります。ただ、今、農業につきましてはJAふらのということで、今、富良野ブランドということで、今農畜産物につきましては、上富良野名でなくて富良野名で今農業協同組合さんは販売促進をしておるところでありまして、そういう中にありまして、上富良野町というのが単独で対応する部分というのがどうなのかということも十分JAさんとの調整も必要かなというふうに思いますが、何としても上富良野産のものが地元で消費促進されるということは重要であります。

そういうようなことで、私自身も米の消費につき ましても、苦労して苦労して対応してきたところで ありますけれども、いつの間にやらJAさんはよそ の米を入れて上富良野の米がはやってないというよ うな状況になりました。ことしにつきましても努力 をいたしまして半分は上富良野の米を入れていただ くと。ところがこれ以上につきましては、上富良野 の米はその購入する方に適した袋詰めがなされてい ないと。よその米はそれに合った余計対応でき得る 体制が整備されているというような、JAさんのシ ステムそのものも是正していただかなければならな い部分もありますので、そういった部分も含めなが ら、今後もJAさんと調整しながら行政がどう対応 していくのかと、地域の対応をしていくのかという ことも十分検討していかなければならないというふ うに思っています。

それから、農業ハウスの被害の件でありますけれ ども、委員がおっしゃるように不慮の事故的な部分 であります。そういうために共済制度があるわけで ありますから、そういうことで今後は共済制度の促進について行政もPRといいますか、共済加入促進について努めていきたいというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

次、関連ですか。

15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 雪害のみについて、関連でお尋ねさせていただきます。

実は、日曜日の多分朝の新聞だと思いますけれど も、名称はちょっと記憶ございませんが、上川管内 の市町村長さん方の何か協議会のようなものが、実 は過日自民党の政調会長さんが旭川を訪れたとき に、雪害に対して国として支援してほしいというこ とで、その協議会何と名称だったかわかりませんけ れども、強く申し入れをされたというふうに新聞記 事で見ました。だけど、町長は上富良野町について は共済制度、あるいは農協の助成制度等を考える と、さらにそれに町として応援するということは合 理性に疑問を感じるというように、私こうニュアン スで受けとめておりますけれども、町長もそのとき に一緒におられたのかどうか、その要請されたとき に。それは上富良野町としては特段お願いしたいほ どではないけれども、おつき合い上一緒にお願いし たということなのか、そこら辺の真意を上富良野町 長としての真意をちょっとお尋ねしたいと思いま

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 当日は私も議長も出席いたしました。上川管内総合開発期成会という組織の中で、管内24市町村で構成しておりまして、その中で、たまたま自民党の政調会長が来たということで要望しました。農林水産副大臣の金田副大臣も同席しておりまして、今、この問題について農業の貸付制度だとか、いろいろな部分で支援したいわということで、農水省の方は今調整をしているようでございます。ただ、それらがどういうふうに出てくるかわかりませんが、北海道で総額約8億円と、上川管内で6億円というような管内だけで大きな被害であるというようなことで、そうした国の支援策を要望いたしました。

そして、これらに対しましては、額賀政調会長には言うならば、いろいろな部分で特別交付税の中で検討も支援も検討してくれということで要望をいたしたところであります。

町としては、農水省の金田農水副大臣の言っているような、貸付金制度だとか、融資制度だとか、いるいろな部分の助成策というようなことも含めた中で対応していただくように要望を重ねているところ

であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 要望の中身は把握できました。

それで、先般の一般質問のお答え、あるいはいろいろ今雪害に対して町長のお考えを披露されているわけですけれども、町長としてその要望なさって、全く私も同じだと。単純に私の考えで、例えば町も一生懸命やる、最大限の努力をするので、ぜひ道も国もということで、そういう強い思い入れがあったのか、町はできないけれども、国でできることであればお願いしたいというような、スタンスがどういうスタンスだったのかお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 向山委員の御質問にお答え させていただきますが、当然にして先ほど答えてお りますように、行政としてこのことについての支援 策は講じようという考え方を持っておりませんとい うことは既にお答えさせていただいております。

ただ、いろいろな農水省が言っているいろいろな面の今後のことによる、例えば支援策というものを国は努力をしてくれると、してほしいという要望につきましては、私はその陳情要望会の中で皆さんとともに対応をしてきたつもりでおります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 7番岩田浩志君。

7番(岩田浩志君) ただいまの雪害の件ですけれども、これは私も被害者の一人として言うわけではございません。私にどうしてくれというわけではございませんので、その辺をお酌み取りの上お聞き願いたいのですけれども、確かに雪害ということで、人災の部分がゼロというわけではございません。これで農協の職員はすぐその被害調査に来られました。そして、町長、それから所管の職員にお伺いしたいのですけれども、実際その現場で被害に遭われた方、そういったところに訪れて現状を把握し

ておられると思います。

そんな中で、今回の被害においては本当に災害という認定をしてもいいと思うほどの被害だと思います。現実3棟も4棟もやられた方もおられます、そういった方の話を聞くと、本当にその苦しみ・落胆ぶりというのはお金では解決できない部分が非常に大きいと思います。そんな中で町として、この間も一般質問の中に町としては見送るのだと、新聞の中にそういう報道があったのを見て、一町民として本当に悲しい思いがしました。確かに富良野は25%の助成ということで、パーセントをうたってますけれども、お金の問題ではなくて、この町として本当

にその災害に遭われた方にお見舞いもできないのか という点では、本当にどうなのかなと、そんな思い がしました。これは金額ではなくて本当に町として も何らかの形で見舞いたいのだと。

さらには、例えばこういう時代ですし、皆さん大 変だと思いますけれども、町長のおっしゃられいる 協働のまちづくりという点では、本当に職員の方々 も100円でも500円でもちょっとカンパできな いのかと、そういったことで皆さんで本当に募るの だという気持ちであれば、仮に1軒に1万円でも2 万円でもいいのですよ。そのお金をああやって振り 込むのではなくて、町長、助役がみずからがのし袋 に入れて、いや、気の毒だったなと、そういうこと でその被害に遭われた方のところに訪れると、それ が協働のまちづくりの原点ではないかなという気は するのですけれども、その辺、訪れたかということ と、それから、町長しきりに8割、8割と申されま すけれども、現状ではほとんどその5年以上の老朽 化したハウスがほとんどです。そんな農協から5割 補助されて、なおかつ8割の共済金もらってと、あ あ、左うちわだよなんていう人は1人もおられませ ん。その辺を酌み取って、何かこの町というのは本 当に町民に対して冷たい町だなというのが、どうも 否めない点があるので、その辺ちょっと御答弁よろ しくお願いします。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 7番岩田委員の御質問にお答えさせていただきます。

私も倒壊したハウスは見ておりますけれども、1 戸1戸そこに行ってお見舞いは申し上げておりませ んのが事実です。見たのはその倒壊したハウスの被 害状況は見ましたけれども、1戸1戸訪問してお話 はしてきていないということであります。それはお 見舞いだとかいろいろな部分があるわけであります けれども、今委員のおっしゃるように、このことに よって利益というか、ブラスになるということは全 くないというふうに私は認識しております。そうい うことでありますけれども、ただ、制度上の問題、 私が懸念するのはこういうことがあれば、町はまた 支援してくれるということであれば、国が2分の1 の対応をしている共済組合制度というものを自治体 が崩壊させていくようなことに相なるという懸念。 やはり自己防衛を図って農家の皆さん方がこの共済 制度だとか、そういうあるものを大いに利用して参 加促進をしていくことによって、自分の身を自分で 守っていくという、そういう対応をしていただきた いなと、そういうふうに認識をしているということ であります。

しからば、委員のおっしゃるようにお見舞い金か

何かということで対応でき得ないのかということでありますが、これらにつきましても、担当とも調整をした経緯がありますが、今、町がそのお見舞い金を出すということについても、ちょっと問題があるのではないかなというようなことも含めながら、このことにつきましてはJAさんと共済というところで対処していただくと、あとは国の融資制度等々の対応の中で考えていきたいと。

それから、もう一つは、ハウスそのものの設置 等々につきましては、今町が進めております、そう いった部分の制度の対応ということについても、ひ とつそれぞれの農業者の検討の中で進めていくこと ができるのかなというふうに思っております。この ことによります農業者の皆さん方に対処としまして は、行政報告でも執行方針でもお答えさせていただ きましたように、非常に私としても心からお見舞い を申し上げたいなというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連ですか、それでは、7番岩田浩志君。

7番(岩田浩志君) 本当に見舞いという形でも 制度上問題があるのかという点では、まさしくない と思うのですよね。これが本当に農業者だけでな く、これを見舞いするかしないかということは、本 当に多くの町民が本当に苦しいときにこの町は助け てくれないのだなと、こういうことにつながってい くと思うのですよ。だから、そういう点では本当に あの新聞見て本当に悔しいなと思ったのですけれど も、ぜひ上富良野町は災害者に見舞いをすると。さ らには、職員からもカンパを受けたと、こういうこ とが新聞にばーんと出してもらえるような状況をつ くってもらえないかなという気がするのですよね。 そうすると、本当に富良野の25%のさらにその上 を行けるような気がするのですけれども、どこかそ こから何かともにまちづくりをしようというスター トラインに立てるような気がしてならないのですけ れども、よろしくお願いします。

委員長(西村昭教君) 町長。

町長(尾岸孝雄君) 7番岩田委員の御質問にお答えします。

職員の資金カンパというのは、職員みずからが発想してみずから動くのであって、私の方から指示してカンパするということには、これはもう100%なりません。これは私は職員の長としてこのことについてお前ら資金対応してくれよというような、協力してくれよというようなことで、申し上げることには相ならんと。これはルール上問題があるというふうに私は認識しております。

それから、町が対応するということにつきまして も、今、お答えさせていただきましたように、委員 おっしゃるような部分も十分に理解はできますけれ ども、現状は考えておりませんので御理解をいただ きたいと思います。

委員長(西村昭教君) この件については、町長のスタンスもはっきりしておりますので、これで終わらせたいと思います。

次に、ございませんか。

4番長谷川徳行君。

14番(長谷川徳行君) 179ページのバイオマス利活用フロンティア事業なのですが、これ多分道でやるから町でも参加しないかというので来たような気もするのですけれども、町としてはどのような構想を持ってこれに取り組むつもりでいるか、お聞きしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 長谷川委員の御質 問にお答えします。

このバイオマス利活用フロンティア事業につきましては、ことしの11月に家畜排泄物処理法が一つ施行されますということであります。これは道のソフト事業、いわゆる何をするかということでありますけれども、こういった地域の有機資源、堆肥ですよね、こういったものを活用してこういうものをつくってますよと、そういうPR、堆肥マップをつくるとか、そういうことの事務費であります。それで、そこから今年度まだ堆肥排泄物処理の未設置農家がございますので、ひとつそれらをハード事業でやるということになれば、これらのソフト事業が一緒についてくるという中身でありますので、ひとつ理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

次に、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、歳出第5款から第6款の189ページまでの質疑は、これにて終了いたします。

ここで説明員が交代いたしますので、しばらくお 待ち願いたいと思います。

それでは、引き続き審議を再開いたします。

次に、歳出、第7款の190ページから203ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 193ページの商工振興事業補助の中の空き店舗対策の件でございますが、私は、空き店舗の活性化につきましては反対するものではないのですけれども、この事業の継続性につきまして、心配があるものですからお尋ねしたいと思います。

まず、このそこをきちっと管理しまして、朝から

晩までだれが預かることになるのか、ちょっと心配なわけなのです。タンポポさんにお願いするというようなことはお聞きしておりますけれども、商工会の方の自分のお店のことがありますでしょうし、まただれか1人そこに張りつけるとなると、また余分に人件費がかかるのではないかということも考えられるのですけれども、それにつきましていかがでしょうか。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 13番村上委員の空き店舗対策にかかわります店舗の管理というか運営等に関してでございますけれども、これにつきましては、事業実施主体はあくまでも上富良野町商工会が開設設置して行うということでございます。

なお、その中で経過でございますけれども、週2 回程度タンポポさんが託老所開設を行うということ で、その間の管理もその部分はできるのかなという ことでございますけれども、究極的な維持管理につ きましては、商工会において行うということでございますし、今のところまだそのタンポポさんのほか にいろいろな趣味の会とか、いろんな方々が作品の 展示等についても協議を重ねているところでございますから、そういった方々がもしも出展なさる場合におきましては、その方々が出展する期間については、そういったことの施設の中で一緒に管理もできる部分というふうになってくるものというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) 今、商工会長さんもおられますし、何とかしなければというお考えもよくわかります。それで、今、商工会の方も御自分のお店もございますし、大変でありましょうと考えますし、そのタンポポさん週2回とおっしゃいましたけれども、今度介護を受ける方がだんだんふえてまいりまして、今、要介護から5までありますけれども、今度要介護は介護保険料の方から外そうかと、こういうふうな方向に向かっているようでございますので、そうなりますと、またタンポポあたりも大変忙しくなるのではないかと。

だから、これを引き受けるときにはこういう状態であったけれども、二、三年たっているうちに状況は変わってきたと、こういうふうになりはしないかということと、町としてもここ二、三年という見通しがどうもはっきりしませんし、かえってこれは商工会の方でまた負担になってしまうのではないかなというようなことが懸念されるわけなのです。

だから、その継続性につきまして、町もちょっと

何か2年とおっしゃったり、3年とおっしゃったり、見通しがはっきり立っていませんし、かえってまた私その商工会の方で負担になったりすると困るのではないかなという。きのう一昨日でしたか、何か今の各お店の危機突破、経営管理講習会ですか、それが17日の7時から行われるということで、今はもう本当に各商店の方が生き残っていくためにどうしようかということで、大変な思いをされているときでありますし、またかえって商工会の方に負担を負うようになっても困るのでないか、その継続性につきまして、ちょっと心配するものですから、もう1回ちょっと確認させていただきたいのですけれども、よろしくお願いいたします。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 村上委員の御質問にお答え申し上げます。

継続性につきましては、当然にして3年や5年でなくて、もっと長い期間で運営を続けていただきたいということで、町も今のところ3年程度をめどにその開設した施設についての評価を行っておいりたいさいうことで、当分3年間程度の分については、ある程度の運営についての部分で費用を出していなければならないということで考えてございまし、また、先ほどタンポポさんが週2日託老所ということで開設予定しておりますが、タンポポさんの組織も23名程度の方々が登録されておるようで記さいまして今、正式に決まってはおりませんが、託老所以外の日についても、週に1日か2日程度はそういった施設の部分についての管理といいますか、そういった施設の部分についても協力はできるような話で進んでおります。

そういったことで、今、そういった商工会の管理に対する負担についても、そういったことで、地域の方々がそういったことで軽減をしていきたいということでもございますし、継続性についても町としても先ほど申しましたとおり、3年間程度の部分の維持についての部分を面倒見ていきたいということで、長くその施設がそこで影響力を発揮して、にぎわいのある町になっていっていただくことを目標としているわけでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。関連で すか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) これ新規事業を所管委員会 1回で、議会1回で通すって、私、前にパークゴル フのとき、委員長やったときは大変な説明受けまし たよ。それで、練りに練って、そこでけんけんがくがくなことをやって、新規事業というのを、それで認めていったのです。それをこの委員会をろくに通しもしないで、私たち九州に行っていろいろなものを見てきておりますよ。非常に旭志なんていうところは、地産地消というようなことで大変な努力しているというようなことについても、見てきておりまして、何のそういうことについて、ただこうやってやるのだから、お前ら認めれというような、委員会軽視ではないですか。委員会どころか議会軽視ではないですか、私はそのように思うのですよ。

ここに新聞で、大変なこの時期に一般新規事業への事前評価システムの導入だとか、この財政難の時代、企画倒れに終わるような事業は認められないという、北海道でもこういう厳しい姿勢でいるのに、ここだって当然新規であるならば、委員会で2回、3回と練った結果でなければならないと私は思います。そのときやっぱり同僚議員と、これは計画が不十分、今聞いていても何かふらふらふらと。だから、計画が不十分だから再提出ではないのかということだったのですけれども、委員長がこうやって出してきましたから、しかし、こういう新規というものはこんなものではないと思いますね。それで、お聞きしますが、商工会の積立金は一体幾らあるのか、まずこれをお聞きします。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 私、当事者でございませんので、明確な数字は承知しておりませんが、予算等のセッションの中では総会等のやりとりの中では、500万円程度というふうにお聞きしております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 500万円ね。前に私が聞いているところでは600万円か700万円ぐらいあったと言っているのですけれども、目減りしているのは当然ですから、あればよろしいでしょう。十勝岳観光協会はちなみに、約1,000万円近く積み立てて努力しておりますね。

そこで、先ほど町長は、農業者がああいうとんで もない災害に遭う状況になったとき、自己防衛とい う言葉を使われたのですよ。であるなら、この商業 が低迷していて非常に辛いということであるなら ば、やはり自己防衛というのはこのときにこそ使わ なければならないのではないかと、共済制度である とか、そういうものについて。農家の突発的なこと について自己防衛などということにはつながらな い。商工会のこういうものにこそ自己防衛考えてい

るのか、お前たちはというように、まして個々のこ れは商業というのは個々の商店の才覚でもって立ち 上がるのですよ、商業というのは。これ商工会でこ うやってやったからどうなるということではないの です、やっぱり才覚なのですね、個々の。私なんか も商店へ行ってますよ。行っていろいろやっても らったり、買ったりしております。必ずしも大型の 方へ行っておりませんよ。そういう努力していると ころは努力しているのです。だから、これは才覚 で、そこに空き店舗の活用で農家の地産地消でやる という、これにつきましても、非常にげすという か、しんきくさい、何て言うのですかね、まことに 細かいです、やってることが。我々行って旭志で見 たときは、すばらしいです、みやげ店から何からず らっとあって、地域としてやっておりましたけれど も、旭志の村なのですけれども、そこに焼き肉、焼 き肉がここあれですよということで、そして顔写真 を置いて、こういう生産物買ってくださいと。それ でAコープやっておりますね、顔写真を置いてやっ ていると。そういうことですから、この方々を入れ てその空き店舗ということでやったら、周りの野菜 売っているところ、痛手受けないでしょうかね。

こういうところからいくと、町長よく町民の皆さんの意見を聞いてとか、委員の皆さんのと言うけれども、私からすると特定の町民の言うこと聞いて、特定の議員の言うこと聞いてというようなぐあいにも受け取れかねないのですよ。ましてや委員会を1回しか話さないでやるということについて、この辺について町長、どのようにお考えですか。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、この空き店舗事業というのは基本的に要するに商工会が事業主体となりまして、この衰退する商店街の中で空き店舗を活用した中で、集客力の向上を目指して周辺商店街にそのお客さんの足を向けていくということが一つ大きなねらいでございます。

今、それぞれ委員の方から運営についての御議論があったかと思います。その運営の中身につきましては、これからやるものでございますから、一応の考え方をお示しした中で進んでおりますし、そういう中では新しい事業でございますから、その中で試行錯誤というのは非常に出てくるというふうに思っております。目標に向かって商工会さんが、その自主的な事業主体として真剣に取り組んでいくべきだというふうに思っております。御心配される面についてはいろいろあるのだろうと思います。何回も申し上げますけれども、試行錯誤の中でこの事業は展開

されていくわけでございます。

そういう中で、町としても行政支援するわけですから、その効果等をやはり見守っていかなければならないというふうに思っております。これまでも空き店舗対策について議員各位からも何人か御質問もあったかと思いますが、何か行政として支援できることがないかというような御質問がございました。そういう中で商工会が主体的な中でこれを取り組みをしようとしているわけでございますので、その辺のところの御支援、御協力をいただきたいものというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 空き店舗活用の内容を見ま すと、いきなり個人の家に700万円かけてぼんと 直すのです。あれが1,00万円弱補助するとこ ろ、そのうち700万円ぼん、それで100万円ぐ らいが備品であるとかどうとかこうとかと、800 万円ぐらい個人の家を直す。いろいろ声聞こえてく るのですよ。そういうのならおれのところも直して もらいたいよということで、しかも公職者が入って いるということが町民の声が聞こえてくるわけです よ、公職者のところをなぜそういうことなのだと、 ほかにやってもらいたいところいっぱいあると言っ てましたね。確かにシャッターしまってるところが いっぱいありますから、その辺のところが非常に、 そんなのを認めてお前ら何なのだと、我々言われる のですよ、議員にしても。それこそ町民特定の議員 の言うとおりにお前らなっているのかと言われるの ですよ。

だから、私は、これ最初に同僚議員とも言ったの ですけれども、計画がちょっとずさんだな、もう1 回練り直して我々にきちっとわかるようにやってい ただきたいなと。それで、こうやって上げてきてこ れ私所管ですから、言っておきますよ、いいです か、これまだ来年8月まで私所管ですから、きちっ と月報告やっていただきたい、売上げ、どれだけの 方が来店されたのか、売り上げはどうだったのか、 そういうようなところを所管の委員会、委員会とい うより議会ではないかな、そこら辺にきちっと報告 をしていただきたい。ただ出して終わりということ だったら、これはいろいろお話されてきた町民に対 して申しわけたちませんから、こういうことでやっ ておりますよという、そういうことでもって報告を 求めます、これが立ち上がったときの、いかがです か。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 4番梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

当然町として補助事業として遂行しますから、実

績報告等そういうものが上がってまいります。そういう面につきましては、議会としてそういう内容について知りたいということであれば、情報として提供をする考え方は持っております。

委員長(西村昭教君) これでよろしいですね。 それでは、昼食休憩に入ります。

再開時間を午後1時といたします。

午後 0時04分 休憩 午後 1時00分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き審議を 再開いたします。

今、お配りしました資料につきましては、第1日目に請求のありました資料でございますので、お目通しのほどをお願い申し上げます。

それでは、審議を再開いたします。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 193ページ、負担金・補助及び交付金のこのリフレッシュマイタウンについてお尋ねしますが、所管の委員会でリフレッシュマイタウンというのは、空き店舗とかそういうことについては勉強しないのかということをお尋ねしましたら、いや、これは町全体を見ているという御返事をいただきました。それで、今、市町村合併という大きな問題が来ていて、JCとかそういうようなところはいろいる強強をやろうじゃないのとかという声も上がっている中で、この町全部を見てというリフレッシュマイタウンかみふらのはそういうことについては勉強会はやっておりますか、お尋ねをします。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 4番梨 澤委員の御質問でございます。

リフレッシュマイタウンに関しましては、いわゆる町の異業種の方々が集まって、町おこしに関しての活動等を行っているところでございまして、その活動内容の中には、今お聞きになりました広域についてというふうな活動の部分については明示されたものがございませんけれども、そういった集まりの中でそういった話題が出ているということでは聞いております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

12番金子益三君。

12番(金子益三君) 同じく193ページの委託料の件について御質問をいたします。

セントラルプラザ管理委託料ですが、たしか前年

度は682万3,000円であると手元に資料ありますが、前段の先週の1日目の歳入のところで使用料が上がって、委託料が減っていると、非常に昨今厳しい中で、わかることはわかるのでありますが、それに関連してちょっと聞きたいことがあるのですけれども、これーたん決めたこの管理料に対してというのは、その後町側から御意見等々を出すのかどうかを聞きたいと思います。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課商 工係長。

商工係長(野崎孝信君) 1点目の維持管理の減額の部分ですが、この辺につきましては、昨年より確かに今のおっしゃるとおり減額されております。

この中身については、通常維持管理費ということで、主に燃料費ということで、単価の減額という部分で今まで高かったものが見積もり合わせによって安くしていただいた分、そういった部分と節約した部分、こういったものが主な要因であります。

後段の部分について、ちょっと私意味がわからなかったのですけれども、差し支えなければもう少し中身をおっしゃっていただければと思います。

委員長(西村昭教君) 12番金子益三君。

12番(金子益三君) ですから、ちょっと予算の点にも付随するのですけれども、614万5,000円の内訳が恐らく四百何がしが光熱費、それから電話料、通信料等々になっていると思うのですが、これーたん決めたものに対して、役場の方からもっと減らしなさいとか、もうちょっと電気ここを消しなさいとか、そういった部分に関してのさまざまな縛りといいましょうか、ちょっと適切な日本語がわからなくて済みません、そういった部分について関与等々がかなり大幅に入ってくるのかどうか、ちょっと質問します。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課商 工係長。

商工係長(野崎孝信君) 今の部分でありますけれども、関与というかセントラルプラザ自体が町の建物ということで、通常の維持管理費は町が全額見ているわけでして、当然その維持管理の中では節約していただく部分、そういう部分で維持の修繕等もかかりますし、そういったことで商工会さんに実際管理をお願いしている中で、あと設備の部分、特に今言った燃料ですとかボイラーの部分、こういて、令言った燃料ですとかがイラーの部分、について、おのなようなことから実績を見ながら、何とかがのできる方法がないのかということで、暖房でありましたらそういう業者を呼んで、そういった部分で商工会さんに協力していただける部分については、そういった節約方法の中から協議させていただいて、

単価以外の部分についても、例えば稼働する時間を 見直すとか、電気のところについて少しでも消すと いうか節約していただけるようなところないのかと いうことは、常日ごろからお話をさせていただいて おりますし、また逆に、壊れたところについては随 時お聞きした中で、町の方がきちんと管理する上で 修繕費を予算要求するなど、そういったことで通常 商工会さんとの中で管理をさせていただいているの が実態でありまして、うちの方からこれ一方的にこれを削減するとか、そういったことでは決してございませんので、そういったことは御理解ください。 以上です。

委員長(西村昭教君) 12番金子益三君。

12番(金子益三君) そうしますと、ほかの建物等につきましても町のいろいろ各庁舎ございますが、その管理委託ありますね、その部分に関しても同じ考え方でよろしいということなのですか。例えばその空調の部分をとめたりとか、もちろん必要のないところの暖房はもうとめることは非常に大事なことだと思いますけれども、空調システム全般にわたる部分をとめてしまって、果たしてその建物に対しての損害等々というか維持管理、もっと傷めてつけてしまうことに結果ならないかの懸念があるのですが、その辺いかがでしょうか。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課商 工係長。

商工係長(野崎孝信君) 確かに金子委員御心配の点、そういう施設を傷めてしまうのではないかという部分については当然心配しなければならないことがありますけれども、その辺につきましても業者と相談した中で、そういったことが支障がないという確認のもとで、例えば常時入っているスイッチを使うときだけ入れるとか、そういった工夫の中で対処させていただいておりますし、また別な建物についても、それぞれ暖房方式が違ったりだとか、個々によってその仕様実態もいろいろありますので、それぞれ工夫されてやっていると聞いております。

以上です。

委員長(西村昭教君) 次にございますか。 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 195ページの商工観光まちづくり課の関係なのですが、特に予算項目にはない事項なのですけれども、住居表示の関係です。

昨年12月の定例議会で一般質問をしたのですけれども、その中で住居表示の関係、ないもの、消えているもの、そういうことでどうするのだということでお尋ねをしたところなのです。それで、この住居表示に関する条例の中には、こういう実態であっ

た場合直ちに必要な措置を講じなければならないというのが、第3条の3項の中にあるということと、もう1点は、汚損、それから紛失等で再発行の場合は……。

委員長(西村昭教君) 済みません、中村委員、 今の質問は町民生活課の方の関連なものですから、 最後の一括のときに出していただければよろしいか と思います。

11番(中村有秀君) それでは、次の項目に移ります。

197ページ、観光諸行事の負担の関係です。

ラベンダーまつりが430万円、それから火祭りが270万円、それから雪まつりが90万円ということで、特にラベンダーまつりと火祭りが本年度合体をするということになると、一応700万円の予算ということになろうかと思います。したがって、これらの関係で今後合体した場合、恐らくトップは町長になるのか、祭り実行委員会か何かで、それらの予算の配分化、もしくは実行委員会のそれぞれのグループがなるのか、それらの対応をどう進めるかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 中村委員の御質問にお答えをいたします。

町のイベントの関係でございますけれども、本年度からいろいろな理由から火祭りとラベンダーまつりを一緒にして行うということで、昨年の末からそれぞれ協議を重ねて、今行っているところでございます。

まず、祭りの全体の運営の関係でございますけれども、町の四季彩イベントの部分では町長がその委員長でございますけれども、今回のそのラベンダーまつり、火祭りの合同に関しての運営委員はそれまでの運営になりました観光協会と商工会の中で会議を開きまして、それぞれ今度新しく生まれ変わるそれがなると、副会長さんには観光協会長さんがなると、副会長さんには観光協会長さんがなると、副会長さんには観光協会長さんがなると、副会長さんには観光協会長さんがなると、副会長さんには観光協会長さんがなると、副会長さんには観光協会長さんがなると、副会長さんには観光協会長さんがであるというふうなことで、体制が決まっています。の部分の各責任者等々の部分については、それがらの名責任者等々の部分については、それがおきないませんが、新しいよりましたとおりのことで、体制を決めて7月に向かっておりますので、御承知おき願いたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 その他で、12番金子益三君。

12番(金子益三君) 同じく197ページ、観光費の中の広域観光事業の全国高等学校写真選手権

大会負担とありますが、これ恐らく東川町さんで行われている全国写真甲子園の絡みの部分だと理解いたしますが、こうした部分はどうでしょう、東川さん自体としても町から各スポンサーを集めたりですとか、それから自主団体に大幅な権限を移譲していきながら予算の策定措置も変わっている中で、これは東川さんのためにやっているようなものであれば、もう上富良野としては町がやるべきではなく、もしどうしても広域観光という面であれば観光協会さんの方に委託するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 12番 金子委員の御質問にお答えします。

全国高等学校写真選手権大会の負担金についてで ございます。この大会につきましては、御質問にあ りましたとおり、東川町さんが主体となってござい ますけれども、丘の町美瑛、ラベンダーの町上富良 野ということで、もう10年前から美瑛と上富良野 町が参画して、3市町村の自治体とカメラメーカー さん等々の御支援を仰ぎながら運営してきておりま す。その間、町におきましても美瑛町とお話をし て、財政苦しいということで、年々その負担額を引 き下げておりまして、本年度につきましても昨年よ り5万円減の40万円ということで、これが町とし てもこの祭りに対しては美瑛町ともお話を申し上げ ましたが、大きく見れば高校生の方々に将来上富良 野町、美瑛町に来ていただけるといったような、理 解してもらえるというような効果もありますけれど も、当町にとってのメリットがなかなか出てこない なというふうなことでございまして、16年度をも ちまして一応この祭りから撤退したいということ で、主催の東川町の方には意向を伝えたいというこ とで、美瑛町とお話をしてきております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 関連でありますか。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 16年でということを今 課長おっしゃいましたので、私もこの件ちょっと質 問してみたいと思っておりましたが、今までの4町 の負担割合というのはどのようになっておりました か、金額的に教えていただきたいのですが。余り町 の経済効果にはなってないと思いますけれども、 ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 村上委

員の御質問にお答えをいたします。

16年度の予算で見てきますと、総額が2,50 0万円ぐらいの予算なのですね。その中で東川町さ んが850万円の負担を16年度予定してます。上 富につきましては、昨年45万円ですけれども40 万円ということで、美瑛町と二つ、40万円、40 万円で負担を予定しております。あとは先ほど申し 上げましたとおり、カメラメーカーの協賛の部分だ とか、北海道新聞さんの部分でその費用を補ってい るところでありますけれども、町としましてもこの ほかに上富良野高校、美瑛は美瑛高校、東川高校、 各高校から5名ないし6名のボランティアで、これ 3日間この3町を練り歩くと言いますか、写真を撮 影して歩くものですから、そういった地元の高校生 との触れ合いも兼ねて、そういった今言った3校の 高校生の生徒さんにボランティア活動もしてもらっ ている実態にはございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 関連ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、次に移ります。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 195ページの負担金・補助及び交付金、この中の全国ハーブサミット連絡協議会負担金、これが1万円とついているのですよね。それで、我々全国ハーブサミットをここでやったとき呼ばれて、あれだけ盛大に人間関係、人脈ができたものが、今、こんなになっているというのは一体どういうことでこうなるのか、そして、これは栄えないのか、このラベンダーの町上富良野が、ハーブの町として。これは人脈関係も何もかも本当に今切れている、この辺のところをお尋ねします。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) この ハーブサミットの関係でございますけれども、これ につきましても、たしか町の100年記念の行事の ときに、当町においてそのサミットの会場を提供しまして、盛大に交歓会を行ったところでございますが、道内でここに加入している自治体は我が町と由 仁町と北見市の3市町ということなのですね。あと全国的にもそういった形で全国の自治体では12町村、あと協賛の民間の会社等々でこの構成されております。

全国大会につきましては、その自治体の順番といいますか、例えば100年のときにうちが会長で開催しましたと、次の年はずれていって、うちは副会長になっていくというふうなことで、大会を開催し

た市町村がその会長、副会長、理事というふうに 年々役を終えていくわけですね。

そういったことで、毎年開催いたしておりますけ れども、この会議はあくまでもいわゆるハーブを通 じた地域づくりとか、いろいろな研究している方と かの、いわゆる研究発表会だとか、そういったこと を目的に実施されておりまして、期間的にもその会 議の部分と、あとはその開催している町村のハーブ の実態等の施設等の見学等を行って、友好を深めて いるといったような運営をされているところでござ います。それで本町もそういうことで、もう10何 年前になりますか、大会を引き受けたわけでござい ますけれども、なかなかこれも役を終えないとその 会もなかなか抜けられないというような状態でござ いますけれども、全国のそういった自治体等の連絡 も情報交換するのも一つ有利ではないかなというこ とでは、ことしも引き続き加入して、そういった活 動に供したいということでございます。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 経緯についてはわかるのですよね。この1万円というのを見ると、まちづくり課ではイラクにまで十勝岳とラベンダーというポスター渡したりしてね、努力しているのもわかるのですけれども、これやっぱり何か考えなければならないのではないでしょうかね、十勝岳とラベンダーの町ですから。

これを見ると1万円ぐらいでもって、はがき代ぐらいですよね。そういうことではなくて、ハーブについてもここから盛り返して何かをやろうじゃないかという、そういう意欲といいますか、町民もやる気はあるのだなという、そういう今のだったらどんどん尻すぼみになっていきかねないですよ、せっかくのものが。その辺、十勝岳とラベンダーということについてどういうふうに考えますか。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 梨澤委員の御質問にお答えをいたします。

ここにあります全国ハーブサミットの組織の活動としましては、先ほど申し上げましたとおり、そういった全国でハーブを生産というか扱っていて、町のそういったPRに掲げている町村が集まっての情報交換会とか、施設見学会を通じてのそういった友好を深めているというような状況でございます。

後段におっしゃられました、十勝岳の景観とその ラベンダーの町ということの、もう少し突っ込んだ PRというような組織もつくってやるべきでないか というふうな御意見でございましたけれども、町と しましてもそういったことはまだ考えてということ はしておりませんけれども、観光協会ともよくその 辺のことも御協議申し上げまして、少しでも全国的 に理解がさらに深まるようなことで、今後取り進め てまいりたいというふうに思っておりますので、こ のハーブサミットの部分とは切り離した部分で考え ております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

関連ございませんね。次に移ります。ございませんか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 192ページの企業振興対 策費という形で、企業誘致にかかわった条例の改正 が行われようとしておりますが、今回新たに生産ラ イン部分の増設についての制度改正という形の中で 打ち出されようとしてますが、各この企業誘致の目 的というのは、当初雇用の促進も兼ねた地元の何ら かの影響・恩恵という形で誘致した経緯がありま す。この間、財政的にも苦しいという状況でありな がら、今度の改正部分についてもやはリー定の補助 政策はとっているわけですから、企業にその部分は 努力してもらうと。確かに投資効果と収入面でいえ ば1,000万円ぐらいの収入増というのは見込ま れるのかもしれませんが、しかし、こういう経済事 情ですから、やはり企業もそれなりの努力をしても らうという立場に立って、町もただ企業誘致がある からという形の中で条例改正という予算を組むので はなくて、今回見直すべきではないかというふうに 考えおりますが、この点についてお伺いいたしま す。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 米沢委員の企業振興措置にかかわります御質問にお答え申し上げます。

この件に関しましては、再整備の議会において一部条例の改正の提案をいたしているところでございます。今回の予算につきましては、今まで工場の拡張という定義の部分では、必ず工場の施設について一定の面積をふやす、そしてなおかつ設備投資もあって雇用もふえるといったような条件でないと、この企業招致が受けられないということにありました。

御承知のとおり、最近の我が国の技術振興といいますか産業活動の回転が早うございまして、いわゆる物づくりに関しまして、技術が次から次と変わってくるわけでございます。こういった中におきまして、企業におきましてもそれらに対応するためのいろいろな設備を更新していく、そして、雇用を守っ

ていくというふうなことの活動がこれからますます ふえてくるような状況にございます。

そういったことも踏まえまして、町におきまして もその物づくりの企業を守っていくことが、これからの町の経済にとっても非常に重要であるということもございますし、これまでの雇用に関しても約480名近くの方々の町の雇用の実態も補助事業の中で実績としてあるわけでございます。そういった意味、それから今こういった就職難の部分でございまして、これらの部分の就職する場所の確保、それから企業のさらなる生産活動をさらに進めなければならないということで、そういった観点からこれらの改正をしてさらなる生産活動、それから雇用の場を確保していきたいというのが町の考え方でございますので、御理解を願いたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 雇用が確かに一定あるで しょう。しかし、その中にはこういう経済事情です から、町外からも来ている方もおられますし、当然 人材派遣という形の中で来ておられる方も実際いま す。そういう意味では多様化しているというのは実 情だと思いますが、今の町の経済と実情をあわせた 場合には、やはり企業にも当然雇用の一定の条件は あったにしても、努力するべきものは努力してほし いという形で、やっぱり求めるべきであって、それ なりのやはり覚悟でこの企業も出てきているのだろ うというふうに思いますし、そういった部分で、や はり町の財政事情もきちっと示しながら、やはりと どまってもらうのはとどまってもらうという形にす べきだと思いますが、この現状をどのようにお考え か、実際町と町内と町外の雇用の実態というのはど ういうふうになっているのか、あわせてお伺いいた します。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、この条例につきましては、当初は企業誘致ということでスタートいたしておりますが、近年こういった上富良野町にまで進出してくる企業が少ないというか、ないような状態で、今ある企業をいかにして生産を続けて雇用を確保して営業していただいていくということが、地域を守ることになるのではないかというふうに思っております。

町外の雇用者もいるのではないかという御質問で ございました。確かに今一部企業におきましては、 人材派遣会社から約100名ほど町の方に派遣されてきておりますけれども、その企業については全体でも200名近い雇用をしておりまして、そのうちの半数がそういった人材派遣会社の方からの職員だということでございますけれども、この補助の中身としましては、上富良野町に住所を置く社員の方に対しての補助ということでございますし、そういった意味から派遣会社の方々に対しては、町からの補助というものはございませんし、企業がそれだけの活動をしていただいて得た所得、法人割とかそういったものにつきましても、町の収入にもなるというようなことで考えております。

何回も申しますけれども、町の経済の活性化、雇用の場の確保からも、時代の生産の変化の状況に応じました対応が必要なものというふうに認識をいたしておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 次に、4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 193ページ、商業振興事業、それの事業補助、この補助ですけれども、商店の方に非常に元気のいい方がいるのですよ。新たに店舗を建てて、そしてやりたいと。今もしっかりやっているのですよね。めども立って、きちっと。これで採算がとれるというのを多分つかんでいるのでしょう、そして新規に建ててやりたいと。それで、この商業振興補助に行ったら、もう枠がないからできませんよと言われたと、こういうことがあるのですけれども、実際そういう状況にあるのでしょうか、お聞きします。

委員長(西村昭教君) 商工係長。

商工係長(野沢孝信君) 今の梨澤委員の御質問でありますが、この事業、平成13年度から5カ年の事業ということで、ことし、15年度終わりまして3年間終わります。16年度、17年度、残り2カ年の事業ということで、町の方もそれぞれ商工会の方を通じまして、それぞれ町の方でもどれだけの方が希望あるかということで、2カ年の分を合わせて実は希望を取っているわけです。

その中で、新たにお店を建てたい方、お店を直したい方、それぞれ希望が上がっております。そういう方の中で特に町の中でも今回御提案の1,500万円の中でとは、当然新築となると最高上限500万円の補助が該当するわけですが、確かに1軒500万円で単純にいきますと3軒しか建たないような状況になってしまいます。その辺のことにつきましても、確実に事業が見込まれるものについて、町と商工会で協議して、それぞれ事情を聞いた中で、急ぐもの、計画性が高いもの、それを16年度の当初

の方から認めていくと。それでまだ土地ですとか、お金のめどがまだはっきりしないものについては、17年度の方にも一部回ってもらうようなことを打診しながら、今それぞれの事業の希望を当たって、今回の予算の中であと2カ年の中で事業を進めたいというふうに、今進めているわけであります。

以上です。 委員長(西村昭教君) よろしいですね。

その他で、最後に9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 企業融資の中小企業の融資にかかわってお伺いいたしますが、この間商工会へ行きましたら、経済事情がこういう事情で、なかなか借りるということにもならないということで、従前の商店に加入する方も減ってきているということであります。

そこで、国が今進めているセーフティーネットという形の中で、いわゆる利率の低い方に借り入れ移しできるというような制度があるかと思いますが、実際のそういう制度上富良野町で活用して、借りかえしたという事例があるのか、この点についてお伺いしたいというふうに思います。

さらに、お伺いしたいのは、いわゆる空き店舗対策と重なるのですが、地場産品の展示する場所等を設置してほしいという考えもあります。今回はこの空き店舗の中で活用されるということですが、将来的にこういう店舗の設置というのは、こういう小さなものではなくて本当に一定のスペースがあって、やっぱり活用・運用されるという方向での検討されているのか、この点。

それと、202ページの観光事業の雇用拡大という形の中で、大雪山系の保全事業補助という形で、今回ついております。限られた恐らく雇用対象になるかというふうに思いますが、今の雇用交付金なんかも使いながら、上富良野の冬場でいえば除雪の老人の対策事業に雇用拡大するだとか、こういうものだけではなくて、もっと事業展開を別な方向に目を移すというのも必要ではないかと。こういう補助事業にのっとって歩道の整備というのも確かにいいのだと思いますが、それ以外のやはり冬期間就労対策の一環としても、そういう具体的な対策も必要だと思いますが、その点どのようにお考えか伺いたいと思います。

委員長(西村昭教君) 商工係長。

商工係長(野崎孝信君) まず、1点目のセーフティーネットということで、国の方の関係でございますが、これにつきまして町の方も金融機関と調整しながら、このセーフティーネットによる借りかえ事業を進めています。件数は約10件ほどでして、それぞれ売り上げの減少、昨年と比べて幾ら減った

かというような要件ですとか、金融機関が合併した ことによって、いわゆる貸してもらえないと、こう いった方々の対応のために町の方もセーフティー ネットということで町長の意見書を出して、それぞ れ融資の借りかえ等に応じている状況であります。

それと、その後段で物産的な部分、将来的な部分でありますが、これについては空き店舗の中では当然考えてますけれども、今後においては今、駅及び駅周辺地域の商業地域の整備構想という中で、そういった構想も実は盛り込まれてまして、今後財政状況を見きわめながら、地域のそういった駅の周辺の盛り上がりを含めた中で、そういった構想も当然取り入れて行くべき課題だと認識しております。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 最後の 緊急雇用の関係の御質問にお答え申し上げます。

委員からはこういった特別なメニューでなくて、 もっと冬にとか、職につきやすいようなメニューの もので緊急雇用の分を実施できないかといったよう な御質問かと思いますけれども、御承知のとおり、 国が行います緊急雇用の事業に関しましては、従来 行政が行ってない新しい事業に取り組む場合がその 事業の対象となってございます。

したがいまして、なかなかメニュー探しといいますか、そういったものが大変難しゅうございますけれども、今、委員がおっしゃったように少しでも、これもあるのではないかというような部分をもって、道、国の方にそういったメニュー化ができるとすれば、お願いをしていくことは考えていきたいというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

それでは、歳出、第7款はこれで質疑を終了いた します。

引き続き、歳出、第8款の204ページから、第 9款237ページまでの質疑に入ります。

ここで、説明員が交代いたしますので、暫時休憩 いたします。

> 午後 1時38分 休憩 午後 1時40分 再開

委員長(西村昭教君) それでは、審議を再開い たします。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 231ページ、町営住宅管理人のところでございますけれども、町営住宅の管理人さんの仕事でございますが、窓ガラスが割れたとか、その団地の周辺の整備とか、いろいろある

と思うのですけれども、管理人さん一生懸命やっていただいているとは思うのですが、ある団地では管理人さんがどなたなのかわからないと。それで困りまして、直接お電話をしてガラスを破損したので、入れかえをしていただいたと、こういうことをお聞きしているのですけれども、この町営住宅の管理人さんの会合なんていうのは、どういうふうにやっておられるのでしょうか。ある9団地ですか、そういう団地の状況の把握なんかはどのようにされているのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 13番村上委員の御質問にお答えします。

町営住宅の管理人の関係でございますが、これの 設置につきましては、町の管理条例の第64条の方 に定められております。仕事内容につきましては、 今、御質問にありましたとおり、その担当する団地 内におけますいろいろな施設が破損したとか、いろ いろな状況についての、これは町に連絡しなければ ならない事項等について、そういった役割をしてい ただいております。

現在、各団地9団地ございまして、それぞれ1名ずつ、2名の方が任期が2年ということでお仕事をしております。会議の関係でございますけれども、この会議につきましても、年1回、年度末にそれぞれお集まりいただきまして、町の公住の管理の方法、建てかえ等、それから、今行ってます、昨年も一昨年も行っておりますが、水洗化の対応だとか、そういったような町の方針についてのお話をしたり、逆にまた、この辺はどうなのだというふうなことの部分のやりとりも行っている状況でございます。そんな関係で、年1回でございますけれども、そういったやりとりの部分での会議を開催してございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連でございますか。なければ、次に移ります。 12番金子益三君。

12番(金子益三君) 237ページの9款の消防費のことでちょっとお伺いしたいのですが、各消防に置いてあります消防車及び各車両が、見たところ、まだ昭和の防衛予算で導入している車が何台か目につきますが、ああいった車の入れかえの時期であったりとか、それから、そういう防災に対する計画ありますね、例えば御承知のとおり上富良野町の消防庁舎というのは、消防車及び救急車を縦列駐車することによりさまざまな弊害があるのですが、そういった部分の計画が全く見えてきていないのです

が、この部分に関してどういうふうになっている か、ちょっとお聞かせください。

委員長(西村昭教君) 助役。

助役(植田耕一君) 12番金子委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

消防ポンプ車等の整備の関係の御質問かと思いますが、基本的には耐用年数が大体15年ぐらいの耐用年数になってございまして、あと実態的には大体10年ぐらい延びて耐用年数から使える実態にございます。そういう関係でサイクル的には大体25年ぐらいをめどに更新をしていく考え方でございます。そういう中で、なかなか実施計画年数長いものですから、見れないとは思いますけれども、年度が来ますと今の実施計画の3回目の中に計画枠を入れまして、逐次整備をする考え方でございます。

当町の場合におきましては、防衛の予算がつくというようなこともございまして、他と比べた中では防衛の補助をもらった中で整備計画を立てていくというのが通常の姿になっているところでございます。

委員長(西村昭教君) 12番金子益三君。

12番(金子益三君) 上川南部の消防事務組合の中におきまして、お隣の南署さんあたりは防衛のそういった予算がない中においても、比較的上富良野のより短いサイクルの中で、各そういった緊急車両等の入れかえが行われているように私拝見いたしますが、実際に名前を言いますと、上富良野町の消防庁舎の中に配備してあります広報車などは、走行距離数も相当走っておりますし、昭和のはるか昔のときに購入されたものであるというように拝見いたしますが、それでもあれはまだ耐用年数があるというふうにお考えなのかどうか、お聞かせください。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 12番金子委員の御質問にお答えしますが、今、車両の更新の考え方については助役が申し上げましたようなことで、結果としましては、法定の耐用年数をある程度の期間超えまして効率よく使っているのが実態でございます。

そう言いつつも、車両についての使用年限について限界迎えますので、その時期がいつかについては非常に見極め方も難しいわけでありますが、いかんせん車両台数抱えてございますので、それはある意味では内部的に年次的に更新するような位置づけを、内々持ち合わせてございますし、今言われるような広報車につきましても、更新につきましての内部検討した結果にございますが、全体の中で調整交付金等の有効活用という観点も含めまして、更新の時期を若干先に送った経過にもございますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 12番金子委員の御質問の 後段の部分ですが、中富の場合上富良野町と同じく 防衛の予算使ってございます。ただ、中富の場合過 疎債の適用がございまして、そういう面で中富良野 町におきましては、耐用年数若干短めの中で整備を されてる経緯にございます。この点、さきの消防議 会のなかでも御質問受けまして、そういう中で今後 はどうするのだというようなお話もございました。 そういう中で、今の財政状況が逼迫している中にお いては、上富さんと同じぐらいレベルで今後整備を 図っていくという考え方を、副管理者の方が御答弁 なさってたということで、参考にしていただきたい と思います。

調査・整備の関係につきましては、今の財政状況の中で、新たに設けるということは現段階では極めて難しい状況にございます。今、特に課題となっておりますのは、消防ポンプ車を更新するときに、今の車庫では入り切れない、高さがどうしても間に合わないというような点ございまして、そういう観点から消防庁舎を建てるのではなくて、現行のところに少し増築等を考えた中で車庫をおさめたいという計画を持ってございます。

そういう中で、一応今の現在の実施計画の中で18年ぐらいに実施計画立てて、整備を図っていきたいという考え方を持ってございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他にございませんか。関連ですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 実施計画では23年が一応ローリングもされると思うのですが、めどとしてなっておりますが、これはおおむね自動車の更新も大体こういう形でいくのだろうとは思いますが、最悪の場合でも大体更新する車両の更新率というのが示されるべきだと思うのですけれども、どういう形の中でそれぞれ庁舎の建てかえ、いわゆる横に出すということで聞いておりますけれども、ポンプ車も含めてどういう形になるのか、お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、ただいま質問の趣旨ちょっとよくわからなかったのですが、今、金子委員にもお答え申し上げた消防ポンプ車については、大体25年めどで耐用年数を整備の基点に考えてございます。そういう中から、18年にその耐用年数来るのもございまして、そういう中では実施計画に位置づけてございます。基本的にはそういう使えるところまで、要するに機能低下があって使えないような状態になれば、これはもうかえていかなければ

いけないということでございますので、今までの過去の実態からしますと、そういう中で大体耐用年数から10年を超えた中で更新していけば、今の頻度からいきますと十分もつのではないかなというような考え方でございます。

それと、今、申し上げましたとおり、庁舎等の整備の関係につきましては、規格が変わってきてございまして、収納することがなかなか困難だというようなことから、現消防庁舎の一部車庫の増築をしていきたいという中で、そういう車両の格納についても整備を図っていきたいという考え方でございます

委員長(西村昭教君) よろしいですね。関連で すか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 計画のとおり、23年で終わるというふうに判断していいのかどうか、そこだけお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) 今、助役の方からお答えをせていただきましたが、消防庁舎につきましては、今18年をめどにポンプ車が更新されることに伴って、庁舎の増改築も考えたいというふうに考えているところであります。

また、車両の更新につきましては、今持っている 車両、広報車、消防タンク車、資材輸送車等、それ らを平成23年ごろまで計画的にという計画は持っ ているところでありますが、いかんせん、この総合 計画につきましては、20年度までの計画になって ますので、その後に、今ある車両はぜひ必要なもの でありますので、更新計画も持ちながら取り進めて いきたいというふうに考えているところでありま す。

委員長(西村昭教君) 米沢委員、いいですね。 それでは、12番金子益三君。

12番(金子益三君) ちょっと済みません、くどくなりまして、車両のことでこれにのってなくて、おおむね25年を減価償却というか交代させる期間として見られている。今、現状あるポンプ車等々の入れかえももちろんそれは必要でありますが、やはり住民の生命と財産を守るという立場の消防におきまして、実際上富良野の建造物に対応し切れていない部分があるのではないかなと。申しますのは、駐屯地の自衛隊の官舎が5階建ての庁舎があるにもかかわらず、高所の火災の鎮火及び人命の救助に当たるべく車両が配置されていないというのは、非常にそこに住む住民にとっても不安を感じることでもありましょうし、そういった部分は早急に予算化させるべきだと考えますが、いかがでしょう

か。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 金子委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的には、消防整備の基準というのがございま す。当町の場合におきましては、義務規定になって おらないところでございます。その中で、棟数等の 制限、戸数が4階建て以上が何ぼだとかというよう な具体的な基準がございます。そういう中におきま しては、当町としては義務規定にはなっていないと ころでございます。消防署としては、やはりそうい うもののために、いわゆるはしご車だとか、そうい うものを整備しておきたいというのは、気持ちして 持ってございます。なかなかはしご車となりますと 相当な費用もかかるというようなことから、現在、 消防ではその下のランクの高所救助作業車、そうい うものの計画を一応年次の中に、19年ぐらいだっ たと思いますが、一応計画を持ってございます。そ ういう中で自衛隊の官舎だとか、棟数の高いところ はそういう中で万が一のものに備えていきたいとい うのが考え方でございます。

これも何回か財政等の兼ね合い等もございますので、この辺も見きわめながら整備に努めていきたいというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 205ページの負担金・補助金等の関係ですけれども、以前にも質問をしたことがあるのですが、北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金ということで、23万円計上されています。ずっと以前さかのぼっていくと、ずっと30万円なのですね。一般的に1万円だとか5万円だとか5万円だとから関係の負担金等であればいいのですけれども、大きな金額になっております。富良野を見た場合、富良野の14年、15年、30万円、12年が17万2,000円です。それから中富良野は8万6,000円なのですね。前回お尋ねしたときは、この治水砂防の事業の関係で計算方式あって、それに準じてこの負担金が決定されているのだという答弁でありました。

今回も30万円から23万円になったので、言うなればその事業量が少なくなったという形の計算方式できたのかどうかというのが、まず第1点。

それから、もう一つは、この平成14年のこの同盟の決算書、もしくは市町村別の負担金の一覧表なんていうのは、手に入らないのかどうかと。もし手に入らなければ、また私どこかのルートを通じてこの関係の入手に努力をしたいと思うのですけれども、ただ、同盟ということで考えれば、一般の協議

会とは違って、その役員の幹部は道の天下りか、それから開発部のあれか、土現のあれかというようなことなのかどうかは、私はわかりませんけれども、いずれにしても、役員構成がわかるのであれば役員の氏名と、それから、もしくは現職であれば元の職名等がわかれば、明らかにしていただきたいと思うのです。

それから、関連でございますので、次のページの207ページ、北海道道路整備促進協会負担金、これも11年は9万6,000円、12年、10万5,900円、13年度9万3,700円、14年度11万4,600円、15年度10万3,000円と、今回は5万円となってます。それで、前に申しました治山砂防と同じような形で、向こうからこれだけ協会の負担金ということで要請があったのかどうか、その点を含めてお願いをいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 道路河川課長、答弁。 道路河川課長(田中 博君) 11番中村委員の 御質問にお答えします。

初めの治山治水の関係でございますけれども、昨年までは30万円でありました。今回22万9,200円でありますけれども23万円ということで。それで、この一般会費につきましては212市町村、一律5,000円でございます。それから、1号会員ということで、これは道関係でございますけれども、治水海岸ということで、委員先ほど申されたように事業費割でありまして、うちの場合でいきますと富良野川広域化、それからベベルイ川で、これは障害防止関係でございます。これの事業費に対しまして、1,000分の0.119ということで算出されております。

それから、2号関係につきましては、開発局、道関係のこれは砂防関係でございまして、富良野川の3号かさ上げ、それからヌッカクシフラヌイ川、それから十勝岳の噴火、これらの事業費割で同じく1,000分の0.19ということでの算出をされております。

それから、14年度の道内の決算書、金額ですね、これにつきましては後ほど調査したいと思いますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

次に、道路整備の負担金でございますけれども、これにつきましては、全市町村一律で3,000円でございます。それから、各事業ごとに率がありまして、特別会費といたしまして、これは市町村事業、雪寒事業補助、うちの場合でいきますと東5線道路でございます。それから臨時交付金ということで、これも町の仕事でございまして、これの率につきましては、補助額の2.930分の1という算出

根拠で積算されております。

それから、特別会費といたしまして、北海道施行事業ということで、この路線につきましては奈井江富良野線、それから三沢上富良野線、それから吹上上富良野線、これらの事業費に対しまして、事業費の32分の1と言うことでの事業費割で4万9,50円という計上でございます。

北海道治水砂防海岸につきましては、会長が深川市長の河野順吉さんという方でございます、あとそれぞれ支庁管内に副会長が市町村長でございます。 評議員につきましても上富良野町長も評議員ということで入っております。

それから、道路整備の方につきましても、市町村 長がそれぞれ各支庁単位で役員等選出されておりま す。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 役員関係はわかりまし た。それであればこの同盟費、言うなれば会費、そ れから促進協議会の負担金、これ相当な巨額になる のですね。そうするとこの使用目的は仕事をもらう ための促進活動、陳情活動に使うということなので しょうか。というのは、非常に、確かに国から持っ てくるということになるとあれですけれども、お互 い全道の212市町村がこれだけの巨額な金を、単 純計算していくと何億円の金になるのですね。そう すると、これが促進のための陳情の費用に使ってい るということになると、まさにむだなお金を、いか に今要請をするということになると当然必要かもし れませんけれども、余りにも大きな金額ということ で、私は認識をしているのです。ですから、これら を町長と助役等も含めて、今後いろいろな機会でこ れらの削減を何とか要請をする、そのためには使っ た中身の精査をしていかなければならないのではな いかなという気がするのですね。トータルでその治 山砂防の関係では収入はお幾らになっておりましょ うか。

それと、もう一つは、今後そういう形で町村会なり、いろいろな会合の中で、この負担軽減を図る努力をしていくかどうかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

委員長(西村昭教君) 道路河川課長、答弁。 道路河川課長(田中 博君) 11番中村委員に お答えいたします。

何の目的に使われているかということでございますけれども、これにつきましては、私ども向こうからの総会の議案等をいただきまして、中身を見ますと、事業費でという項目がございまして、これは道

だとか、それから開発局要望だとか、それらについてのまた中央陳情、それからあと研修会等に使われております。

それから、会議費といたしましては、役員会と、あと総会等がございます。役員会については年2回ぐらいやられているように、これはもう一つのところでございますけれども、そのようであります。それから、事務費といたしましては、運営の一般的に使用しております賃金だとか旅費だとか、それから消耗品、パンフレットの印刷代だとか、役務費、そのようなものに使われているということでございます。

これ一つの河川環境整備促進協会の方でいきますと、これ今手元に一つだけ持っているのですけれども、640万円ぐらいでございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 11番中村委員の後段の部分のいわゆる見直しの関係でございますけれども、私もたまたま管内の効率化委員会で各種団体補助金の、管内の町村から出る分の委員やってございまして、その中でも各委員から、こういう面で今御主旨の点で、こういう時期迎えてこういう負担金・補助金等の見直しすべきだという点、課題でことし出ました。

そういう中で、管内的にどういう状態になっているか一度調べる必要あるなというようなことで、効率化委員会から管内の町村の総務課長さん方に各町村で出るやつを1回調べようではないかということを、事務局の方にそういう機会をつくったらいいのではないだろうかと。そういう中で、個々の町村で対応していてもどうにもならないから、全体として意見持ち上げる場をつくっていこうではないかというような、そんな打ち合わせもしているところでございまして、そういう課題認識でおるということで御理解を賜りたいと思います。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 今、課長の言うように、河川環境が640万円なんていうこと、僕はこの総体で何ぼかということを聞きたかったのです。640万円ぐらいなら上川支庁管内だけで集まった金額、上富良野が30万円、それから富良野が30万円、中富良野が8万6,000円と。ですから、私はやっぱりできるだけ我々が出したお金がどう使われて、その透明性があるかどうかというのが問題点。

それから、もう一つは、やはり我々の地元で、財源が苦しいということで1割カットだとか、2割カットだとかしているわけですよね。これはもう向

こうから来たものそのままやっぱり出さざるを得ないと。確かに仕事をもらうという点では、うちが向こうから30万円納めてくれというのを20万円しか納めないといったら、後で何かされると言ったらちょっと語弊がありますけれども、そういう協力性がないとかということも僕はある面で心配すると思います。

ですから、何とか今、助役の言うような方法で何とか地方のこの負担軽減を少なくするということで、新たな角度でこの改革をやっていただきたいと思います。

それから、恐らく今資料が全体的にないということであれば、後でよろしいです。わかった段階でお知らせをいただきたいと思います。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

関連でございませんね。それでは、次に移ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 236ページの消防費にかかわってお伺いいたしますが、防災発電機の購入という形で.....。

委員長(西村昭教君) ちょっと済みません、消防については、先ほど関連で終わっておりますので、まことに申しわけありませんけれども、一括質問の方でお願いしたいと思います。違うのありますか

それでは、9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 公営住宅にかかわってお伺いいたしますが、地方自治法ではいわゆる母子家庭等における入居の特別配慮というのがきちっとうたわれています。これは義務規定なのかまずお伺いしたいのは、あくまでも任意なのか、そういう特殊な家庭という形の中で、特別の配慮をしなさいということで条例でうたわれています。それは当然地方自治体にも当てはまることだというふうには思いますが、この点についてはどういうふうな解釈をしたらいいのか、お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 建築係長。

建築係長(狩野寿志君) 今の御質問ですが、母子家庭、それから生活保護世帯、高齢者とか、そういう世帯につきましては、特別な配慮といいますか入居については配慮するということになっております。現在申し込みの中で生活困窮者、そういう方と申し込みを待っている方がみな困っているという状況にありますので、今のところ申し込みされた順番、あとあいている住宅の状況において入居者を選考し、入居をしていただいているということになっております。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 当然そうしますと、準用すべき内容であるということだというふうに思います。この間公営住宅の戸数等がなかなか整備されないという状況の中で、そういう家庭の方であってもなかなか入ることは難しいという状況になっている部分があると思うのです。本来でしたら、こういう地方自治法にもうたわれて、当然職業の促進、あるいは保育所における促進、内容等がきちっと条文にうたわれております。

そういう意味で、今後やっぱりこういったところの特段の配慮というのは、していかなければならないというふうに解釈するわけですが、もう一度確認いたしますが、そういうことでよろしいのかどうなのか、もう一度お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

公営住宅に関しましては、本町が定めております 公平、公正に入居がされなければならないというこ とでございます。

今、町の置かれております現状につきましては、 委員も御承知のとおりその場での建てかえ、取り壊 し建てかえということでやっておりまして、どうし ても今まで入っていた人が優先的に、希望があれば そこに入れなければならないということで、なかな か今の状態がずっと行っていけばそういった特別枠 と申しますか、生活弱者に対する枠がなかなか設け られないというのが実態でございますが、町の公営 住宅の計画では、大体町内の戸数の約0.9、1割 以下が公営住宅の戸数として適当であるというふう なことでございますので、そういった中で今委員 おっしゃられた、そういった方々に対する部分の、 入居できる住宅というものについての部分を位置づ けていかなければならないのではないかというふう に思っているところでございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、次に移りたいと思います。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 231ページ、町営住宅 の関係で、まず1点。

町営住宅の入居者選考委員会の関係で、同僚委員から質問がありました。それでどのような形で選考されているかということで、1階にある情報コーナーを見に行ったのですね。そうしますと、町営住宅入居者選考委員、任期平成12年9月1日から14年8月31日までの選考委員の名簿しかないのですね。そうすると、14年の9月1日からどういう

メンバーなのかというようなことで、これは平成 1 3年10月1日現在という名簿になっています。

それから、もう一つ、選考委員会がどういう形で 進められているかということで、当然その中で僕は あると思ったのです。そうすると、あることはある のです、それが平成13年11月3日開催のものし か載ってないのですね。そういうことで、昨日同僚 委員の方からその関係で開催されるといったけれど も、開催内容がやはり情報公開の中で明らかにされ ると思って、僕は期待して見たのですが、そういう ことでないということで非常に残念な気がいたしま した。したがって、これらは15年度、何回開催を されてたかということで、1点お尋ねします。

それから、関連で、家賃の滞納者の少額訴訟の関係です。

先ほどいただきました資料で、平成7年から平成13年までの住宅使用料の収入未済額371万3,660円と。そうすると、今年度収入予算で見てる金額の6,000万円の約6.2%という、そうなると、いずれにしましても、この少額訴訟は毎年30万円ずつ見ておりますけれども、いつかの時期にということで我々期待しておりましたけれども、いつになっても30万円はその年度の決算では消化をしないで、そのままになっております。そういうことで、できればこれらについてもいろいろな事情があるけれども、特に悪質だという関係等を含めてしょうでの部分も含めて、何とか少額訴訟の体制をとっていかなければならないと思いますが、その点の2点、お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長、答弁。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 11番中村委員の公営住宅に関する御質問にお答え申し上げます。

情報コーナーの方にちょっと情報が提示されていなかったということでございます。非常に申しわけございません。14年度の会議につきましては、15年の3月末に開いております。15年度につきましても、今月の末に予定をいたしております。

委員につきましては、任期が参っておりまして、 その新委員としまして、桑田さん、それから民生委 員から山岸さんと三熊さん、それから社会福祉協議 会の堀内さんということで、民間から4人、あと町 の助役ということで、それぞれメンバーが構成され ているところでございます。

それと、少額訴訟の実行の部分でございますが、 少額訴訟の部分も15年度に法改正がされまして、 現行30万円から60万円までの部分で訴訟額の範 囲が引き上げられたということでございまして、い

ろいろ会議等で道からの説明等を受けてまいってい るわけでございますけれども、なかなか実施の状況 を見てますと、町村ではなかなか対応しているとこ ろは少ないのかなというふうな状態で聞いておりま すし、この委員会の冒頭でも御質問でお答え申し上 げましたが、いわゆる今までたまってきた滞納者、 約三十七、八名の方々がおられて、メンバーわかり ますけれども、大体同じ方々が同じような生活の中 からで、なかなか改善がされないで、一部納める金 額よりも毎月の家賃の方がたまっていくといった状 態があります。それをもって即悪質であるから訴訟 を起こして、強制退去に訴えてはどうかというふう なことだと思いますけれども、そういったことであ りますので、その線引きの部分、どこまでが今まで 我々が言ってた悪質さか、どこまで行ったらこれが いいのだということがあって、納める意思があるの かなというところ部分の線引きについても、もう少 し厳しい目で見るようにということでございますの で、そういったことも考慮しながら、16年度に当 たっては収納対策について進めてまいりたいという ふうに思っております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 課長の言うことも、ある 面で理解をせざるを得ない面もあるのですけれど も、現実にはやっぱりこれだけ実態があるわけです から、そうすると、保証人の問題、これも入居請け 書の中に明らかになっているわけだから、これは後 ほど総括の中でまたやりたいと思います。一応、課 長の言う事情背景はわかりました。

終わります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 次、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、歳出、第8款並びに第9款の質疑を、これで終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間を2時40分といたします。

午後 2時23分 休憩 午後 2時40分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き審議を 再開いたします。

次に、歳出、第10款、238ページから299ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 253ページ、江幌小学校特認校児童登下校ハイヤーの借り上げですが、1

86万円、このことにつきまして、これは特認校としての存続をするためにこのような措置をとっているかと思うのですけれども、教育長にお尋ねしたいのですが、再来年、2006年には児童数がかなり落ち込むと、こういうことを聞いておりますけれども、ずっと特認校としてやっていけるのかどうか、将来の見通しについてちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、今現在、何人ことしは、今まで13名で したか、生徒数、お願いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長、答弁。

学校教育係長(北川和宏君) 13番村上委員さんの質問でありますが、特認校の児童数は、現在9名の児童が通っているところであります。地元の子と合わせますと、今17名の予定であります。そして来年度というか、16年度以降も2名の特認校の子供が入学する予定になっております。16年度におきましては11名の特認の子供ということになっております、その後については、これからの申請等に基づくので推計はできませんが、来年度は2名ほどの卒業を予定しておりますので、10名前後の特認の児童は続くかと思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) ずっと特認校としてやっていけるかどうかということをお尋ねしたのですけれども、今のところちょっと予測としてはあれだということでございますけれども、例えば、人数がどんどん減ってきまして3人か5人になってきたと。そうした場合には西小学校に統合というようなことも考えられるわけなのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 小学校の統廃合の問題なのですけれども、実はこれは江幌だけでなくて清富、それから東中、これいずれにしても今少子化で子供どんどん減ってきておりますので、そういうことで清富も公認化になったら、子供のために地域に核がなくなるということでなくて、子供の教育ということで検討しないとなりませんよねということの話題を投げかけております。

それから、江幌についても、今のところずっと行きますと、特認校があることによって教育内容の充実が図られるということについては、前にもお話ししましたように、教頭先生が配置される、事務職が置かれる、養護が置かれると言うことで、メリットが非常に大きいですし、また自然の中で子供が健や

かに育てるという部分では、うちの特認校というのは絶対必要だなと。これ地域だけの問題でなくて全町の中での特認校ですからね、そういう面ではその時点で地域と私たちと合意形成を図った、共通理解を図った中でどうするかという課題は出てくると思いますけれども、今のところそういうことはどこの学校にも出てないと、今すぐということの緊急な課題でありませんので、今後の課題ということで御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連ございますか。なければ、次に移ります。 3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 255ページから257ページにかけての、小学校の学習活動費、この中で五つの学校のそれぞれの予算が組まれているわけですけれども、その中の一般教材について、これそれぞれ五つの学校あるわけですけれども、学校の規模とかニーズに比例しているわけではないということで、この内容についてお伺いをします。

それから、それぞれの小学校が特色のある学校教育がなされているというふうに伺っているわけなのですけれども、その5校のそれぞれの特殊性といいますか特異性についても伺います。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長。

学校教育係長(北川和宏君) 3番岩崎委員の御質問でありますが、一般教材費の配分につきましては、一長一短に学校規模とか人数割ということではないのですが、もとのベースにはとりあえず学校の均等割で計算する、そしてあと児童数割で計算する、それから学級数割で計算するということで、それぞれ学校の実情に応じて積算をさせていただいているところであります。

2点目のそれぞれの特徴ということでありますが、上富良野小学校においては、上富良野町では一番大きい学校であります。その中で授業を進めているとは思うのですが、特にあそこは今特別支援教育等が中心になって進めているところの学校でありますし、それから、上富良野西小学校におきましては、2学期制、東中小学校におきましても、そうですが、全道でも早いうちに2学期制を導入しましてゆとりのある教育活動ということでやっております。

また、東中、江幌小学校、清富小学校におかれましては、小規模校の特性を生かしまして、自然の中で恵まれた環境の中でその位置づけしまして、活動しているところであります。

委員長(西村昭教君) 3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 一般教材の配分については わかりましたけれども、中身・内容について再度報 告していただきたいと思いますし、特色ある学校ということでは、東中小学校が最後までスケートリンクを、町といいますか補助をいただきまして、運営したわけですけれども、15年度においてはそういった予算もつかずに、父兄が子供たちにそういうスケートの体験をさせたいという意気込みから、先生とともにスケートリンクを造成して子供たちにそういう運動の場を提供してきたということでございます。

残念なことに、そういったスケートリンクの補助費といいますか、そういう助成がなくなったわけでございますけれども、今後も父兄としてはそういうスケートリンクの体験の場をつくっていきたいという心構えで、またこの冬もやりたいなというような、そういうことでございますので、これには、やはり大量の水は必要とすることで水道費、また若干ですけれども電気料等、経費がかかるわけで、労力はボランティアでやったとしても、やはりそういったスケートリンクの運営費が今後もかかるわけでございまして、そういった面について、今後についてどうお考えか教育委員会の考えをただします。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長。

学校教育係長(北川和宏君) 岩崎委員の御質問でありますが、一般教材の使用使途についてでありますが、通常一般学習に供されます画用紙であるとか話用紙であるとか、授業に使われる消耗品類であります。そのほか画用紙ほかにも色紙であるとか、いろいろな消耗品であると思いますが、それぞれ学校個々によって違いますし、また体験学習等による農作物やなんかをつくっているのですが、その種子代だとか、それに使う道具類であるとか、それぞれの授業にあわせた中で、消耗費の中で購入させていただいているところであります。

委員長(西村昭教君) 社会教育課長。

社会教育課長(尾崎茂雄君) 2点目のスケート リンクの関係でございます。

スケートリンクにつきましては、地域の方々から 平成14年まで協力を得ながら実施してまいりました。14年度におきましては、町の財政も厳しいと いうことから各学校、地域等の理解を得まして、財 政的なことにつきましては中止したところでござい ますけれども、町といたしましては、各事業等につ きましては、旭川に町で連れていきまして、各事業 をやっているところでございます。

また、平成15年度につきましては、地域の方のボランティアといいますか、協力を得ましてスケートリンクを造成していただきまして、実施しているところでございますが、また、水道等、電気等につきましては、町の施設を利用していただくというこ

とで、次年度におきましても、それらにつきまして は配慮したいというふうにして考えておりますの で、御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 関連でございますか。なければ次に移りたいと思 います。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 241ページの負担金及び交付金、上川教育研修センター運営負担、前にもお聞きして、それから同僚議員がさっき聞いたのと大体同じような流れになるかと思うのですけれども、上川管内、これ何町村が、61万8,000円上富良野は負担していると。これ上川管内さっき言ったように24市町村がここにこうやって負担金を出しているのか、先ほどと同じように総額はこれは幾方になるのか、そして、これの運営に当たっている方はどこから来たのか、どこの方か。それから、ここで講習等をするときに、道の職員等が来て、給料のほかにここで講習費をもらったりして、これはだめですよとこの前出たのですけれども、というようなことはないのかなと、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 管理課長補佐。

管理課長補佐(岡崎光良君) 4番梨澤委員御質 問にお答えいたします。

上川教育研修センター組合の負担金でありますが、管内で総数では負担金2,670万円になってございます。その内訳としては、積算の方法としては、教職員数であるとか人口、学校数等によりまして、負担金を積算、算出しているということでございます。

職員の講師となるメンバーにつきましては、その 年度、年間の委嘱をいたしまして、講師に当たって いるというふうに承知をしております。

以上でございます。(「天下りはどこから。」という者あり)

報酬につきましては、そのときの旅費程度の支給 をされているということでございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長、答弁。

学校教育係長(北川和宏君) これは一部事務組合で運営しておりまして、それぞれの市町村の首長が構成員になっておりまして、その中で運営しているところでございます。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) ここの事務局長というのは、どこから来ている人がやっておりますか。これ 1点まず聞きます。わかりますか。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長。

学校教育係長(北川和宏君) 所長、副所長というふうにいるわけですが、小中学校の定年退職された方がついているように思われます。全体ではないのですが、そういうことが多いように思っております。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 先ほども言ってましたけれども、天下り先になっているのではないかと。それはそれで私は余りそれを言いませんけれども、今、こういう財政状況になってきておりますよね、各市町村が。それで昨年もやっぱり61万円ぐらいなのですよ。何か見直しているのかなと、あの中で道庁の職員を講師に呼んできて、そして先生を集めて道議会での職員に払って、その職員に払っていて、これ道議会で問題になって、それはだめですよということになりまして、その辺のところでもって、まだこの61万8,000円というのが上富良野町にこうやってきていることについて、やはりこの辺はどうなのですかと、我々大変なのですがという、そういう姿勢がいるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) この学校研修センターの 設置目的は、教職員の資質向上を図るということで、各沿線の先生方の研修の場として、各24カ町村が出し合って一昨年だっと思いますが新築しました。それで、今、言われておりますように天下りとかということのあれでなくて、ただ報酬やなんかについては公務員法に抵触しない範疇でということで、きちっと守られた形でやっておりますし、この研修の内容についても幅広い中での研修やっておりますので、ほかの施設とはちょっと内容が違うらと思ってますので、純粋にあくまでも教職員の資質向上ということで情熱を傾けてそれこそ頑張っております。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。 4番(梨澤節三君) よくわかりました。

もうちょっとPRがたりないのですよ、違うのですよ。私一昨年教民のときに質問して、送られてきましたよ、そこからパンフレットが。そうしたら、宿泊研修なのですよね。今、建て直ししたと言いましたね、皆さんもどうぞおいでくださいと。職員のように安くはしませんけれども、宿泊にはどうぞ御利用くださいというぐあいにありましたけれども、その辺のところもあるのではないですか、どうぞという開いた姿勢というのも必要ではないでしょうか。まだ私も見たことないのですけれども、その辺いかがでしょうね、やっていないのですか。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長。

学校教育係長(北川和宏君) おっしゃいましたように、講座が約47、15年度でも行われているところでありまして、その中でも1日日程のみならず、数日日程のものがありまして、当然中川から占冠までということで、朝9時から17時まで研修をやっているということで、当然泊まりながらの施設ということで、その期間も5月から12月までびっちり入っておりまして、なかなかそういう来てくださいという余裕もない、宿泊施設でもありません、いわゆる研修のための宿泊ということでやっていただいていいのではないかと思いますが、その宣伝するということまではなってないのかなと思います。

うちの町からも、毎年約20名ぐらいの先生方が 研修に行っております。当然上富良野の場合は日帰 りもできる場合もありますが、できない場合は利用 しているという状況でないかということでありま す。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

関連でございませんか。今の研修センターのこと です。なければ次に移りたいと思います。

それでは、5番小野忠君。

5番(小野 忠君) 上富良野西小学校の管理関係、247ページ、これを見ますと、とにかくいろいるな予算は計上されていますけれども、この西小学校のグラウンド整備については、どのようになったか、これをお聞きしたいと思うのですが、そして、これは平成14年、15年にわたって子供さんたちが子供議会においても、切実なる訴えをしていったはずなのですよ。これに全然のってないという、予算が入ってないと。この400万円か350万円ぐらいできるはずなのですけれども、これができない、どうしてこの状態が予算組めなかったのか、この点ちょっとお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 管理課長、答弁。

管理課長(上村 延君) 5番小野委員の質問に お答えします。

西小学校のグラウンドの暗渠につきましては、昨年10月の子供議会での発表と学校からの強い要望がありまして、教育委員会としても暗渠の必要性を十分認識しているところでございます。平成16年度において実施する計画がありましたが、あわせて特別支援教育の対応を考慮したところでありますが、今年度は優先して特別支援教育に指導助手の配置ということになりました。

今後はこの事業を実施計画の中に組み入れて、1年でも早く実施したいと思いますので、御理解いた

だきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野 忠君) そういうことになりますと、この特別支援教育指導というのは、前回、私御質問した経過があるのですけれども、これは放課後の支援という中でのこれ町費なのでしょうか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 管理課長、答弁。

管理課長(上村 延君) 特別支援で247ページにのっておりますが、平成16年度に西小学校の情緒学級に入学するこどもがおりまして、現在情緒学級に在籍する児童が6年生になるため、この児童等も体力的にも差があり、目を離せない状況が予測されるので、指導助手1名を配置するものであります。

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野 忠君) それで、この西小学校のグラウンドについて特に予算ができなかったから、できないのだということになると、この6月の運動会にまたもや雨が降って、また運動会ができ得ないと、こういう事態が必ず来ると思うのですよ。今までももうずっと私たち見てきたのですけれども、雨でもってでき得なかったと。清富さんは雨になったけれども、何とか清富さんは去年やっていただいたと。それであるならばこの西小学校のグラウンドをまず何か考えて、大きな金額ではないのですから、即できることなのですから、これらの予算措置を何とか町長にしていただいて、運動会に支障の来さいような運動会をやらせるようにしていただけないものか、ちょっともう一遍確認して聞きたいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 小野委員の西小学校のグラウンドの件、本当にうちの課長から申し上げたように、子供議会に言われ、またPTA会に言われ、先生に言われ、そしてまた、私たちもハードの部員を課題ということで案件として教育委員では最優先課題ということで案件として教育委員をできましたように、今、ハードときしてもりましたように、今、共一になりましたように、今、本当に教育を論議するのではなくて財政に、今、本当に教育を論議するのではなくて財政に、今、本当に教育を論議するのではなくて財政論を論議しなければ教育の行政が推進できないぐらい厳しい情勢になってますので、私たちも取捨選択をさせられますので、そういう面ではまず特別支援教育ということに主眼を置かさせていただきました。

それで、確かに6月の運動会に子供たち、また不便をかけるのかなということで、その思いをその時

期になると私たちも胸を締めつけられるのですけれども、これは学校の先生たちも父兄、子供たち一丸となってことしは対応するので、来年はぜひやってくれということですので、そんなことの意図も含めて、ことし1年何とか学校現場も努力してくれると言ってますので、そんなことで1年を延期したということで御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 5番小野忠君。

5番(小野 忠君) 今、教育長からも御答弁ありましたように、来年度はぜひ予算の中に入れていただきたいと思います。それだけ確認して質問をやめます。

委員長(西村昭教君) 答弁は要りませんね。 関連ですか。4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 来年のことを言うと鬼が笑 うといいますよ。それで、当てにならないです、こ ういう話は。そして、もっと大事なのは、教育とい うものをどのようにお考えなのかと。この予算書見 て、何だというのがあるのです、入って。そんなと ころに金を使うのなら、なぜ教育に使わないのか、 大したお金でもないのにと、この辺ね、きちっと教 育長言わなければだめですよ、やっぱり。それで、 これは私は所管違うからあれですけれども、ことし の西小学校の運動会、所管の議員もそうだし、所管 全部行ったらいいですね。見に行って、大雨の中で もいいから見てみることですよ。そして、子供たち が切実な声をこの議場で上げていた、それを酌み 取ってあげなかったら、教育になりませんよ。もう あそこでやっている人たちは、まあ本当に適当な人 たちばっかりだと言われてしまうのですよ。そんな こと言われたら、こっちもたまったものではありま せんから。そういうところでもって、教育長のもう 一度教育に対する基本的な考え方を述べていただき たいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 今、梨澤委員からの厳し い意見いただきました。

私も執行方針でこういう時代背景、財政の厳しさ、十分認識しながらも、教育は人なり、まちづくりは人なり、不変の精神を持って教育については当たるということで、ことしの予算についても本当に私の性格的に町長、助役、また財政当局に声を大にして予算を配分していただいたところであります。

教育というのは本当に、夢とロマンと希望が語れなくなったら、教育というのは本当に子供たちがかわいそうだということは常に思っておりますし、これからも、今いろいろ議会に言われ、それから子供議会に言われ、保護者に先生にということについて

は、今、理事者も私たちも十分その意図は皆さんの 熱意については十分伝わっておりますので、来年は やるということについては、これは多額な金額で大 きな事案であれば別ですけれども、子供たちの夢を 壊さないということでは、さらなる努力をしたいと いうことで考えておりますので、そういう決意のほ どを御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、次に移ります。

14番長谷川徳行君。

14番(長谷川徳行君) 265ページの心の教室相談員活動費についてお尋ねいたします。

これは何日活動されているか、それと、例えば1週間に月、水、金だとか、月に何日生徒にちゃんと示されてそういうことをされているのか。それとスクールカウンセラーというあれにとってよろしいのでしょうか。それをお尋ねいたします。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長。

学校教育係長(北川和宏君) 14番長谷川委員の質問でありますが、心の教室相談員につきましては、道の委託を受けましてやっているところでありますが、通常、道の委託は1日4時間の週2回程度ということで、35週でやっておりますが、それではうちは足りないということで、単独でさらに週3日程度、42週ということで年間650時間ということで、予算要求をしているところであります。

また、スクールカウンセラー事業につきまして も、これも道の事業でありますが、心の教室相談員 から移行していくということで、まだそちらの方の 段階までは入っていないところであります。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 14番長谷川徳行君。

14番(長谷川徳行君) この心の教室相談は、 やはり今の生徒たちにとっても大変必要なことだと 思うのですよね。相談したいときにその先生がいな いと、先生だと思うのですけれども、そういう人が いないとやっぱり困りますので、なるべくはっきり した、今、程度なくてきちっと月、水、金だとか、 日にちを1週間に月曜、水曜、金曜いますよとか、 はっきり知らしめてやっているのかどうかちょっ と。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長。

学校教育係長(北川和宏君) 大体午前ないし午後ということで、非常勤勤務なものですから、それぞればらばらなところはあるのですけれども、今言ったように全体42週の中で割ってます、夏休み、冬休みもありますので、おおむね特定の曜日を除いては毎日いるということで、子供たち、それか

ら保護者も含めて年間60件ほどの相談に乗っているところです。

また、授業にも家庭科の授業等に一緒に入って、 子供たちと触れ合う時間をふやしまして、いつでも 来やすく相談できる体制ということで、学校の方で 対応しておりますので、いついる、いついないとい うことは、子供たちにすべてわかるような体制で臨 んでいるところであります。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 次に移ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 275ページの学校週5日制活動推進のところでございますけれども、この週休2日制導入されましてから、もう二、三年たっているかと思いますが、この学校週5日制の活動推進につきましては、導入される前から取り組んでおりまして、これは学校週5日制活動推進事業というのはいつまで考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 社会教育課長。

社会教育課長(尾崎茂雄君) 村上委員の御質問にお答え申し上げます。

学校週5日制事業につきましては、平成14年から実施されまして、ことしは2年目でございますけれども、町におきまして青少年事業ということの計画の中で、各週5日制、あるいは放課後の授業ということで実施してきております。また今後の週5日制につきましては、これからずっと続くと思われますので、それらはまた14年度、15年度の反省をしながら、また新たに取り組んでいきたいというふうにして考えております。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) それですね、この取り組みの中でゆとりの時間が、勉強する時間、あるいは遊びの時間とか、この中から何かふえていったものがあるのか、それまた新しいものが生まれてきたのか、そこら辺の状態というのはいかがなのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長(西村昭教君) 社会教育課長、答弁。

社会教育課長(尾崎茂雄君) このゆとりの時間 でございますけれども、この事業につきましては、特に平日もありますけれども、特に土日の授業の中で子供たちの、特に夏休みの関係ですけれどもキャンプですとか、それから中級のリーダー研修、それからいろいろな実験、教室等を社教センターで実施しておりますし、津市との交流だとか、それらにつきましても事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、次に移ります。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 269ページの報償費の科 学技術奨励賞、これですけれども、これはこういう 規定は設けているのですけれども、しばらく受賞者 がなくて何年ぶりだというふうに伺っております。 このせっかくの受賞された内容をもっと町民に、こ れは今回の場合は農業関係の豆の乾燥施設だったと 思いますけれども、町民に周知をこれを題材として またそういうものをつくって、農家の方が利用でき るような、そういう啓蒙も必要でないかと。せっか くこの方が努力してそういうものを発明して、2ト ンダンプを私も見てきましたけれども、そういう骨 組みを利用して豆が乾燥した場合に、今まで実であ るとかスコップなんかでかいてたものを、全部自動 で上がって昇降機をつたって、タックだとかまたダ ンプに積んで輸送できるという、そういう画期的な 施設なわけですね。そういったものが、ただ11月 の文化の日にいただいて、それっきりではなくて、 やはり広報とかいろいろなものを通じてそういうも のを、また今の場合は農家の発明ですから、農家の 人がそれを題材として利用してもらえるような、そ ういうことをやるべきではないかなというふうに考 えるのですけれども、いかがお考えかお尋ねしま す。

委員長(西村昭教君) 社会教育課長、答弁。 社会教育課長(尾崎茂雄君) 岩崎委員の御質問 にお答え申し上げます。

この科学技術奨励賞につきましては、昨年・平成 15年度に1件ございまして、発明・発見等により まして、生産能率の向上ということで表彰させてい ただきました。それらにつきましては、今後のこと につきましては、特に農家の方の努力が認められる ような形で、今後におきましても十分広報等に周知 しながら、図ってまいりたいというふうにして考え てございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 それでは、次に、11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 241ページ、負担金・補助及び交付金の関係で、上富良野高校の教育振興会補助の関係でお尋ねを申し上げたいと思います。

これは上富良野高校にできるだけ多くの方々が入学をしていただくというようなことで、平成12年の4月からスタートをしております。平成12年の実績は入学者数48名で、この入学準備金として5万円以内という金額でございました。これが232万4,468円、平均で4万8,426円になります。それから、13年が59名で295万円、14

年が50人で250万円、15年は71名で355万円ということで、特に40名ちょっとの時代から少しずつふえて、15年度は71名という、この入学準備金に浴する生徒さんがおられたということですけれども、この4年間で1,132万4,468円今支出をしております。ただ、上富良野中学校が卒業、もしくは東中中学校を卒業後、富良野なり旭川なり行く生徒さんもいらっしゃると思います。

そういう関係で非常に行政効果がどのぐらいあったかという点は、なかなか判断が難しいところなのですね。実際にこの入学支度金があるから上富良野高校へ入るというのと、せっかくこの子は勉強ができるから富良野か旭川東かというケースも出てきましょうし、それから、運動能力の関係でまたよその支庁の学校へというような関係等もあろうかと思います。したがって、私は財政的に非常に厳しいという状況の中から、この入学支度金制度について今後存続をしていくのか、もしくは金額を若干落として何年かずつ低減していく形で継続していくのかという点で、お尋ねを申し上げたいと思います。

委員長(西村昭教君) 管理課長補佐、答弁。

管理課長補佐(岡崎光良君) ただいまの11番 中村委員の御質問にお答えいたします。

上富良野高等学校振興対策の一環として入学準備 金制度を設けているところでございます。ただいま 中村委員からお話ありましたように、過去12年か ら13年、14年、15年と若干ずつ上昇している というところでございます。15年度は71名、3 55万円の支給でございましたけれども、そこで、 今後においてこの入学準備金のあり方ということで ございますが、平成16年度におきましては、今回 の提案いたしました予算の中には入学準備金につい ては5万円から4万5,000円にしようという提 案をしてございます。補助金の交付要綱では準備金 は5万円となってございますけれども、今年度の予 算は4万5,000円を計上して、その内容としま しては、高等学校の入学時における制服等の購入費 に充てていただく、あるいは教科書等の購入に充て ていただくという内容でございます。

そういった形で、また交付要綱におきましても5年間を一区切りといたしまして、その時点で事後評価を踏まえまして、見直しを加えていくという考えでございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

それでは、関連ございませんね。なければ、次に 移りたいと思います。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 259ページのことばの教

室にかかわって伺いいたしますが、再三再四申し上げておりますが、こういう正職員の配置という形でぜひならないものかと。これ重要な教育の一環としてなっておりますので、確かに定員管理ということもあると思いますが、やはり重要なところにはきちっと定員管理も含めて、正職員を配置するという形のやはり体制をとらなければいけないのではないかというふうに思いますので、この点について改めて見解を求めます。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 米沢委員のことばの指導体制の教員の充実なのですけれども、これ委員から何回か再々質問受けておりますし、私たちも今担当している先生の能力、資質、また実践力を本当に認めてますし、また免許を持っている先生からも慕われ、そして尊敬されということで、非常に或謝しております。

ただ、一つだけ私たちが絶対幼児教育のことばの 教室で必要だという部分については、今担当する先 生にも言っているのですけれども、一つの免許職員 でなければそれに従事できないというような、その 資格免許職員のまず資格を取ってくださいというこ とを、今先生にお願いしているのです。さらに、 今、資質がすぐれているといっても、一つの定規に 当てはめられておりますので、ですから、例えば小 学校の児童であれば、国の方から正職員を配置して くれておりますしね、ただ町職員で採用する条件と いうことになれば、一つのその条件整備をしなけれ ば、客観的に見てあの先生がということの採用とい のは非常に難しいのかなということで、今後の課題 として、資質については十分認めておりますので、 その先生の対応については今後さらなる内容の対応 するかについてのあれについては、また理事者やな んかとよく含めて検討させていただきたいと思って おります。今の現時点では、ちょっと困難です。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。よろしいですか。

9番(米沢義英君) それにかかわっていろいる な研修等の必要な援助だとか、そういうの当然され ているのだろうというふうに思いますが、そういった部分も含めて十分対応できるような体制をとって いただきたいというふうに思いますが、この点。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長。

学校教育係長(北川和宏君) 研修その他につきましては、予算の中で研修費として最低限ではありますが、それぞれ出張にかかわる予算を措置しているところであります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

関連でございますか。なければ、次に移ります。 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 245ページ、学校管理費の委託費の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

過去の決算書を見ますと、なくて今回新たに予算 措置がされたというトイレ便器等の清掃7万8,0 00円ということが出ております。これは具体的な 内容はどうなのかというのが1点。

それから、2点目は、児童結核健診精密検査というのも、従来の決算書の中では明らかにないのが7万4,000円。

それから、3点目は、用務員業務ということで、303万1,000円。15年度の予算書を見ると、上小ということ出ております。ただ、ほかの各学校の上小以外の施設管理業務員の報酬の関係等を見ていけば、西小が194万4,000円、東中小が199万3,000円、江幌小が185万1,000円、清富小学校が195万円ということになっています。

したがって、この303万1,000円というのは、2人分なのか、それとも1人とあとパートなのかという、ちょっと疑問が残るもので、その点お尋ねいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長。

学校教育係長(北川和宏君) 11番中村委員の御質問でありますが、まず1点目、学校の管理委託の件ですが、まずトイレの便器清掃業務につきましては、学校へ行かれた方はわかるかと思いますが、あの中央トイレの前を通るとかなりの臭気がするということで、以前から学校で求められたところであります。それで専門業者に尋ねたら、まず尿石等がたまっているとということで、それを除去することがまず第1段階ではないかということで、そのトイレ便器の清掃でございます。上富良野小学校のトイレ便器でございます。

それから、2点目の児童結核健診精密検査、これにつきましては、昨年度から結核予防法の改正がなされまして、14年度までは、ツ反により陽性反応、陰性反応が出たらBCGを打つという形になっておりましたが、15年度から全児童生徒が対象となっておりまして、それにおきまして学校の内科健診の折りに、問診票を提出いただいて、それをもとに医者の受診を受けまして、この子はどうなのだなということで出た場合、富良野沿線で組織しております結核対策委員会の中で、精密検査を受けるべきか否かということを判断受けた上で、必要となれば精密検査を受けるということで、昨年度から始まっているものであります。

ですから、14年度の決算では出てきませんが、15年度で出てくる予定になっております。

それから、最後の用務員業務でありますが、これについても上富良野小学校の用務員であります。小規模校については、嘱託職員ということで、今言ったように190万円代の職員がそれぞれ張りついておりますが、これについては勤務時間が5時間45分であります、1日。上富良野小学校は大規模ということで、かなり面積、それから業務内容が多いということで、町の職員と同じ勤務時間、7時間45分ということで、2時間長いということで、1名分ということで、嘱託職員より単価が高くなっているところであります。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連でございませんね。

では次に移ります。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 241ページ、負担金・補 助及び交付金の図書採択委員会協議会負担金、これ で今朝のニュースの留辺蘂高校の1年生の女の子が 殺されて川の中に投げられているという。それがい つ、どこでそういうことになったかといったら、真 夜中に無職少年と会って、19歳の、そしてついて 行って、わずか4時間かそこらで殺されて、それで 川の中に投げられたという、そういうような状況が あるのですよね、御承知だと思うのですけれども。 この図書採択というのは非常に大切だと思うのです よ。性教育であるとか、それから歴史教育というこ とについて。特に性教育なんかでは逆にあおってい るようなものもあるのですよね。ここは私見てない からわかりませんけれども。それから、歴史教科書 についてもどうなっているのだ、何でこんなこと、 日本人を悪く言うようなことを書いているのだとい うようなのあるのですよ。そういうところで非常に これ図書採択委員というのは大事かと思うのです ね。それで来年度教科書見直しが始まりますね。そ こで、図書教科書採択委員の委員名を後で結構です から、お知らせいただきたいというふうに思いま す。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長、答弁。

学校教育係長(北川和宏君) 構成委員は各市町村の教育長が構成員となっておりまして、その回答を出す前に、それぞれ学校の先生たちが、これがいいのではないかとか協議した結果というものを、その委員会にかける形になっております。

以上です。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。 4番(梨澤節三君) そうすると、教育長1人と いうことになりますよね。そして、教育長が名前を 任命するのかなんか知らないけれども、その先生方 にこれを判断をしてもらうというふうにとれますけ れども、もうちょっとわかりやすく説明してくださ い。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 梨澤委員の教科書採択委員会なのですけれども、これ委員言われるように、 平成16年で教科書かわります。この採択に当たっては各出版会社から多数の教科書が見本として出されます。

それで、まず、一番先に委員の構成なのですけれども、これは北海道の教育委員会でもありません、24カ町村の市町村の教育長が選択委員会の委員になっております。それで、私たちもこの教科書の選択に当たっては、今の各種出版社から出される殺科書の中身については、現場の先生たちにある程度諮問をいたします。その教科書によってはどういうことで、諮問をして、その評価を校長先生やなんかからころが長所、欠点、またよさがあるかということで、諮問をして、その評価を校長先生やなんかから私たちに委員会に助言していただきます。その中で会議を開いて、私たちが最終的にこの教科書を決定しましょうということで、決定しているのがこの採択委員会の委員の使命でありますので、そんなことで御理解いただければなと思っております。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 24町村ということは上川 管内ということで受けとめていいのでしょうか。そ こに来るのは教育長であると。そして、現場教職員 にそれを見てもらって、それでその助言のもとに採 択をするという流れになっているのですね。

それで、そこに一般人といいますか、そういう者が全然見えてきてないのですよ。前はあそこの社教センターに置きまして、それで御意見をお聞かせくださいというのを置いておりましたけれども、やはり今、またそういうようなことも必要でないのかなと思うのですよ。今、何かいろいろな変なことありますから、やっぱり教科書も教育も大事だと思いますので、その辺のところのお考えをお聞かせいただければ。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長。

学校教育係長(北川和宏君) 梨澤委員の質問でありますが、教科書の縦覧につきましては、本年度も実施する予定でありますし、意見箱を置いて広く意見を徴収したいと思っております。たくさんの方が来てくれることを望んでおります。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連でございませんね。なければ、次に移りたい と思います。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 297ページ、学校給食費徴収事務取扱交付金ということで出ておりますけれども、この間新聞にも大きく取り上げられておりましたが、学校給食費の滞納ですね。根室市ではなんか272世帯、1,070人分が滞納になって、また欠損金では2,300万円あると、こういう記事が出ておりました。私どもの上富良野町では、この学校給食費の滞納につきましては、滞納額のうち在校生分と、それから卒業生分、その状況はどのようになっておりますか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 給食センター施設長。

給食センター施設長(松井 勇君) 13番村上 委員さんの質問にお答えいたします。

現在、給食費の未収金でございますけれども、平成14年度はありません、平成13年度につきまして2万9,400円、現在残っております。この方は現在西小学校に在籍しておりまして、1名分が残っております。この方は毎月3,000円ないし4,000円定例的に納めていただいております。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 281ページ、図書室運営の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

非常に上富良野の図書室は利用者が多いということで、喜ばしい傾向だということで感じております。特にこの10年、11、13、14ずっと見ていくと、ある面で上富良野町の貸し出し数の分類がわかると思って調べて見ましたら、文学の関係で買貸し出し数の30.6%、それから児童書が43.7%といって、この合計で74.3%という、非常に文学と児童書の関係で圧倒的に4分の3占めているということの実態がわかりました。

それで、お尋ねをしたいのですけれども、まず1点は、購入図書の選定方針並びに購入決定に至る経過等はどうなっているかということでお尋ねいたします。

それから、2点目は図書の除籍ということで、蔵書のあれから廃棄ということで、上富良野の場合文化の日に社教センターで欲しい人どうぞというようなこと、それから、美瑛の図書館では、図書館に入った玄関のところにも御自由にお持ちくださいというような形もとっておられます。

したがって、この図書の除籍の選択等はどのよう にされているかということで、お尋ねいたしたいと 思います。たまたま私が所属している郷土をさぐる 会のある会員が、こんな本が除籍で無料であげるということはどうなのだか、中村さんと聞かれたので、私はそれは十分わからないけれども、何の本と聞いたら、本を言われました。ですから、そういう関係があるので図書の除籍の選択。

それから、例えば、15年の文化の日であれば何冊なのかというようなことで、たまたま図書室利用統計書というのが教育委員会からいただきました。そうすると、蔵書数、それから購入数、それから寄贈の数と除籍数を引いたら翌年度の繰り越しの蔵書数になっていて、それが数字的にはぴたって合っているのですね。

それで、一応その除籍の関係で1点と、もう一つは、最近どこの図書館、図書室とも管理システムを導入されております。そうすると、うちの場合はどこの区切りかでぴちっと図書室を休んで蔵書の確認をしているのですが、例えば、小樽の図書館でシステムを導入をしたら、えらい本がなくなって、言うなれば盗難、持っていく方がいらっしゃるということですね。それで、うちで去年導入をしたのでその関係で、実数とシステム化した段階での相違があったかどうかということで、お聞きをいたします。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 社会教育課長、答弁。 社会教育課長(尾崎茂雄君) 11番中村委員さ んの御質問にお答えを申し上げます。

まず、図書の選定はどうなっているかということでございます。図書につきましては例年図書流通センターで発行している出版物の一覧表から選定まずします。これにつきましては、各沿線共通ということで認識しております。あるいは新聞による新刊、または図書室利用者からのリクエスト等によりまして選定をしているところでございます。

また、次の図書の除籍でございます。除籍につきましては、年間約790冊、平成14年度でありましたが790冊を除籍しているところでございます。

その主な内容につきましては、寄贈などにより重複になった本、または傷みが激しいもの等につきましては、文化祭のブックランド等で無料で提供しているところでございます。

また、14年度の除籍等の中身でございますけれども、まず、不明の本がございます。それにつきましては過去蔵書点検でなかった本ということで、不明本ということで整理してございます。また、未返却ということもありまして、これらにつきましては年間2回ほどはがきによる督促をしているところでございますけれども、返却なってないということもございます。

それから、先ほど申しましたように傷み、それから資料が古いもの、それから重複しているもの等につきましては、除籍しているところでございます。

また、昨年実施しました図書室の管理システムでございます。この管理システムによって返却・貸し出しの事務の簡素化が図られたところでございます。これらの不明な持っていかれるというような本につきましては、ことしについてはまだちょっと確認をとっておりませんけれども、システムが新たになったからといって、盗難といいますか、それらは変わりはないというふうにして理解しているところでございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 課長、僕はシステム化なった段階で書類上の蔵書数とシステムで分類してぴちっとした段階でその差がよその図書館・図書室ではあるのですね。結局、今課長の言う不明本だとか未返却だとかということではなくて、言うなればはっきり言って、小樽図書館はある面でいろいろな北海道の昔の古いあれだから、全国からそういうマニアが来て持っていく傾向があるということでは、あそこの課長が言っておりました。

したがって、うちはそんなには貴重な本はないと は思いますけれども、現実にシステム化したとき と、その前の書類上の蔵書数との違いがあったかど うかということを確認したかったのです。

それから、もう一つ、不明本、未返却のことが言われましたけれども、現実には不明本もあるのも承知だと思います。これはもうある面でいたし方ない部分があると思いますけれども、その数字が例えば、平成14年度であれば790冊廃棄・除籍はしたけれども、その中に何冊ぐらいあったかなというような、それから平成13年度のこの統計を見ますと、669冊ということになってますので、その中にそういうことがあるかどうかということが1点。

それから、今、図書の選定の関係で流通センターからのリスト、新聞の新刊書、それから、利用者の動向等を踏まえて購入をしているということでございます。ただ、富良野の例をとれば、図書館協議会の運営会というのがありまして、その人たちが運営やそれから図書の選定、それから廃棄の関係の除籍する本の関係等もやっているということでお聞きしました。

ただ、これをやればまた報酬だとか費用弁償だとか、お金のかかることになるのは事実ですけれども、できればある面でそういうあれも必要なのかなという気がいたしたわけです。したがって、選定に

至る経過ということでは、今のお話を聞いて、ある 面で流通センターのリストや新聞の新刊案内、それ から利用者からの動向等を含めるということになる と、ある程度町民のニーズにこたえられるような図 書購入をされているかなという気がするのですけれ ども、例えば、富良野のように図書館運営協議会的 なものはつくる考えがあるかどうかということと、 それから不明本の関係で、そのシステム化と以前と の差というのがあったかどうかということをお尋ね します。

委員長(西村昭教君) 社会教育係長、答弁。 社会教育係長(山川 護君) 中村委員の質問に お答えいたします。

まず最初に、不明本でございますけれども、よその図書室の場合は電算を入れる前までは蔵書の管理というのはほとんどできてない状態でした。うちの町は図書室を半分に仕切りまして、毎年蔵書の管理をしてます。その段階で年に数冊の数字の合わないものはございました。しかし、今回全館の図書のシステムを入れる段階で、バーコードによって蔵書の管理をしました。そこでも数冊の差しか出なかったということで、委託業者の方で驚いていました。それはまず一つどういうことかと言いますと、本と台帳を合わせるという作業を毎年したという結果でございまして、ほかの町村では購入した本だけを蔵書して扱ってます。そして、電算をすることによってそこに差が出たということで御理解願いたいと思います。

もう1点でございますけれども、富良野市のような運営委員会等の中で本を選定してはどうかという御質問でございましたけれども、先ほど中村委員の方から御指摘ございましたように、うちの図書室は文学の本が30%、児童書が43%と、これはスペースの関係上どうしてもうちのところで蔵書として専門性のものが置けないところがございます。

よって、利用者の方々のリクエスト、これは小さなメモ用紙に書いていただくのですけれども、そこでリクエストとか本の評価とかを確認しながら購入していることでございまして、専門性のものが置けれないというところがあるものですから、このような購入の仕方になっております。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

11番中村有秀君。

1 1 番 (中村有秀君) 経過が理解できました し、それから毎年ぴしっと蔵書の確認等をやってい るので、言うなれば不明本は数冊かというようなこ とで、よそのいろいろな実態を聞いたときにはひど い数字が出てきたので、私もびっくりしましたけれ ども、それぞれ担当者がぴちっとやっていただいているということで、労を多といたしたいと思います。ただ、分類別貸し出し数の中で、高額技術というところがあるのですね、これが私ずっと、10年、11、12、13見ると、大体10%台、平成13年は11.3%と、どちらかというと、専門性のある傾向の本ということで理解をしているので、その関係の購入というのはどうなのかというようなことで、お尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 社会教育係長、答弁。

社会教育係長(山川 護君) 今の御質問でございますけれども、基本的にはうちの方でリクエストがあった場合には購入していくという考え方ではございますけれども、御承知のとおり、専門性の本は需要がまず少ない、それから高価であるという内容で、北海道の図書館、また富良野の専門的に扱っている図書館、大きな市の図書館とのネットワークで借りることができますので、そこでもリクエストの方で対応していただけるかなというふうに思っております。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連ですか。8番吉武敏彦君。

8番(吉武敏彦君) 図書の購入・除籍は読者に対しては大変影響の大きいところでありまして、ちょっとこれはお願いになるかもしれませんけれども、千葉県の図書館では図書館の担当者が自分の思想と意に反する図書を全部廃棄処分したというので、大変社会的な問題になったことがありますけれども、上富良野はそういうことはないと思いますけれども、そういう担当者の思想によって、本をより分けて購入したり廃棄するということのないようにしていただきたいと思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 社会教育課長。

社会教育課長(尾崎茂雄君) 今の吉武委員の御質問でございますけれども、今後におきましても、町民からのニーズにこたえながら、図書の購入をしていきたいというふうに考えております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 関連はこれで、次に移りたいと思います。

16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) 281ページのコミュニティ広場についてお聞きしたいと思います。

これは各地域にあるものをいうと思うのですけれども、何カ所あって、予算133万円ほど取ってあるのですけれども、管理委託ということで、うちらの方にもあるのですけれども、これはこの間から委託料についてはちょっといろいろな話が出ていたの

ですけれども、うちらの方にも千望峠があるのですけれども、あれの管理委託が300万円ほどあるのですよね。あれは道からも180万円ほど来ているのですけれども、そこら辺が同じ広場の管理というか、あそこも公園みたいになっているのですけれども、そこら辺が余りにも差があるというか、果たしてあの委託料が適正なのかどうなのかという、そこら辺をちょっと聞きたいなと思います。

委員長(西村昭教君) 社会教育課長、答弁。 社会教育課長(尾崎茂雄君) 16番渡部委員の 御質問でございます。

上富良野町のコミュニティ広場につきましては、現在5カ所ございます。場所につきましては、東中コミュニティ広場、それから富原コミュニティ広場、江幌静修コミュニティ広場、草分コミュニティ広場、江花コミュニティ広場でございます。これらに関しての管理でございますが、管理につきましては大半が作業員の賃金ということで、うちの方で委託してるところでございます。その作業員の賃金につきましては、草刈り、除雪、それらに要する経費でございまして、各地域によっては委託料は違いますけれども、5カ所を委託しているところでございます。

管理費につきましては、各地域ごとに差がございまして、面積だとか、それらにつきまして管理費が違うのが現状でございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

先ほどの千望峠の件については、第7款の方に入りますので、後ほど一括質問のときにお願いしたいと思います。

他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 283ページに関連することになろうかなと思います。

名跡由来看板ということで、平成11年度に4万9,770円、それから平成12年度は埋蔵文化財看板ということで25万2,000円決算があります。その後ずっとゼロの状況でございます。

私も郷土をさぐる会の会員ということで、あちこちそれらの状況を見て回ったのですけれども、その由来の看板の字が消えちゃって見えない、もしくは判読が難しいというところが、場所にもよりますけれども結構あるのですね。それで、できれば平成16年度はその現状を調査をして具体的な対策をとってはどうかと。例えば、滝本さんのところ、大雄寺さんのところもそういう状況になっております。何カ所か回っても大体総じて11年度、12年度の状況なので、結構不鮮明なところがあるということ

で、私見てまいりましたので、すぐとは言いませんけれども、とりあえず16年度に実態を調査をして、あと17年度以降の計画といいますか、そういうものについて考えていただきたいと思いますが、その点お伺いをいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 社会教育課長、答弁。

社会教育課長(尾崎茂雄君) 11番中村委員の 史跡等の看板についてということの御質問でござい ます。

この看板につきましては、上富良野町石碑名所表示ということで、平成16年度に修繕費で5カ所程度年度計画でもって直そうということで、平成16年度につきましては、5カ所の看板を修理しようということで計画をいたしました。

それで、平成15年度に文化財保護委員と施設を回りまして、平成16年度で5カ所を整理しようということの計画でございます。また、それ以降につきましては、各場所かなり傷んでいる部分もありますし、計画的に年次計画でもって修理しようということで考えてございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 それでは、質問ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、歳出第10款については質疑を終了い たします。

それでは、質疑をこれで打ち切ります。

ここで説明員が交代いたしますので、しばらくお 待ちいただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後 3時58分 休憩 午後 3時58分 再開

委員長(西村昭教君) それでは、審議を再開い たします。

次に、歳出、第11款、300ページから第15 款309ページまでの質疑に入ります。

第11款ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、第11款の質 疑をこれにて終了いたします。

次、12款、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、12款の質疑 を終了します。

次に、第13款。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、質疑を終わります。

次、第14款。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 14款の質疑も終了いた します。

次に、第15款予備費、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) では、第15款、これで 質疑を終了します。

委員長(西村昭教君) 次に、あわせて調書の3 10ページから317ページまでの質疑を行います。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 317ページの地方債の現在高110億3,771万4,000円。これと特別会計の方を合わせたら幾らになるか、お聞きします。

委員長(西村昭教君) 財政係長。

財政係長(服部久和君) 一般会計と特別会計の 公共下水道、簡易水道事業、水道事業、病院事業、 ラベンダーハイツ事業会計の特別会計との合計は、 164億8,234万9,000円になります。 以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 164億8,000円、概略ですね。これが地方債現在高の総額ですね。これで押さえておいていいですね。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、調書の310 ページから317ページまでの質疑を終了いたしま す。

ここで説明員が交代いたしますので、自席でしば らくお待ち願います。

それでは、説明員が全員そろいましたので、次 に、一般会計全般についての審議を再開いたしま す。

一般会計全般について、質疑を行います。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 91ページの防災会議、ここで町長にお尋ねしますが、国民保護法案での市町村の主な役割ということで、来ておりますか。そして、消防庁がこれ言っているのですが、国民保護の専任職員を来年度までに配置しないかということを言っているわけですよね。それについてどのようになっているのかということを1点と。

それから、今、そんなところではないのだと、人 も予算も余裕がないと、合併対応に追われ国民法ま で手が回らないというのが現状のようですけれど も、これ今、来てるか来てないかと。そして、さら に不作為は許されないと。来ているのに知りませ ん、知らん顔していて、そういうことは許されない というように、消防庁が絡んでいるのですけれど も、この辺のところお聞かせいただきたいと思いま す。

委員長(西村昭教君) 企画調整課長、答弁。

企画調整課長(中澤良隆君) 4番梨澤委員の御 質問にお答えをさせていただきます。

今、国民保護法案等が審議されていまして、その 内容につきましては、各町村に来ているところであ ります。

平成17年度にはその市町村において計画を樹立しなければならないというようなことが言われておりまして、その中で専任職員が要るのか要らないのかという件につきましては、今後内部で検討をしていかなければならない問題かなというふうに認識を致しているところであります。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他にございますか。

2番徳島稔君。

2番(徳島 稔君) 私は町長にちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、私はこの一般会計を見せていただいたならば、町長は8年前に上富良野町に住みよい町だ、いてよかった、住んでよかったと訴えて8年前に当選をされたと思っておるわけでございますが、その間にこの一般会計を見たら、町の住んでよかった、いてよかったということは、この交付金が減らされたということでかなり予算は落ちてきていると思うのです。

そこで、私の考えとしては、やっぱり一番削って早いのが雇用の場で雇用のあるところが一番減っていっているように私は感じているわけでございます。そこで、この町長は8回の予算を組んでおるわけでございますが、この予算についてやっぱり自信を持って組んだと思いますが、どこに主を置いて内部のいいように組んだものか、町民を大として組んだものか、老人を大として組んだものか、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 2番徳島委員の御質問にお答えさせていただきます。

私、就任させていただいて、今進めております第 4次の総合計画を策定させていただきました。平成 11年から平成20年までの10カ年間の総合計画 を策定させていただきまして、その総合計画を対応 することによって、今、委員からお話ありましたように、本当に上富良野町に住んでいてよかったなということを実感として味わえるまちづくりを目指してきたところでありますが、なかなかその上期を終了することができ得ましたけれども、下期に入りまして財政的に非常に厳しくなった。予想どおりに対応でき得なくなったというような状況下での総合計画後期のスタートの16年度の予算編成をさせていただきました。

この中で、何を重点にということでありますが、この中で私は、この総合計画に掲げております四つの柱、この四つの柱を重点的に予算措置をさせていただいたということでありますので、御理解をいただきたい。

ただ、四つの柱を中心的に対応させていただきましたが、執行方針でも述べさせていただきましたように、財政的に厳しいこの状況から、当年度対応すべきもの、したいなというような部分が先送りせざるを得ない、あるいは第4次総合計画の中で位置づけしておるものを先送りせざるを得ない財政状況であると、最大限そういう中にあってのまちづくりを目指していきたいというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長(西村昭教君) 2番徳島稔君。

2番(徳島 稔君) 町長の考え方もよくわかり ました。私はこの予算を見せていただきまして、1 5年度予算は100億円近いと、16年は18億円 余り減ったと、こういうふうになっておるわけで す。14年を見たら、16年と変わっていないわけ なのです。そうすると、15年の100億円近いの を大きいところを見たら、白金かん排が一番大きい ように私は思っておるのです。その次に大きいかな と思うのは、道路河川課の5億円近い落ちておるの です。その次、私の見ている範囲内では、下水道が 昨年まで2億円近いものが4,000万円程度に なってしまったと。道路いろいろな問題で減ってき ておる、仕事が終わってきたといえば終わってきた わけなのですよ。だから、減ってきても何もやって いけないことは、私はないと思うのです。道路もも う、今現在あるのは5線道路のもう少々、16号道 路の舗装と、こういうことで新規事業はまだ出てき ておりません。

そこで、私は思うのは、今までつくってきた箱物を守るのが一生懸命な時代が来るのではないかと、 私思っているのですよ。日本の国はバブルがはじけて10年と言うけれども、この田舎では10年終わって、これから10年がバブルはじけた10年だと、私はこう考えているのです。まだまだ交付金は落とされてくると私は思っておるのです。そうする ならば、今までつくってきた箱物を守るのが一生懸命。そうすると、上富良野町民を守るより役場内の 今までやってきたことを守るのが一生懸命になって くる時代が来ていると思うのですよ。

そうするならば、私に言わすならば、酒匂町長は体育館をやると、尾岸町長は保健福祉センターをやる、菅野町長は山のふろをやる、海江田町長はカミホロ荘をやる、歴代町長さんは、和田町長さんは屠場を、雇用の場をつくっていた。いろいろやってきたその後の始末が私今ここに来ておるのではなかろうかと思うのですよ。

そこで、私の言いたいのは、もう少し努力してい ただいて、雇用の場をつくっていただきたいという のは、正直言って今一次産業の農家も法人化にしれ と、この3年間。法人化は20町、個人は10町 と、こういうふうに上から抑えられてきておる。商 店街の皆さんにしても大型店がどんどんどんどん 入ってきておる。とめる力もない。そうすると、商 店街のみんな努力しておるけれども努力のしようが ない、こういう時代が私はどんどん来ると思うので すよ、農家にしても。そうすると、尾岸町長は就任 して以来8年の間に、農家は200戸以上減ってお るわけです、8年間の間に。それなりに商店街の皆 さんも減っておると思うのですよ。これから先見た らとんでもなく減って、上富良野町は合併合併っ て、今騒いでおりますから。言っているうちはいい のですよ、言葉で言っておるうちはいいのです。言 葉でなく今態度で示してくると思うのです、国は。 そのうちにするとかしないとかと言っているより も、黙っていてもしなければいけないような状態が 来ると。これは私に言わせたら、1年後か、3年後 か、10年後か、私はわかりませんけれども、絶対 に来るのではなかろうかと思っておりますよ。国は そのねらいでやっておるわけです。それまでに一つ でも上富良野町はやっぱり負債を少々背負っても、 やっぱり町民に喜ばれることを私は一つでもしてい かなければいけないと、こう思っているわけです。

そこで、私が聞きたいのは、ここへ出てきていないのですけれども、図書館の5,000万円か6,000万円でやりたいと、これはことししない、来年だと、こういうふうにいわれたけれども、補助金がどういうふうになっているのか、少しでも補助金のもらえる制度にのっとって、私は一つでもやっていただいて、そうするなら上富良野町の仕事もふえていくと、こう思っておるのですよ。

今、業者にしても、破砕派の業者どんどん仕事が減っているから、田舎へどんどん押しかけてきておるのですよ。だから、上富良野業者は本当に直す程度の仕事しかない。農家にしてもどんどんどんどん

ふやしてふやさせて、そして土地の値段を10分の1とか8分の1に落として、やる気のある人を全部つぶしておるような格好だと私は思っておるのでよ。

そこで、私の言うのは何とかして、私は聞きたいのはごみ捨て場、これも当時これをきれいに整地したら防衛庁で買っていただけるのだと、こういうふうに言っておったわけです。その整地した後はどういうふうになっておるのか、防衛庁の折衝をひとつしっかりと聞かせていただきたいと、こう思っております。

それに、私は今考えておるのは、正直言って、 今、考えておるのは爆発の問題です。この問題が清 浄して大分おさまってきておりますが、みんな忘れ ておると思うのです。この対策を仕事をどのぐらい 土現の方でやっていただけるのか、もう少し力を入 れて、この砂防といいますかどんどんやってもらっ て、雇用の場をどんどん広げていただきたいと、こ う私は思っておりますので、執行者にしては嫌なこ とかもしれませんが、交付金が減ったのだ交付金が 減ったのだと、そればっかり言わないで、交付金が 減ったら減ったように努力をしていただいて、国の 補助金、道の補助金、上富良野町に喜ばれる仕事を 私は少しでも持ってきていただきたいと、このよう に考えておる次第でございますので、よろしくお願 いします。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 2番徳島委員から幅広い行 政運営についての御質問をいただきました。

委員おっしゃるとおりだと私も思っております。 雇用の場の促進、これらも行政が事業をおこすわけにいきませんから、やはり地域の活性化を図った中で、雇用の場が促進されるように努めなければいけないし、公共事業もだんだんだん縮小されてまいります。そういった中で、地域振興策をどのように考えるかというようなことも含めながら、地域づくりを考えていかなければなりませんし、御案内のとおり、委員の御意見の中にありましたように、財政的にも非常に厳しくなってくると、これから20億円近くの歳入構造が減ってくると。

そういう中で、どう財政運営をしていくかということにつきましては、行政執行方針でも述べさせていただきましたように、抜本的な構造改革を進めていかなければならないというような中で、構造改革を進めていくということで取り進めていかなければなりませんし、また、十勝岳の噴火対策、これにつきましても事業の促進については、もう既に北海道との調整も進めて、土木現業所との対応も進めて例年来ております。今回は特別に、今道州制の中で北

海道特区で100億円の4年間のお金が来るという、この100億円を4年間の間で何とか十勝岳砂防工事につぎ込んでほしいと言うことで、今、調整も進めているところでありますし、いろいろな部分で北海道、あるいは防衛関係につきましては国の方にも働きかけておりますが、これらにつきましても委員おっしゃるとおり、前向きに取り組んでいかなけれはならない大きな課題であると。

また、ごみ捨て場の防衛庁買収につきましても、 まだ東中地区の廃棄物旧処理場の完全な終了がなさ れていない、中途半端でありますので、これらにつ きましても防衛庁とも話をいたしているところであ りますが、今のところはまだ煮詰まった話にはなっ ていないというような状況でありますけれども、今 後の課題として大いに対応を図っていかなければな らないというふうに思っております。委員から今お 話ありましたようなことを十分肝に銘じながら、今 後も行政運営を進めていきたと思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 総括ということでございますけれども、前半の中で漏れたものについてもということでございますので、まず、住居表示の関係です。

町民生活課所管ということでございますけれど も、この条例の第3条の3項の中で、一応実態調査 によって云々で直ちに必要な措置を講じなければな らないというような項目だとか、それから、紛失汚 損等の場合は有償でということで、一応規則の中で なっております。

したがって、私は、やっぱり景観条例等も含め て、そういう点では上富良野町へ来れば住居表示、 いろいろな街灯、それから道路ともすばらしい環境 になっているなという条件整備をやはり町民の皆さ んとともに進めなければならないと、そういう関係 で、今の住居表示の段階では、街区番号板、それか ら住居番号板とも適切な状態になってないと、そう いうことで、有償で配布をするその料金は別に定め るということになっておりましたけれども、私はい ろいろな形で住居表示板の適切でないところへ聞け ば、もう有料でもいいよと。ですから、一応原価は 200円ということで答弁を受けたけれども、今の 状態であればどうなるか私わかりませんけれども、 そういうことで何とか規則を有料の何ぼということ で明らかにして、やっぱり町民の皆さん方に希望を とってということで、有償配布の形をとっていただ いて、整然とした町並みの環境づくりをお願いをい たしたいと思います。これも一問一答ですね。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。 町民生活課長(米田末範君) 中村委員の御質問

町氏生活課長(米田木軛君) 甲村委員の御貨だ にお答えをしたいと思います。

委員からの一般質問でもちょうだいをいたしてご ざいました。これらについては、ただいまの御発言 の中にもございましたように、街灯の表示板も非常 に汚損されているような状況もございます。実は、 全体的な調査をしていくことの必要性をちょっと考 えてございまして、今の緊急雇用創出の特別対策事 業というのがございまして、できればこの事業を用 いながら、雇用とそれから資材等も対象軽費として 今認められるというような状況もございまして、こ れの可能性を今探らせていただいてございまして、 これが事業化の方向に向けて努力をさせていただき たいというふうに思ってございます。御指摘のとお り、これらについてはもういろいろなサインの新し くなっているというようなことございますので、可 能な限り状況として整備をしていきたいというふう に考えてございますので、少し時間をちょうだいし たいというふうに思ってございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 次に移ります。

- 11番中村有秀君。
- 11番(中村有秀君) 教育委員会関係なのですが、学校評議員制度の関係なのです。

これ14年度から実施をされて、一応14年度決 算を見ますと、小学校9人で7万2,000円、中 学校5人で3万2,000円、15年度も大体似た ような数字で、今回予算上の関係が各学校ごとにぴ ちっと分類されてますので、非常に探しやすいので すけれども、上小、西小、上中、5万7,000円 と。現実に私、この学校評議員制度が教育委員会の 中でどう評価をされて、どうかということで下の情 報コーナーへ行って見てみました。したら、確かに 任命の関係であるのですね。例えば、町職員がなっ た場合の報酬はどうだとかというような形があるの ですけれども、たまたま見ますと、教育委員会の関 係の情報もあそこに適切に保管されてないのです ね。現実に体育指導員の関係も14年で切れて、今 度は16年度で新たにということなのですけれど も、それらも去年、14年、15年度分の委員の名 前がもう何もないのですね。それで、一つは、まず 評議員の関係でお話をお聞きしたいと思います。

この学校評議員制度による、例えば、15年度に限ってもよろしいと思います。この開催状況学校ごとに違うと思いますけれども、その中でどういうような意見が出てきて、学校運営に対してどのような

内容のいろいろな御意見が出てきたかということ で、お伺いをいたしたいと思います。

それから、第2点は、評議員制度ということでなっているので、この評議員の各学校ごとの協議内容が公表するのかどうかと、この2点をまずお聞きしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 中村委員の学校評議員の 件なのですけれども、これ文部科学省から各学校で 開かれた学校づくりということで、学校、家庭、地 域が一丸となって、今まで職域で運営していた学校 運営を、地域の人たちにやっていることを情報公開 して、また地域の声も聞き入れながら学校にするこ とが適切だということで、実はうちの方で3校置い てます。年間それぞれ3回ずつやっていただいてお ります。ただ、うちの方も教育委員会で清富だとか 江幌だとか、東中の両校置いてないのですけれど も、これは来年から置かないとならないということ で認識に立って論議してますけれども、ただ、なぜ 置かなかったかと言いますと、あそこは本当に地域 一体となって学校運営に支援してくれているという ことでは、あえてということで考えていたのですけ れども、ただ、やっぱりなれあいで学校運営で地域 ということよりは、きちっとした形で評議員という ことで、来年度から4校についても設置する考えで あります。

それから、内容につきましては、これ私たちが関知することでなくて校長が、私が任命いたしますけれども、そのほか評議会の運営についてはあくまでも学校長ですので、私もいろいろ校長会やなんかで年に12回やりますので、そのときにいろいろ聞いております、どういうことが協議されて、父兄からどういう不満が持って、なぜということについて学校の運営に出せということについても論議をしているよということは校長会から全部耳で聞いているだけで、文章を具体的にやって情報公開しておりません。

ただ、今言われて、新たに認識をしたのですけれども、そういうことで、評議員で具体的にやっているものについても、PTA便りだとか保護者の皆さんに少しでも知っていただくことの方がいいのかなと。ただ一つ、子供の人権にかかわる問題だとかいろいろありますので、その辺をまず整理ちょっとしたいと思っておりますけれども、今、貴重な意見をいただいたことについては、校長会で十分協議させていただいて実践に向けていきたいと思っております。

それから、教育委員会の資料が非常に少ないとい うことで御指摘いただきました。そういう面では僕 も余りそういうところ目を通したことがないので、 学びの場だとか、活動していることの実践について はどんどん住民にあれしてますけれども、ただ、そ ういう大切な部分が欠けてたのかということの認識 をさせられておりますので、また帰りましてうちの 職員とも十分協議して、できるだけそういう情報公 開できるものにはするということの努力をしてまい りたいと思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 僕はある面で成果が上がる、言うなれば、開かれた学校、開かれた地域、それで学校、家庭、地域でこの学校づくり・教育づくをするというのがこの評議員制度の原点だろうかなと思います。

いずれにしても、学校長が中心となっているのはこれは事実でございますから、公表できる面、できない部面があろうとは思いますけれども、ある面で町民に公表はできてもいいという範囲の中で、やはりできれば公開をしていただきたいと思います。

今、いみじくも教育長がおっしゃいました。教育委員会の会議資料は15年3月19日が一番新しい資料で、あとはないです。ないということはやっていないということではないと思います。それから、体育指導員の会議録は第5回、平成15年3月26日が一番最終であとはないと。それから、ついででございますけれども、上富良野町の町政執行方針、これも16年度はまだあそこにつづられてませんね。これが終わったらとじるのかなという気はしてますけれども、ただ、やっぱり新聞等で公表されているから、僕はもう入れていいのではないかなという気がいたします。

それから、成果があるという判断で、今後町内の 清富、江幌、東中等もやっていくということなの で、ぜひ地域と連携された形での学校運営をすると いうことで、それらの運営につきましても、学校評 議員制度をとって、いろいろな形で開かれた学校づ くりをやっていただきたいと思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 学校問題についてお伺いいたしますが、学校整備計画について詳細に整備計画が出されておりません。ローリングという形の中で、これは大枠は出されておりますが、基本的には議会に対してきっちりとどの学校を年次計画に基づいてグラウンド整備も行うのかというような具体的

な整備計画をもって、この議会に臨んでほしかった と。なかなかその部分が所管には出されているのか もしれませんが、全体的にはなかなか読み取られて ない部分がありますので、その点を大至急お願いし たいというふうに思います。

次に、学校先生の指導配置の問題でありますが、 これは東中の問題だと思いますが、ほかにもあるか もしれませんが、父母の間で、先生は来たけれども 途中で病気になったのか何になったのかわからない と、そういう中で、生徒が非常に困惑していると、 保護者も困惑しているという状況があります。本来 はこういうのは適当ではないわけで、きちっと対処 されなければ一貫した教育の指針というよりも指導 もでき得ないわけです。逆に生徒や保護者に不安を あおるばかりで、どういう理由でそういう状況に なったのかも知らされないという不安が広がってお ります。そういう意味では学校整備、その他もいい のですが、やはりそういったところのきちっとした 先生の配置を受け入れるときに、いろいろな約束事 があるのかもしれません。私はその裏はわかりませ んが、やっぱり現場の子供たちや保護者が一番困る わけですから、また先生との連絡も体系という点で は困りますので、その実態は今どのようになってい るのか、きっちりこの場で示していただいて、早急 な対策をとっていただきたいというふうに思いま す。

次に、総合対策の学習の総合学習の問題ですが、 従前から言われていたように、先生やいわゆるそう いう人たちの旅費だとか、指導員の配置だとかとい うのは、今現状どのようになっているのか、この点 についてお伺いしておきたいというふうに思いま す。

委員長(西村昭教君) 米沢委員、一問一答式ですので、一つずつ処理していきたいと思いますので。

教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 一問一答ということですけれども、2問まとめてお答えしたいと思いますけれども、1点の学校の整備計画、教育委員会としては課題については全部掌握してます、修繕するととる、新設するもの。ただ、年度については私たち本当に残念なのですけれども、教育委員会の組織でないわけですから、そういう面では何年にということでなくて、課題については全部掌握しておりますし、私たちも何年にはこれやりたいなということの教育委員会での内議はしております。ただ、それの実施については、これは町長の大きな施策事業として位置づけしながらやるわけですから、それは総合

計画であり、実施計画のローリングの中で明確に位置づけしてほしいなと思っております。それは私たちも意を呈して理事者に訴えていきたいと思っております。

それから、先生の問題ですけれども、確かに前回の一般質問で100何人の先生、すばらしい先生で欠陥の教員は1人もいませんということで、言わせていただきましたけれども、実際に内情を打ち明けますと、病欠で3人の方が今休暇しております。それで、私たちも生身の体ですから、特にその先生の病気に対して休むことについては全く違和感を持っておりませんけれども、中にはやっぱり欠陥教員けているのも事実であります。そういう先生については長期休養して、そのまま放置されて期限付きでやられたら、小さい学校なんかたまったものではないさいが表にはなかなか一つの定規がありまして、その可能になってないのが現実であります。

いずれにいたしましても、いい先生を連れてこいということで、いい先生については鋭意努力してますけれども、いい先生ということでいただいた先生が、実際ふたあけてみたら、そういうことというのはたくさんのことありますので、人間生身の体ですから、そんなことでは素性調査しながら、例えば、僕はいい先生というのは、ただ知識を教えるのではなくて心を教える先生がすごいと思ってますので、そういう面ではその先生には町の、上富良野の先生ですから、そういうことを事あるごとに校長先生やなんかと意見の交換をしながら、対応を図っているところでありますので、ただ、その対応については今委員からすごく厳しい意見をいただきましたけれども、一つのルールの中では解決はちょっと時間が来なければできない課題だと思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 確かに私はその指導力のある問題だとか、いろいろ個人差がありますから、やっぱりそういう状況になった時点で、もしくは先生が入る時点で、確かにわからない部分はあるのだろうと思いますが、やっぱりそこら辺の情報も含めて集めていただいて、やっぱり機敏に対応できるものは対応してもらうということで望んでいるわけですよ、保護者の方も、生徒も。やっぱり一番そこが教育長もわかるように、ここ問題だと思いますので、その点をぜひ対処していただきたいというふうに思ってます。この点についてもう一度お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 今、米沢委員から言われたように、ことしの人事異動も大きな学校で、例えば余裕の先生が何人かいれば補完的なことで児童に接するのですけれども、小さいところでそういう先生がいたら、本当にたまったものでないと思っておしてして、本当に直訴するよというようなことに切ってお願いしているのですけれども、ただ、ルールの中では教員を配置しないということにはならないで、その逆に正職員より期限付きの先生の方がすばらしいまた先生が雇用できる部分がありますので、これがベターということにはならないですけれども、今、委員から言われるようなことについては意図を呈して、さらなる声を大にしてその対応を図るように努力したいと思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 次に移ります。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 239ページで教育です ね、総務になりましょうか、教育長にお尋ねしたい と思うのですけれども、国旗・国歌が法制化になっ て、そしてうちの議場も現議長の決断でこうして国 旗揚がったのですけれども、今、この国旗問題は校 長が自殺したり、それから生徒に土下座させられた り、大きな問題結構含んでいるのですね。最近マス コミやテレビをにぎわせているのが札幌の市長なの ですよ。この方は新年交礼会で国旗は揚げない、そ れから学校の卒業式に行ったら国歌を歌わなかった ということでもって、マスコミでばあっと出ている のですよ。これ子供たち見ているのですね、もろに 見てるし、親も見ているのですよ。私はこれはこれ でいいと思います、その人、札幌市長という立場で はっきりこれはこうだということをやっているのだ から、それはそれで札幌市民がきちっとそれらを選 択すればいいことだと思います。きちっと出すから 私はかえって何やっているかわからないというより もいいと思いますよ。

そこでもって、どういかねばならないかというのを、これこの辺のところが教育になっていくのかなと思うのですよね。そこでお聞きしたいのは、一番大事なのはやっぱり小学校の入学式なのです。小学校の入学式で、一応幼稚園、保育所はそれぞれ幼稚園旗であるとか、国旗も一緒に出しております。それで国歌は歌っておりませんね。それで上田市長のように、立場の人が国歌を歌わないでいるというようなことでもって、子供たちがこれ強制とかどうようなことではないと思うのですけれども、その辺のところの、これから入学式ありますので行くと思うのですけれども、やはりこれ大事な要素になっ

ていくと思うのですよ、子供の。この入学式に当たって、今、卒業式も見られたと思うのですけれども、どういう状況にあるのか、この町の学校はどうだろうか、小学校ですね、特に、どうかなということをちょっと懸念するのですけれども、その辺お尋ねいたします。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 梨澤委員の国旗・国歌の問題については、今、改めて言われるのでなくて何回か御質問受けて、その私の考え方もお答えしております。

私も7年間この職につかさせていただいて、支会とか校長先生とか協議しておりますけれども、ただ、現場で混乱をしたということは一度もありません。また、教職員が校長と先生たちの立場が違いますけれども、職員室でいざこざがあってということもありません。励行しております。

ただ、これは学習指導要領にでもきちっと、音楽 の中で教えなさいということで、掲げなさいという ことでなっているのですけれども、ただこれ僕たち のこういう底辺でなくて国会で指導思想信条イデオ ロギーの自由だというようなことで、やってもい い、やらなくてもいいなんていうことが出てくるも のですから、そういうことで各市町村で混乱してい る部分もあるのですけれども、ただ、今私たち同じ 立場で教育長会議やなんか管内でやりますけれど も、どこの町村も二、三年前は、歌わない、座らな い、立たないというようなことがありましたけれど も、今は全部道議会やなんかでも関心持って、その 実態調査しておりますけれども100%、ただ歌の 声を出して元気よく歌うという部分については、も うちょっと時間がかかるのかなというような感じを しておりますけれども、ただ私たちの先生方につい ては、意識をきちっと持っているということで御理 解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 次に移りたいと思います。他にございませんか。 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 町の活性化の問題について なのですが、いわゆるリフォーム対策についての補 助制度の問題です。

今後町では商工振興補助という形で、空き店舗対策という形の補助制度がありますが、これがなくなった段階でいわゆる店舗対策の修繕も含めて、一般住宅も含めた少しでもやっぱり業が営めて、そこに雇用の拡大や商品に結びつくというような政策展開というのがどうしても上富良野町には必要です。しかし、町長はこういった点での具体的な活性化のまちづくりという点では、なかなか示してないとい

う点があると思います。

私、今回この問題について、町長、将来的にこういう制度を起爆剤にして、そこで雇用に結びつくような対策を講ずるべきだというふうに考えておりますが、この点についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) このリフォーム対策、この事業を推進するか推進しないかは別としても、基本的に地域の活性化対策というものは考えていかなければならないと。今、商工振興条例の中で店舗等々の改築等の事業の推進を図っておりますが、これらの事業評価も十分見きわめながら、今後継続するのか、この期限でやめるのか、その後どうするのかということは、これからの対応の中でリフォーム対策等々も含めながら、全般的な視野で地域の活性化、特に市街地構成の中における活性化と、また農業の活性化、そういったものを含めながら考えていかなければならないというふうに認識しております。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

#### 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) それらの具体的に将来どうなるかわからないというところの不透明なところもあるのですけれども、具体的にはそういう事業というのは町の将来の活性化につながると。そういう意味では大いに有意義な、どういう制度になるかわからないけれども有意義な制度になると、そういう解釈でよろしいのか、また別な制度の町長自身にこういうまちづくりの中で活性化する中で、こういう制度がいいのではないかというのがあれば具体的にお示しいただきたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、基本的に活性化事業というのはリフォーム対策しかないということではないと私は思っております。今、現在町として、商業振興条例の中で商店街の店舗対策ということで取り進めております。この事業もそれなりの事業効果を出して、これは時限立法で対処しておりますので、これらの事業評価を十分見きわめながら、その中で今後の継続するのか中止するのか、そこらを見きわめていかなければいけないと。

また、加えて、このリフォーム対策御提言ありましたこの部分につきましても、これが本当に事業評価をして雇用の促進につながるかどうか、ここらあたりも十分見極めていかなければならないし、それ以外の対策としてないのかということになると、以前から私も考えておりましたけれども、それらの部分も含めながら、今後の課題としてこの活性化対

策、これは言うならば地域の業者の対応の部分ということが大いに業者の振興策という部分が十二分に含まれるわけでありますから、そういった部分と兼ね合わせた中で十分検討を加えていかなければいけないというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) ここには財政のエキスパートがおそろいですので、質問させていただきたいと思いますが、平成16年度の財政指標を見ますときに、町長は5年間で20億円の削減を目標として組んでいるところでございますけれども、この財政指標を見るときに、歳入の方で公債費負担比率ですけれども、通常15%が警戒ラインで、20%は危険ラインだというふうに用語の解説の中でうたっております。この計画でいきますと、今年度が19.8ですからボーダーラインで、17年度になるとそれを通り越してしまうというようなことでございます。

また、起債の制限比率で見ますと、15%以上になると公債費適正団体となり、地方債の借り入れを制限されるというようなうたい文句があるわけでございますけれども、ぎりぎりの線でこういう年度別の推計、推計ですから今後についてはまだ若干考えるべきところもあろうかと思いますけれども、健全財政の中でこういうような厳しい財政運営計画が掲げられているわけですけれども、これで上富良野町が乗り切っていけるのかどうか、考えをただします。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 岩崎委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

今、この資料2の中での数字、推計値として出してございます。すべて先へ行くほど、数値は悪化するというような状況でございます。この中で歳入、一般財源のところをちょっと見ていただきたいわけでございますけれども、平成11年度ピークで59億1,400万円の一番いいときがございました。

御存じのとおり、この歳入、一般財源の状況が17、18と、40億円台に落ちてくるというようなことから、この原因につきましても地方交付税等を中心に、国の財政計画というものが大きく影響をしてきてございます。そういう中で、今年度も既に地方交付税3億円何がしかが交付されないと、減額されるという状況の中で、どうしてもこの歳入一般財源を中心とした分母の数値が非常に影響力が大きいということを、まず御理解を賜っておきたいというふうに思います。

当然ここに掲げてございますそれぞれ数値におけ

ます評価の仕方として、公債費負担比率に行きましては15%超えたら危険ですよとか、そういうふうになっているところでございますけれども、どちらかというと現状においては、国の方もいわゆる景気を上げるための手法として地方にも借金を勧めてきた経緯もございまして、この辺のところが厳しく指摘するような状況に、どっちかと言うと黙認するような形で、いたし方ない状況かなというふうな押さえ方をしているようでございます。

地方分権になって、その辺の財務の指導等につきましては、なくなりましたけれども、そういう従前の中におきましては、その点につきましても指導もあったところでもございますけれども、最近はそれがなくなってきているというふうな状況にございます。

また、この中で、起債制限比率というのがございまして、これは間違いなく15を超えてしまうと、町としての計画を再建するような形で上げていかなければいけないというようなことは強いられるかと思います。この辺のところが今一番こういう中で心配されるところでございまして、ちょうど18年度がこの起債制限比率が15.5というような推計を立ててございます。この辺のところが心配されるわけでございます。

それと、今将来こういう方法で本当に大丈夫なのかという点があろうかと思いますけれども、現状の国の方、町長も何回も申し上げておりますけれども、国の方の財源地方分権になりまして税源移譲の問題だとか、その辺のところが先が見えてきてないという状況の中で、財政を担当する者といたしましても、極めて先行きが見えない中で不安を感じているという状況でございます。

大丈夫かということを言われましても、同じ位置にあるというふうに思ってております。こういう点につきましては、この予算特別委員会を通じまして新たな16年度の財政構造改革の元年と位置づけまして、町民の皆さんとともに、この見通しの中でどう対応するかということを、いろいろな御議論を賜りたいというふうに思っております。そういう中で、この財政の改革に向けた取り組みをしていきたいということで考えておりますので、御理解を賜っておきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) ただいまの助役の答弁で多 少安心といいますか、そういう面を持ちましたけれ ども、これから町民が不安を持たない財政運営をお 願いして、質問を終わります。

委員長(西村昭教君) お諮りいたします。

本日の会議の議事が午後5時以降に及ぶことが考

えられますので、あらかじめ延長いたしたいと思い ます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。 よって、本日の会議時間はあらかじめ延長することに決しました。

それでは、質問、13番村上和子君。

13番(村上和子君) 267ページ、学校運営につきまして、ただいまは東中小学校、それと東中中学校、別々に学校運営されておりますけれども、これらも一つでということに、小中学校というような、小中一貫校というのでしょうか、そういうことにはならないのでしょうか。そういう検討はされたことがございますのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 村上委員の御質問ですけ れども、実は先日、岩崎委員から同じ質問を受けま して、私も個人的ですけれども、小中一貫性のやっ ぱり長所というのですか、そういう面では校長先生 やなんかといろいろ助言いただいたりなんかしてい るのですけれども、今の現状では到底そんなことに は考えも及びつきませんけれども、将来は小中が やっぱり補完しながら、そして地域の東中なんか特 に、子供たち幼稚園から同じ過程をずっと義務教育 9年間やるわけですから、そういう面ではメリット 多いなということの意識は持っておりますけれど も、行く行くは国の方もそういうこと、中高一貫教 育、小中一貫教育、既に特認でやっている市町村も 出てきてますので、そういうことの検討がなされて くるのかなということで、御理解いただきたいと思 います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 12番金子益三君。

12番(金子益三君) 1点、済みません、41 ページの使用料及び手数料の件でちょっと質問させ ていただきたいのですが、民生使用料の1番の老人 福祉使用料の部分で、保健福祉総合センター使用料 388万6,000円とあります。これは受益者及 び使用者が応分のその施設を使うことに対して使用 料を払うという部分に関しては、私も大賛成でござ います。

この中身についてなのですが、センター使用料の中に、恐らくデイサービスを民間の団体にこれから委託をして現行特養の方で行われているものと一緒にやっていくところが入っていると思いますが、ちょっと1点疑問に思ったのですけれども、これ当然上富良野町内のそういう外郭団体にお願いするところであると思うのですが、この面積割の使用料に

関してなのですけれども、本来であればどうなので しょう、国庫補助金の部分を差し引いた部分で算出 していくのが、デイサービス純然たる部分にかかる ものであると思うのですよね。いわゆるほかのもの に使っているお金もあるでしょうし、結局それがひ いては115ページにあります保健福祉総合セン ターの管理運営費の中のその他の388万6,00 0円に直接響いてくるものと思います。もしも外郭 団体の方で、やはりこのままではやっていけないと いうことで抜けられたりしては大きくこの部分の予 算が狂うものであるとも思いますし、それを町外の 業者を入れるというのは本筋から外れるのではない かと考えます。こういった家賃及びそういったとこ ろの固定費を引き下げることにより、民間に委託し たきめの細かなサービスが織りなされるものと期待 いたしますし、また、そのことにより町内の雇用が 生まれることと思いますが、いかがでございましょ うか、町長。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。 保健福祉課長(佐藤憲治君) 金子委員の御質問 にお答えをさせていただきます。

まず、保健福祉総合センターの使用料の関係でご ざいますが、この中には御質問にありましたよう に、デイサービスが社会福祉法人等の民間事業者に 施設を町が貸与して、そこで介護保険のサービスの 指定事業所として参入して事業運営をしていただく ということで、町が直営で行うとか、あるいは委託 でやるとかという考え方でなくて、そういうような 民間事業者がそこに入っていただくというようなこ とで考えてございますが、その使用料の関係でござ いますが、国はデイサービス、あるいはもう一つは ヘルパーステーション、これらについてはさきの一 般質問でもございましたが、介護保険の介護報酬、 あるいは利用者の方の利用料でもって事業を展開さ れる部分でございますので、これらについての施設 の使用料をいただくというような考え方でこの中に 計上をさせていただいてございますが、今、御質問 にありましたその使用料の部分で国庫補助、確かに 事業計画の中には国庫補助の部分がございます。

この使用料の積算根拠の中で考え方としては、この本工事の部分の事業費を一つベースにして積算してございますので、この国庫補助の部分というのは、今、この事業計画の中では、設備関係を国庫補助でもって充てるという考えでございますので、施設のそのものの部分については、そんなようなことで御理解を賜りたいと思います。

したがいまして、国庫補助を差し引いた部分でという御質問でございましたけれども、そうでなくて施設の本体工事の部分での積算で試算をさせていた

だいてございます。

それと、もう1点、施設の運営の関係でございま すが、もちろん社会福祉法人といいますと、町には 当然高齢者福祉、介護サービス等の部分での事業展 開では唯一社会福祉協議会がございますが、私ども も当初そういうような考え方で町内の社会福祉法人 が、まずやっていただくことが一番いいのかなとい うようなことで、そういう想定はしてございます が、すべてそれでは他の社会福祉法人も排除すると いうことではございませんので、これら社会福祉協 議会にも声はかけさせていただきました。使用料に ついてはこういう多額の公共投資をしておりますの で、これらについては施設対応の部分で当然その部 分は収入の中で、介護報酬やなんか受ける収入の中 に、そういう運営費がカウントされているので、い ただきたいというふうなことの考え方で社会福祉協 議会にも声をかけさせていただいております。その ような状況でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他にございませんか。

#### 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 227ページです。委託料の公園東側森林部立木伐採業務26万7,000 円ということなのですけれども、これは東側のどの辺かというのと、本数をお聞きしたいと思います。 当然同じ26万7,000円が収入の方で、財産売払収入という日の出公園立木売り払い、26万7,000円と、トントンという形になっていると思いますけれども、その点よろしくお願いいたします。

委員長(西村昭教君) 商工観光まちづくり課 長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 11番 中村委員の日の出公園の森林部伐採の部分の御質問 にお答えしたいと存じます。

この件に関しては、町の景観条例の絡みもございまして、日の出山の展望台から十勝岳をながめる展望が非常にそういったカラ松の木によって遮られるというようなこともございまして、そういったものの整備をしておこうということの部分で、16年度に行おうとするものでございます。

要するに展望台からオートキャンプ場に向かっての一円でございまして、リフトから下ですね、その部分のカラ松でございまして、本数につきましては、これは昨年の11月の現地調査でございますけれども、カラ松が94本、それから広葉樹がちょっと上の方に2本ばかり伐採しなければならない部分があるのですよね。それで、広葉樹はなるべく切らないようにということでございますが、一応2本で、合計96本で計画をいたしたところでございま

す。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 景観条例を制定する皆さ ん方の御意見ということなのですね。というのは、 ぼく景観条例の関係ということで、あそこの木がそ ういう形で切られるというのは非常に例えば、上富 良野小学校のゆとりのある時間学習の中で、あそこ にいろいろな虫がいる、鳥が来るというようなこと で、そういう調査をし、公開授業にも私見に行っ て、生徒たちがそれぞれ部門に分かれて一生懸命あ そこの公園の木、それから虫、葉、鳥等、いろいろ な分野に分かれてやってますので、何か残念のよう な気がするのですね。そんなのであれば、例の除草 剤のときにあっちまでやってくれればよかったかな という感じはしないでもないのですけれども、現実 の問題として町民の合意といいますか、あそこに9 6 本を結構太い木がありますから、それらについて はどう判断するのか、これ町長にお聞きしますよ。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 中村委員の御質問にお答え させていただきます。

まちづくり委員の皆さん方やら、堀教授やら、いろいろな皆さん方の意見を聞きながら、やはりあの施設を大いに利用するといいますか、利用価値を上げるためには、やはりそのすばらしい景観を見るための視点場づくりというのが重要であるというようなことからすると、あの公園の頂上については全くそういった意味をなしていないわけです。そういった意味をなしていないわけです。そういった意味をなしていないわけです。そういった意味をなしていないわけです。そういった意味をなしていないわけです。とうにものにつくい変えていけるのだということは非常にあの施設を有効に、もっともっと生き生きとしたものにつくり変えていけるのだというような御意見等々も承っておるところでありまして、この落葉の伐採に対応した。

しかし、ここは早急にやはりその視点場づくりの 障害にならないような樹木の植樹を即対応していか なければならないというふうに思っておりますの で、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他にございませんか。

5番小野忠君。

5番(小野 忠君) 私は、企画課長にちょっとお伺いしておきたいと思いますが、きのうちょっと文句言って、魚の住む会でちょっと大きな声を上げたのですけれども、この住む会のこの魚についてはお願いがあるのですよ、これ。まず、清富小学校、東中小学校、中学校、ベベルイ川の歴史的魚と、それから清富小学校もその魚の歴史を調べるために研

修されているのですよ。それからベベルイ川は去年 私たち小学校、中学校に研修に行ったときに、一日 かかって1匹も釣れなかった、二日目にやっと1匹 釣れた。ですから、魚をやっぱり責任ある魚の放流 をしていただきたいと。

だから、どこへ放流したかって、だからきのうそれ言ったのですね。だから焼いて食ったのかと私言ってしまって、不適切な言葉出てましたけれども、これは学校、清富、ベベルイ川、これら学校研修されればわかります。研修発表しているのですよ。東中中学校なんてベベルイ川の歴史、それはすごい勉強して最近発表されています。だから魚1匹しか釣れなかった、二日間で。

だから、そういうことのないように、魚を十分に 飼い集めてずっと放していただきたい、子供たちの ために。これをお願いしたいということです。

それから、これあれですか、全般でないのです か、1款。

委員長(西村昭教君) 小野委員、ちょっと待ってください、一問一答で、今答弁いただけると思います。

企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) 5番小野委員さん の御質問にお答えをさせていただきます。

先日もお答えさせていただきましたけれども、ピリカフラヌイ川、ベベルイ川、またはカミヤ川等に 魚がすめるような環境をということで、稚魚の放流 をしています。

ただ、我々も今課題と思っていますのは、本当に そこに魚がすめる環境なのか、また河川改修のとき に魚道工やなんかをつくって、それが遡上して上で 育っているのか、そこら辺の確認を今してないのが 実態であります。そういうようなことを含めまし て、平成16年度につきましては、その魚がすめる 環境なのかどうか、またそういう実態はどうなのか を把握するようなことも進めていきたいというふう に考えていますので、御理解をお願いいたしたいと 思います。

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野 忠君) それはちょっと時期おくれしているわ、企画課長。したって、もうこのすむ会10年目だよ、これ。それまでの間、どうだったかというぐらいのこと、あってしかるべきでなかったか。これから新しいすめる道か生きる道かなんて、考えているときではないのではない気がするのですけれども、そういうことも一応例にして、とにかく魚をきちんと放してください。あと答弁要りませんから、それでいいです。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

9番米沢義英君、

9番(米沢義英君) 児童対策で保育所の待機児問題についてお伺いしますが、非常に最近労働条件も変わって、乳幼児を預ける方がふえてきてます。そういう意味ではなかなか預けられないという状況で、施設の許容量も定員数もありますから一概に言えませんが、この点でことし改善された部分等がありましたら、ぜひお伺いしたいというふうに思っています。

それと、入所ということですから、これも母子家庭等におけるいわゆる地方自治法にも書かれておりますが、優先的に配慮しなさいという形の中で書かれております。入所枠もあってなかなかそうはいかないということもあるのですが、これはそういうものも含めて公営住宅と同じように極力対処されるという方向での検討があるのかどうなのか、お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の御 質問にお答えさせていただきます。

まず、保育所の待機児童等の御質問でございますが、本年度・16年度の今入所の申し込みをいただきまして、現状としては待機児童はいないところな母親の病気とか、あるいは就労やなんかで急遽そいいうような入所の申し込みがあり得る場合もございます。そのようなときには当然、今現在は定数を超えた状態で入所の状況にございますけれども、極力その年度の中でそういう状況が出てきた場合は、にできる限りその希望に、即希望に対応できないおったできる限りその希望に、即希望に対応できない部分もございますでしょうけれども、あきが生じた場合とか、そういう部分でできる限り受け入れるよい取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点、入所に当たっての母子家庭の優先の御質問でございますが、これにつきましても、今特に保育に欠ける状態ということの世帯について、その辺の段階的に優先度というものを押さえて入所決定をさせていただいておりますので、そういう母子家庭の方というのは、特に保育に欠ける部分での重点度が高いのではないかというふうなとらえ方で対処させていただいてございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他にございますか。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 267ページ、私立幼稚園の関係につきまして、今、2歳から幼稚園に入れ

るように拡大されているところがあるのですよね。 これらについての対応をどのように考えておられる のかというのと、それと私、何カ月か前に上川管内 の女性議員の研修がありまして、東川町に行ってま いりました。

これは保幼一元化ということで、実際に保幼一元化でやっておられるところを見てまいりました。そうすると、これは前山田町長が非常に熱心に並々ならぬ努力をされて保幼一元化をされたわけなのでが、幼稚園児はどうしているかと言いますと、幼稚園の制服を廃止しまして、保育所の人と同じような服装をしているわけなのですね。そして、幼稚園児と保育児が一緒におりまして、お姉ちゃんのような立場ですごく下の小さいお子さんをいろいるとかわいがって取り組んでいらっしゃいまして、この上宮良野町でも将来的には、今西保育所が高田幼稚園に委託管理いたしましたけれども、これは全くまた別々の対応になっておりますので、その保幼一元化についてもどのようなお考えされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 村上委員の幼稚園に関する質問ですけれども、私の方からお答えしたいと思いますけれども、これは私立学校法人ということで、高田幼稚園で運営しているわけですけれども、今までは3歳児以上ということですけれども、今、国の方も2歳児、ゼロ歳児から引き受けなくてもいいよと、仮認可ですけれども、ということで、学校法人の高田幼稚園が受けれる体制で今準備を進めております。

それから、幼保の一元化については、これは中富 良野だとか東川が、先駆者的な実施例をつくってい ただいているのですけれども、今国の制度は、幼稚 園と保育所というのは縦割なのですよ、まだ。片一 方は厚生労働省、片一方は文部科学省で、まだこれ は解消されておりません。補助の中身も全然違いま す。

ただ、子育てという部分については、幼稚園だから保育所という目線を視点を変えるというのはおかしいと思っておりますので、そういう面ではうちの方で今、委員が言っているようなことの実現は不可能ですけれども、ただ、子育ての部分では目線が変えたらだめだということの努力はしないとならないということの理解をしております。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) 幼稚園もそうでございますけれども、保幼一元化に向けてと、まだ垣根がなかなか文部科学省と厚生労働省の。でもそれぞれの町独自の取り組み方というのもあるのではないかと

思いますので、それで学校なんかもあわせて、学校 再編、こういった大きな計画、そういうのをお立て になったらいかがと思っておりますが、いかがで しょうかね。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) さっきちょっと説明不足の例があったのですけれども、実は高田幼稚園と西保育所が今度委託することになって、高田幼稚園が受託することになりました。

それで、今、幼保の関係では、幼稚園の時間も2時か3時で終わってしまいますと、片一方は保育所の場合は5時、6時まで預かるということで、非常に預かりの条件やなんか違っているということで、高田園長先生とよくお話しするのですけれども、そういう面では幼保の一元化ということを視野に入れたような受ける体制で頑張って、これは預かり保育の問題やなんかも含めてなのですけれども、そんなことで保護者の目線に立って、子育ての目線に立つということで、何か情熱を傾けていただけるということのお話を聞いております。

それから、幼稚園と今度学校の垣根がまたあるのですね。幼稚園で終わったら今度義務教育に入ってきたら、学校まるなげされるということで、保育所にしたときの過程がわからないということでは、まだまだ幼稚園と保育所との連携、そういうもの子育ての支援のあり方というものについては、連携・共有をしながらしていかなければならないということの課題意識は持っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他にもう質問ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、議案第1 号の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を、事務局長から説明いたさせます。 事務局長。

事務局長(北川雅一君) 3月16日は、本特別委員会の3日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集願います。

なお、上富良野町各会計予算書、上富良野町水道 事業会計予算会計並びに上富良野町病院事業会計の 予算書を御持参願います。

以上であります。

午後 5時23分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の 正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月15日

予算特別委員長 西村昭教

## 平成16年上富良野町予算特別委員会会議録(第3号)

平成16年3月16日(火曜日) 午前9時00分開会

#### 委員会付託案件

議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算

議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

議案第 7号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

議案第 8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算

議案第 9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算

#### 出席委員(17名)

委	員	長	西	村	昭	教	君	Ī	副委	員 長	向	Щ	富	夫	君
委		員	清	水	茂	雄	君	į	委	員	徳	島		稔	君
委		員	岩	崎	治	男	君	į	委	員	梨	澤	節	Ξ	君
委		員	小	野		忠	君	Ž	委	員	米	谷		_	君
委		員	岩	田	浩	志	君	į	委	員	吉	武	敏	彦	君
委		員	米	沢	義	英	君	į	委	員	仲	島	康	行	君
委		員	中	村	有	秀	君	į	委	員	金	子	益	Ξ	君
委		員	村	上	和	子	君	į	委	員	長名	川	徳	行	君
禾		昌	涟	郊	洋	$\Box$	<del>7</del>								

委員 渡部洋己君

(議長 中川一男君 (オブザーバー))

## 欠席委員(0名)

早退委員(0名)

## 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸	孝 雄	君	助役	植	田	耕	_	君
収 入 役	樋口	康信	君	教 育 長	高	橋	英	勝	君
総務課長	田浦	孝 道	君	企画調整課長	中	澤	良	隆	君
税 務 課 長	越 智	章 夫	君	町民生活課長	米	田	末	範	君
保健福祉課長	佐 藤	憲治	君	農業振興課長	小	澤	誠	_	君
道路河川課長	田中	博	君	商工観光まちづくり課長	垣	脇	和	幸	君
会 計 課 長	高 木	香代子	君	農業委員会事務局長	谷		昭	夫	君
管理課長	上 村	延	君	社会教育課長	尾	崎	茂	雄	君
特別養護老人ホーム所長	林 下	和 義	君	上下水道課長	早	Ш	俊	博	君
町立病院事務長	三 好	稔	君	病院事務次長	大	場	富	蔵	君
関係する課長補佐、	係長等								

# 議会事務局出席職員

局	長	北	Ш	雅	_	君	次	長	菊	池	哲	雄	君
係	長	北	Ш	徳	幸	君							

午前 9時00分 開会 (出席委員 17名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。 御出席御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会、第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさ せます。

#### 事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程で進めていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長(西村昭教君) これより、議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば、発言を許 します。

## (「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して8ページから10ページ、及び319ページから366ページまでの予算全般の質疑に入ります。

## 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 国民健康保険税の収納率等 の点について、まずお伺いいたしますが、今年度は 大体収納率というのは、どのぐらい見込んでいるのか、お伺いいたします。

また同時に、不況業種という形の中で、決算でも 資料をいただきましたが、いわゆる農林業や建設、 小売、飲食業等々の滞納者がふえるという状況があ ります。それとあわせて、所得階層別に見まして も、当然この基盤そのものが弱いという状況もあり ますが、所得の少ない層ほど滞納額がふえるという 状況になっていますが、こういうものも含めて、何 回も質問できないわけでありますから、この国保税 の軽減等、所得階層別に見た場合、社会的要因も含 めて滞納者がふえるという傾向があると思います が、その点。

さらには同時に、この医療費の抑制という点で、 当然、高齢者福祉計画に基づいた検診の立て方、あ るいは受診対策というのを進められておりますが、 今年度はこの点についてどういうような医療費抑制 の対策をとられているのか。各、いわゆる若年層と 老年、お年寄りの層、どういう対策をとられようと しているのか、まずこの点について伺っておきたい と思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。 町民生活課長(米田末範君) 米沢委員の御質問 に、お答えを申し上げたいと思います。

まず税の収納率の見込みということでございますが、今年度におきましては、一般でおおむね96%、それから、退職にかかわりましては100%を見込んでいるところでございます。

それから、不況の業種にかかります内容につきましては、現況どうかと、平成14年度の内容につきましてはお示しをしているところでございますが、現在途中ということもございます。今の状況で、どうかということにつきましては、まだ推測の域でございますが、建設関連、それからサービス業関連というのが、継続してあるかなというふうには思います。

次に、所得の階層にかかわりまして、その滞納が低所得者層に多いということにつきましては、資料でもお示しいたしましたとおり、そういう状況にあるということでございます。今後の推移の中でも、そういう傾向はあるのかなというふうには思ってございます。

その軽減対策ということでございますが、御承知のように、その軽減のあり方につきましては、7割、5割、2割という形で、その応益部分につきまして、その対象を進めさせていただいているということでございます。

それから、医療費の抑制にかかわってということでございます。私どもと保健福祉課の方で、それぞれ対応をしている部分もございますが、私ども国保の立場から、その保険のあり方といいますか、特に循環器系統の医療、疾病の対策ということで、比較的若年のところからの循環器系の検診というものを進めていく必要性が言われておりまして、そのような対処が進められているということでございます。

それから、高齢者にかかわりましては、いろいろな各種のそれぞれの教室等を含めながら、対策を講じているというのが現状でございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 対策という点では進められているということでありますが、あわせてお聞きしたいのは、今年度は滞納繰越分という形の中で、この点についても、大体、収納おおよそというのはどういうふうに立てられているのか。

それと、高額医療費の342人にかかわって、1 人当たりの医療費の、その年度によっても変わるわけですけれども、相当病状が重いという状況の中で、この部分も、それぞれの体の状態がありますか ら、一概にどうのこうのと言える状況ではありませんが、しかし、かなりな、やはり特定の難病あるいは病状を抱えるという状況の中で、比較的、この高額医療費の病状、どういう方が多いのか。この点、伺っておきたいと思います。

保健福祉等においては、成人病にかかわる、いわゆる高脂血症、あるいはそれにかかわった特定疾患という形の中での医療費の増高が伝えられるという状況を報告されておりますが、そういう傾向にあるのかなというふうに思いますが、この現状と実態についてお伺いいたします。

さらに、軽減対策の問題で言えば、確かに所得の極端に少ない方については減額措置等がありますが、しかし、それを該当しない方については、当然ないという状況にあります。この間、そういう意味では、今求められるのは、やはり国民健康保険税の税率の軽減をするということも、当然必要かと思いますが、今年度は、こういうような予算というのはこの中に計上をされているのかどうなのか。この点についてお伺いします。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 米沢委員の御質問 にお答えを申し上げます。

まず、滞納部分にかかります税の収納状況ということでございますが、現在のところ、前年対比をいたしましても10%ぐらい上昇をいたしてございまして、現在の段階では、1月30日現在で18%程度になっているところでございます。

次に、医療費の関連でありますが、高額になっていっているものは何かということでございますが、これにつきましては、主体的には、やはり循環器系のものが多いということでございます。現状といたしましても、そういう内容で推移しているというのが、町としての特徴的なものでもあろうかというふうに思ってございます。

次に、税のその該当しない部分に対応しての軽減対策というものがどうかということでございますが、現在の7割、5割、2割という軽減対策を講じさせていただいているということで御理解を賜っておきたいと思います。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 7割、5割という形で軽減されて、社会的に、これはそういう階層だからということになっておりますが、そういう実態等があっても大変だと思います。私が聞きたいのは、やはり今回この中にも、当然、2号の被保険者の税率改正というのも、あわせて国民健康保険税に、いわゆる納税されるという形になります。そういう意味で

は、あわせて軽減対策というものも同時に並行して 行わなければ、さらに滞納者もふえるという状況が あるのではないかというふうに認識しております。

軽減対策以前に、全体的にこの税の軽減対策をとるという対策も含めて検討すべきではないかという ふうに思いますが、この点、町長に答弁、最後求めておきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 米沢委員の御質問 にお答えを申し上げたいと思います。

医療にかかわりましての税につきましては、昨年 改正をいたしまして、応分の対応をしながら今日に 至ってございます。介護納付金にかかわります2号 被保険者分のこの税にかかわりましては、提案の段 階でも御説明を申し上げましたとおり、全国の2号 被保険者の方々によってその負担割合が定まっているということで、その数値の動きが非常に急激に なってきているということは事実でございますが、 どうしてもこれについては、同じように他の組合管 掌でありますとか政府管掌でありますとかというということが基本になってございますので、これらについては、現状、御提案の内容として、よろしくお願いをしたいというのが私どもの考え方でございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 関連で、ございますか。 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 歳入の関係で、国民健康保険税3億6,243万6,000円ということでございますけれども、この内訳なのですけれども、16年度の調定額、一つは16年度分のものと、それから過年度の滞納額から何%か収入入れたものがこの中に入っているということで理解をしていいのですね。

というのは、昨年の決算委員会で、15年10月31日では、4,013万6,000円ということが滞納額があるということで報告を受けております。したがって、その中の何%かが、ほかの予算書を見てもそうですね、当年度分と、それから滞納額の過年度分という中での収入の説明の仕方がされているものですから、その点を1点お伺いしたい。

それから、2点目は不納欠損の関係です。決算委員会で出された資料を見ますと、平成14年は39件、352万8,000円、それから平成5年度から平成14年度まで見ると266件、2,437万3,000円という報告を受けております。したがって、15年度の不納欠損はされているか、されていないか。もし、されているとしたら、件数と金

額、それちょっと明らかにしていただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 中村委員の御質問 にお答えをしたいと思います。

第1点目の保険税にかかわります内容でございますが、平成16年度にかかわりましては、あくまでこの調定額に対応しての収納パーセントを見込んでいるということでございまして、まだ16年度の調定額自体というものが、まだ定まってございませんものですから、現在のところでは医療費といいますか、一般分で言えば現年度分で95%、それから退職分では98%というのが、収納のベースとして見ているというところでございます。

御質問の内容と、ちょっと一致しないかどうか、 ちょっと。

委員長(西村昭教君) 税務課長、答弁。

税務課長(越智章夫君) 中村委員から15年度の欠損処分のお伺いありましたけれども、15年度の欠損処分、3月31日付で行いますので、まだ額、それから件数とも、決定してございません。

以上です。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 私が聞きたいのは、16年度の調定分がどうということであったら、金額は何千何百何ぼで、そのうちの何%で、当該年度こうしましたよ。それから、滞納額はこれであって、例年の形で18%ぐらい入るから、その金額が幾らだから、こう計上したということで、この3億6,243万6,000円の内訳を私は知りたいということだったのです。ただ単に何%何%ということであれば、何となくわかりませんので、その点明確にしていただきたいということでございます。

委員長(西村昭教君) 今、質問の趣旨がこちらに十分伝わっていなかったので、答弁にちょっとと まどったということで。

少々お待ちください。

町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 中村委員の御質問 にお答えしたいと思います。大変失礼をいたしまし た。

滞納繰越分の予算計上にかかわりましては、過去の収納の状況を勘案いたしまして、基本的にはおおよそ収納可能な状況で、その予算措置をしているということで、滞納額をベースにして、それの何%というところではないということで御理解を賜りたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) だから、滞納額が四千何 ぼあるというのは、わかります。ですから、本年度 は滞納額の何%で、それでは平成14年が滞納額の うち、これだけ入りましたよ、15年度入りました よ、それであれば、16年度はこういう金額にしましたという金額が何も出てこないものだから、この 内訳では。ですから、ほかの会計のところを見ますと、そういう書き方をしているところがあるから、できればそういう書き方の方がいい、そういう説明 があっていいのでないかということでございますので

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 中村委員の御質問にお答えをしたいと思いますが、実は予算書の327ページに、保険税の歳入として区分をさせていただいてございます。一般、それから退職ということで、その中で、滞納繰越分というものを含めまして記載をさせていただいてございます。過去の大体の推計で、収納可能な状況として、その数値を予算計上をさせていただいているということでございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 今、税務課長の方では、 不納欠損処理は3月31日付でやるということでご ざいました。それで、町税の関係でも、私申し上げ ました。特に町長は、居所不明、それから死亡、こ れが大半だということで資料をいただいたところで す。その関係では、大分件数と金額が違うケースが あるので、これは僕は後で事務方とちょっと調整を したいと思います。したがって、今回、14年度の 国民健康保険税での39件、352万8,000円 ということで、恐らく今度16年3月31日付でや るのも、これが大きな、居所不明、死亡というのが 大半なのかなと、こう感じがいたします。したがっ て、町税の不納欠損処分中の居所不明、死亡にかか わる分ということで、同じような形で、居所不明、 死亡を、11年度から14年度の国民健康保険税の 不納欠損処分をした内容を、後ほど資料としてお願 いをいたしたいと思います。

それから、なお、この15年10月31日現在で4,013万6,000円という大きな滞納額があるということで、非常に厳しい財源の中で、大きなウエートを示しております。したがって、不納欠損処理については、町税同様、本当に厳格にやっていただきたいということの要望をして、終わりたいと思います。

委員長(西村昭教君) 税務課長、答弁。 税務課長(越智章夫君) 国民健康保険税の欠損 処分、11年度から14年度までの居所不明、死亡 にかかわる資料につきましては、後ほど提出したい と思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 後ほど提供するということで。

それでは、他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これをもって 議案第2号の質疑を終了といたします。

これより、議案第3号平成16年度上富良野町老 人保健特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば、発言を許 します。

## (「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して11、12ページ、及び367ページから379ページまでの予算全般の質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 高齢者医療の現況について、まずお伺いいたしたいと思いますが、当町においては、全道平均よりも1人当たりの医療給付の実態、どのようになっているのか。低いのか、高いのか。

ことしから、保健福祉総合センターが建設されるという形の中で、この医療にかかわる部分の健康づくりのまちづくりという形で、うたい文句にしておりますが、それが当然生かさなければ、保健福祉総合センターのつくった意義も目的も達成されないというのは当然だというふうに思います。年間、これから維持費も五千数百万円、今年度予算だけでも二千数百万円になっておりますので、やはりこういう貴重な財源を使って、この老人医療の抑制につながれるということが何よりも大切だと思いますので、ことしから、今後どういう医療費抑制のための対策をとられようとしているのか。これは保健衛生とあわせて非常に大切なことでありますから、この点について、目標等があればお伺いしたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 米沢委員の御質問に、お答えを申し上げたいと思いますが、第1点目の高齢者のといいますか、老健での医療のその状況というのは、給付というのはどういうふうになっているかということでございますが、現在、これ平成14年度の速報値でございますが、全道で207の保険者があるわけでございます。そのうちの141番目というのが現状でございます。おおむね80万円ちょっと超すぐらいの、1人当たりの給付状況に

なっているというところでございます。

2点目の関係でございますが、この高齢者の健康といいますか、そういうものについての方向性ということでございますが、一般会計の保健の部分でもその論議がなされたかと思いますが、そちらの方の対応の中で、少しでも医療給付費を下げていこうという考え方が、新たな施設等も含めた利用の高度化によって展開をしていきたいというのが現在のねらいでございます。

目標値としてどうだということについては、 ちょっと私の方から特にお答えができない状況にご ざいますので、お許しをいただきたいと思います。 以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) この保健福祉計画の中に は、各課との連携の中で、そういう実情も把握し て、この医療費抑制につなげるのだということが明 記されております。非常にそこが弱いのだというこ とも、これからの課題ということで提起されており ますので、担当課長も含めて、この点よく熟知し て、予算を組むだけだったらそれでいいのですけれ ども、ただ、予算の組む背景には、やっぱり町民の 税金を使うと。その税金を有効的にどう使われるの かということが基本でありますから、そういう数値 も、全部わからなくてもいいです、多少知りながら も、当然この予算組みが、もっとこの予算の生きた 組み方というのもできるのだろうと思いますので、 この点もう一度、やはり特定疾患に対する在宅のあ り方の問題だとか、いろいろな問題が載っていま す、この福祉計画見ましたら。そういうことを多少 なりとも担当の方とも連絡し合って、ぜひこういっ た点の予算の組み方という点で努力していただきた いというふうに思っています。

高額医療費については、前年度よりも何ぼかではありますが、多少予算も増高という形、ふえているという状況もありますので、これは単年度によって、その置かれている一人一人の状況によって違うと思いますが、これは大体、平均的な予算の組み方という形で、いわゆる3年間のローリングした中で、そういう押さえ方でよろしいか、伺いたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 米沢委員の御質問 に、お答えをしたいと思います。

まず第1点の連携ということでございます。申し上げたかったのは、直接的な論議としてお話をできないということで申し上げたところであります。連携という面につきましては、毎年毎年、数値が変化していっているということは事実でございまして、

情報の提供につきましては、常に保健福祉課と交流 しながら、提供をしながら、その対応について、あ る意味、その医療費の上下に一喜一憂しているとこ ろがございます。

そういう中で、どこに照準を当てながらいくべきということについては、レセプトの内容の精査をしながら、それらについてはお互い連携を進めているということについては、これまでも行ってまいりましたし、今後も進めていきたいという考え方は持ってございます。そういう中で、給付費を下げていくということは、当然にして健康な方々が多くなるということを目指していきたいということでございますので、御理解をいただいておきたいと思います。

2点目の高額医療費にかかわりましては、実は老健としては2年目の制度でございまして、前年を対比として見させていただいているのが現状でございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、議案第3 号の質疑を終了といたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、しばらく お待ち願います。

これより、議案第4号平成16年度上富良野町介 護保険特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば、発言を許 します。

#### (「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して、13ページから15ページ、及び381ページから412ページまでの予算全般の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 介護保険制度ができて、それぞれの課題等も、最近はよく見えてきております。基本は、国の指導もそうなのですが、医療費抑制のための施設介護よりも、いわゆる在宅介護を優先せよという形になっております。

そこでお伺いしたいのは、在宅介護を、仮にこれを進めるという状況であれば、当然それなりの体制というのが必要かというふうに思います。このいきいきプランの中にも、現状と課題というのが書かれておりまして、それにかかわって、訪問介護に当たっては、サービスの質を低下させないためのヘルパーの増員が必要だと。増員するためにはお金が要ると。お金が要るためには、当然、職員を整えるた

めには、一定の給与水準を保たなければならないと。社会福祉協議会等に至っては、これを促進した形の中で、臨時ヘルパーの増員ということがうたわれて、一方で給与水準が下がって、なかなか実態に見合った、それでいいということで入ってきている方もおりますが、そういう矛盾等があると思いますが、やはりそういう矛盾等を抱えながら、訪問介護と、ヘルパーの増員と、今後のその給与の改善等というのは、課題があると思いますが、まずその点について、現状は、ヘルパーの給与、あるいは現状は、登録されているヘルパーの数等についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の御 質問にお答えをさせていただきます。

ただいま訪問介護サービスの部分でのヘルパーの 体制の御質問でございますが、御承知のとおり、こ の訪問介護事業というのは、事業所として指定を受 けてサービスの展開をする部分でございますので、 社会福祉協議会が事業所としてヘルパーを雇用した 中で事業活動を行っているわけでございますが、し たがいまして、そこの事業所の身分等については、 事業所が運営の面で、こういうヘルパーの身分等の 部分も含めて事業展開をすることとなってございま すが、私ども聞いている範囲内では、ヘルパーの体 制の部分につきましては、正職のヘルパー、嘱託の ヘルパーが4人ということで、あと臨時ヘルパーが 13人、登録ヘルパーが8人ということで、そのほ かにヘルパーの主任でありますこういう者を含めま すと、1人主任ヘルパーというのがございまして、 これらを統括してヘルパー事業をやっておるわけで すが、合わせて26人のヘルパーの体制で訪問介護 事業を行っているというようなことで承知してござ います。

給与水準につきましては、先ほど申し上げましたが、社会福祉協議会の方で、その事業所としての給与規定で対処してございますので、詳しくは承知してございませんが、先ほど、臨時職員というのは、日額あるいは時間給の雇用でもって対応をするということで、町の臨時職員の賃金を比較しますと、社会福祉協議会の介護福祉の従事者より町の従事者より高い水準ということで、賃金の水準についてはそういうふうに設定しているということで承知しているところでございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 次にお伺いしたいのは、いわゆる高齢者、介護保険が、今後どんどん加入者が、高齢者がふえるという形になっております。そ

ういう意味では、いわゆる若年層からの要望というのが当然必要になってきております。今年度は、それに基づいた目標数値というのも当然掲げられているというふうに思います。今年度は、それに対応した、健康、あるいは老人に対する、お年寄り方に対する就労対策等、あるいは健康対策等が目標を立てておられると思いますが、この点はどのようになっているのか、お伺いいたします。

それと、今、町立病院には療養型のベッドが現状はありますが、足りないという状況になって、今後こういう部分の療養型の施設の提供が求められているというふうに思いますが、この点どういうような数値が、今後どういうふうになるのか、この点お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の御質問、2点でございますが、1点目はちょっと後ほどお答えさせていただきます。

2点目の町立病院の療養型の関係でございますが、療養型の病床の計画ございましたけれども、今現在、医師確保等の問題で、増床ということには至ってございませんが、ただし、増床になってございませんけれども、医療系の方の療養型のベッドがございます。これの空きベッドをショートステイ、療養の短期養護サービスということで、こちらの方の活用をさせていただいた中でサービスを提供をしているということでございますので、これらについての部分での、施設としての介護療養のベッドは不足しておりますけれども、これを医療系のショートでもってカバーしているということで御理解を賜りたいと思います。

次、1点目の御質問でございますが、委員おっしゃるとおり、確かに、この介護認定者をふやさないというのが一つの町の目標でございます。そのためには、若年層からの健康予防という部分で、これは本当に福祉のみでなくて、保健のその健康づくりという部分での取り組みというのが大事なことだということでございまして、これについての脳卒中予防、あるいは転倒予防等のこの取り組みを、介護予防事業の中で、連動した中で、こういう取り組みをさせていただいて、少しでも要介護認定者がふえないようにというようなことで、鋭意努めさせていただきたいというふうに考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

9番米澤義英君。

9番(米沢義英君) またお聞きしたいのは、訪問介護や訪問リハビリの点についてお伺いいたします。

目標数値で言えば、訪問看護の方は平成14年で は4,680件を対象という形でなっております が、相手がいなけば、当然この目標数値というのは 変動するものでありますが、約半分。訪問リハビリ についても395という形の中で、130件が見込 みという形でなっておりますが、ここに課題という 形の中で、24時間のサービスの提供、もしくは土 日、祝祭日、あるいは、訪問リハビリに至っては、 作業療法士や理学療法士等の確保という点で必要だ ということが明記されておりますが、そういう在宅 介護、あるいは在宅という形の促進するということ であれば、こういったところの一定のやはり人員と 体制というのが今後とられなければならないという ふうに思いますが、まだまだこの点の課題等が当然 出てきていると思います。これはアンケート調査 に、また基づいて計画も立てられていて、これから 恐らく、虚弱な高齢者がいても、どちらかが弱い、 かといって、施設がそれではあるのかということに なれば、施設もないという形の中で、どちらに行っ たらいいのかわからないというようなのが今の実態 だと思うのです。そういう意味では、在宅介護は進 めるけれども、そこに必要な、十分な、やっぱり サービスが提供できない体制があるということであ れば、施設にも入れないという形の中で、こういう 課題があると思うのですけれども、担当者として、 今後、こういう部分を強化すべき点だと。すべてが そうだと思いますが、強いて言えば、これからはこ ういったところを強化すべき点だということがあれ ば、これ以外の点があれば、お伺いしたいと思いま す。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の御 質問でございますが、在宅介護サービスを重視する という視点で、それに実効を伴っている部分かどう かという部分の御質問かと思いますが、訪問介護に つきましては、私ども十分な対応が、町内において は社会福祉協議会がその事業所として果たしている のかなというふうに、24時間については、当初試 みを社協の方で行ったようでございましたが、その 当時は該当者がおりましたので、そういうような体 制をとってございます。土曜日についても、今現 在、土日についてもやっておられるようですが。先 ほどの御指摘いただきました訪問リハビリ、これに つきましては町立病院でも、この事業展開はやるこ とにはなってございます。町立病院だけ理学療法士 がございますが、そのほかに町立病院だけでなく て、圏域の中で協会病院等の、そこも事業所指定を 受けて富良野圏域の中でやってございますので、私 ども町内だけでなく、圏域の中のそのサービスの事 業所の利用を活用していただくというようなサービス基盤を活用をしていくというようなことで、これらについて圏域内での担当者会議とか、あるいはそういう医療機関等の会議やなんかでは、こういう部分での情報交換も含めて、介護基盤の充実については今後も努めていきたいというようなことで考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 訪問介護はわかっているのですが、訪問看護の方ですね。これは、この資料の中にも、やっぱり体制をとらなければならないと。そのためには、看護師等の体制が不十分だと。その連携としては、町立病院やケア事業団、青い鳥、なごみだとかという形の中で、連携をとるという形にはなっていますが、実際こういう体制をとるという形にはなっていますが、実際こういう体制をとるとすれば、その介護を受ける、訪問看護を受ける対象者がいなければ当然できない話なのですが、現状は、これに該当するような方、もしくは対象になるという形の中で、相談を受けられているというような方はいらっしゃるのか。この点についてお伺いしたいというふうに思います。

それと、住宅の改修の問題で、償還払い、そのかかった経費の1割負担という形の中で、償還払いという形になっていると思いますが、これ、委任払い制度になっているのか、この点。

それとあと、介護保険料の問題でお伺いいたしま すが、介護保険料が高くなると、これからサービス を減らしたいという形が、このアンケートの中でも 言われております。そこには、所得の問題だとか、 生活環境等の社会的な問題があると思いますが、町 の方では一貫して、国の制度で軽減制度があるか ら、これを適用したいと、町はそのままこれを進め て、町独自の体制はとらないという形のことを言っ ておられますが、私は、これからの需要等の見込み がふえるという状況の中で、もしくは、国民健康保 険税にもありましたけれども、低所得者層が多いと いう状況の中で、町の独自の対策というのも必要だ ということ。それと、今まで行ってきた上乗せサー ビス等の、やはりこれの負担軽減というのは、必要 であるにもかかわらず、今回また負担をふやすとい う状況になりましたので、こういうアンケートに見 られるようなことを考えたときに、この二つ同時に やって、この負担軽減とあわせて、介護認定される 方の軽減対策や、医療費軽減のための対策をとれる ための、同時並行でやるべきだと思いますが、この 点について伺いたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の4 点ほどの御質問でございます。ちょっと順番が狂う かもしれませんけれども、御容赦いただきたいと思います。

2点目の住宅改修の方の、利用者の給付方法ということの御質問ですが、これにつきましては償還払いと受領委任払い、両方の支給方法を実施しております。 どちらの方法でも、対応するようなことになってございます。

それから、3点目でございます介護保険料との関連でございますが、上富良野町においては、この第2期の計画が、見直しを昨年、15年度実施しまして、今その2期の計画の中で介護保険料を、第1号被保険者の介護保険料をいただいているわけですが、これにつきましても、介護制度がスタートをしたときと同じような、同額で設定をさせていただいて保険料をいただいているわけでございますが、その中で、今御質問もございました、いろいろサービス、その介護サービスの利用を促進していただけるような、こういうような仕組みやなんかの中で、特に介護保険料の負担の問題で、必要なサービスをりけない、減らすことのないような形で、これら取り組みをさせていただいてきたところでございます。

その中で16年度、この利用促進の補助の負担を、見直しをさせていただいた背景は、さきにも御質問にお答えしたとおり、介護保険の在宅サービスの利用の状況が、毎年毎年伸びている状況でございます。これらも含めて、そんなような在宅についての利用が推進されているというようなとらえ方をさせていただいてございますので、この町の施策については、十分今後、これらの利用の動向やなんかを見きわめていきながら検証をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次、最初の、1点目の訪問看護の体制の問題についての御質問、これについて補佐の方からお答えをさせていただきます。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐(岡崎智子君) 訪問看護を利用されている方につきましては、介護保険制度で利用している方が47名、それから、特定疾患などを持たれまして医療保険制度で利用されている方が10名弱いらっしゃいます。

それで、介護保険の方の制度で利用されている方につきましては、インシュリン注射などを1週間に5回お願いしている方とか、時間を短くして、訪問看護師さんが頻回に入っていただいて病状観察をしていただくとか、かなり多岐にわたった活用方法が行われております。

ケア事業団の方が、今8名訪問看護師います。それから町立病院の方に2名、それから青い鳥なごみにつきましてはケースがいる状況の中で入っていた

だいているということで、何とか今のところ看護師 の確保についてはできております。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 訪問看護については、現状では何とかという形の中で、今後ふえる可能性があれば、現状では足りないということだというふうに思っていますので、その先のことも当然考えられていると思いますので、十分検討をして、十分な体制がとれるように、ぜひしていただきたいというふうに思います。

また、保険料の軽減対策の点ですが、やっぱりこれ非常に重要な点で、アンケートにも、やはりそういう軽減対策があれば利用するという声も書かれておりますので、この点、町長、あわせて、上乗せサービス等の負担をふやすのではなくて、こういったところに予算措置をきっちりするということが大切だと思いますので、この点はどうなのかという点と、それと、今それぞれのケアマネジャーの研修等が、予算の削減で研修が行けないだとか、そういったことがないのだろうとは思いますが、その研修等についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 米沢委員の御質問ですが、先ほど訪問看護の関係、在宅サービスの部分での課題やなんかについては、これは各事業所等とも十分連携をとりながら、課題の部分については少しずつ解消をさせていただくようなことで努めてまいりたいということで御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、先ほど委員がおっしゃられた上乗せ サービスの話ですが、上乗せにつきましては特別給 付ということで、これは町の、介護保険の基金の中 で運営をさせていただいてございますので、委員の おっしゃられるのは在宅サービスの利用促進の関係 だと思います。これらについても、十分、今後の利 用の推移、動向を見きわめながら取り組んでまいり たいというようなことで、御理解を賜りたいと思い ます。

それと、最後のケアマネジャーの研修の関係でございますが、これについては、直接、利用者との一番身近な職員でございますので、立場のある者でございますので、これらについての的確な助言とか、家族や御本人に対する助言とか、いろいろなサービス計画を立てる上で、こういうノウハウを熟練をしていただくためには、やっぱりこういう研修というのは必要だということで認識してございますので、

これらついては、私ども、必要な部分についてはど しどし研修を受けさせるようなことで考えてござい ます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 他に。

8番吉武敏彦君。

8番(吉武敏彦君) 介護サービスもかなり定着 してきたのか、国では要支援、1級の人が、よくな らないで、だんだん重くなるという傾向にあるとい うことなのですが、上富においてはどういうふうな 状況なのか、お伺いしたいと思います。

また、これは人から聞く話ですけれども、家にいるときは比較的自分で何でもやっているのですけれども、デイサービスですか、迎えに来ると何だかよたよたして、ヘルパーさんに抱えられていくような傾向があるというふうに話を聞いておりますが、それは事実かどうかはわかりませんけれども、そのような傾向にあるのではないかと私も感じております。

そこで、このサービスも、要支援、あるいは1級 は薄く、高度の人に厚くというような配慮は、今後 なされるのかどうか。その点も含めてお伺いしま す。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 吉武委員の御質問 にお答えさせていただきます。

1点目の要支援の、介護保険の認定者の中で、今 一番、比較的軽度な方でございますが、この方につ いては58名ほどございまして、上富良野町の特徴 として、こういう軽度な方がふえてございますが、 こういう軽度な方が重度化しないような取り組み は、この介護予防の方で展開をさせていただいてご ざいます。

デイサービスの効果という部分では、こういう要支援とか、要介護度1、2の比較的に軽度な方が行ってもらうことで、利用していただくことで、重くならないようなことで私ども考えてございますので、ケアマネジャー等も、これらについての家族や本人とのケアプランの中で、そういうような組み立てをされているというようなことでございます。

介護保険のサービスの部分では、やはりこういう 軽度な方については、早くからこういうサービスを 利用していただくことで、御本人もよろしいです し、町としても、この保険給付の中では、財政運営 としてはいいのかなということで、大いにこの在宅 サービスを利用していただくというようなことで考 えてございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他にございませんか。 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 三つくらい、一つずつ聞き ますから。

介護保険ができてから、高福祉高負担の時代に 入っていくなという感じ持っていました。それまで は、どこでもみんな在宅介護だったですよね。亡く なるまで在宅介護だったのですよ。しかし、核家族 の影響で、こういうことを国が見通してつくったの でしょうけれども、さて、その高福祉高負担という ことをやれる時代はよかったのです。今はそうはで きない時代になってきたということであれば、我が 町は、どの程度のところの福祉をしていくのかとい うようなことについて、きちんと言わなければ、一 度禁断の木の実を食べておいしい思いしたら、これ を必ず要求するのですよ。そして、お前たち何やっ ている何やっているということになるのですけれど も、ない袖は振れないということになるのですよ、 はっきりしてるのですよ、これは。だから、その辺 のところについて、どのような傾向になっていくの か、お聞きしたいと思います。わかる範囲でいいで すけれどもね。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 4番梨澤委員の御質問でございますが、高齢者福祉、今後のあり方という部分での御質問かと思いますが、従来から町のスタンスとしては、先ほどの御質問にもございましたが、在宅福祉の充実ということで、上富良野町はそういうような施策で進めてまいりましたけれども、今後も、この在宅福祉の取り組み、あわせて地域福祉という部分での住民会と地域のその連携、こういう部分でのあわせた中で、今後、高齢者福祉、障害者福祉の取り組みについては、そういうような対応を図っていくことが、一番今後のあり方として、そういう進め方が望ましいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) ちょっとわからなかったのですね。高福祉高負担か、中福祉中負担ぐらいか、低福祉低負担ぐらいかという、わかりやすく言ってくれるといいのですけれども。お答えがなかったのですけれども、いいです。

次に入ります。在宅介護というところに行きましたね。在宅介護ですね、子供というのは、だましきくのですよ。おもちゃ与えたりなんかで、だましきくのですよ。年寄りというのは、だましきかないのですよ。わがままなのです。もう絶対、おれこうやってやるのだったら、もう絶対こうやってやったり、こうやれと言ったり、腹立ったらどなったり、

怒ったりなのですよ。在宅介護ということで、そうしている方も、最後はお亡くなりになります。最後はお亡くなりになります。最後なお亡くなりになります、在宅で。そうしたら、警察が入ってくるのですよ。警察が入ってくるのです。入らんですかね。入りますよね。ここのところについて、非常にみんなは嫌がっているのですよ。この辺のところをどのようにお考えなのか。ちょっと難しいですけれどもね。だけれども、私はこうやって言ったことは、どんどん国にも言っていただきたいから言っているのだからですね。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐(岡崎智子君) 在宅で頑張って、亡くなられたときに検視が入るということをお話しされていると思うのですけれども、実際に、その日のうちに往診がされているとか医療にかかられている場合は医師の診断書が出ますけれども、そうでない場合につきましては、どうしても死亡原因を特定するために、そういう措置がなされるということのお話ですよね。その辺につきましては、やはり仕組みとして理解していただくということで、御了解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) こういうことで、あるということでね。

次は、生活習慣病とか、それから健康診断という ことでいるいる努力されておりましたですね。その まま介護に入っていく方も、そういう道通っていか れる方だと思うのですよ。ところが、いいですか、 酒は飲む、たばこは吸う、お菓子は食う、健康診断 大丈夫です、異常ありません、この健康診断が一番 悪いのですね。これが悪いのです。こういう健康診 断はしない方がいいです。それで大事なのは、問診 でもって聞いて、あなたは健康診断大丈夫ですけれ ども、これは必ずこういう結果になりますよといっ て、やっぱりをきちんと言うというところでもって 本人にその自覚を促すというような健康診断でな かったら、ただ機会に行って、異常ありませんよと いうことでは、かえって本人のためにもならない し、病気を助長しているというように思うのです が、その辺はどのようにお考えでしょうか。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐(岡崎智子君) 検診につきましては、町としましては早い時期から、検診を受けただけで安心をしていただいては困るということは、早い時期からお願いしていたところです。自分自身が自分自身の検診データがいい方に向かっているのか、日ごろの頑張りが横ばいの状態にとどめているのか、自分がその検診データを読むことで、自分の体に起きていること

がわかって、そして自分の見えない欠陥がどんなふうになっているのかというのをイメージしていただきたい、そして、食や暮らしに生かしていただきたいというところで取り組んでいます。かなり厳しいというふうに感じられる方もいらっしゃるかなと、ちょっと心配するくらい、検診の結果については、いろいろな形で学習会をさせていただいております。やはり、町がこれから進んでいく道としましては、今回、健康増進法でもうたわれましたけれども、住民一人一人のその責務、健康に関する責務というところをやはり保ちながら、そこを支えていく形で進めていきたいと思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これをもって 議案第4号の質疑を終了といたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ちいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 1 0 分 休憩 午前 1 0 時 3 0 分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、審議 を再開いたします。

これより、議案第5号平成16年度上富良野町簡 易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば、発言を許します。

## (「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して、16ページから18ページ、及び413ページから431ページまでの予算全般の質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 423ページ、里仁のろ過装置の件でございますけれども、こういうろ過装置は初めて行う事業でございますけれども、これまたちょいちょい取りかえとか、そういったことにはならないのでしょうか。地方債1億1,000万円あれしておりますけれども、その点についてちょっと伺いたいと思います。

委員長(西村昭教君) 上下水道課長、答弁。

上下水道課長(早川俊博君) 13番村上委員の 御質問にお答えいたします。

る過装置につきましては、多分、江花浄水場、また江幌の浄水場につきましても、マンガン系統の除去という形で設置してございます。今回、里仁に関

しましては、クリプトスポリジウムの予防対策として設置するものですけれども、これは耐用年数、例えば20年ほどありまして、その期間3年か5年サイクルで、その洗浄の必要はありますけれども、大体20年程度の耐用年数ということで御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他に、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) ないようですので、これをもって議案第5号の質疑を終了をいたします。

次に、議案第6号平成16年度上富良野町公共下 水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば、発言を許しま す。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して、19ページから22ページ、及び、433ページから457ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、議案第6 号の質疑を終了といたします。

次に、議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を議題といたしま

提案者より、補足説明があれば、発言を許しま す

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して、23、24ページ、及び459ページから487ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) ラベンダーハイツの利用状況ですけれども、特にデイサービス、ショートステイ、またサテライトの利用状況をお知らせ願います。

委員長(西村昭教君) 特別養護老人ホーム所 長。

特別養護老人ホーム所長(林下和義君) 3番岩 崎委員の御質問にお答えいたします。

平成16年度の1月現在の利用状況ですが、特養につきましては1万5,116人ということで、1日平均49.4人と。それとショートステイについては7.6人ということで、昨年も同時期でございますが5.5人ということで、138.3%の増でご

ざいます。

それと、デイサービスでございますが、3,984人ということで、去年は12.5人と。現在は15.5人ということで、124%の増でございます。

それとサテライトでございますが、今年度は1,232人ということで、去年は9.2人ということでございますが、ことしは10.4人ということで、115.4%の増でございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) これらの施設の利用状況の中で、今後、年寄りがこういうサービスを受ける人がふえるのでないかと思うのですが、その施設の収容状況は、まだスペースがあるのかどうか。

委員長(西村昭教君) 特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長(林下和義君) 特養に つきましては、定員50人と。ショートにつきましては、現在10人ということでございます。 デイ サービスにつきましては、おととしから、15人 だったのですが、現在20人に定員をふやしまして、現在20人の定員枠をしております。サテライトにつきましては定員15人ということで、ディサービスにつきましては、現在、利用状況が平均の15.5人ということで、もう少し枠がございますので、利用状況、ケアマネジャー等、いろいろ掘り起こしをいたしまして、利用者のニーズに即して利用促進を進めていきたいなと。まだちょっと余裕がありますので、その辺を利用促進に努めていきたいなと、このように思っております。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) サテライトの方なのですが、保健福祉センターができるという形の中で、今後はそちらの方に移行されるのか。需要が多ければ、また従来の施設利用という形になるのか、そこら辺について、お伺いしておきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長(林下和義君) 9番米 沢委員の御質問にお答えいたします。

保健福祉センターにつきましては、一応10月を めどに落成ということで、予算措置もそのようにし ております。その辺は、保健福祉課と調整をいたし まして、現在、利用状況はデイサービス、サテライ トにつきましては、それぞれ人数等を勘案いたしま して、これをプールいたしまして、それぞれ皆さん の御希望に沿って、どちらに行くか、それは本人の 希望に沿って施設を利用していただくということに なろうかと思います。

それで、今の状況につきましては、大体現状といたしましては、大体利用できるのでないかと。相当 余裕があるのでないかと。これからは、だんだん利 用者が多くなりますので、これからは施設の対応も 考えていかなければならないのでないかなと思いますが、現在のところ、施設の余裕はあると思います。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これをもって 議案第7号の質疑を終了いたします。

これより、議案第8号平成16年度上富良野町水 道事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して、予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 水道事業会計予算の関係 なのですが、過年度分損益勘定留保資金というのが あります。したがって、この留保資金の状況表を、 後ほど資料として提出をしていただきたいと思いま す。

それからあと、未収金の関係は、ほかの関係等もありますので、同じような形で、何とか未収金の向上のために努力をしていただきたいという意見と、もう1点は、この給水の停止の関係、従来いろいろ言われております。給水条例の第29条では、明らかになっております。その関係で、今後も向上に努力をされると思いますが、その点、改めて、給水停止をも含めた形でやっていくのかどうかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) 11番中村委員の 御質問にお答えさせていただきます。

資料の点につきましては、後ほど提出させていた だきたいと思います。

また、給水停止を含めての関係なのですけれど も、現在のところ、給水停止されている方、1件ほ どありますけれども、あとの方については、それほ ど悪質ではないという形で、また分納という形で収 納させていただいておりますので、現在のところ給水停止ということは考えておりませんけれども、今後またそういった悪質者が出た場合については、そういった対応で臨んでいきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いします。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

#### 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 悪質かどうかという判断が難しいところなのですけれども、この条例を見ますと、指定期限内に納入しないときということで、明らかになっております。それで、現実の問題として、どこまでが悪質なのかどうかという判断は我々の段階ではできませんので、それは担当者の方で的確に処理をしていただきたいという要望をして、この関係については終わります。

それから、もう1点よろしいでしょうか。

水道の給水条例の第17条ですね。水道使用料等 の管理上の責任という関係が1点ございます。この 中で、水道利用者等は善良な管理者の注意をもっ て、水が汚染し、または漏水しないよう、給水装置 を管理し、異常があるときは直ちに町長に届けなけ ればならないというのが、我々利用者の方のあれな のですけれども、その次に、管理業務を行ったため 生じた損害は水道使用者等の責任とするということ なのですが、当然、我々使用者の責任もあろうと思 いますけれども、もう一つは、町が管理をしてい て、漏水の状況で水道使用者等に利用できなかった とか、汚染がしたとか、そういう関係のケースで、 トラブル等があったかどうかということ。現実に、 漏水があったという関係は、毎年どこかでありま す。それから、その段階で給水が停止になったケー ス等もあろうと思いますので、言うなれば、利用す る側だけの責任の関係があるけれども、町として、 管理者として、その点での関係がどうかという点 で、お尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 上下水道課長、答弁。

上下水道課長(早川俊博君) 個人の負担部分といいますか、それにつきましては、メーター器までが個人の負担、メーター器の取水栓につきましては町負担という形で管理してございます。それにつきましては、8年のサイクルという形でメーター器の更新、こちらは町の責任においてやっている状況ですけれども、あとの、それ以降の漏水に関しましては、個人負担という形でお願いしているのですけれども、明らかに漏水という形であれば、そのメーター器の関係で、通常何カ月か前にさかのぼった形で、利用実態に合った形で料金を徴収しているというのが実態でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

#### 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) この条文では、今、課長の言うとおりなのですね。問題は、町が本管等も含めて、メーターの前の段階で漏水等があって、給水が停止する、もしくは使えないというケースが出てくると思うのですね。ありませんか、あると思うですよね。

そうすると、その段階で、私言うのは、利用者の 責はそうやってあれするけれども、町として、給水 する責任ある立場で、その関係での問題は、どう対 処、将来は漏水して本管修理するから、もしくは破 損したからあれだとかという、ほかの都市でもある ことはあるのですけれども、その関係で、町とし て、別にタンク車を持って給水措置をするとかなん とかということがあるけれども、私言うのは、利用 者の責をこの条文ではしているけれども、町として 基本的に、安全で恒久的な給水をするということと、そ ういうトラブルがなかったかどうかということとでお 尋ねしているのです。

委員長(西村昭教君) 上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) 過去には、大々的な漏水によります給水というか断水の経緯はありますけれども、そういった場合は、それぞれ先ほど中村委員言っていましたように、タンク車ですとか、ポリタンクですとかという形で対応をしているところなのですけれども、最近におきましては大々的な断水という事故例はございませんで、断片的に漏水修理という形で、1時間か2時間の断水の経緯はありますけれども、最近ではそういった大々的な断水という形はございません。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 22ページの工事請負の関係で、水道管の埋設、また道路横断などで再工事がなされて、最後に舗装仕上げをするわけなのですけれども、舗装をやって1年もたたないうちに、その舗装の下地が悪いのか、工事の関係でどうなのかわかりませんけれども、せっかく立派に仕上げてある舗装が、がたがたの道路になってしまうとしたやっぱり工事請負業者にその辺をチェックしてもらって、次の年、また補修としては舗装をかけて直しているのですけれども、やはりきちんとしたものになっていないのですよ。その場だけ盛り上がったような状況をつくったりなんかして。これを、やっぱりきちんとなっていなところは、やりかえるぐらいのあれでないと、その道路がだんだん、せっかくの町道が

走りにくい道路になってきているということです。 その点はどうお考えですか。

委員長(西村昭教君) 上下水道課長、答弁。

上下水道課長(早川俊博君) ただいま3番岩崎 委員の御質問にお答えさせていただきます。

給水工事といいますか、本管から引き込む工事ですとか、例えば道路工事に伴いましての水道管施設工事の関係で舗装復旧が絡んでくるわけですけれども、そういった形で施工時期ですね、例えば、冬期間またぐですとか、そういった時期における工事においてはそういったことが見受けられまして、春先に対処している形なのですけれども、そういったことのないよう、今後も十分、工事施工者に対して周知徹底したいというふうに思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) その件については、承知しましたけれども、それからもう1点、水道管の耐用年数とか、東中の倍本地区でやったような石綿管の入れかえ、ああいう石綿管のような、昔のそういう配管をしたところはほかにないのかどうか。

それから、水道管の耐用年数ですけれども、老化で漏水した場所もあるわけで、その間、去年もありましたね、おととしもあったように感じておりますけれども、断水されるわけで、それぞれの所管の方は適応された措置をとって、短い時間にまた水が流れるようにしてはいただいているのですけれども、やはり生活水ですので、そういうことも問題あろうかと思うので、この水道管の耐用年数はどのように判断しておられるのか。また、漏水した場合の対策についてもお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 上下水道課長、答弁。

上下水道課長(早川俊博君) 3番岩崎委員の御 質問にお答えさせていただきます。

石綿管関係につきましては、上水道関係につきま しては、すべて更新済みという形で、布設替は終了 してございます。

また、管の耐用年数の関係ですけれども、これに つきましては40年ということで言われてございま す。

あと、そういった形で、事前に断水が起きないという形で、毎年漏水調査という形で調査しまして、早期発見という形で、大きくならないうちに、15年度におきましても9カ所の漏水箇所を発見しまして、事前に修理している状況でございます。ですから、なるべくこういった形で断水が起きないように、事前に対応をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 漏水についてお尋ねします。

この漏水のわかるのは有収率といったですかね、 言葉ちょっと出てこないのですけれども、これのこ の二、三年の状況はどういう状況にありますか、お 尋ねします。

委員長(西村昭教君) 上下水道課長補佐。

上下水道課長補佐(佐川和正君) 4番梨澤委員 さんの御質問にお答えいたしたいと思います。

平成12年度で82.2%、それから平成13年度におきましては82.5%、それから平成14年度におきましても82.5%。というのは、見えない部分というか、漏水ですね、管がもうかなり古くなってきておりますので、地下に潜っている部分というのは、大体1カ月3万トンで、大体36万トン年間出ているということで、大体80%前後が有収率ということで思っています。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 大体横ばいで、努力しているということで、わかりました。いずれにしても、しかし、この有収率を上げていくということだけは、それ念頭に置いてやっていっていかなければならないのかなというように思います。意見調整の関係で、ちょっとお聞きしたわけです。

以上です。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。 5番小野忠君。

5番(小野忠君) 歳入の件について、ちょっと お伺いをいたします。

これはちょっといつも未収金の問題で、ちょっと 忍びがたいのですが、平成15年の7月15日の監 査委員意見書に出ているとおり、滞納者が249 件、481万4,000円が残っておったのですけ れども、その後どのような回収率になったのか。そ の点、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) 5番小野委員の御 質問にお答えいたします。

当初、15年度分の滞納繰越分につきましては、856万8,000円という形で調定させていただいております。その後、徴収に努めた結果、2月末現在で収入が385万1,357円ございまして、その徴収率につきましては44.5%ほどというこ

とになってございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野忠君) 徴収率はそんなによくはなっていない状態で、御苦労なさっていると私は思いますが、これは以前から言われているのですけれども、とかく監査委員からも、悪質な者には給水停止をせよという意見書が出ているわけなのですよね。でも、御苦労なさって、集金にかなりお出でになっていることは聞いています。でも、これは集金しに行く問題ではなくて、自分の使ったものは納めなければならないことになっているのです。それで、いろいろと聞くと、支払いがこういうわけだからこうだったとか、ローンが残っているからこうだったとか、いろいろな御意見があったのだと。それはもう問題にならないと思うですよね。

それからまず、以前から指摘している営業者、早く言えば私たちのような営業者が、前回十七、八件あったのです。これらの回収率がどうなっているのか。こういう点は、もう給水をとめなさいということも言ったはずだし、そうしたら、課長は、やりますという、決算委員会にも言われた例があるのですよ。それで収納率というのは、それほど上がっていない。今そうしたら現在、営業趣旨を持っている方々が何件ぐらい滞納をしているのか、ちょっとその点をお知らせいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 上下水道課長補佐。

上下水道課長補佐(佐川和正君) 5番小野委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

現在、未収ですか、滞納をしている営業の方なのですが20名ほどおられます。そして、この方なのですが、一応分納という形で、一部分を納めていただいている関係で、停水まではできかねるということで、停水はしていないという状況でございます。

以上です。

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野忠君) ですから、17名が今度はまたふえているわけだ、これね。このふえているという状態を、いかにあるかと。私たち自分ながら、ちょっと恥をかいているのではないかなと。水を売っている商売なのですよ。私たちも行けば、水1杯が1,000円になるのですよ。その水の代金が払えないというのは、余りにもちょっと甘過ぎると思うのですよ。

だから、集金されている課長さんたちは大変だと 思いますよ。おどかされたとか、びっくりされたと かという御意見も、たまたま聞きます。こんなもの に屈しないで、もし払わなかったら、何ぼ何でも払 うだからということでなくて、もうばっつり切りま すよと。これはこの条例の中にも、水道条例の中に 29条があるのですから、これに徹底的にやる。少 しなめくられているのでないかなという気がするの ですよ。そして、飲み屋さんの前で何時間もお待ち になっているというのも、私たちいろいろ見かけま す。こういうのはだめですから、もう徹底的にこれ は回収率を上げなければ、一生懸命に払っている人 が、何のためにお金をまじめな人は払っているか と。全部振り込みし、またやっている。

中には契約しても、実行をしていない人がいると思います。この人たちは徹底的にやってくださいよ。一たんこういうふうにして払うのだというお約束をしたのだよ、町長に対して。それすらも払っていない人もいると思います。これらはプライバシーの問題ですから、名前言いませんけれども、こういう方がいるのですから、そういうのはやっぱり徹底的に、おどかされず、おっかながらないで、堂々と行って集金することを私は望んでやみません。そういうことですから、ひとつ今後やりますか、やらないか、もう一遍聞かせてください。

委員長(西村昭教君) 上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) そういった滞納者については、一遍にという形で給水停止に至ることはできないのですけれども、そういった段階、催告ですとか、そういった段階踏んだ形で、それでなおかつだめな状態であれば、給水停止という形で対応させていただきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これをもって 議案第8号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、しばらく お待ちください。

これより、議案第9号平成16年度上富良野町病 院事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して、予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) これは事務長に聞いてもあれかなと思うのですけれども、事務長は大変苦労されていると思うのですよ。組織図を見ると、事務長あって看護師、それから医師、薬剤師というのが、切れているのですよね。ただ伝えるだけで、なかな

か指導ということには、議会でいろいろ言われていることを持っていって、こう指導的なことで言うの はなかなか難しいのではないかと思うのですよね。

それで、これ町長かと思うのですけれども、年に一度、決算委員会でもいいですから、院長が年に1度は議会に報告をするというようなことにはならないでしょうか。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきますが、病院の運営管理の責任者は院長でございますから、梨澤委員の御意見というのも理解できるわけでありますが、その反面また医療業務に携わっているという部分もございますので、そういった状況等々を見きわめながら、定例の議会ということではありませんけれども、特別委員会等々においては、時間的な部分があるとするならば、そういった部分も考慮しながら対応をしていきたいというように思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 気持ち、お話よくわかりました。

それで、私、教民のころはいろいろ研修して歩きまして、それで院長先生のお話なんかもお伺いしまして、院長おっしゃるには、やっぱり議会対策が一番大変だと。議会の方は、何言われるかわからんと。だけれども、勉強になりますということで、そこはやはりきちんと議会とコンタクトをとっているのですよね。過去、私たちのこの町では、ずっとありませんでしたから、本当に1年に1回でいいですから、お顔をお見せになって、そして報告というのはもう事務長がされてもいいのですけれども、議員の質問に対してお答えできるというような方向で、よろしくお願いをしたいというように思います。

委員長(西村昭教君) 答弁は要らないですか。 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 療養型の設置、増床というか問題なのですが、前年度というか、予算等の組み方が行われようとしましたが、結局、医師の体制が整わないという形の中で、断念したという経過があります。この療養型という点では、一定の収入も上げられて、病院経営にも多少なりとも介護の観点からもいいのだということなのですが、今後、この療養型の増床というのは、なかなかその医師の派遣との関係で、現時点では見通しが立たないという現状なのか。その点、医師の派遣等とあわせてお伺いしたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) 9番米沢委員の介

護病床のいわゆる増床の関係でございます。

昨年、増床を予定しながら実施できなかったことにつきましては、委員のおっしゃるとおりでございまして、今後において、これらの病床の増床といったことでございますが、増床には届け出に当たって施設基準というのがございます。医師の100%の設置がなければならないと。このことについては、標準医師数については若干減少となってきておりますが、今現在において、近い将来、これらの医師が100%充足できるかと。非常に難しい実態にあるかと思います。そんなことから、この増床については、その時点の医師の状況を見きわめながらといったことになるかと思います。実施時期といたしましては、大分先になるのかなというようなことで、私自身は考えてございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 先の話ということで伺って おきたいと思いますが、それで次に移らせていただ きたいと思いますが、いわゆる女性の専用外来とい かないまでも、対応できるような診療日を設定して はどうかというところであります。専門ということ になれば、それに対応した部屋だとかということも 当然必要になるかというふうに思いますので、この 点は、現状ではなかなか医師の当然対応等もどちら にしてもとられると思いますが、この点はどのよう になっているのか、お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) 9番米沢委員の女性専用外来の設置でございます。これらにつきましても、過般、設置について意見をいただいたところでございます。このことにつきましては、私も院長にその旨、状況をお話をいたしておりまして、名もいましては、女性の医師が直接かかわら、今現行におきましては、女性医師が1名おります。ただ、医大の医局の人事において、いつそういった状況になるかわらないというのも、これ現実の問題でございます。そんなことから、即、御意見のある、女性の医おりのもなことから、即、御意見のある、女性の医おいという状況にございまして、今後のそは即できないという状況にございまして、今後のその状況をさらに見なければならないのかなと思っております。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 医師の問題でなのですが、 現行で旭川医大から来ておられるあの医師が戻られ るというような話も聞いておられるのですが、それ は現実的にはないのか、その点伺っておきたいと思 います。 医師等の派遣等の関係では、旭川医大のいろいろな派遣、出張の問題で、大きな社会問題になりましたけれども、万が一いなくなった場合、あるいは、すぐ対応できるような関係が日ごろからもつくられてはいると思うのですが、現状としては、なかなか今、新たに派遣医師という形になると難しい状況なのか、その点、すぐ対応できるのか。言って、すぐ向こうでもその枠を抱えているのかという、ちょっと現実的な話をお聞かせ願いたいと思います。

もう1点なのですが、医療機器の導入で、いわゆ るベッドだとか、今回の浴槽の購入等がうたわれて おりますが、ベッド等においても、いわゆる台は 買ったけれども、いわゆるベッドと一緒に買うのは いいのですけれども、その一式を買わないものだか ら、結局ベッドの台は買うけれども、ベッドそのも のはマットは別な、予算がないからという形の中 で、やはり後から買うという形の中で、やっぱり統 一したものが買われていないという中で、医療現場 においては、なかなかやはり患者さんの状況が、診 断だとか寝るだとかという点で大した不安な部分が あるということを聞いておりますので、予算との関 係でもあるのかもしれませんが、なるべく統一した もの、あるいは、ばらばら買うというのではなく て、品質のある程度やっぱりきちんとしたものを購 入して、やはり医療患者さんに対応できるような予 算措置というのが必要だと思います。そういう意味 で、予算がないというだけではなくて、あらかじめ 計画も持っておられると思いますので、そういう現 状というか、今どのような対応になっているのか、 お伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) 9番米沢委員の御 質問にお答えいたします。

まず1点目の常勤医の異動等の関係でございますが、平成16年度年度当初に向かっての医局等における医師の異動等はありません。ただ、あくまでも医局の人事によるところというようなことで、以後のことについては医局の状況というのがはかり知れないということから、ちょっと見通しは全く立たないところでございます。

そして、もし万が一、医局のいわゆる人事によって常勤医がかわるといったことにつきましては、病院としては基本的にその補充をしていただきたいといったようなことで考えておりまして、もしそんなときには補充を強く要請をしていかなければならないし、していきたいと思っております。

そして2番目のベッド、いわゆるマット、一括の整備でございますが、御意見のとおりマットにつきましては、その傷みぐあいを見計らって更新をして

おるというのが実態でございます。そんなことから、御意見にありましたように、ベッドを新規に入れるときに、それのベッドにかかわるマットの更新についてどうなのかといったこと、このことについて、また検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

12番金子益三君。

12番(金子益三君) 今の出張医の部分に関して、関連で質問をさせていただきますが、女性の専門、診てくれる日をつくると同様に、この財政の中、小児科を設立するのは難しいとしても、旭川医大の方から出張医の方に小児科の専門の診てくれる医師を、月に2日程度でも結構なのですけれども、その辺を要請できることができないかどうか、ちょっと質問をいたします。

委員長(西村昭教君) 病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) 12番金子委員の 御質問にお答えさせていただきます。

旭川医大から、小児科の先生をと言ったようなことでございます。現行においては、当病院第3内科、そしてまた外科においては第1外科を中心に今すべてをゆだねておるという実態でございます。そんなことから、新たなところへの要請というようなことになるということから、もし要請をいたして、そしてまたそれが実現すると。非常に時間のかかる状況なのかなと思っております。

ただ、そのほかにも、週のうちに1度2度というのが、循環器系の医者の配置についてといったような現実、そんなようなお話、意見等もいただいておる中において、そういったもの等含めて、こういったことについてどうなのかと。その実現性はどうなのかといったようなことを検討をしていかなければならないのかなと思っております。

以上です。

委員長(西村昭教君) 12番金子益三君。

12番(金子益三君) 小児科の方は、なるべく 一日も早い実現をお願いいたしまして、もう1点、 今おっしゃっていただいた第1外科の方のことで、 ちょっと病院内で耳にしたことでお聞きしたいので すが、今現状、来られている金子先生、外科の先生 の退任に、その次の後任に当たりまして、今現在の 病院内で行われている手術等々の問題で、やっぱり ある程度大きな開腹手術等々が行われないと、なか なか次の外科の先生が来ていただけないという現状 がありまして、しかし、外科の先生が来られなくな ると救急指定が外れてしまって、非常に地域医療に とっては大きな問題となることが懸念されますが、 そのことに関して継続的に、これから外科の先生が 来られるような何らかのの対処法を、具体的なもの を何か持ってらっしゃるかどうか、ちょっとお聞き いたします。

委員長(西村昭教君) 病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) 12番金子委員の 御質問にお答えいたします。

外科医師による手術等の関係、ご存じのように、 金子先生については、静脈瘤抜去術の権威といった ような先生でございまして、これまで多くの手術 を、実績を上げてきております。こういった状況に ある中で、旭川医大の第1外科においても、町にお ける外科医師を派遣する意味合いというようなこと についても十分理解をしていただいているところで ございまして、そして病院におきましても、第1外 科からの外科医師の派遣については、今後も引き続 き強力にお願いをしていかなければならない状況に なってございます。そんなことから、まず医師の常 勤1人は確保といったことで、精力を注いでいかな ければならないのかなと思っております。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 他にございませんか。

14番長谷川徳行君。

14番(長谷川徳行君) 手当のことでちょっと お聞きしたいのですけれども、この夜間勤務手当と 夜間看護手当の違いをお知らせ願います。

委員長(西村昭教君) 病院事務次長。

町立病院事務次長(大場富蔵君) 夜間勤務手当と夜間看護手当の違いでございますが、夜間勤務につく看護師の午後10時以降午前5時までの間の勤務時間、仮眠等も深夜勤務につきましてはございますので、それを引いた部分を3時間と見込んで、そして看護手当を払っているものでございます。これは定額で払っておりまして3,200円。もう一つは、個々の職員の給料の25%、これを夜間勤務手当ということで払っている、2本立てでございます。片一方は定額で、本当の深夜の勤務時間で、仮眠を引いた時間に対して定額で1時間3,200円でお支払いをしていると。もう一つは、夜間勤務に従事することに対して、給料の25%を手当として支給していると、この二つで深夜勤務に当たっている職員に支給しているものでございます。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。 11番中村有秀君。

1 1 番 (中村有秀君) 何点かありますけれど も、まず平成 1 6 年度の病院事業会計の予算説明書 の中で、収入ということで、院内の投薬管理指導の 関係なのですが、とりあえず平成16年度の予算の 見込み額はどのぐらい計上されているかということ でお知らせいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(三好稔君) 11番中村委員の 御質問にお答えをいたしたいと思います。

病棟における薬剤管理指導業務における収益といったことでございますが、1カ月30件、そして単価が3,500円、それの12カ月分ということで、126万円予算計上をいたしてございます。

以上です。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) わかりました。それはまた来年の決算の段階で、事務長はおられないだろうと思いますけれども、またその段階でお尋ねをしたいと思います。

それから、次に2点目ですけれども、図書費ということで、一応15ページに80万円、参考図書ということで計上をされています。それで、ずっと経過を見ますと11年、12年、13年は大体45万円から49万円ぐらい。それから14年度は60万円、15年から16年が80万円ということで、確かにこれからお医者さん等も含めて、新たないろいるな形での時代の先取りということで、参考図書等が必要だということと、図書自体が特殊なあれですから、高額なということでは理解ができるのです。

それで、一応担当の先生方がこの図書をということでございますけれども、その買った図書の後ですね、例えば三好先生が、これが欲しいということで購入していただいたと。しかし、今度は、先生がどちらへ行かれるときに、それはその本はそのまま置かれていくのか、先生が持っていかれるのかということで、ずっとあれしていけば、相当の書籍数になるのが実態ですけれども、それぞれ先生方の専門分野等もあろうかと思いますので、三好先生が買った本が、大場先生が、おれはこれはというケースもあるとは思いますけれども、とりあえず、その保管状況がどうなって、それから先生がかわったときに、どういう形で処理をされているかということでお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) 11番中村委員の 御質問にお答えいたします。

図書費80万円の予算措置につきましては、これまでの実績等、状況がそれぞれある中において、最大限予算措置をさせていただいているところでございます。

御質問の図書の購入におきましては、基本的に医 師の要求により購入をいたしてございます。基本的 には、常勤医が活用する図書が主でございます。その図書においても、年月がたつことによって、またその先生の専門的な分野によって、その図書を必要とする度合いが変わってきます。そのときの医師の判断で、これはもう使わないよというものについては、器材庫の方にまとめて収納しておるという状況でございまして、例えば旭川医大の出張医が来て、その本を持ち帰るといったもの、実態にはございません。あくまでも、うちの常勤医が活用する図書というようなことを基本に考えてございます。

以上です。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

1 1番(中村有秀君) そうしたら、基本的にお 尋ねしますけれども、一応図書を購入したら、図書 の台帳みたいなものはつくられておられているのか どうか。

それから私は、きのう図書室の関係でもあれしましたけれども、やはり蔵書数で、いつ購入、どうなっているという台帳があって、その先生が、例えば三好先生が旭川医大に帰られるなら、これはもう三好先生の専門分野の本だから、そのまま持っていかれても、ある面ではいたし方ない面が、僕はあるような気がするのですけれども、そのような管理状態が、どうきちんとされているかということで。

というのは、年間80万円、80万円、60万円、47万円、49万円、45万円ということで、医師のいろいろな形で時代の先取りをする関係で勉強をされるということでのとられることもあろうと思いますが、それらの維持管理の状況をちょっとお尋ねいたします。

委員長(西村昭教君) 病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) 11番中村委員の 御質問にお答えいたします。

図書の管理でございますが、基本的に院長室の書棚、また医局における書棚には考えてございまして、図書台帳といったものについては整備をいたしておりません。それが実態でございます。

仮に、中村委員の御質問にあるように、医局の先生が一時医局へ持ち帰ってそれを勉強するといったようなことも現実にあるのかもしれません。ただ、ちょっとその実態、状況はちょっと掌握していないものですから、そんなときには台帳のその整理、管理といったようなものもしていかなければならないことも出てくるのかなというようなことで、御意見といったことで承らさせていただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) そういうことで、できれ

ば台帳的なもので維持管理をするということに、ある面で町費であれしているということなので、お願いしたいと思います。

それから次に、15ページの18節委託料の関係です。たまたま12年、13年、14年の予算書を見ますと、この委託料の内訳が書かれているのですね。ところが、15年度はなし、16年度はなしということで、ただ今回、町の予算書、一般会計の予算書を見ると、それらが全部委託料は、金額は書かれていて、従来は入札をするから出さないのだということだったのだけれども、今回はそういうふうに転換をしていて、あくまでもその範囲の中で、どう入札をするかということであれば、この病院の関係についても、言うならば役場の方針と逆な形で、15年度、16年度ないということなので、何かそこ意図的なものがあるのかどうかというようなことで、お尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) ただいまの御意見、病院独自の意図的なもの、全くありません。これまで御意見ありましたように、入札執行等、随意契約も含めてするに当たって、その金額を伏せておったということがございます。その延長上にあるといったことでございます。

また、町の予算計上等の関係等もちょっと確認させていただきまして、今後の予算、資料の作成について反映をさせていきたいと思っています。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) ここに日の丸上がっているのですよね。旗幟を鮮明にするという、普通の人には非常にわかりやすいことなのですよ。ただ、これから春闘の時期に入ってきて、赤旗、赤腕章というのは、自衛隊の奥さんなんか、何だろうなということで、嫌ですねと言うのですよ。それで、病院で赤腕章をつけたりしているのですよ。血の色ですからね、赤というのは。白衣に赤というのは、これはやっぱり余り気持ち、まして病院であると、気持ちよくないから。

それともう一つは、やっぱり余り旗幟を鮮明にしない方がいいですね。医療に携わる方々は旗幟を鮮明にしないで、もう天下万民皆さんにいい顔をして当たるということでもって、これからなのですよね、あれぶらさげるのが。その辺のところをどのように対処するのか、お考えを。

委員長(西村昭教君) 病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) 4番梨澤委員の御 質問にお答えをいたしたいと思います。

このことにつきましては、職員組合の労働活動の

中において、これまで実施というか、行為があったところでございます。このことにつきましては、病院の職員について特にというようなことで御意見もあったところでございますが、この労働組合との関係もありますので、この辺総務課、町ともまた意見交換をさせていただきたいなと思っております。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) この辺が、事務長いろいろ 苦労するところの一つかと思います。今、公務員改 革というのをやっておりまして、この辺がまた入っ てきているのですよ。ただやっぱり、医療に携わる 方がそれを前面に出してくるというのは、いかがか なと。これ普通常識的に考えて、とれるのですよ。 ですから、この辺のところは看護師、看護師長、総 婦長とか、総師長というのですかね、そういう方々 とか、やはりお話し合いになって、現場でああいう のを見て、赤いのをぽっと見たとたんに血圧上がっ て、血圧計られて、あなたぐあい悪いですよという ことは、これまたおかしな話ですから、その辺のと ころを話し合いでされて、何も労働者の権利を言う ということは当たりいいのですからね。それはいい のですよ。たまたまやってきていたことが反自衛隊 的なことでもっての、あの赤旗、赤腕章というのを どっと見せられたものだから、わっということなの ですよね。よその町では何でもないかもしれないの ですね。だけれども、この町は自衛隊の家族が多い わけですよ。そういうこともありますから、その辺 もお話しになって、この町はこういう町ですよと。 教育長が、よく言うのですよ。この町は自衛隊の町 だから、国旗国歌にしてもこうですよというような ことを言っているのだというのですけれども、その 辺はっきりと出してお話し合いをしていただきたい なというように思うのですけれども、いかがです か。

委員長(西村昭教君) 病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) 4番梨澤委員の御意見、貴重な御意見ということで承らせていただきたいと思います。院内における管理者会議等において、このことについても話題にしたいと思っております。

私、管理者といたしましても、そういう姿というのは現場にない方がいいといったことについては、そのとおりだと思っております。そんなことで、今後何らかの形で、院内において話題ということで取り上げて、対処できるものであればというようなことで考えてございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今のにかかわってお伺いい

たしますが、労働者の権利としてそういうものがあって、別に営業上支障がないということであれば、それは何でもないわけですから、別にそういう総務課だとか運営委員会にかけてというような趣旨のものでは私はないと思います。たまたま自衛隊が住んでいるということであって、自衛隊だって、自衛隊だって、日本がこうにはあられていないというだけですから、フランスやヨーロッパへ行けば、消防職員だって労働権を認められていないのはおかしいということで言われているわけですから、そういう部分のやっぱりきっちりとした対応というのも、別に事務長さん責めるわけではありませんが、こういうものだということで、私訴えておきたいと思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 答弁はいいですね。 わかりました。

他に、質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これをもって 議案第9号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の議事日程につきましては、議案第2号から 議案第9号までの各予算を一括して、2分科会に分 かれて意見の取りまとめをいただき、その後、全体 での意見調整と各会計の討論、並びに、表決の順で 進めてまいりたいと存じます。

本日は意見調整ということで2分科会に分かれ、 それぞれ分科長を選出していただき進めていただき たいと思いますが、これについて御異議ございませ んか。(発言する者あり)

これから、日程を進むということになりますが、 そのことで御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。 あと、事務局長に説明をいたさせます。

事務局長(北川雅一君) これからの日程でございますけれども、時間が早く終了をしたということで、これより各会計予算審議、意見の素案を、2分科会において意見の取りまとめをお願い申し上げたいと思います。集約が終わり次第、予算特別委員長まで提出をお願い申し上げ、各分科会の取りまとめを行ってもらいます。それで、会場につきましては、第1分科会は第2、第3会議室、それから、第2分科会は議員控室で行いたいというふうに思います。その後、各分科会から意見素案が予算特別委員長並びに分科長で意見のまとめをしたいというふうに考えてございます。

それで、明日は9時から開会をいたします。定刻 までにお集まりいただきたいと思います。

明日は、意見の質疑、意見案の質疑を9時から開会をするという日程で進めたいと思いますので、そのことでお諮りをいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 今、事務局長の説明がございましたが、このとおり進めてよろしいでしょうか。よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議ないと認めます。 以上で、きょうの審議を終了をいたします。 これにて、散会いたします。

午前11時38分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の 正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月16日

予算特別委員長 西村昭教

## 平成16年上富良野町予算特別委員会会議録(第4号)

平成16年3月17日(水曜日) 午前9時00分開会

### 委員会付託案件

議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計予算

議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算

議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

議案第 7号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

議案第 8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算

議案第 9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算

#### 出席委員(17名)

委	員	長	西	村	昭	教	君	副委員	長	向	Щ	富	夫	君
委		員	清	水	茂	雄	君	委	員	徳	島		稔	君
委		員	岩	崎	治	男	君	委	員	梨	澤	節	Ξ	君
委		員	小	野		忠	君	委	員	米	谷		_	君
委		員	岩	田	浩	志	君	委	員	吉	武	敏	彦	君
委		員	米	沢	義	英	君	委	員	仲	島	康	行	君
委		員	中	村	有	秀	君	委	員	金	子	益	Ξ	君
委		員	村	上	和	子	君	委	員	長名	川	徳	行	君
-		_		<b></b> -	224	_	-							

委 員 渡 部 洋 己 君 (議長 中川一男君 (オブザーバー))

欠席委員(0名) 早退委員(0名)

#### 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町	長	尾	岸	孝	雄	君	助		役	植	田	耕	_	君
収 入	役	樋		康	信	君	教	育	長	高	橋	英	勝	君
総務調	見 長	田	浦	孝	道	君	企画	調整制	果長	中	澤	良	隆	君
税 務 詩	見 長	越	智	章	夫	君	町民	生活詞	果長	米	田	末	範	君
保健福祉	課長	佐	藤	憲	治	君	農業	振興訁	果長	小	澤	誠	_	君
道路河川	課長	田	中		博	君	商工観光	まちづく	り課長	垣	脇	和	幸	君
会 計 部	長	高	木	香伯	弋子	君	農業委	員会事務	渦長	谷	П	昭	夫	君
管 理 説	長	上	村		延	君	社会	教育詢	果長	尾	崎	茂	雄	君
特別養護老人	i-ム所長	林	下	和	義	君	上下	水道詞	果長	早	Ш	俊	博	君
町立病院事	務長	Ξ	好		稔	君								

議会事務局出席職員

関係する課長補佐、係長等

局	長	北	Ш	雅	_	君	次	長	菊	池	哲	雄	君
係	長	北	]]]	徳	幸	君							

午前 9時00分 開会 (出席委員 17名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。 御出席御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会の第4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

#### 事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、予算特別委員会日程4日目の3項目めの審査意見報告より進めていただきたいと思います。その後、全体での意見調整と各会計の討論並びに表決の順で進めてまいりたいと存じます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) これより、平成16年度 上富良野町各会計予算を一括して意見調整を行いま す

予算特別委員会審査意見素案を事務局長に朗読さ せます。

#### 事務局長。

事務局長(北川雅一君) では、私の方から、予 算特別委員会審査意見素案を朗読いたします。

まず一般会計でございます。一項目めといたしま して、行財政運営について。

番、町税及び使用料等は町の主要な一般財源であり、さらに収納率の向上を図り、不納欠損処理に 当たっては慎重に対応されたい。

番、歳入財源の確保が厳しい中、国の動向を注視して、財源実態に見合った実施計画を示し、財政の健全化を図られたい。

番、職員については、行政運営に弊害の出ない よう計画的に採用されたい。

番、情報公開コーナーの充実を図られたい。

番、公用車両の効率的な運用を図られたい。

番、施設使用に伴う利用者負担の適正化を図られたい。

2項目め、行財政改革について。新計画策定に当 たっては、新たな組織体制のもと、町民の意見を十 分把握して、実効性が上がるよう配慮されたい。

3項目め、補助金等について。補助金負担金の交付に当たっては事業実績等を判断して、適正に助成されたい。

4項目め、委託業務について。公共施設等の委託 方法と積算については、その内容等を十分精査され たい。 5項目め、福祉行政について。

番、保健福祉総合センターの運営については、 その事業効果が確実に上がるように配慮されたい。

番、西保育所の運営に当たっては、町民の要望 にこたえるように適切に指導をされたい。

6項目め、産業振興について。地産地消及び空き 店舗対策等の振興を図り、産業の活性化に向けて積 極的に取り組まれたい。

7項目め、教育環境の整備について。学校教育施設等については、次代を担う子供たちに対し、教育環境の充実を図るために、緊急性を認識した上で年次的に整備されたい。

続きまして、介護保険特別会計。1項目め、介護保険事業について。介護保険制度の一層の充実を図り、特に施設入所希望者が増高傾向にあることから、介護予防、在宅介護の推進を図られたい。

水道事業会計、1項目め、水道事業について。有 収率の向上に、さらに努力されたい。

病院事業会計、一項目め、病院運営について。病院の健全運営にさらに努力し、今後の診療に対して 医師の確保に万全を期されたい。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) これより、審査意見の調整を行います。

ただいま事務局長に朗読させました審査意見素案 について、御意見があれば伺いたいと思います。

項目が多数ございますので、会計別に1項目ずつ 意見調整を行いたいと思います。

初めに、一般会計から意見調整を行います。

1点目、行財政運営について、御意見ございませんか。

#### (「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 次に2点目、行財政改革 について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 次3番目、補助金等について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 4番目、委託業務について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 5番目、福祉行政について。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) これの の西保育所の運営 ということについて、これは3カ月の申し送り期間 で、運営そのものはもう民間委託になりますから、 運営について口出しするということにはならないの ではないかと思うのですけれども、これ町民の方々

はどうでしょうかね。

委員長(西村昭教君) 第2分科長、経緯ちょっ と御説明をいただきたいと思います。

14番(長谷川徳行君) この西保育所の運営に 当たってのことでございますが、運営は委託はして いるのですけれども、それに対して、町民の要望に 十分にこたえれるような指導をしていただきたいと いうことで、こういうことになりました。

委員長(西村昭教君) 梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 気持ちは十分わかるのですよね。事務局長、どんなものですかね。3カ月の申し送り期間中ということで、役場職員が入ってやるわけなのですよね。あとは、あちらがやるのですけれども、その辺についてどんなものですか。官僚としての考え方は。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 関連ですね。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 委託の趣旨というのは、保育に欠けるという子供たちを見てもらうと。確かに、指定管理者制度のもとで委託されました。しかし、そこには、この間の保護者との懇談会等における、やはり子供たちの安心、安全で保育ができるという趣旨の、給食から始まって先生の引き継ぎの問題、延長保育の問題含めて、そういった大きな問題を入れるがら、今回委託という形で出発しました。そういう意味では、町においても、その旨を十分理解して指導し、内容もお互いに点検し合って、保育の質の自上を図るということを目的としておりますので、そういった点では十分な指導監督もできるということは変わっておりませんので、そういう意味から、今回こういう表現になりましたので、何ら問題ないというふうに思っています。

委員長(西村昭教君) 参考意見ということで、 事務局長から。

事務局長(北川雅一君) 事務局段階では、一番最初にも民間委託というお話で今動いていますけれども、4月以降については、もう委託という業務は、もうその時点で締結されると。それ以降について、この西保育所については、あくまでも運営について、ある程度そういう形、助言なりを、運営に対してのその指導内容をきちんと図るべきでないかということで、とりあえず3月までであれば民間委託という、委託というだけのこの部分で展開はできるかと思うのですけれども、4月以降については、あくまでも運営に入りますので、その体制のことに対して、やっぱり指導体制を整えた方がいいのではないかというふうに判断いたします。

委員長(西村昭教君) 梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 十分言っていることわかるのですよね。気がかりなことなのですよ。要するに、3カ月でもって申し送りをやってしまって、あと職員引き上げると思うのですよね。終わった後、そう言っていましたから。引き上げた後、その運営について云々ということは、あとはもう教育委員会通すのですかね、議会は。直接ということにならないのですね。

委員長(西村昭教君) ちょっと誤解されている と思うのですけれども、運営を委託するということ で、教育的な側面の、いわゆる子供に対するいろい ろ運営の中のあると思うのですけれども、それに任 せてしまって、全く行政としては口を出せないとい うことにはならないわけですし、それと先ほど米沢 委員も言われておりましたとおり、父兄といろいろ 懇談をした中で、いろいろな要望意見もありますの で、それは当然、今の委託の段階で十分委託先側に も伝えているだろうし、当然、委託する側も十分そ れは配慮をして進めていくとは思うのですけれど も、やはりそういう中、行政として責任はやっぱり あるということで、運営の中にも、やはりそういう ものをきちんと、父兄の意思を反映できるように、 やはり指導的な立場というのは、町として必要だと いうことの表現なので、そこら辺のところを御理解 をいただきたいと思うのですけれども。

#### 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) その指導とか、そういうことでいいのかな。そういうこと、官が入るのは、何でも第三セクターね。第三セクターも、あんなのもうみんな手を引きなさいと、こう言っているのですよ。それで、そういう今、時代なのですよね。そういう時代で委託をしていて、3カ月たったら申し送り終わって、全部引き揚げますよと。

さらに、これは議会として議員個々とか、こうやって見ていくということは、これは大切なことなのですね、町のことだから。それはわかるのですけれども、あといいのですかね。もうよろしければ、よろしいですよ。運営についても、こうやって表現してていいということならば。私はちょっと疑問に感じたから、言っただけですね。

委員長(西村昭教君) わかりました。

8番吉武敏彦君。

8番(吉武敏彦君) 運営というと、かなり幅が 広くなりますけれども、私の考え方としては、中央 保育所と西保育所が、委託先が余りにも差ができる ということになると、ちょっと問題があろうかと思 うのですね。だから同程度の、西保育所が中央保育 所よりも程度が低くなったと、委託して。そういう 傾向になれば、これは問題がありますけれども、そ うでなければ問題ないのではないかというように思っています。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) この件につきましては、 委託につきましてもいろいろとありました。それで 委託したからといって、あとは行政では知らないよ ということにはならないと思います。

そこで、いろいろ保育のサービス等が低下しないかとか、いろいろ保護者の方からもいろいろ御心配がありまして、このたびこういうふうに高田幼稚園の方に委託することになったのですけれども、そういう保育の運営についてのということでありますから、私はこういう項目もあってもいいのではないかと思います。

委員長(西村昭教君) 他にございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、5番の は、このままでよろしいということで、御異議ございませんね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、6番の産業振 興について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 次、7番の教育環境の整備について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これで、一般会計の意見 調整を終わります。

次に、一般会計全般でございませんね。ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) ないと認めます。

次に、特別会計に移ります。

介護保険特別会計の1、介護保険事業について。 これについて御意見ございますか。ございません ね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 次に、水道事業会計、水 道事業について、有収率の向上にさらに努力をされ たいと。これについても、よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 次に、病院事業会計、病院の運営について。これについても、よろしいてすか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これで意見調整を終わります。

お諮りをいたします。

意見調整が終わりましたので、各会計の審査意見

は、これで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各会計予算に対する審査意見は、ただい ま調整のとおり決定いたしました。

これにて、平成16年度上富良野町各会計予算の 意見調整を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前 9時15分 休憩 午前 9時35分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議 を開きます。

理事者より、所信表明の申し出がございますの で、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 大変御苦労さまでございます。予算特別委員会委員の皆さん方には、大変慎重なる御審議を賜りましたこと、心から厚くお礼を申し上げたいと存じます。

先ほど、予算特別委員長並びに副委員長さんから、皆様方が慎重審議されたこの予算に対する意見書をちょうだいいたしました。拝読させていただきましたが、皆様方がきょうまで御苦労をいただいて審査いただいた、その総括的な御意見につきましては、私どもが執行者として考えていかなければならない課題を列記していただいて、意見書としてまとめていただいているところでございまして、私どもといたしましては、この意見書は当然にして、今後、行政執行の中で対応していかなければならない課題であるという認識をさせていただいているところでございます。

特に財政運営につきましては、審議の中でもお答えさせていただきましたように、非常に厳しい状況の中にあって、継続した予算編成ができる、財政運営ができる、そういったシステムづくりをしていかなければならない。そのことによっても、皆様方の御意見にありますように、行財政改革についての一層の対応を図っていく。そういうようなことも含めながら、皆様方が御提議いただきました意見書につきましては、ごもっともであると。私どもも、それを呈して行政執行をしていこうという認識をいたしております。

また加えて、予算特別委員会におきまして皆様方から承りました御意見につきましては、十分にそれらのことも斟酌しながら、今後の行政運営を図っていくということをお約束申し上げたいというように思うところであります。そういったことで、どうか

ひとつ皆様方には特段の御配慮を賜りまして、御提案させていただいております各予算につきましての 御認定を賜りますことをお願いを申し上げまして、 所信表明にかえさせていただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

委員長(西村昭教君) これより、討論を行い、 議案ごとに採決をいたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。 よって、討論を行い、各議案ごとに起立により採 決いたします。

これより、議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 私は、平成16年度の一般 会計予算案に、反対の立場から討論するものであり ます。

今、国は国民に対する痛みを、財政難という形の中で押しつけてきております。この痛みの中身というのは、公平というよりも、国の一方的な財政の窮屈に陥った原因をただすことなく、今でもむだな公共事業等の予算を計上し、その財源のツケを国民に負担を強いるという形で今出てきております。

そういう中で、この間だけでも、老人医療費の改 悪、サラリーマン等における窓口保険料等の引き上 げ、また年金給付等の削減、雇用保険等の削減など など、税負担が軒並み国民に押しつけられるという 形になって、国民の消費、支出が低下するというの も当然であります。今、国に求められているのは、 この間の上富良野町の予算審議の中でも明らかに なったように、税財源の移譲という形の中でも見ら れるように、交付税の削減分が、その間、税財源移 譲という形で来ているのかということを見れば、必 ずしも来ていないという状況が明らかになり、この 点をとっても、地方財政を維持するという地方財政 法にも違反するものであり、私はこの点において も、国や関係機関に速やかに地方行政が維持できる だけの交付税の削減をやめて、そして維持できるだ けの財源の確保を要請すべきだと考えています。

また当町の予算においても、国にならった形の中で、住民に痛みを伴ってもらうという町長の執行方針に見られるように、国の方針に従ったものであるということが明らかであります。この間、質問でも明らかのように、この間、行政改革という形の中で、行政内部での一定の節約部分というのは評価できますが、しかし、まだ委託料の見直し等を初め、自前でできるものは自前でやる、あるいは町長車等

の、公用車等の廃止を即やるという点では、まだま だ不十分な点があります。

そして、同時に問われなければならないのは、この間、介護保険の利用促進という形の中で、利用者の負担軽減を図っていた、この制度の意義をないがしろにして、さらに介護利用者の負担を引き上げるということは明らかに問題があり、許されるものではありません。

さらに、保育行政の問題では、延長保育を民間に する西保育所だけに位置づけ、他の保育所には行わ ないという問題点も含んでおります。

また、人員管理の問題でも、必要な人員定数という点では、これから行政が維持できる分だけの必要な定数も維持しなければならないにもかかわらず、ただ行政改革という形の中で、定数だけを削減するというだけで、これからまちづくりをどういうふうに進めるのかという点でも、町長は、この点での方針を明らかにしていません。

また、今回から配置されるとする行政改革町民会議についても、今後、十分監視する必要があると、私は考えております。これは、町民に参加してもらって、町民にともに行政の内容を知ってもらって、これからまちづくりの方向をどう進めたらいいのか、どこを削減して、どういう財政づくりをしたらいいのかという点では、この趣旨には賛同できますが、しかし、この間の行政改革の中身を見れば、結局、町の姿勢をあいまいにしながら、また町長自身の議会に対する態度をはっきり示さないまま、ただ行政改革町民会議に、その内容を全面的に移行させるという点でも、大きな問題点があります。

本来、町長の責任というのは、この1万2,00 0人の町民の台所、そして企業、住民の福祉と暮ら し、産業の発展を考えるのであれば、その方向性を きっちり示さなければならないにもかかわらず、こ の方向性がなかなか示されないという点でも、多く の問題点があります。

また、議会については、議会は町民の模範を示さなければならないにもかかわらず、今回の予算の中には海外視察の旅費が盛り込まれているという点では、大きな問題点があります。私は、この点でも再三再四、議会における海外視察の廃止、見直しを行って、その財源を住民に有効的に活用すべきだということを提案、主張してきました。そういう意味では、私は、今回の予算案というのは、まさに町民に痛みを伴ってもらう、それがもろに出た予算であり、同時に、町民に対する暮らしや福祉をどうするのかという立場からの、この方向性を持たない予算という立場から、私は、今回のこの一般会計の予算案に反対をするものであります。

委員長(西村昭教君) 次に、本件に対する賛成 討論の発言を許します。

#### 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 私は、平成16年度上富良野町一般会計予算に対しまして、賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

国と地方の財政状況は、年を追うごとに、その厳しさを増すとともに、国と地方のあり方を見直すことを基本に、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲の三位一体の改革が推進されるなど、地方自治体の将来に大きくかかわる改革が進められる中にあって、真の地方分権型社会の実現を目指し、自己決定、自己責任のもと、スピーディな政策展開を進め、個性ある地域づくりに向けて創意工夫することが強く求められております。

しかし、現状はどうでしょう。三位一体改革は、地方交付税が大幅に削減される一方、税源移譲は小枠にとどまり、各自治体は財源不足から基金の取り崩しや利用料金、負担金での歳入増を図ったり、歳出削減を余儀なくされているのが実態であります。地方自治体が厳しい予算編成を迫られていることについて、全国知事会長の梶原岐阜県知事は、国は財政赤字を地方に押しつけているだけ、これでは三位一体どころか、三位ばらばらの改革だと強く批判し、今後同じことをやったら、地方から一揆が起こると話し、引き続き基幹税が地方への移譲を強く求めることを示しております。

この問題につきましては、全国町村会、また町村 議長会等でも、この問題を積極的に取り組んでいく 姿勢を持っていただきたいと思います。本町におい ても、国の三位一体の改革で地方交付税、国庫補助 負担金による歳入額が大幅に削減されるなど、極め て深刻な事態を迎えたことを承知するものでありま す。

このような中で、当町の平成16年度一般会計予算案が提案されたところでありますが、一般会計においては、さきに示された健全財政維持方針、行財政実施計画に基づき、前年対比19.1%減の予算となっているところであります。行政課題等、町民の多様な要望を実現するための財源確保と歳出削減など、予算編成の苦労のあとが感じられます。

平成16年度は、厳しい財政状況の中で、保健福祉総合センターの施設整備費と管理運営費、老人身障者センター改修費など、多額の財源投資が見込まれている状況にあり、一方では図書室の改修を中心とした公民館改修が平成17年度に先送りや、町民生活環境整備の削減・縮小等の町民の痛みが目につくところであります。

平成16年度の予算の内容を全般的に見たとき、

昨日までの特別委員会の審議でも数多くの意見が出されたように、農業振興、商業振興や生活環境整備等の予算が十分とは言えず、決して町民の皆さん方の期待を充足するものではありません。しかし、農業、商工業、観光、自衛隊を中心とする経済産業基盤の形成と、子育て支援センターなど少子高齢化社会の諸政策、生活環境整備など、限られた予算を効果的に生かす、可能な範囲での予算措置をされているものと判断するものであり、現在、本町の財政状況から見ると、やむを得ないものと理解するものであります。

また、行政組織機構の改革による体制を整え、現状と将来の展望を十分認識し、単なる予算額の執行でなく、職員の意識改革による郷土のまちづくりに、心を付加する気概を持って執行することを期待するところでございますが、財政運営においても極めて深刻な影響を受けることは必然であり、そのことを町民の皆様方に十分な情報提供と責任説明を果たすとともに、町民の声を聞く努力をされるともに、健全財政維持方針の確立と、行財政改革に基づき、財政構造改革への財政に対する認識がなされていると判断するわけであります。

今後の行政及び予算執行に当たっては、財政構造 そのものを抜本的に改革していくことを重視し、従 来、予算特別委員会や決算特別委員会での意見審査 が予算の編成及び執行に十分反映されていない点も ありました。

今回提出されております 4 会計 1 6 項目の審査意 見を十分踏まえた中で執行していただけるものと判 断し、平成 1 6 年度上富良野町一般会計予算の私の 賛成討論といたします。

委員長(西村昭教君) 次に、本件に対する反対 討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

#### ( 賛成者起立 )

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成16年度上富良野町国民健 康保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了

します。

これより、議案第2号平成16年度上富良野町国 民健康保険特別会計予算の件を、起立により採決い たします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の 起立を求めます。

#### (賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成16年度上富良野町老人保 健特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了 します。

これより、議案第3号平成16年度上富良野町老 人保健特別会計予算の件を、起立により採決いたし ます。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の 起立を求めます。

#### ( 賛成者起立 )

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成16年度上富良野町介護保 険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了 します。

これより、議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の 起立を求めます。

### (賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了 します。

これより、議案第5号平成16年度上富良野町簡 易水道事業特別会計予算の件を、起立により採決い たします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成16年度上富良野町公共下 水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了 します。

これより、議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の 起立を求めます。

#### ( 賛成者起立 )

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了 します。

これより、議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

## ( 賛成者起立 )

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成16年度上富良野町水道事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了 します。

これより、議案第8号平成16年度上富良野町水 道事業会計予算の件を、起立により採決いたしま す。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

## (賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了します。

これより、議案第9号平成16年度上富良野町病 院事業会計予算の件を、起立により採決いたしま す。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### ( 賛成者起立 )

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。 よって、本件は原案のとおり可決されました。 お諮りいたします。

予算特別委員会審査報告書の内容については、委員長並びに副委員長に御一任願いたいと存じます。 これに、御異議ございませんか。

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。 よって、予算特別委員会審査報告の内容について は、委員長並びに副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の 審議は、全部終了をいたしました。

終了に当たりまして、一言私の方からお礼を申し上げたいと思います。4日間にわたる予算特別委員会ということで、議員各位には非常に協力的に、運営に協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。また、ことしは初の試みとして一問一答方式で進めるということで、その点につきましても御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

貴重な経験をさせていただきまして、これからの 予算委員会の運営の参考になりましたことを非常に 厚くお礼を申し上げます。また、あわせまして、理 事者各位にも、親切丁寧に答弁と説明をいただきま したことも、あわせて厚くお礼を申し上げます。

16年度予算、各会計予算、すべて原案どおり可決したところでありますけれども、審議の経過の中で出されましたもろもろの意見、あるいは疑問点、あるいはまた積極的に進められるというような意見も出ました。そういう中、ひとつその一つ一つの言葉を大切にして16年度予算の執行を進めていただければ、非常にありがたいと思うわけであります。

4日間、非常に長丁場になりましたが、皆様方の温かい御協力のもとに、大過なく進めさせて、終了をさせていただきましたことを厚くお礼申し上げまして、一言委員長よりお礼を申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

今後の日程について、事務局長より報告をいたさ せます。

#### 事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御連絡申し上げます。 明3月18日は、今定例会の5日目でございま す。開会は午前9時でございますので、定刻までに 御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

午前 9時59分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の 正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月17日

予算特別委員長 西村昭教